

令和6年 第3回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和6年第3回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和6年9月9日(月曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和6年9月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年9月9日 午後 3時15分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行 君	書 記 宇都宮 愛子 君
	書 記 穴見 紗里奈 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教 育 長 村上 悦郎 君
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
情報政策課長 田邊 国昭 君	産業課長 穴井 徹 君
税務住民課長 中島 高宏 君	建設課長 小野 昌伸 君
福祉課長 宮崎 智幸 君	
建設課審議員 谷口 正浩 君	総務課審議員 松本 徳幸 君
町民課保育園長 室原 由美 君	議選監査委員 久野 達也 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 杉本いよ君

8番 熊谷和昭君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月9日から9月19日までの11日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6. 9. 9)

議長（熊谷博行君） おはようございます。

幾分残暑もやわらぎ、しのぎやすい日が多くなったと思いますが、朝晩と日中の気温差が大きい時期でございます。くれぐれも体調管理なされますようお願いいたします。

前回の議会からオリンピック等ございました。なかなかいい成績だったのではないかとは思っております。先月25日だったですかね熊本県の消防操法大会があつて大変暑い中、小国町の選手も精いっぱい頑張っておりました。本当に暑うございました。それから先週の9月6日に金婚夫婦表彰式がございました。簡単に50年そうですね半世紀なのですが受賞者の皆様に聞いたら長いようで短かったと申しておられました。50年前、小国町は人口が約1万2千人。私が当時中学3年生でございました。同級生は200人以上いたと記憶しております。人口は半分ですが子供の数は半分以下に減っております。しっかり私たちもこの問題には向き合う必要があります。それから当時宮原小学校が新築されました。その数年後に小国中学校、蓬萊小学校、ほとんどの学校が新築されたと思います。残念ながら私たちの同級生教育長もですが新校舎には入っておりません。でも50年経てばまた次の校舎を建て替えるような時期になっております。今後しっかりその辺も考えていかななくてはいけないのだろうと思っております。

早速ではございますが、令和6年第3回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございまして、十分なる審議方、お願い申し上げる次第でございます。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和6年第3回小国町議会定例会ということでございまして御多用の中また今月は敬老会等々様々な皆様方も行事が多くある中にも関わりませず、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。先週9月の2日に議会運営委員会を開いていただきまして5日に定例会前の全員協議会、本日本会議から9月19日までの予備日まででございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

また、議案といたしましては、条例改正について、本年度の一般会計、事業会計の各補正予算。それから公共工事の請負契約の締結について、人事案件、令和5年度の一般会計、特別会計、報告等々17議案につきまして御審議をいただきたいなというふうに思います。また17日と18日には7名の皆様が御登壇の御予定ということでございますけれども、一般質問にて様々な御意見をいただければなというふうに思っております。長丁場にはなりますけれどもよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 杉本いよ君

8番 熊谷和昭君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る9月2日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月9日から9月19日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から9月19日までの11日間と決定いたしました。

本会議は、本日と17日、18日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「議案第30号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくをお願いいたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

議案第30号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、小国町国民健康保険条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例集のページ右肩に30と表示してあるものが改正条例本文となります。また福祉課資料（1）で新旧対照表を示してございます。改正内容に関しましてはこちらの資料で御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い条例中の被保険者証に関する改正が必要となったものです。具体的には令和6年12月2日以降の被保険者証が廃止になることに伴うものです。12月2日以降はマイナンバーカードを所持していない方とマイナンバーカードに保険証機能を登録されていない方には、被保険者証に代わり資格確認書が発行されることとなります。改正内容につきましては条文中の罰則規定の中にある被保険者証の文言を削除するものです。本条例の一部改正は令和6年12月2日からの施行となります。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第30号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） これは被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合の罰則を削除するものであるということでありますけれども、ただこの罰則そのものがなくなるわけではないのですよね。「この町は、世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。」というふうになります。具体的にこれは要するに資格を喪失した場合にその届出をしなかったりした場合に10万円の過料を科したり、この法律ではそういうまだ現行法では保険証や資格証明書の返還を求めてもそれに応じない場合にということが残っているわけですがけれども、まず具体的にこの10万円の過料を科すということはどういう場合を想定して科されるようになるのかということについて説明をしてください。

福祉課長（宮崎智幸君） 今議員がおっしゃったような事例というのはなかなか近年ではそういったことは起こっておりません。ただしどういった場合があるかということの御質問でございますが、ないとは思いますが不正に保険証を取得するであったり世帯の状況等を偽って保険料を安くするようにするとかそういった少し悪質な申出辺りが想定されるということで10万円以下の過料を科するというような条例を設けさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） 世帯の人員を偽ってということなので、要するに例えば3人家族がいて3人とも国民健康保険の加入資格がある人だったけれども均等割を払いたくないから「2人しかいません」というふうに届けた場合がこれ過料を科す対象になるのですか。例えばこういう場合。会社員で被用者保険に入っていたけれども退職して被用者保険の資格がなくなった。ところがその間収入がないから国民健康保険税も払えない。だから加入届を出さなかった。そういう人も10万円の過料になるのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 基本的には届出関係につきましては、国民健康保険のほうに加入する場合にもうちのほうで世帯の状況辺りも含めて確認は行うようにしています。それから社会保険を離脱した後の加入手続きに関しましても本人さんがもちろんそういった事実が発生した時点で届出いただくというのが基本ではありますが、当然忘れる場合であったりいろんなそういった事情もあるかと思えます。ただうちのほうからそういう確認がとれて「国民健康保険の手続きを行ってください」ということを申し上げた後にその対応をしていただければこういった過料という部分は発生しないと思えます。それにも更に応じてもらえない。なかなかそういうケースはないかと思えますけど、そういった場合にはこの条例が適用されるかと思えます。

以上です。

4番（児玉智博君） この条文では要するに資格を喪失した場合に返還しない人ということになるのですが、一番考えられるのは現段階、被保険者証がまだある状況の中では滞納してしまう、保険税が払えなくなったとそういう場合には現在は短期保険証であったりとか資格証明書というものが発行されているのですけれども、12月2日以降保険証が廃止された後がどうなるかというのちょっと確認をさせていただきたいのですけど。その場合は短期保険証に代わるものというのどうなるのでしょうか。資格確認書というのが発行されるわけですが、そこに3か月6か月とかの期限付の資格確認書というのが出されるのか。あるいは滞納した人に対しては別の対応というのがなされるのか。また医療機関において滞納している人が基本的に資格証明書を現在ですと10割負担ということになりますけれどもきちんと確認できるような窓口の人が一目見て「この人は保険適用を受けることができないから、では一旦窓口で全額10割負担していただかないといけない人なのだ」というのが分かるようにするためにどういう方法を考えられているのか最後に確認させてください。

福祉課長（宮崎智幸君） 御質問はまず滞納した場合の現在短期証というかたちで保険証の発行していますが、それが12月2日以降は基本的にはもうなくなります。代わりに資格確認書というかたちで発行しますが、その後そういった滞納している方辺りの対応という部分につきましては今実際ちょっと検討しております。これまでも資格証明書というものは実際小国町のほうでは発行しておりません。全て短期証で対応させていただいております。特別療養費議員言われたように病院のほうに行って10割の負担をして後で償還払いで返ってくるというような内容につきま

しては、かなり慎重に検討する必要があるというふうに思っております。それから滞納処理。滞納に関する業務に関してもそちらのほうはこちらで粛々と進めていく必要があると思っておりますので、あとは管内の状況であったりいろんな情報を入れまして遅くとも12月2日までにはその扱いについてしっかり取決めていく必要があるかと思っております。いずれにせよ特別療養費の支給ということになりますと事前に本人さんのほうに通知を行うとかそういったことでももちろん対応することになりますし、できる限り被保険者の方たちが困らないようなかたちで医療を受けられるような体制の部分を継続する必要があるというふうには考えております。それから医療機関につきましては今回のマイナンバーカードの保険証それから資格確認書につきましても負担割合辺りは分かるようになっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） 今滞納の問題が出ましたが税金以外にやっぱこういう国民健康保険の滞納は非常に金額も上がってきておりますので払う人に関しては大変な部分です。4期に分けて払うのですが結構な金額になります。ですからなるべくやっぱり滞納者が出ないように本当は同僚議員ではないですけど安くしていただきたいと思うのですが、できれば1回滞納した場合にすぐやっぱり対応していかないと溜めますとやはり払えなくなりますのでその辺のほうの指導もよろしくお願いしたいと思っております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ありませんか。

税務住民課長（中島高宏君） 国民健康保険税の滞納については徴収体制を整えて普通徴収の場合は12期で年金徴収は6回で徴収しております。今後も徴収体制を整えて滞納者に早く対応していくような体制を取りたいというふうに考えております。今後もそのような体制で行いたいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

8番（熊谷和昭君） 熊谷です。

直接これには関係ないのかもしれませんが、マイナンバーカードに変わるということを町民の方結構分かってらっしゃらない方がいると思います。その辺の周知とかいうのは町としてどういうふうになされているのかお聞きしたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） これまでもマイナンバーカードの取得それからマイナンバー取得に合わせて保険証機能を付けることをお願い申し上げてきました。最近でいきますと広報のほうにこういって「12月の2日で保険証はなくなりますよ」ということと「マイナンバーカードを持っておられる方はひも付けをしてください」とかいう広報辺りも行っております。しかしながらその部分十分でない部分もありますので今後文字放送であったりとか再度広報辺りでしっかり周

知のほうは行っていきたいというふうに思います。ただ12月2日にいきなり保険証がなくなったので病院の受診ができないとかいう状況ではありません。資格確認書というものが保険証に代わるものとして全ての方に職権のほうで配付されますのでそういった部分では混乱のほうも起きないように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第31号 小国町文化財保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集2ページをお願いいたします。

議案第31号 小国町文化財保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、文化財保護法の改正に伴い小国町文化財保護条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当局長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（久野由美君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

小国町文化財保護条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。条例集右肩に31と書いてある条例改正本文と教育委員会事務局資料1新旧対照表と文化財保護法（抜粋）を併せて御覧ください。今回の条例改正につきましては、小国町文化財保護条例の文化財の定義に「文化的景観」と「伝統的建造物群」の二つを追加し、今後に対応するために文化財保護法第2条第1項に掲げるものとするものです。文化財保護法第2条第1項では文化財の定義は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群となっています。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより議案第31号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、小国町文化財保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第5、「議案第32号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第32号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則といたしまして、この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由といたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

福祉課資料（2）で新旧対照表を示してございます。改正内容に関しましてはこちらの資料で御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、条例中の被保険者証の文言に改正が必要となったものです。

具体的には令和6年12月2日以降の被保険者証が廃止になることに伴うものです。12月2日以降はマイナンバーカードを所持していない方とマイナンバーカードに保険証機能を登録されていない方には、被保険者証に代わり資格確認書が発行されることとなります。改正内容につきましては、第4条関係の別表第2に定める構成市町村で行う事務について被保険者証の文言を削除するものです。本条例の一部改正は、令和6年12月2日からの施行となります。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第32号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 先ほどの国民健康保険のほうでは滞納による人への短期保険証や今でいう資格証明書等の対応がどうなるのかということで、具体的に短期保険証というのもなくなるけれども具体的に今後どうなるかというのはまだ現在町としては思案中ということでありました。ではこの後期高齢者医療保険についてはどういうふうな対応になるのか把握されていれば御説明ください。

福祉課長（宮崎智幸君） 後期高齢者の保険につきましては、現在のところでも短期証の扱いを行っていません。ということで現在のところその部分も少し調整する部分は必要ですが、資格証明書に代わるものというかたちで10割負担の部分はない方向で今検討しているような状況です。以上です。

4番（児玉智博君） 分かりました。これ同文議決ですので県内45市町村全てが議決した後の手続として12月2日以降の施行ということで附則にはうたわれておりますけれども、今後広域連合議会などの予定はどうなっているか分かりますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 申し訳ございません。今現在次の後期高齢者医療広域連合の議会の日程というのが今ちょっと把握できておりません。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第33号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集3ページをお願いいたします。

議案第33号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第4号）をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千857万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2千832万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

総務課長(佐藤則和君) おはようございます。

それでは、令和6年度小国町一般会計補正予算(第4号)についての説明をさせていただきます。今回補正をお願いいたしますのは歳入歳出それぞれ1億5千857万9千円を追加するものでございます。

それでは、歳出の大きな額の補正について説明させていただきます。

補正予算の9ページをお願いいたします。まず各費目に計上されております人件費につきましては、人事異動に伴うものと新たに扶養手当、住居手当が発生した者及び時間外手当の増によるものになっております。各費目での説明はここで統括して行わせていただいております。

款2総務費の目3財産管理費の修繕費32万6千円は、役場駐車場等の屋根のさび止めを実施させていただくものでございます。節18の負担金補助及び交付金、南北共有林管理経費負担金30万円は、南小国町、小国町の共有財産である立木が大雨により倒木として林道のほうに通行の支障を来しているものを伐採するための経費の負担金となっております。

続いて9ページ、目4企画費です。節11手数料275万円は、アマゾンがふるさと納税業務を開始するに当たり導入初期手数料として支払うものでございます。目18負担金補助及び交付金の小国町空き家改修事業補助金50万円は、現行予算より申請が1件増えたものに対応させていただくものでございます。目4企画費の節7報償費56万円、節8旅費30万円、節10の需用費50万円、節12委託料74万8千円、節13使用料及び賃借料32万5千円の計243万3千円の減額は、地域リーダー育成事業が補助事業の採択がなされなかったことによる減額となっております。

次に、目10電算施設費です。節11役務費のアクセスプレミアム回線使用料44万4千円は、庁舎外でLGWAN回線使用に係るものとなっております。

11ページをお願いいたします。項5統計調査費、目1の統計調査総務費の節1報酬の139万7千円は、農林業センサスと全国家計構造調査に係る調査員及び指導員の報酬等でございます。

12ページをお願いいたします。款3民生費の目2障害者福祉費の240万円は、悠愛障害者利用施設の利用回数増に対応するため地域生活支援事業委託料を増額するものでございます。項2の児童福祉費、目1児童福祉総務費の児童手当システム改修負担金68万2千円は、市町村支

給分を支給するための改修負担金でございます。続いて款4衛生費です。目2予防費、節12委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料2千430万円は、新型コロナウイルスワクチン接種の個人負担を軽減するための委託料となっております。

13ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項2林業費の目3林道費、節10修繕費の100万円。これは林道の砂利路面の修繕費となっております。次に款6商工費、目3観光費、節10需用費の修繕費860万円は、ゆうステーション外周歩道及び浄化槽の修繕となっております。節11役務費の警備手数料240万円は、鍋ヶ滝の警備人件費の増額に伴うものとなっております。

14ページ、節の12委託料の観光情報集約業務委託料330万円の減額は、事業不採択による減額となっております。款7土木費、項4住宅費、目1の住宅管理費、節10需用費、修繕費の1千100万円。これは関田住宅の浄化槽の修繕費となっております。

15ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目2の事務局費、節18の小国高校支援補助金15万円は、未来留学の説明会に係る経費の増額分でございます。項3小学校費、目1学校管理費、10需用費の修繕費170万円は、小国小学校体育館の修繕費となっております。項6の保健体育費の節10の修繕費でございます179万円でございますけれども、これは林間広場等の保健体育施設等の修繕費となっております。

16ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1土木施設災害復旧費9千265万円でございます。道路4件、河川10件、合わせて14件分の修繕費、委託料、工事費等でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に歳入についての説明になります。

7ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目4の災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金4千135万4千円は、災害復旧費に充当させていただきます。項2国庫補助金、目2の民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金120万円は、障害福祉費に充当させていただきます。目3の衛生費国庫補助金の1千577万円は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料に充当させていただきます。7ページ下段の款17寄附金のふるさと寄附金550万円のこのうち半額の275万円は企画費に充当し、残りの半額は一般財源として充当いたします。

8ページをお願いいたします。款18繰入金、目7悠木の里づくり事業基金繰入金860万円は、商工費のゆうステーション修繕費に充当させていただきます。款19繰越金の前年度繰越金5千95万4千円は、一般財源として充当させていただきます。款20諸収入、目1雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金500万円につきましては、これは関田住宅の浄化槽の修繕費に充当させていただきます。最後に款の21町債、目8災害復旧債の3千万円は、災害復旧費に

充当させていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。よろしく御審議方お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第33号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

全員協議会のときもちょっとお答えいただきましたけど15ページ一番上の小国高校支援補助金です。計画の具体的な内容それからこれは小国町、南小国町が負担するのですか。その費用負担がどうなっているのかということ。もう1点は企業版ふるさと納税による基金というふうに説明を受けたと思いますが、基金条例の第2条のどの項目に当てはめたのかが分かりましたらお願いします。

教育委員会事務局長（久野由美君） 小国高校の補助金の件でお答えいたします。小国高校の来年度令和7年度入学生徒対象の全国募集に向けて、今年度東京大阪で3回合同学校説明会に参加しております。その航空運賃及び宿泊費の高騰によりまして当初予定よりも増額が必要となり、南小国町と小国町と案分しての補正となっております。ふるさと納税、ネットワーク事業基金条例の2条につきましては3番の人材育成事業に当たると聞いております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

13ページの観光費、ゆうステーションの修繕ということで御説明いただきました。これもそうなのですけれども例えば関田住宅でも浄化槽の修繕といういわゆる各公共施設、経年劣化によってもろもろの修繕工事等が出てこようかと思えます。当然ですけれども利便性を高めるためにも。このゆうステーションの外周及び浄化槽ということで説明を受けたのですけれども外周というのを具体的にもう少しさしていただけますでしょうか。例えば駐車場を含んだ外周なのか。建物の外周なのか。実に土曜日曜になると大渋滞を来すように多くの方々お見えになります。当然修繕をして良い環境の中で過ごしていただきたいと思えますので、そういった具体的なところでお知らせいただけたらと思えます。

産業課長（穴井 徹君） それでは、説明させていただきます。ゆうステーションの歩道修繕につきまして外周というのは建物の直近の周回できる枕木がデザイン的に施してあるところになります。ゆうステーションが1985年に国鉄宮原線の廃止の後、1987年に肥後小国駅跡地にオープンしました。以来37年枕木のところにある周遊できる歩道については部分的には修繕は施しておりましたが、今回部分的な修繕では無理ということで経年劣化が進んで凸凹があり歩きにくいということで修繕を予定しております。河川側のほうはバス停とで利用しておりますのでその部分は全部フラットにして椅子等もちょっと置けるようなかたちで整備したいと思っております。

す。ケヤキ広場側は今の趣を残すようなかたちで枕木も利用しながら修繕をしていきたいと思っております。

以上です。

9番（久野達也君） 枕木、確かに劣化しております。以前も聞いたことがあります。女性のヒールの方が突き刺さるとかですね。当然早めの修繕も必要かと思えます。でしたら今の説明からいきますとケヤキ広場側は既存のを使うという意味ではなくて既存のようなかたちの枕木を主体に考えたい。それから川側のほうはコンクリートかセメントだとかになるのでしょうか。と申しますのもゆうステーションのところには旧宮原線の跡地利用ということで鉄道敷線路がしてありますし切替え機も設置しております。それでゆうステーションのできた経緯の中ではやはり駅舎がゆうステーションに変わったのだという意味合いからあのところに枕木を使った経緯等もあろうかと思えます。歴史が語られるようなかたちでできれば計画等も進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 今議員が言われたとおり河川側はコンクリートで予定をしております。あと入り口が3か所ありますが人の通りが多いところではできるだけフラットなかたちでコンクリート等で施工させていただいて、ケヤキ広場側のほうは趣を残すようなかたちで購入になります。が枕木のほうをですね。現在のを再利用しようと思いましたがちょっと無理だということで結果が出ましたので、購入して趣を残したかたちで修繕したいと思います。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 関連です。観光費のところですが道の駅ゆうステーションの箇所なのですがけれども、この要望というのはどのくらい前から大体要望が上がっていたのか。それからその枕木周辺というところで入り口もたくさんの方が利用される中で今重い扉をやっぱりお年寄りの方とか一生懸命開けている。それから車椅子の方々もなかなか入りづらいようなところも見受けられますので、例えば今後自動ドアとかそういったかたちでユニバーサルの取組をするというような計画などはないでしょうか。お尋ねします。

産業課長（穴井 徹君） いつから要望があったというのはちょっと定かには確認しておりませんが、状況を見てかなり劣化が進んでということで今回修繕することで判断させていただきました。あとドアについては建物の形状的なものもありますのですぐ自動ドアにできるかという確かにドアが重いというお話も聞いております。そこら辺も含めて利用者の方に優しいデザイン、建物になるように検討しながらどういうふうなかたちでいくのがいいのかというのはしていきたいと思えます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

5番（穴見まち子君） 13ページの農林水産業費なのですが林道費、修繕費で100万円って

場所はどこになるのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。お答えいたします。

これは6月26日から7月2日に降りました梅雨前線豪雨によって林道7路線の急峻なところの砂利が流れたというところで全て言ったほうがいいですか。

5番（穴見まち子君） 聞こえなかった。どこか分からなかった。

4番（児玉智博君） 早口すぎて何線と言ったのかが聞き取りきれなかった。

建設課長（小野昌伸君） いやいやまだ路線名は言っておりません。

議長（熊谷博行君） 7路線。

5番（穴見まち子君） 7路線。

建設課長（小野昌伸君） 7路線です。ゆっくり言います。その梅雨前線豪雨によって7路線が被災しております。まず扇山線です黒淵、手水野東河内線、湯ノ平線、星ヶ太郎線、黒淵です、後ヶ山線、永畑線、薄野線、合計7路線でございます。よろしいでしょうか。はい。黒淵、下城が結構多いですかね。そう認識していただければありがたいかと思っています。

以上です。

議長（熊谷博行君） よろしいですか。

5番（穴見まち子君） はい。

議長（熊谷博行君） お分かりですか。林道の地図をもらおうといいですよ今度。

5番（穴見まち子君） 全部は分からなかったけど。

議長（熊谷博行君） まず分からないと思います。

5番（穴見まち子君） そうなのですよ。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

8番（熊谷和昭君） 8番です。

7ページ、歳入のコロナワクチンの接種補助です。それと歳出の12ページ、同じくコロナワクチンの件なのですけれども補助金1千万円くらい町が多分出すことになると思うのですけれども、どのくらい今現状前の回でも結構です接種をされているのか。多分どこの自治体も捨てる分が多いという話は結構聞きますけども、小国町でどのくらい無駄になっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） まず接種率に関しましてですが、コロナウイルスが令和2年からワクチンの接種を始めまして最初のほうそれから特に高齢者65歳以上の方々の接種率というのは最初のところはもう非常に高かった80%から90%というような数字で推移しておりました。特例法で令和5年に最後の接種を行っておりますが、そのときの数字で申し上げますと大体3分の2、63%ぐらいの方が接種ということでもうだんだんちょっと少し関心のほうが薄れてきているのではないかなというふうに思っております。しかしながら現在も毎日のように感染、罹患される

方はおられるのでそういう部分で特に高齢者の方であったり病院関係それから高齢者の施設関係の方々には非常にそこら辺は慎重に対応しております。施設関係というのは特に1人出るとサービスを停止させたりとか隔離したりとかそういうことをする必要があるということで非常に施設の関係者からはコロナの対策については継続してやっていただきたいというような要望も実際にいただいております。今回は一応先ほど申しました接種率3分の2ぐらいを見込んだかたちで予算のほうは計上させていただいております。このうち全協のときも申しあげましたように1万5千300円1件当たりかかります。そのうちの8千300円が国のほうから補助金としてくるということになります。残り7千円のうち3割の2千100円を個人負担、4千900円を町のほうで負担させていただくという予算計上となっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

同僚議員からも修繕費の中で出たのですが、関田住宅ここはもう修繕というか改修工事が終わってこの修繕はこの前の説明では浄化槽か何かとか聞いていますが、何年ぐらい経って何人槽なのか。そして今度は新しい浄化槽になると思いますので汚水が前のよりきれいになっていると思いますが、その辺までのデータは出ていますでしょうか。説明のほうよろしくお願いします。ゆっくりでいいです。

建設課長（小野昌伸君） はい、ゆっくり言わせていただきます。

経過年数は43年経過しております。今回修理するのが100人槽です。関田は100人槽になっております。これが浄化槽自体そのものはまだ耐久性大体30年40年ですがもう既に43年経過ということですが浄化槽自体はまだまだちょっとしっかりしているものですから、今回のこの補助事業は二酸化炭素を抑制しようということでもう古くなったブロワーとか動力とかそういう機械を最新鋭の機械にして省エネCO2の削減を20%削減していこうではないかという補助事業でございます。これ環境省の補助事業です。今回取り替えるのがブロワーです。空気を送り込んで菌を活性化させていい水にするというところでこれが大体900万円、動力関係が500万円、それに附属する配管が600万円というかたちで、もうその機械の器具取付、取替えというかたちで今回は当初が700万円上げていたのですが物価高騰それと不具合がちょっと近ごろ見つかりましたので同時に採択を受けたというかたちになっております。よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） ちょっと3点伺います。

まず第1点目が12ページの人権政策費の部落解放熊本県研究集会ということですが。この部落解放熊本県研究集会というのが阿蘇地区というので阿蘇のどこかで行われるから阿蘇の市町村が

負担しないといけないんでしょうけれども、実際こんなことをずっといつまでも続けているからなかなか解放されない人がいるのではないかなと思うのももうこういうものはもうやめたほうがいいと私は思うのですが。県民体育祭でしたかね阿蘇市町村会長の高森の草村町長が「阿蘇地域ではもう財政も厳しいから、もう引受けられません」というふうに言っていたのでいずれかの段階で私もそういうことこの部落解放研究集会についても声を上げる市町村長が出てきてくれることを願うのですが、質問としましてはなぜこれ補正予算で計上。大体年間の計画というのはもっと早い段階で分かると思うのですが、なぜこの補正予算が組まれるのかということと部落解放研究集会が一体どういう人たちが主催していて市町村に負担金を出せというふうに言ってきているのか。また日程ですね。どこでいつ開かれるのか御説明ください。

税務住民課長（中島高宏君） 部落解放研究集会は毎年県下で県民に同和問題をはじめ様々な差別解消を目指して人権が尊重される社会の実現を取組として県下各地域を会場に開催されております。例年、県地域振興局ブロック単位で開催されておまして今年も第36回大会ということで阿蘇地区で行われるかたちになっております。会場につきましては阿蘇市体育館周辺の体育館、武道場を使用して開催されるかたちになっております。10月の19日の土曜日と20日に開催をされます。今回の補正につきましては、まずこの大会につきまして年度末に阿蘇地区で開催されることが決まりましたので地元の実行委員会阿蘇管内7市町村の実行委員会を立ち上げましてそれに伴う予算が発生しております。その予算につきましては主に交通関係の駐車場関係の警備であったりその関係の看板やまたアトラクションを行いたいということでそういう予算を実行委員会のほうで計上しました。小国町の負担が約11%ぐらいということで26万7千円の予算を今回計上させていただいております。主催につきましては団体が11団体ありましてまず部落解放同盟熊本県連合会それから熊本県市町村人権啓発推進連絡協議会、熊本県市町村人権同和教育連絡協議会、熊本県PTA連合会、熊本県就学前人権同和教育研究協議会などの11団体が主催ということになっております。市町村につきましては後援ということで阿蘇管内の7市町村、あとももちろん熊本県、熊本県教育委員会、熊本県市長会、熊本県町村会が後援に入っております。

以上でございます。

4番（児玉智博君） そして次ですが15ページにあります小国高校支援補助金ということで先程来、地域未来留学の説明会に先生たちが行く旅費、宿泊費等が物価が高くなっているからちょっと足りなくなったということで説明がありました。この地域未来留学というのがそもそも大体どれぐらいの人を小国高校に来てもらう目標でやっているのかということをおっしゃっていただきたいのと、普通募集定員というのが毎年示されていて恐らく小国高校は普通科だけなので2クラスの80名が募集定員ですかね。その募集定員に対してこの一般の入学者そしてこの地域未来留学というのでそれぞれ大体定員はどれだけ募集するのかということをお聞かせください。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい、お答えします。

まずは来年度の目標ということで3名が目標だったと思います。

4番（児玉智博君） 今のところをもうちょっと詳しくですね。そしたらもうその一般入試の募集定員が80－3なので77名になるということでしょうか。ということを一応確認させていただきたいのと。

あと住宅管理費の修繕費についてちょっと少しだけ聞いておきたいと思います。ここの関田住宅の住民の方から以前からちょっとお困りごとというので聞いていたのが、「浄化槽の電気代を住んでいる人たちで分けてから負担しないといけないので、もう非常にそれが結構な額になるんだ」というので言われました。今の説明を聞いていますと非常にCO2抑制のためということなので電気代自体は下がるのかなというふうに思いますが、それでもやはり普通は公営住宅なので浄化槽の電気代を別個に負担している。柏田住宅はそんなことはないと思うのですが。やはりその辺は安くなるのはいいかもしれないけれども、安くなった電気代はやっぱりこの住んでいる人たちだけで負担しなければいけないのか。それとももう町が出すようになるのかを説明してください。

教育委員会事務局長（久野由美君） 小国高校の募集人員につきましては80人の定員の中に未来留学の生徒の分も入っております。80人の定員。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。

浄化槽の問題は議員さんおっしゃるとおり役場のほうにも苦情といいますか御相談にはよく来られていますので、今回新しくしてこれを機にかなり省エネで電気のほうどれだけ下がるかわかりませんが結果を見ながら今後いい御意見をいただきましたので検討材料といたしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時20分から行います。

（午前11時11分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午前11時20分）

議長（熊谷博行君） 途中でしたが、一般会計補正予算についてでございます。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、令和6年度小国町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第7、「議案第34号 令和6年度小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページ下段をお願いいたします。

議案第34号 令和6年度小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書（第1号）をお願いいたします。

令和6年度小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度小国町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（特例的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度小国町簡易水道事業会計予算第4条の2を「地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1千円及び842万1千円である。」に改める。

令和6年9月9日提出

熊本県小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） よろしくをお願いいたします。

これはもう勉強会の際にも御説明いたしましたとおり今までの特別会計であったがため4月1日から公営企業法の適用により企業会計になっております。ありがとうございます。企業会計になったがために本年3月31日をもって特別会計は打ち切り決算というかたちになりまして、そ

こで発生しております未収入それから未払金、普通出納閉鎖で4月1日から5月31日までのそれに関しては出納閉鎖までに支払うということではいろんな部分が出てきたと思いますが、この未払に関しては新しく企業会計になったものに債権とか未収入金、未払金を補正しなさいということになっておりますので、そのまま先ほど町長が読み上げたとおり未収入金、未払金を企業会計のほうに補正したという移動といいたいまいしょうかそういうかたちで移動している部分です。これが俗にいう特例的収入及び支出の補正ということで法的に決められていますのでそういうかたちで移動させております。

以上です。

議長（熊谷博行君） これより議案第34号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号、令和6年度小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第8、「議案第35号 令和6年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の4ページをお願いいたします。

議案第35号 令和6年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書（第1号）をお願いいたします。

令和6年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度小国町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（特例的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度小国町下水道事業会計予算第4条の2を「地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ57万3千円及び1千370万7千円である。」に改める。

これが、この議案を提出する理由でございます。

令和6年9月9日提出

熊本県小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） よろしくお願ひいたします。今、町長が読み上げましたとおり先ほどの簡易水道と一緒に農業集落排水特別会計も公営企業に4月1日からなりましたので、先ほどの説明と一緒に未収金、未払金においては公営企業のほうに引き継ぐと移動させるというかたちで先ほどの説明と全く一緒でございます。金額にしてみれば未収金が57万3千円、未払金が1千370万7千円となっております。

簡単ですが説明は以上です。終わります。

議長（熊谷博行君） これより議案第35号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、令和6年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第9、「議案第36号 公共工事請負契約の締結について（小国中学校

寄宿舍施設改修（電気設備）工事」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

議案第36号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 小国中学校寄宿舍施設改修（電気設備）工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6千36万8千円
- 4 契約の相手方 阿蘇郡小国町大字宮原2034番地
有限会社 宇野電器
代表取締役 宇野 英典

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、御説明申し上げます。

別紙の総務課資料（2）を御覧いただきたいと存じます。開札調書でございます。開札日は令和6年8月26日でございます。2枚目の公共工事請負仮契約書を御覧いただきたいと存じます。工事番号は小教第95号。工事名は小国中学校寄宿舍施設改修（電気設備）工事でございます。工事場所は阿蘇郡小国町大字宮原棕子原地内でございます。工期は令和7年3月28日までとなっております。1枚目の開札調書を御覧いただきたいと存じます。予定価格が税抜で5千541万2千円でございます。10社を指名させていただきました。有限会社宇野電器が入札価格5千488万円。消費税込みで6千36万8千円で落札し令和6年8月28日付けで仮契約を結んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） 私のほうからは工事の概要について説明させていただきます。別紙の建設課資料（1）3枚綴じをお開きください。先ほど総務課長が言ったとおり工事番号等々請負代金までは先ほど述べたとおりです。工事概要が一番主なもので受電施設。小さい変電施設と提供いただければありがたいと思います。キュービクル5連式を一式ということです。あとは電灯電力設備としてこれも一式。これは照明関係をLED化するということで資料の3枚目にそれぞれ

れの街路と中の照明器具の見本を付けております。1枚めくっていただいたところに受電施設キュービクルのこういう箱型の変圧器を場所的には棕子原線から入ってきて左側のほうに5連設置したいと思っております。これが工事内容としましてはキュービクル関係が約3千800万円程度。照明器具が1千200万円程度。LEDが1千万円ということでそういうかたちで全部で6千36万8千円となっております。

簡単ではありますが、以上でございます。

議長（熊谷博行君） これより議案第36号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 今ちょっとそれぞれの値段をキュービクルが3千800万円、電灯電力設備が1千200万円と電灯が1千万円ということでちょっとした内訳を説明いただいたのですが、見積りをもうちょっと詳しく教えていただきたいのです。キュービクルとその電灯・電力設備、電灯の。要はそれそのものの値段としては幾らで見積書が出てきているのでしょうか。作業員賃金とかそういうものを省いた中で要はキュービクルそのもの、電灯そのもの見積り額が幾らなのか教えてください。

建設課長（小野昌伸君） 今設計書を持ち合わせておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。はい、よろしくお願いします。

4番（児玉智博君） これは後ほど答えていただくとして。この寄宿舎そのものの今後の方向性というところで聞いていきたいのですが、やはり少子化というのはもうこれは日本全体の課題で消滅可能性のある自治体なんていうのも小国町言われているわけですがけれども子供の人口そのものは減っていくと思うのです。各大字で見ても宮原よりも私の住んでいる黒淵とか上田、西里とか下城とかやっぱりその周辺部のほうが人口減少、高齢化というのはやはり進んでいくわけです。どっちかというとならやっぱり宮原のほうが子供も残っていく。若い人の人口の割合も多いというところでこの寄宿舎自体が今後何年間使用されていくのかということ考えたときに、この6千万円というのを果たして本当にここに予算をかけるのが妥当なのか。教育、子育てでも同じ6千万円でももっとこう使う場所があるのではないかというような気がするわけです。それで私は再三やっぱり保護者とか町民の意見をもっと聞いてから判断すべきではないかという提案もしていたのですが、そういった作業というのがどのように行われて保育園、幼稚園も含めてそういった保護者の方たちのある程度の理解というか合意というかそういうものは得られたものと考えていらっしゃるのかお答えいただきたい。

それともう1点です。地域未来留学で目標は来年は3人ということを言われました。実際高校生ももしかしたら3人か2人1人か高校生もここに入寮する可能性があるわけですね。そうしたときにやはり空き部屋がもうあるわけですから半分も入ってないでしょう今。定員。そうであればやはりその地域未来留学で町外から来た高校生だけではなくて、やはり今入寮している中学

3年生が小国高校に進学しましたと。そういう人たちも引き続き高校生になっても入寮できるようにしないと、これせつかく6千万円もかけたのにまた結局空き部屋ばかりというようなかたちにもなるのではないかと思うのです。やはりこの6千万円をより生きたかたちで本当にかけたかいたがあったなど誰もが思うようなこの活用の仕方というのを考えていかないと、結局はもうせつかく6千万円もかけたけどキュービクルの減価償却が終わる前に子供がいなくなったということにもなりかねないのではないかと思うのですがその辺どうお考えなのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい。お答えいたします。

まず寄宿舎の保護者の御意見を聞いてということでした。保護者につきましてはこの議会の場でもお答えしたことがあります。中学生の保護者だけでなく小学生からの保護者にお尋ねをしたところでもあります。それで今住んでいる子供がいる。そういう子供がいる中でお風呂が使えない状況になる。もういつ使えなくなるか分からない状況のボイラーである。今の夏の暑い状況の中でエアコンがない状況であるというところからこの改装のお話をアンケートの中では御理解いただいたものと思っております。子供の少子化につきましては町全体で少子化対策を行っているところではありますが、このコロナ禍の期間極端に子供の数が減ってきているのは事実だと思います。今後の対策によって子供が増えてほしいなと思っているところではあります。各学年の状況などを推移というところで調べたところで今後今の生まれている0歳の子供が1年生になったときはクラスが1クラスになるだろうという見込みではあります。その時点におきましても小中学生のクラスというのはまだ2クラスの学年もあるという状況でありますのでそこを考えるとこの10年間というのは今使えるという見込みがあるのかなと考えているところです。空き部屋につきましては今おっしゃっているとおり4人部屋の定員56人に対して中学生の入寮者が23人ちょうど半分というところ。未来留学の対応といたしまして二階の部分を高校生に使ってもらうというところを考えているところです。できるだけよりよい状況で使っていただきたいなと考えているところです。答えが足りないところは申し訳ありません。

以上です。

議長（熊谷博行君） 児玉議員、入札の締結の議題ですので、それ以上詳しいことは別の案件で質問していただければいいと思います。よろしいですか。

4番（児玉智博君） はい。

入札の案件なのですが結局これに賛成反対というのはやっぱりこうどういうふう。やっぱり「10年は大丈夫」と言っているけれども、本当にこの10年使われる確証が得られなければもうこんな契約はしないほうがいいわけだからですね。さっき聞いたことに返ってきてないものだけをちょっと、もうさっき聞いたことだから聞きます。結局の地域未来留学をするのであればもう高校生は入れると。もうそれは決まっているわけですね。もう決定している事項ですよ。そうであればもう高校生が入るならその地域未来留学で3人しか来ないわけではないですか。目標

は3人なのでね。そうであればもう今中学校3年生で入っている子たちが小国高校に進学しますと。「そしたら、引き続き入っていていいですよ」とそういうふうにしてなるべく定員100%に近い率で利用してもらったほうがいいではないですか。その検討はしないのかということをお聞きも聞きましたけど答え返ってきていませんので教えてください。

教育長（村上悦郎君） 未来留学の件でございます。先ほど人数のところ来年度3名と。ゆくゆくは目標は8というところで今、この前の説明会辺りでも考えているというところでした。中学生のというところですがやはり今宮原の町内の方でも「寮に入れさせてください」というようなところは時々あります。ちょっと親御さんがとかいうところでやはり世話ができないとか。でもやはり一線は引いておかないといけないところですね。6キロというところではありますが。前この予算を承認していただけたときにもいろいろ見込みの人数とか環境とかでお話ししましたが、設置して環境を整えて議員が言われますように中学校のとか、やはり高校生も入れてくれと。20キロというのがありました。そのときそのときにやっぱり随時有効的に活用できるようにみんなが納得できるような入寮の規約辺り条件辺りを考えていって有効活用ができるようにすることはもちろん考えられることだと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

金額面に関しては僕は言いません。建設課のほうにちょっとお聞きしたいと思います。キュービクルがこれがもう4千万円近くします。あそこの施設、今落雷が多い。ですから避雷針があるのか。このキュービクルに対する保険も入るのか。なぜ聞いたかというところ前下城の大イチョウの枝が折れて民間の方に迷惑をかけました。そのときに保険が出たのが500万円。一般会計から300万円出しております。なるべく一般会計から出さないように保険で賄えるようにするのが保険ではないかと思っておりますが、その辺りはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

保険につきましては町の所有ということで保険をかけております。避雷針につきましてはちょっと確認してみないとちょっと分かりません。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、公共工事請負契約の締結について（小国中学校寄宿舎施設改修（電気設備）工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「同意第2号 小国町教育委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

同意第2号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字上田5021番地2

氏 名 時松 比佐代

生年月日 昭和35年12月18日

提案理由といたしましては、令和6年9月30日に時松比佐代氏の教育委員会委員の任期が満了となることから再任を求めためでございます。

少し補足をさせていただきたいと思います。時松比佐代さんにおかれましては昭和60年4月に小国町職員の保育士として採用され小国学園、保育園、子育て支援拠点で勤務をされておりました令和4年3月に定年退職されました。責任感、使命感が非常に強うございます。皆様方も御存じだと思いますけれどもボランティア活動で不登校、子育てに悩む保護者の集いや小国高校での赤ちゃん交流会、読み聞かせグループ活動など本当に幅広く活動をされております。保護者といたしましても小学校のPTA副会長を上田でされておりましたけれども役員も務められて人望も厚く人格がすぐれている方でございます。先日も教育総合会議ございましたけれども給食についての主には栄養について質問等々をされておりました、先ほど申し上げましたとおり平素から様々な御経験の観点から子育てについて、それから不登校等々について御意見を私もいただいているところでございます。是非とも再任をお願いしたく御同意方よろしくお願ひしたいと思ひます。お世話になります。

議長（熊谷博行君） これより同意第2号について質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をも
って行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9名であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に2番、杉本いよ
さん及び9番、久野達也君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、杉本いよさん及び9番、久野
達也君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載
願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

2番、杉本いよさん及び9番、久野達也君に立会いをお願いします。

（開 票）

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は1時から始めます。

（午前11時57分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時00分）

建設課長（小野昌伸君） 先ほど議案第36号で4番議員のほうから御質問があった件に対してお答えいたしたいと思っております。キュービクル経費込みで3千800万円というところで見積りで本体価格は2千400万円でございます。それから電灯・電力施設1千200万円そのうちの動力関係製品代として340万円。あとはケーブルの配線、人件費等々でこの金額になっております。最後。電灯、室内、22灯のLEDの交換があります。それが製品代だけで580万円。経費込みで1千75万7千円となっております。人件費、諸経費が大体1.25です。25%乗りますのでそこは御理解いただきたいと思っております。大体製品代として半分よりちょっと上ぐらいが製品代が占めているというかたちになります。

それから松本議員のほうからありました避雷針に関しましては、キュービクル自体の保険といましようかもうもちろん公共工事の場合は1年保証が付いています。それから避雷針は大体建物20メートル以上。屋上に結構キュービクルがあるところもありますのでそういうところにおいては避雷針を建てるといふ。あくまでも建物に関して20メートル以上に関して建てなさいという基準があります。今回はなしということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） それでは、日程第11、「認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第12から日程第17、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号までの6件は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計の決算認定となっていますので、一括して議題といたします。

それでは、執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定の説明をお願いします。

なお、はじめに町長より議案集の朗読をお願いします。その後に各課長より説明をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） それでは、午後からもよろしく願いいたします。

それでは、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでを一括して提案させていただきます、そのあとに担当課長から概要説明をいたさせます。

では、議案集7ページをお願いいたします。

認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集7ページ下段をお願いいたします。

認定第2号 令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集8ページをお願いいたします。

認定第3号 令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集 8 ページ下段をお願いいたします。

認定第 4 号 令和 5 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集 9 ページです。

認定第 5 号 令和 5 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集 9 ページ下段です。

認定第 6 号 令和 5 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集 1 0 ページをお願いいたします。

認定第 7 号 令和 5 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

各決算の概要担当課長がそれぞれ御説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和 5 年度小国町一般会計歳入歳出決算についての概略説明をさせていただきます。

一般会計の歳入歳出決算書をお開き願います。

まず1ページ、2ページでございます。総括表としまして、歳入歳出それぞれの款ごとの決算金額を記載させていただいております。歳入総額86億4千855万8千685円、歳出総額76億4千200万7千283円でございます。

11ページをお願いいたします。今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引きとしまして10億655万1千402円が残額として出ております。この処分としましては全額翌年度への繰越し額となっております。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

また13ページ以降は歳入歳出決算の事項別明細書がございます。これにつきましては後日各担当課から概要の詳細説明をさせていただきます。

それでは、総務課資料で一般会計の決算についての概要を説明させていただきます。

総務課資料(3)をお願いいたします。令和5年度決算主要施策(事業)成果報告書をお開き願います。1枚めくっていただきますと目次がございます。目次では各所管課ごとの主要施策成果調書のページを表記させていただいております。以下、事業内容、成果の説明及び決算額それに係る財源内訳を記載させていただいておりますので決算確認のときに参考にさせていただきたいと存じます。

次に総務課資料(4)令和5年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。総務課資料(4)をよろしくをお願いいたします。1ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の決算の状況です。令和元年度から数値で推移の経過等が比較できるように表記させていただいております。今回は決算ということで1ページの一番右端が令和5年度の概要となっております。令和5年度の標準財政規模が35億830万1千円で財政力指数は0.24でございます。ここ数年はこの財政力指数は0.24から0.25の間を推移しております。大部分を交付税に頼っている財政状況がこれにて分かると思います。

歳入の内訳としましては歳入総額86億4千855万8千円に対して一番主なものが地方交付税これは特別交付税、普通交付税の合計額です。28億7千831万8千円ということで歳入の3分の1の額を地方交付税に頼っていることとなります。それから町債。町の借入金ですが6億1千217万4千円となっております。それ以外の歳入としましては①国庫支出金、②町税、③としまして県支出金が主なものとなっております。

次に歳出総額は76億4千200万7千円です。その他の経費としましては歳出額が大きいのは補助費等で13億4千万7千円となっております。これは負担金補助及び交付金となります。一部事務組合への負担金等もこれに含まれます。補助費につきましては前年度より2千301万2千円の増額となっております。増額の理由としましては木材産業振興施設等整備事業補助金、

森林組合の木材選別機導入補助金や飼料価格高騰対策緊急支援事業交付金等に対応したことによるものでございます。次に物件費で需用費、役務費、委託料ですが総額で8億6千947万円です。前年度から3千962万7千円の減額となっております。主な理由としましては新型コロナウイルスワクチン接種委託料や地籍調査業務委託料等の縮減によるものでございます。次に投資的経費で普通建設事業費と災害復旧事業費を合わせた額が投資的経費となります。総額で19億4千746万7千円になります。災害復旧事業費は9億1千199万5千円です。これは農林水産業施設災害復旧費と公共土木災害復旧費です。主に令和2年7月豪雨災害で令和4年度からの繰越しによるものでございます。普通建設事業費につきましては10億3千547万2千円で前年度と比較して2億7千480万8千円の増額となっております。投資的経費としましては前年度から8千510万9千円の減額となっております。

歳入総額から歳出総額の差引きが形式収支となります。10億655万1千円。これに翌年度へ繰り越すべき財源1億9千95万7千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支額は令和6年度へ繰越して使える予算ということで8億1千559万4千円を繰越してその2分の1以上を積み立てるという根拠になる数字でございます。それから単年度収支は3千917万7千円となっております。その下の実質単年度収支につきましては単年度収支に前年度中財政調整基金の繰入額と地方債の繰上償還等を加えた額から財政調整基金繰入金の額を差し引いた額になります。この実質単年度収支というのは預貯金をどう利用したかを図る数字になります。簡単に言えば基金の繰入れが少なくて積立てが多い場合はプラスの数字となります。令和5年の場合は4億3千120万8千円増えているという決算の状況となります。

2ページは、歳入歳出ごとにグラフで表示させていただいております。

次に3ページをお願いいたします。令和5年度における借入の状況です。一般会計で6億1千217万4千円の借入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業名、交付税算入率を表示させていただいております。また参考としまして農業集落排水事業特別会計と水道事業会計、簡易水道事業会計についても記載の部分を書かせていただいております。

4ページにつきましては、この借入れた起債別の年間の推移です。令和3年度末高がありまして次に4年度中に借入れた分そして4年度中に返した分、令和4年度末高と続き令和5年度にも同様に借入れた分、返した分、末高とまとめてございます。令和5年度の一般会計の末現在高は61億8千199万4千円になります。

5ページには借入先別に表示しております。借入先としましては国の財政融資資金が51億3千257万4千円で財務省からの借入れが大部分となっております。

6ページをお願いいたします。6ページは基金の年度末状況ということで令和元年度末から令和5年度末までの現在町が持っております基金の流れを表にしております。令和5年度末で基金の総額は21億6千509万9千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の用途状況です。この基金は寄附金に伴う積立金です。その用途等につきましては令和5年度、産業関係で8項目、子育て関係で8項目、福祉関係で4項目、観光関係で6項目、合計26項目に対しまして基金の中から1億896万円を運用させていただいております。寄附の目的を寄附者が指定したものを踏まえた上での充当になります。最後に地方消費税の増収分につきましてその用途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされており充当状況は決算書になります。165ページに付けておりますので御覧いただきたい。一番最後のページになります。御覧いただきたいと思います。ちなみに地方消費税の増収分の交付金は8千937万4千円になっております。これに対しましてこの交付金が充てられる社会保障施策に要する経費としまして表のとおり社会福祉、社会保険、保健衛生関係に充当しております。

以上が、一般会計決算の総括的な説明になります。

続きまして、実質収支額の説明をさせていただきます。

総務課資料(5)を御覧いただきたいと存じます。先ほど説明させていただきましたが令和5年度決算において歳入と歳出の差、経常収支が10億655万円ございます。そのうち1億995万7千円は令和6年度に繰越した財源です。差し引いた額が実質収支額として8億1千559万4千円でございます。実質収支が増えた要因としましては、前年度の繰越金の不用額増によるものが4億7千353万5千円で主に災害復旧費の不用額が3億7千657万4千円となっております。その他新型コロナウイルス臨時交付金過年度分の収入が2千64万円、災害復旧に係る国庫補助金の過年度分が870万3千円増加したことによる収入増によるものと災害復旧事業完了により翌年度に繰り越すべき財源が大きく減少したことが主な原因となっております。実質収支8億1千559万4千円の約半額の4億1千万円は地方財政法の規定により財政調整基金に積み立てることになっております。実質収支の残りの4億500万円でございますが既に令和6年度予算に1億500万円歳出充当させていただいております。今年度中更に5千万円はこれからの補正予算に対応するため充当すべき財源と見込んでおりますので合計で1億5千457万4千円を差引きました残額が2億5千100万円となっております。この2億5千100万円の一部を令和6年度から令和8年度にピークを迎えます地方債等の償還金返還に充てるため減債基金への積立て等を検討しております。財政調整基金の残高は4億1千万円を積立てれば令和6年度末で15億400万円となる見込みを今立てております。

以上で、少し長くなりましたが令和5年度一般会計決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

福祉課長(宮崎智幸君) 私のほうからは福祉課所管の特別会計決算概要について説明させていただきます。特別会計決算書をお開きください。

まず国民健康保険特別会計決算についてでございます。

1 ページをお願いいたします。まず決算書のほうには記載がございませんが国民健康保険の加入状況としまして、令和5年度末今年の3月末日でございますが被保険者数が1千762人、世帯数が1千134世帯でございます。対前年比で被保険者数148人、世帯数では64世帯の減少となっております。

決算状況につきましては、2ページ、3ページの総括表にて御説明申し上げます。前年度決算との比較又は変更点を中心に説明させていただきます。

2ページの最初に歳入に関しまして主なものとしまして、1国民健康保険税1億6千918万822円でございます。歳入決算全体の15.6%となっております。4県支出金でございますがこの中に保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金の普通交付金や保険者努力支援分等の特別交付金が含まれておりまして総額で8億2千412万332円、全体の75.9%となっております。続いて款の6繰入金でございますがこの中に低所得者に対する保険料相当額を公費で補填する保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金が含まれておりまして総額で6千680万2千471円となっております。7繰越金につきましては令和4年度から繰越分2千70万2千550円でございます。歳入の合計は10億8千613万2千283円となります。対前年度比で1千194万3千972円、1.1%の増加でございます。

3ページの歳出に関しまして主なものとしまして、款の2保険給付費で7億9千575万716円、歳出全体の73.7%を占めております。3国民健康保険事業費納付金は県への納付金となりまして2億6千266万1千676円の支出額でございます。この納付金が保険税相当分ということになりますけれどもその財源としましては歳入の保険税また税の軽減補填分である繰入金の中の保険基盤安定繰入金等で賄うかたちとなっております。次に6保健事業費951万6千346円ですが人間ドックであるとか特定健診、保健指導等に係る費用の決算額でございます。次に8諸支出金667万1千946円は保険税の還付金、特別交付金返還金、公立病院への直営診療施設勘定繰出金が含まれております。歳出合計は10億7千975万3千751円となります。対前年度比で2千626万7千990円、2.5%の増加でございます。歳出増に関しましては保険給付費が増えたことによるものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました637万8千532円の全額につきまして翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で、令和5年度国民健康保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の29ページからが介護保険特別会計でございます。まずこちらにも記載はございませんが介護保険の加入状況としまして、令和5年度末今年の3月末日での被保険者数2千834人、対前年度比で40人の減少となっております。そのうち要介護認定者は443人、要支援認定者は85人、合計で528人でございます。こちらは対前年度比で8人の増加となっております。

また認定率におきましては18.6%でございます。前年比で0.5%の増加となっております。

決算状況について30ページ、31ページの総括表で御説明いたします。

30ページの歳入に関しましては主なものとしまして、1保険料2億96万2千678円、3国庫支出金2億8千413万8千577円、4支払基金交付金2億7千15万1千388円、5県支出金1億3千866万4千266円、7繰入金につきましては1億5千183万6千416円、8繰越金1億4千314万9千328円などとなっております。歳入合計につきましては11億9千174万7千750円となります。対前年度比で1千847万2千739円、1.6%の増加でございます。

31ページの歳出に関しましては主なものとしまして、2保険給付費9億3千94万6千481円、3地域支援事業費3千762万809円、4諸支出金は国庫、県の負担金交付金の過年度精算に係る返還金等でございますが1千829万7千168円、5基金積立金は基金に積立金を2千万円させていただいております。以上、歳出合計で10億1千984万8千675円となります。対前年度比で1千27万7千8円、1%の減少でございます。歳出額の減少の主な要因としましては、保険給付費の減などによるものでございます。

36ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差引きました1億7千189万9千75円につきましては翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で令和5年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算についての説明をさせていただきます。

決算書の55ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療につきましては熊本県広域連合が保険者となります。加入状況としましては令和5年度末での被保険者数が1千598人、対前年度比で57人の増加となっております。

決算状況について56ページ、57ページの総括表で御説明いたします。

56ページの歳入に関しましては主なものとしまして、1保険料9千95万7千300円、3一般会計からの繰入金3千831万8千600円、5諸収入は健康保持増進事業の助成収入等でございますが455万9千402円となっております。歳入合計は1億3千431万4千283円となります。対前年度比で468万7千586円、3.6%の増加でございます。歳入額の増加の主な要因としましては、保険料や保険基盤安定繰入金の増加となっております。

57ページの歳出に関しましては主なものとしまして、2広域連合納付金1億2千749万5千600円、3保健事業費は健康診査や人間ドック等に係る経費でございますが519万7千919円などとなっております。歳出合計は1億3千381万9千569円となります。対前年度比で466万6千453円、3.6%の増加でございます。歳出額の増加の主な要因としましては、広域連合への納付金である保険料負担金、基盤安定負担金の増加となっております。

62ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差引きました49万4千714円の全

額につきまして翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

以上で令和5年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

以上、福祉課のほうで所管しております三つの特別会計の説明をさせていただきました。

福祉課からの説明は以上でございます。

建設課審議員（谷口正浩君） 小国町簡易水道特別会計の歳入歳出決算について御説明させていただきます。小国町簡易水道特別会計の令和5年度決算につきましては令和6年4月1日から地方公営企業法の一部適用を行ったことにより令和6年3月31日での打切り決算となっており出納整理期間があった場合の歳入歳出は含まれておりません。施設としましては杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の会計になります。

それでは、特別会計歳入歳出決算書74ページをお開きください。総括表に歳入の記載がございます。使用料及び手数料としまして719万2千720円と前年度繰越金32万5千円、町債としまして1千310万円がございます。歳入の決算額は2千61万7千720円にして対前年比としましては177.1%の増というふうになってございます。

次の75ページが歳出でございます。総務費としまして1千175万5千626円でございます。対前年比としましては65.2%の増というふうになってございます。

80ページをお開きください。歳入から歳出を差引きました886万2千94円を繰越しさせていただきたいものです。

82ページを御覧ください。歳入の明細でございます。

それから次の84ページのほうが歳出の明細でございます。

85ページの中程に簡易水道事業地方公営企業法適用支援業務委託料としまして1千71万700円ございますが、この金額は令和6年度の簡易水道に公営企業法適用を行うために補正により計上させていただき現在公営企業会計というふうになってございます。そのため冒頭申し上げましたとおり令和6年4月1日から地方公営企業法の適用に伴いこの特別会計は今回の決算をもって廃止となります。

以上、小国町簡易水道特別会計の決算について御説明を終わらせていただきます。

引き続き、小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明させていただきます。先ほどの簡易水道特別会計と同じように令和6年4月1日から公営企業法の一部適用を行ったことにより令和6年3月31日での打切り決算となっており出納整理期間があった場合の歳入歳出は含まれておりません。

それでは、90ページをお開きください。総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の合計としまして2億4千48万6千184円、対前年度比19%の増というふうになります。

91ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計2億661万4千143円で対前年比

7.9%の増というふうになります。

96ページをお開きください。歳入から歳出を差引きました3千387万2千41円を繰越しさせていただいております。この繰越額につきましては、地方公営企業法の規定による新会計の小国町下水道事業会計に引き継いでおります。

次に98ページを御覧ください。このページから歳入の明細になってございます。農業集落排水事業分担金として38万円が納入されております。これは新規加入4件の加入金でございます。今年3月末での加入状況は田原地区につきまして39世帯、西里地区につきましては144世帯、黒渕地区につきましては309世帯でございます。3地区合わせて492世帯で接続率は88.5%というふうになります。分担金の次に各地区の使用料がでございます。続きまして、県支出金が農業集落排水施設整備事業補助金としまして3千368万円また整備後年交付金が450万円。

一般会計繰入金が7千977万6千円。町債としまして資本費平準化債2千530万円、公営企業会計適用債として1千180万円、農業集落排水施設更新事業債として4千770万円がでございます。

次に102ページを御覧ください。ここからが歳出の明細でございます。このページは施設の維持管理費に関する一般管理費でございまして支出計1億1千420万8千806円となります。次の公債費でございます。元金利子合わせまして9千240万5千337円となっております。冒頭申し上げたとおり令和6年4月1日から地方公営企業法の適用に伴いこの特別会計は今回の決算をもって廃止となります。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計の決算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町水道事業会計について御説明させていただきます。

小国町水道事業会計決算書を御覧ください。水道事業会計は収益的収支と資本的収支として区分されております。

収益的収入及び支出につきましては、18ページ、19ページを御覧ください。

収入であります事業収益は1億2千313万3千865円で前年度比2万5千722円、率にして0.02%の増というふうになってございます。そのうち給水収益の水道使用料は1億900万5千292円、前年度と比べまして10万8千596円、率にして0.1%の減というふうになってございます。

支出であります事業費の主な内容は、減価償却費6千368万7千389円、委託料1千681万円800円、企業債支払利息として708万8千337円など合計1億2千542万1千789円となりまして対前年度と比べまして209万5千532円、率にして1.6%の減というふうになってございます。収益的収入から支出を差し引いた純利益としましてマイナス228万7千924円となりました。前年度に比較しまして212万1千254円の縮小というふうになってございます。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。こちらは資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしまして企業債2千万円、一般会計出資金990万1千円など合計3千162万8千円となっております。資本的支出は建設改良費1億3千191万2千6円、企業債償還金3千902万7千724円で合計1億7千93万9千730円というふうになってございます。資本的収入が資本的支出に対する不足額1億3千931万1千730円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千138万1千68円と減債積立金1千万円、建設改良積立金4千万円及び過年度分損益勘定留保資金7千793万662円で補填をいたしております。

次に8ページ、9ページを御覧ください。当年度未処分利益剰余金としまして2億8千175万3千587円につきましては、1千万円を減債積立金とし残金を翌年度へ繰越しております。

次に16ページを御覧ください。改良工事の概況でございます。令和5年度は帯田、北里地区並びに国道工事に合わせた布設等計7件の工事を行いました。

17ページを御覧ください。業務量でございます。給水戸数が令和5年度におきましては2千411戸ございまして前年度に対し37戸の減というふうになってございます。有収水量は66万8千366立米ということで対前年度に対しまして4万1千163トンの減というふうになってございます。有収率につきましては76.1%となっております。3.6%の減というふうになってございます。

以上、特別会計、水道事業会計につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君） ただいま執行部より認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの説明をいただきました。

議長（熊谷博行君） それでは、認定第1号から認定第7号の中でただいまの執行部からの説明に対する質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 今回は町債に関して非常に詳しい資料も出していただいてまして説明もいただいたのですが、一般会計で6億1千200万円余り。全ての会計を通じますと7億1千万円余りの新たな借入れが行われたわけですが、今回新たな借入れであります。償還が終わるのは何年先になるのですか。

総務課長（佐藤則和君） 一般的なもので申しますと大体3年据置き、12年償還というのが多ございますので大体15年償還というのが多いかと思いますが、細目ごとの詳細についてはこれはちょっと不明でございますので一般的なものについてはそのようなものが多いということで御説明させていただきます。

4番（児玉智博君） ということであれば大体令和20年度ぐらいに一般的なものとしては償還が終了するというので、ただその限りではないというのかなという気もしました。それで実質収支のことについても御説明をいただいております。実質収支比率についてが23.2%であります。

これは通常3%から5%が望ましいということなのですからけれども令和4年度決算でも21.8%で非常に高いちょっと黒字が出過ぎているのではないかなというような部分もあるわけですが、私が思うのが起債を今年度償還を行ったのが大体6億7千700万円償還を行って7億1千万円新たに借入れていますので要は借金を増やしているわけです。大体3年据置き12年償還というのと大体15年先まで返していかないといけないわけですからけれども北里柴三郎記念館のシアタールームであるとか西里のサテライトオフィスであるとか非常に過疎債であれば交付税算入率が70%だとか柴三郎記念館については一般補助施設整備等事業債ということで3割ですか償還算入率がちょっとこっち低いんですけれども。有利だから有利だからといって借金を重ねて借金を増やせば借金も一応この歳入に含まれますから要は実質収支比率も高くなるでしょうということなのですが、これはもう本当に負担を15年先ぐらゐまでに先送りしただけでだけれどもう見た目は実質収支比率20%超えと非常に今のところは財政調整基金にも積み増しをやって非常に一見すれば財政がいいような感じもするわけですからけれども、でも実際先のほうが苦しくなるのではないかなということで非常に心配するわけですがそういった懸念についてはどうお答えいただけるでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 総務課長より補足があったらお願いしたいと思いますが、私がもう常日頃から言っている有利な補助金と有利な起債。こちらを組み合わせさせていただいて事業費を組んでいく。これが基本で考えております。もちろん児玉議員言われるように借金がかさんでいきますと15年後20年後にその負担が将来にわたるのではないかなという懸念もありますけれども、もちろん児玉議員言われるように交付税の措置があるといったのもその中には含まれておりますし今の現世代だけではなくて将来の方たちも含めてこの生涯的な長い年月の中で負担を一緒に平準化していただくというような考えもありますのでその部分では借金ということでございますけれども、今のところ非常に有利な1億円の事業をするのに大体半分の国からの補助金それから過疎債でいえば70%。先ほど北里博士の件で言えば30%といったところもありますけれどもその手前で少なくとも半分は国の補助事業をいただいておりますので、私としては事業をする上においては有利な補助金、過疎債含めた起債をしっかりと使わせていただこうかなというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。去る9月2日に議会運営委員会を開催し、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定については、各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。これに御異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

なお、認定第2号から認定第4号までは文教厚生常任委員会へ、認定第5号から認定第7号までは産業常任委員会に付託をいたしたいと思います。

議長(熊谷博行君) それでは、ここで暫時休憩いたします。次の会議は2時5分から行います。

(午後1時57分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時06分)

議長(熊谷博行君) 本日は小国町代表監査委員であります古賀代表監査委員が所用のため欠席する旨の届出がありましたので、古賀代表監査委員に代わり久野監査委員により意見書の説明をお願いしたいと思います。令和5年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いしたいと思います。着座のままで結構でございます。

9番(久野達也君) 先ずもって先ほど議長から説明もありましたように古賀代表監査委員が本日出席できませんので、代わりまして私久野のほうから監査報告をさせていただきます。御了承ください。なお、許可を得ましたので着座にて説明をさせていただきます。

それでは、皆様のお手元にあります資料の令和5年度小国町各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書をもとに説明を申し上げさせていただきます。まず冒頭、表紙の中で本年8月23日に町長のほうへ監査意見書を提出しております。その内容についてページを追って説明させていただきます。

まず1ページです。小国町一般会計・特別会計です。歳入歳出決算審査意見書としまして審査の対象。これは先ほど各課長から説明もありましたとおり令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算書から各特別会計の部分でございます。審査の期間。令和6年6月18日から7月2日まで行いました。審査の方法。この決算審査に当たっては、町長から提出された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して作成されているか否かを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類と照合したほか、関係職員から説明を聴取いたしました。さらに、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効率的に行われたか、財産の管理は適正か等に主眼を置いた審査となりました。審査の結果です。審査に付された、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認めた。また、予算はおおむね適正に執行されていることを認めた。その内容並びにこれらに対する決算の概要及び意見は、以下のとおりであります。決算の概要です。先ほど各課長から会計ごとに説明がありました。そんな中で一般会計と特別会計の総

決算額は歳入決算で113億2千185万6千905円で歳出決算額は100億9千379万9千47円でした。予算現額121億1千548万3千円から翌年度への繰越額8億3千887万1千円を除いた予算額は112億7千661万2千円です。これに対する歳出決算額は100億9千379万9千47円の当該年度の実質的な執行率は89.5%でありました。下の表で一般会計と特別会計の総計を上げております。

次のページから5ページまで各会計ごとに歳入歳出の決算の比較をしております。御参照ください。

それから6ページに単年度収支の表が付いております。これについては単年度収支で実は一番この表の右端です。単年度収支で国民健康保険ここは前年の繰越金があったから活用できたということで赤字となっております。

それから次に町債の状況です。一般会計と特別会計を合わせた年度末未償還元金の合計額は、69億2千64万8千918円で前年度より3千297万4千593円増加しております。

次のページから町債の事業区分、借入先これらを表であらわしております。

次に財務分析です。ここでは実質収支、経常収支、財政力指数、実質公債費比率これらを表に表わさせていただいたものです。実質収支比率につきましては年度の状況的に一概には言えませんが3%から5%程度が望ましいとされているところであります。本年度は23.2%であり前年よりも1.4ポイントほど上回っております。それから経常収支比率。これは財政構造の弾力性を判断するために用いるものでございますけれども本年度は85.6%で前年度から4.5%悪化しています。依然75%を超えており今後、経常収支比率は悪化する要素が多く、さらに財政硬直化が継続していくことを自覚する必要があるものと思います。次に財政力指数です。財政力指数は地方公共団体の財政上の能力を示す指数として、この指数が1に近いほど財政力が強いと見ることができます。本年度は0.239で前年度より0.002ポイント低くなっています。本年度の財政力指数は前年度と若干減少しており、依然として財政力が低い状況が続いています。次に実質公債費比率です。この比率は3か年の平均が18%以上になると地方債の発行が制限されるものであり、当該比率が15%を超えている団体は特に地方債の管理に配慮する必要があるとされております。この指数も財政構造の健全化を示し、本年度は9%であり前年度を1.1%上回っております。

13ページで一人当たりの決算規模を表わしております。参考にさせていただきたいと思っております。それでは、一般会計から順次説明をさせていただきます。

14ページです。一般会計歳入86億4千855万8千685円です。予算現額に対する割合は93.1%になっております。歳出76億4千200万7千283円で予算現額に対する割合は82.3%となっており歳入歳出差引額10億655万1千402円を翌年度へ繰越しております。翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充てるべき1億9千95万7千円が含まれているの

で、これを差し引いた実質収支額は8億1千559万4千402円の黒字となっております。なお、前年度実質収支を差し引きました単年度収支は、3千917万7千548円の黒字となっております。また、単年度収支の財政調整基金の積立金を加え、取り崩しを差し引いた実質単年度収支は、4億3千120万8千472円の黒字となっております。下のほうに令和2年度から5年度までの推移を比較できます。まず一般会計歳入です。本年度の歳入総額は86億4千855万9千円で前年度と比較し9千477万円増加しています。予算現額に対しマイナスの6億4千216万1千円となっております。予算現額に対する収入率は93.1%。調定額に対する収入率は99.5%となっております。構成比率で最も高いものとしましては、地方交付税の33.3%、以下国庫支出金18.0%、繰越金の15.8%、町税8.1%などとなっております。前年度と比較し増額の大きなものは、繰越金5億2千205万3千円です。それから町債では8千271万円が増額となっております。下のほうで表を御参照ください。

以下、次のページ16ページから自主財源、依存財源に分けたところの表も表記させていただいております。

19ページで自主財源及び依存財源の推移の中で、令和5年度決算額で自主財源が31.9%、依存財源が68.1%という決算となっております。

次に町税についてです。町税の収入済額は7億455万9千円でこの主なものとしましては、固定資産税3億4千167万4千円、町民税2億5千942万9千円、全体の85.4%を占めております。課税収入率を年度別に見ますと、現年度課税分は99.0%、滞納繰越分は27.0%であります。今後も口座振替の推進を図るとともに、未収金の時効管理等にも努めていただきたいと思っております。

それから21ページから26ページにかけて各税目ごとの収入状況が記載されております。

次に27ページです。不納欠損額です。不納欠損額は89万円の前年度と比較すると31万円増加しています。不納欠損処分に当たっては、地方税法の規定及び小国町債権管理条例に基づき処理されていますが、消滅時効によって不納欠損とならないよう徹底した調査と粘り強い徴収努力を継続されるよう要望いたします。

次に町税のそれぞれの費目ごとの収入状況。

それから32ページ以降に分担金、負担金、使用料等の徴収状況の表を付けております。

次に、歳出を端折って説明させていただきます。

歳出で予算現額が92億9千72万円に対して本年度の歳出総額は76億4千200万7千円です。前年度と比較して4億5千881万9千円増加しており、翌年度への繰越額7億7千157万5千円を差し引いた8億7千713万8千円が不用額となっております。執行率は82.3%です。翌年度へ繰越し額を差し引いた実質執行率は89.7%となっております。構成比率で最も高いものは、総務費が26.5%、以下民生費16.0%、災害復旧費11.9%、土木費8.

5%などとなっております。前年度と比較して増減の大きなものは災害復旧費の3億5千991万7千円が減額となっております。

以下40ページ以降に款別それから目的別等の歳出状況を添付しております。

次に42ページについて若干触れさせていただきます。42ページは性質別決算状況です。義務的経費は御存じのとおり支出が義務づけられている経費で人件費、扶助費、公債費などがあります。総額で21億6千595万6千円です。それから投資的経費。これは普通建設事業や災害復旧事業が該当します。特に近年災害復旧が多ございましたので投資的経費が19億4千746万7千円です。その他の経費といたしましていわゆる事務事業、物件費、維持費、補助費、積立金、貸付金、これらの部分として35億2千858万4千円が歳出額となっております。

以下43ページから歳出を節別あるいは比較これらの表を添付しております。

それから46ページ予備費です。予備費の予算額は500万円計上しておりましたけれども充用率は0でありました。

それから47ページに翌年度繰越額の状況を添付しております。

48ページで不用額です。不用額は8億7千713万8千円で予算現額に対する割合は9.4%であり前年度と比較して2億3千193万3千円増加している状況にあります。

それから50ページ、予算の流用です。流用については財務手続き上認められた行為ではありますが、議会の議決を要しない執行であるためその制度趣旨に鑑み、今後とも流用については十分に慎重を期すよう要望するものであります。下の表に件数を書いております。

次に特別会計について御説明申し上げます。

特別会計で国民健康保険特別会計からです。

本年度の被保険者数は1千762人で前年度と比較し148人減少しています。本年度の保険税額は1億7千291万4千円で1人当たりの保険税額は9万8千135円となり前年度の9万3千844円と比較して4千291円増加しました。受診件数は3万1千200件で前年度と比較し1千557件の減少です。医療費総額は9億546万3千円で前年度と比較して1千970万2千円増加しております。1人当たりの医療費総額は51万3千844円でありこれも前年度と比較しますと5万135円の増額となっております。

次に52ページで総括的な概要表が添付されております。

決算の状況です。歳入10億8千613万2千283円。歳出です。10億7千975万3千751円となっております。歳入歳出差引額637万2千532円を翌年度へ繰越しております。ただ前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1千432万4千18円のマイナスとなっております。

以下、54ページから58ページまで国民健康保険特別会計の諸表を添付させていただいております。

次に介護保険特別会計です。

被保険者数は2千843人で前年度と比較して31人減少しています。第1号被保険者1人当たりの保険料は7万1千25円となり前年度と比較して94円の増加です。また要支援認定者数は85人で前年度と比較し増減なしとなっております。要介護認定者数は443人で前年度と比較して8人増加しております。1人当たり保険給付額は、居宅サービスでは前年度と比較して3千925円増加し10万7千291円でした。地域密着型サービスでは前年度と比較して8千539円の減少で15万5千円847円です。施設サービスでは前年度と比較しますと4千886円の減少で26万818円となっております。

次に決算の概要です。歳入11億9千174万7千750円。歳出が10億1千984万8千675円となっております。歳入歳出差引額1億7千189万9千75円を翌年度へ繰越しております。なお前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2千874万9千747円となっております。

次に67ページで後期高齢者医療特別会計です。

被保険者数は1千598人で前年度と比較し57人増加しています。本町が負担する1人当たり給付金額は8万9千917円となり前年度と比較して5千703円の増加となっております。また1人当たりの保険料は5万6千991円となり前年度と比較して196円増加しています。

決算の概要です。歳入1億3千431万4千283円。歳出1億3千381万9千569円となっております。歳入歳出差引額は49万4千714円を翌年度へ繰越しております。なお単年度収支は2万1千133円となっております。

進みまして、簡易水道特別会計です。

75ページをお願いいたします。これにつきましては事業概要といたしまして区域内使用者数の合計は322人で前年度と比較して16人の減少です。世帯数は176世帯。前年度と比較して27世帯減少しております。有収水量は11万2千815立米で前年度と比較しまして1万1千455立米増加し、使用料総額は719万2千720円で前年度と比較して29万3千680円の増加となっております。なお、簡易水道特別会計は令和6年度より地方公営企業法を一部適用することとし、同法の規定により企業会計へ移行するため、令和6年3月31日をもって打ち切り決算を行っています。

次に農業集落排水特別会計です。

79ページです。供用開始後の事業収支に大きな影響を及ぼす水洗化率を見てみますと、田原地区は100.0%となっており、西里地区で89.4%、前年度と比較して3.5ポイント増加しております。黒淵地区は82.0%でこちらも前年度と比較し1.8%増加しております。

農業集落排水事業運営の基本的財源である使用料収入の確保に当たっては、水洗化率の向上対策、とりわけ未接続世帯の解消を図ることが重要であると思います。引き続き水洗化率の向上に向け取組をお願いしたいものです。なお、農業集落排水事業特別会計は令和6年度より地方公営

企業法を一部適用することとし、同法の規定により企業会計へ移行するため、令和6年3月31日をもって打ち切り決算を行っております。

以上で、一般会計・特別会計それぞれの部分を申し上げさせていただきました。

89ページをお願いいたします。89ページに財産に関する調書としまして財産区分別に増減を比較させていただいております。

なお、90ページでは有価証券、無体財産等。それから91ページでは出資による権利を記載させていただいております。それから93ページが基金の状況です。

それでは、一般会計・特別会計について、むすびに入らせていただきます。

小国町の令和5年度一般会計決算を見ると、歳出は76億4千200万円で前年度に比較し4億5千800万円、約6.4%の増加となっております。増加した項目は、総務費5億9千500万円の増加。農林水産業費5千300万円、商工費1億6千万円でありました。減少したものは災害復旧費3億5千900万円であります。また歳入は86億4千800万円で前年度に比較し9千万円の増となっておりますが、依存財源である国庫支出金や県支出金などが災害復旧事業の完了などにより4億5千万円の減少が見受けられました。また、物価高騰対策など経済活動及び生活支援対策等も講じられております。

歳入から歳出の差引額である形式収支は10億円の黒字で、単年度収支は3億9千100万円の黒字となっております。これは新型コロナウイルス感染症も落ち着き観光客や鍋ヶ滝入園料の増加によるものや災害復旧事業費の減少で、実質収支が増加したことが要因と思われます。実質単年度収支については、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え取り崩し額を差し引いて求められた4億3千100万円が黒字となっております。その主な要因として、地方交付税や国県支出金等の依存財源であることを考えると今後も厳しい財政状況を表しているとも思われます。

特別会計の決算状況は各会計で記述したとおりであります。各特別会計においても運営に応じた必要経費を精査し歳出削減に努められていると思うが、今後も一般会計からの繰入金を最小限にとどめるため将来像を見据えながら一層の努力を求めます。

終わりに、前述したとおり今後も国際情勢の変化により様々な影響にも対応することが必要であることには変わりはありませんが、国や県から何らかの政策が打ち出されてきた際に迅速な対応が可能となるよう情報収集にも努め施策等の検討準備を整えておくことが求められます。令和2年の豪雨災害の復旧事業も終盤を迎え現年災の復旧等も同時進行となり厳しい状況の中ではありますが、社会情勢の変化による北里柴三郎博士の新紙幣発行は町への追い風となることなどが期待されています。住民生活の安定と地域振興を考えたときその基盤となる財政状況の健全化に向け、不断の努力と継続性にも傾注しながら様々な施策の展開に期待し令和5年度決算審査の結びといたします。

次に、基金運用状況審査の意見書です。

95ページ、96、97ページにあります。96ページ、97ページです。小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金それから小国町生活保護生活資金貸付基金。これは定額運用基金でこの基金の中から貸付事業を行うものであります。本年度中の取り崩し増減はございませんでした。

次に、小国町水道事業会計決算審査意見書に入らせていただきます。

小国町水道事業会計決算審査意見書といたしまして審査の期間です。6月18日から7月2日まで。審査の方法。この審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。更に、本事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼を置いたところであります。審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めます。また、運営状況についても、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。以下、審査の概要は次のとおりであります。

99ページに事業概要としまして業務の実績それから施設の利用状況等を記載しました。

次の100ページでは令和3年度から5年度の業務実績表を表示させていただいております。

以下、101ページからるる表を使いながら収益的収支それから資本的収支の説明を行っております。

最後にむすびといたしまして、令和5年度水道事業会計の決算概況は、損益計算書を見ると当年度は純損失228万7千924円となっております。前年度と比較して事業収支の主なものは、収益面では長期前受金戻入が62万3千円の減、補助金が47万2千円の減となっております。費用面では、前年度比で209万6千円の減少です。その主な内容としましては、総係費で168万8千円の減、配水及び給水費で141万8千円の減となっております。今年度の純利益は、昨年度より改善されたものの2年連続で損失を計上しております。給水人口減少の中、収益面ではやや減少が見られますが、費用面においても委託料や動力費の減少が見られ損失幅が縮小してまいります。しかし今後も更新投資等費用面での増加が見込まれるため事業計画の改善、経営効率化に一層の努力を求めます。

以上で一般会計、特別会計、水道事業会計の決算意見書の報告とさせていただきます。

続きまして、それでは、まだ報告としては上がっておりませんが監査報告に含まれますので、財政健全化等審査意見書についてもこの場をお借りして報告させていただきます。

別冊の財政健全化等審査意見書をお開きください。これにつきましても8月23日に町長のほうへ意見書として提出させていただきました。

1ページです。令和5年度決算に基づく健全化判断比率。実質赤字比率、連結実質赤字比率、

実質公債費比率、将来負担比率。これにつきましての審査を行い結果といたしましては令和5年度決算における健全化判断比率及びその審査の基礎となる事項に記載された書類はいずれも適正に作成されていたものと認めます。健全化判断比率を超えるものはありませんでした。

次に2ページで公営企業の資金不足比率です。これにつきまして同じく7月19日に審査を行い、審査に付された令和5年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上で報告を終わります。

議長（熊谷博行君） どうもありがとうございました。

ここで久野監査委員に対して御質問等ございましたらお願いします。

4番（児玉智博君） 大変長期間にわたる決算審査御苦労さまでした。

令和5年度の一般会計の決算では六つの目に59件の土地借上料がございます。最多は防災情報施設費の屋外放送施設土地借上料で42件ということでした。個々の借上料はNTTの電柱敷地料に準じていて地目が水田・畑・宅地ごとに支払う金額が異なるということでした。担当課によりますと減反などにより耕作がされなくなった水田は畑あるいは宅地の借地料に切り替えるため今後現況確認を行うという話であります。最も高額なのは観光費の土地借上料で197万4千710円です。その内訳は鏡ヶ池駐車場42万円、六花園敷地の一部24万円、阿弥陀杉駐車場6万円、岳湯公衆トイレ用地2万円、杖立Pホール用地23万2千960円、ゆけむり茶屋の用地84万950円、15万3千600円、7千200円の3筆であります。このほか庁舎駐車場や宮原保育園の職員駐車場、田原堆肥舎などがありますが監査委員は当然詳細を把握されていると思いますので細かいことは説明を省きます。いずれの契約におきましても町と貸手双方が合意する金額ということだと思っておりますが、基準のある屋外放送施設以外について最初の契約から金額の見直しというのが行われた形跡はあるのでしょうか。長いものだと何十年という月日が経っていてそれこそバブル期の頃からですから地下は相当下がっていると思います。更新ごとに借地料見直しの交渉は必要ではないかと思いますが、監査委員のお考えを御教示ください。

9番（久野達也君） 今御質問のありました土地等の借上料。これについては決算額として借上料として支払った額いわゆる意見書冒頭にも書きましたように予算執行が適正になされているか。ですから予算は何かというと当然賃貸借契約に基づく予算を計上されているでしょうからそれに基づく執行がなされているのか。そこには目を向けましたけれども個別のそれぞれのそれが議員おっしゃったようにこれまでの経過の中で適正なのかどうなのか。申し訳ございませんその部分については着眼をしておりませんでした。

4番（児玉智博君） 予算に対しての執行ということでそれはそうなのですが。実際阿蘇市で住民訴訟で住民の方が畜産クラスター事業という国の事業で牛舎を建設するのに一旦その建設が決まった後に住民の反対運動があつて市長がそれを止めた。止められたらその事業者の方が

「それは違法だ」ということで訴えまして町が8千800万円ぐらいの損害賠償請求を受けてそれが出されて。だけれども今度は「それは市長に責任があるから市長に戻すように請求すべきだ」と住民監査請求が起きたら阿蘇市の監査委員はそれを棄却したわけです。それが裁判になったわけですけど結局それは損害賠償費用も議会の議決を受けてそれを予算化されてそれが執行されただけの話なのですけど、ただその妥当性が司法で争われたらやっぱりこの監査委員の判断と違う判決が1審ですけれども出ているのです。そういった点でちょっとできれば本当に妥当性ですよ。効率性とか妥当性とかいう文言も報告書にありますけれどもその点についてどうかということでの考えなんかもお聞かせ願えればと思うのですが。その借地の必要性について2か所伺います。

第一は、鏡ヶ池駐車場です。登記簿謄本によりますと宮原1599番地。雑種地の227平米。小国町宮原の男性から借り受けています。これ駐車場というふうになっていますけどもう白線は消えております。見たところ恐らく乗用車10台ほどが止められる広さで地域のごみ集積所にもなっているようです。鏡ヶ池の駐車場ということですが町が借地までしてここに駐車場を設ける必要が果たしてあるのでしょうか。役場庁舎の駐車場や小国町図書室の駐車場、六花園駐車場などそばには町有地の駐車場が幾つかあるわけです。この契約は昭和62年からということですのでこの決算までに1千554万円支払われたこととなります。昭和62年当時は商店街もにぎわっていてそれなりの必要性あるいはここに町が借地して駐車場を準備するメリットもあって開始されたのかもしれませんが町の様子も様変わりしています。借地を続ける妥当性をどのようにお考えになるでしょうか。

第二は、六花園敷地の一部です。登記簿謄本によりますと宮原1692番2。雑種地568平米。所有者は福岡市中央区の女性となっていますが、相続登記されたのが令和5年10月ですので令和4年4月に結ばれた最新の契約の相手は3名となっています。この六花園ですが1692番の枝番1と2と4の3筆に分かれていて東側の1と西側の4は町有地なのですが、その真ん中の2を借地しているという状況です。確かに借地して自治体が公園を整備する借地公園制度というのがありますが、これは急激な人口の増加等により公園が不足する地域にレクリエーションの空間を確保するために自治体が土地所有者から土地を借受けて公園を整備する制度です。これ明らかに小国町に当てはまるものではありません。しかも借地公園制度は無償借地公園制度とも言われていて貸付料は無償というのが原則です。土地所有者のメリットは固定資産税、都市計画税が減免されたり相続税の評価減です。本契約は借地公園制度からも著しく逸脱するものだと思います。それでこれ敷地の借上料が年間なのですけれども六花園は24万円なのです。24万円毎年払っています。平成15年からです。同じ公園で町有地になっているケヤキ広場の遊具公園なのですけどこれ年間の維持管理の経費がどれぐらい掛かるかと担当者に聞きましたら「公園遊具の点検料とあと水を飲むため手を洗うための水道がありますので水道料合わせても3万円ちょっ

とです」ということなのです。これ借地料だけでたくさんの子供たち親子連れでにぎわっている遊具公園の8倍掛かるわけです。ですからこれ少なくともどういう使われ方をしているのか分かりませんが、やはりここを借地して借地公園制度では無償となっているのに24万円毎年払い続ける。これは果たして本当に必要なことなのか。私は甚だ疑問なのですが監査委員としてその辺の検討を執行部に促すお考えはないでしょうか。

9番（久野達也君） 監査委員としてという御質問ですので議員からお聞きした事案につきましても具体的には私は初めて聞いた部分もあります。それらを含めたときに監査委員として今ここで私の発言というのは監査としての発言になろうかと思しますので、個人的な感覚ではなくて監査委員としてという御意見でしたのでそこは少しこの場での回答は差し控えさせていただきたいと思います。それから併せて議員御指摘のとおり疑義等がありますならば当然決算の議会でもありますし委員会に付託もされます。当然契約行為を行っている担当課担当者も出席しますのでその中でも吟味いただけたらと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） それでは、久野監査委員におかれましては、長時間大変御苦労さまでございました。また特に決算審査ということにおかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されましたことに対して、厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。どうぞ自席へお戻りください。

議長（熊谷博行君） 日程第18、「報告第6号 令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の11ページをお願いいたします。

報告第6号 令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率等の報告ということで説明させていただきます。先ほど久野監査委員からも御報告がありました中身について改めて説明させていただきます。

議案集11ページをお願いいたします。先ほど上の文面の部分は町長が読み上げたとおりでござ

ざいまして、下の記と書いてある下から説明させていただきます。

健全化判断比率の表を御覧いただきたいと思います。

実質赤字比率、下の備考に書いてありますように、実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」として表記されております。実質赤字比率とは、一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは、赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は15.00%となっております。

連結実質赤字比率とは、一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字または資金不足の標準財政規模に対する比率です。これも赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は20.00%となっております。

次に、実質公債費比率を御覧いただきたいと思います。これは、公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割ったものの3年間の平均値になります。令和5年度決算では9.0%ということで前年度より1.1%増加しております。危ないと判断される基準は25.0%となっております。増加の主な要因は、普通交付税の減額による標準財政規模の減少と標準財政規模に占める元利償還金の額が増えたことにより実質公債比率が増加したことによることとでございます。

表の一番右にあります将来負担比率これは、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのがこの比率となっております。この決算では同じく「－」となっております。前年度に比べて改善しております。危ないと判断される基準は350.0%となっております。改善の主な要因は、地方債残高は前年度より増加しているものの財政調整基金の積立額が増加したことにより充当可能基金の増加したことによる将来負担比率が減少しております。

次に、下段の表を御覧いただきたいと思います。資金不足比率でございます。6つの企業会計とも資金の不足額はないために、資金不足比率は算定がなく「－」で表示されております。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終了いたします。よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより報告第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第19、「報告第7号 放棄した私債権の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集12ページをお願いいたします。

報告第7号 放棄した私債権の報告について

小国町債権管理条例第10条第1項の規定により、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、放棄した私債権の報告について議案集同じく12ページの表を説明させていただきます。

下水道で2件、2万3千840円、上水道で2件、1万2千300円、光ファイバーで3件、3万6千300円の合計で7件、7万2千170円の私債権を令和6年3月31日をもって放棄したものでございます。

私債権の放棄につきましては、私債権放棄一覧表の下に記述しておりますが、小国町債権管理条例第10条第1項の規定により、第1号から第6号までに該当する場合私債権を放棄することができることになっております。

その下の表に放棄した事由を債権ごとに記載してございます。下水道につきましては6号の本人消息不明により時効期間が満了したものが2件、上水道につきましても6号の本人消息不明が2件、光ファイバー使用料につきましては3号の時効期間満了が3件でございます。

以上で放棄した私債権についての報告を終わります。よろしく願いします。

議長（熊谷博行君） これより報告第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 本人行方不明というのが2件あるということでしたが、本人が行方不明になっているから消滅時効にはまだ到達していないけれどもという話だと思うのです。本人が行方不明というのはまず1点確認ですけれど、事件性とかはあるのですか。

建設課長（小野昌伸君） 事件性はありません。大体下水道、光も時効がありますが上水道に関して時効のあれがないものですから、だからこういう行方不明というかたちをとらせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） なるほど時効がないということなのでもう行方不明という言い方ですね。ということは何年前からのものなのですか。この2件というのは。ある程度その時効がないにしろ要するに内部の規定としては何年ぐらいしたら落とすとかいうようなその基準というのは設けているのかを確認したいです。

建設課長（小野昌伸君） 一応令和3年6月ぐらいから郵便物の返却がずっと来ていて、大体がこ

れを見ますと平成29年から30年にかけての債権でありまして一応基本としては5年というか
たちで設けております。

以上でございます。

情報政策課長（田邊国昭君） 光ファイバー使用料についても5年ということで処理しております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第20、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思っておりますが、これ
に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましてはお手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しま
した。

議長（熊谷博行君） 日程第21、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定に
より、6月議会以降今日まで、研修会等に各議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第22、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたら、お願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは、ふるさとの秋祭りについてでございます。今年のふるさとの秋祭りを10月の13日
日曜日に開催をいたします。昨年同様マルシェ方式によるバザー出展とステージイベントを予定
しております。今回は北里柴三郎博士肖像の新千円札発行記念として開催するに当たりまして、
木魂館を会場として開催をいたします。関係イベントとして10月11日金曜日に小国町商工会
青年部によるちんどんや、18日金曜日には例年どおりですけれども神興行列及び奉納相撲大会
を予定しております。

次に関連ですけれども北里柴三郎博士の地上絵イベントについてでございます。小国町商工会
北里柴三郎地上絵実行委員会が主催となります地上絵イベントをふるさとの秋祭りと同日の10
月13日日曜日に開催をいたします。当日のスケジュールにおきましては午前中が地上絵イベン
ト。午後よりふるさとの秋祭りというふうになっております。木魂館グラウンドを会場として撮
影はドローンで行う予定です。2024人がそれぞれに傘を持って柴三郎博士のお顔を描くとい
う内容になっておりますので是非御参加をよろしくお願い申し上げます。

それから3点目です。教育委員会の事務に係る点検評価報告についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして令和5年度教育委員会の所管事務事業の評価を行い、評価者の意見を付した報告書を提出させていただいておりますので御覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後3時15分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2 番）

署名議員（8 番）

第 2 日

令和6年第3回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和6年9月17日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年9月17日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年9月17日 午後 3時26分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行 君	書記 宇都宮 愛子 君
	書記 穴見 紗里奈 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教育 長 村上 悦郎 君
総務課 長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
情報政策課 長 田邊 国昭 君	産業課 長 穴井 徹 君
税務住民課 長 中島 高宏 君	建設課 長 小野 昌伸 君
福祉課 長 宮崎 智幸 君	
建設課審議員 谷口 正浩 君	総務課審議員 松本 徳幸 君
町民課保育園長 室原 由美 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6. 9. 17)

議長（熊谷博行君） おはようございます。

開会前に総務課より追加の資料配付がありますので説明をお願いします。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、机上に配付させていただきました資料について御説明をさせていただきます。これ総務課資料（４）で配付をさせていただきました中の３ページに当たります町債の令和５年度の借入状況でございまして、議会中に質問がございました返済期間のほうを一番左の行の起債名の横に記入させていただきましたので内容について説明をさせていただきます。一番上の例でいきますと２５の（３）と書いてありますけれども２５年償還でそのうち最初の３年が据置期間ということで御覧いただきたいと思います。各債権ごとに記載されておりますのでそのように御理解していただきたいと思います。一番大きいのは真ん中どころの過疎債といわれるものでこれは私が申しあげました１２年返済で最初の３年間は据置期間ということでなっておりますしその他もろもろ条件が変わってまいりますので参考にさせていただきたいと存じます。

以上、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君） それでは改めて、おはようございます。

本日は９月定例会本会議２日目でございます。

ただいま出席議員は１０名です。定足数に達しておりますので、定例会を開会し、直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。なお、松本総務課審議員は出張のため欠席です。

（午前１０時００分）

議長（熊谷博行君） 日程第１、認定第１号から日程第７、認定第７号までは令和５年度一般会計決算認定及び特別会計ほか各決算認定でありますので、一括して議題といたします。

本案は、去る９月９日の本会議において、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第４１条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を求めます。

６番（松崎俊一君） ６番です。おはようございます。

委員長の報告を申し上げたいと思います。

議長（熊谷博行君） 松崎委員長、座って報告をお願いします。

６番（松崎俊一君） ただいま議題となりました、「認定第１号 令和５年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」総務常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る９月１０日、委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして当委員会に付託されました決算認定についての審査をいたしました。また、議長

にも出席をいただきました。渡邊町長の挨拶の後、各担当課長から所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。なお10日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成いたしましたので、皆様には事前に配付いたしてあると思います。

それでは、まず質疑応答の報告からまいります。担当課ごとにまとめておりますので、多少ページが前後する場合もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

まず歳入から。

ページ22ページ、総務手数料の中で火薬類取締法許可申請手数料についての質問。それからページ40ページ、雑入の中で建物災害共済金についての質問。それからちょっと戻りますが13ページ、たばこ税の中でたばこ税の増収についての質問。32ページ、災害復旧費県補助金、熊本地震復興基金交付金について。同じく32ページ、電源立地地域対策交付金の中の電源立地地域対策交付金はどのように使われるかという質問が行われました。

次が歳出でございます。

66ページ、社会保障税番号制度費の中でコンビニ交付サービスに係る経費について。66ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中でLPガス使用世帯支援事業補助金について。少し飛びまして124ページ、災害対策費の中で隣地安全対策立木等撤去事業補助金について。同じく124ページ、災害対策費の中で西里多目的集会場のWi-Fiについて。少し戻りまして54ページ、企画費の中で乗合タクシー運行委託料について。62ページ、地域情報基盤管理運営費の中でハウジング料について。64ページ、SDGs推進費の中で旧西里小学校活用プロジェクト運營業務委託料について。64ページ、SDGs推進費の中で旧西里小学校の施設運営に係る収支について。それから55ページ、地籍調査費の中で地籍調査の今後の計画について。同じく55ページ、地籍調査費の筆界未定について。65ページ、社会保障税番号制度費の令和5年度の実績について。81ページ、人権政策費の人権啓発について。それから81ページ、同じく人権政策費で小国町就学前人権教育研究協議会について。93ページ、環境衛生費で野良猫の対応について。

それぞれ課長並びに担当者から答弁をいただきました。詳しいやりとり並びに答弁の詳細は御手元の質疑応答集のとおりであります。

以上、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第1号の審査内容の報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告の通り当委員会において審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告といたします。終わります。

議長（熊谷博行君） 続きまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

5番（穴見まち子君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議長（熊谷博行君） 委員長、着座で結構でございます。

5番（穴見まち子君） ただいま議題となりました「認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第2号 令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第3号 令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第4号 令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」文教厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る9月11日、委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。11日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成いたしましたので、皆様には事前に配付しております。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については配付してある資料が全てになります。担当課ごとにまとめてありますので、多少ページが前後する場合がありますが、御了承ください。

まず、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定の歳出でございます。

福祉課歳出の質疑は21件、教育委員会事務局歳出の質疑は8件でした。その中から少しだけ御報告いたします。ページが90ページ、保育園費の中で議長よりの問いがありました。「小国町就学前人権教育研究協議会ではどのような活動をしているか」との問いに対しまして、「保育士や教職員自らが就学前教育の質の向上を図るための学習会や研修会を行っている」という答弁でした。次に江藤議員から教育委員会144ページでしたけれども保健体育総務費の中の「中学校社会体育指導者謝礼。それから小学校謝礼はどこで支払っているか。」という問いに対しまして、「小学校の謝礼は、総合型地域スポーツクラブ補助金を支出しているゆうあい倶楽部から払っている」との答えをいただきました。

以上で、歳出を終わりました歳入に入りました。

歳入は児玉議員より災害援護資金貸付金元利収入の中で、「現在貸付されている件数といつの災害に対しての貸付けか」という問いに対しまして、福祉課高村課長補佐から「平成5年6月18日に発生した集中豪雨災害で2名の方にそれぞれ350万円貸付けられている」というお答えをいただきました。

以上で、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、人権同和関係それから小国高校支援金について

での反対討論がありました。なお賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会の認定第1号審査内容については、報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

続きまして、令和5年度特別会計決算認定について、各課の課長より所管における概要説明があり、その後審議に入りました。なお、質疑においては特別会計別に、歳入歳出を一括して行いました。

まず、認定第2号、令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしましては、歳入の質疑が3件、歳出の質疑はありませんでした。

続きまして、認定第3号、令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしまして、歳入の質疑が3件、歳出の質疑が1件。

続きまして、認定第4号、令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしましては、歳入の質疑が3件、歳出についての質疑はありませんでした。

以上、当常任委員会所管の令和5年度特別会計決算認定について全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。討論では、認定第2号、認定第3号、認定第4号については、国民健康保険税を引き下げるべきである、介護保険料を引き下げるべきである、後期高齢者医療制度に問題があるなどの理由で、反対の立場での討論がございました。

以上で、当常任委員会での認定第2号、認定第3号、認定第4号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、賛成多数で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（熊谷博行君） 続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

3番（高村祝次君） おはようございます。

議長（熊谷博行君） 着座をお願いします。

3番（高村祝次君） ただいま議題となりました「認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第5号 令和5年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第6号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第7号 令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」産業常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る9月12日、委員の出席と執行部より渡邊町長始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査いたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして渡邊町長より挨拶をいただきまして担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。12日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を配付しておりますので御覧いただきたいと思います。

それでは、まず質疑応答から報告いたします。質疑応答につきましては、配付した資料のとおりでございます。

まず、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についての歳出でございますが31件ございました。

ページ98ページ、農業振興費の中で「同じ農地に鳥獣防除柵等を設置するため、2年連続で小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金を活用できるのか」と。「また、小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金の現在の補助率及び補助上限額はどうか」の質問でございました。それから147ページ、農地災害復旧費の中で「災害復旧工事後の農地の耕作状況などの確認はしているか」の問いに対しまして「復旧後の農地の利用状況などは確認していない。農災は申請事業であり、負担金も発生するため、復旧後も営農意欲のある地権者からのみ申請がある状況である。」ということでございます。

以上で、歳出を終わります。歳入に入ります。

歳入につきましては5件ありました。17ページ、農林水産費分担金の中で「農地災害復旧費分担金及び農業用施設災害復旧費分担金、単県治山事業分担金について、それぞれの何件分になるのか」、「農地18件、農業用施設10件、単県治山2件分で、農業用施設10件の内訳は、水路7件、道路3件であります。」

以上で、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については全て質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、国からの臨時特別交付金が小国町森林組合の選別機導入に使われていること、北里柴三郎記念館周辺整備事業を行い起債残額が増えたという理由で反対の討論がありました。賛成討論はありませんでした。

以上で、当委員会での認定第1号の審議内容についての報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり当委員会における審議を終了し、採決の結果、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、挙手多数で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

続きまして、令和5年度特別会計決算認定についてを審議いたしました。所管課の追加説明はございませんでしたので、直ちに審議に入りました。

認定第5号、認定第6号、認定第7号について、質疑はありませんでした。

以上で、当常任委員会所管の令和5年度特別会計決算認定について、全ての質疑を終了し、そ

れぞれ討論に入りました。認定第5号、認定第6号、認定第7号については、討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第5号、認定第6号、認定第7号の審査内容については、報告のとおりであります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第5号、認定第6号、認定第7号については、全員挙手で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当委員会での結果を申し上げ、報告を終わります。

以上です。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より御答弁いただきます。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

本決算の実質収支額は2億2千134万7千456円の黒字で標準財政規模に対する実質収支比率は23.2%となっています。3から5%が望ましいとされるこの比率が2年連続で4倍以上の数値になっております。一方、町債の状況を見ますと会計年度中の借入れ6億1千217万4千円に対し償還元金は5億9千213万5千63円で年度末残高は61億8千199万4千8円と前年度末残高を上回るようになっております。一見すると空前の黒字を出し財政調整基金に3億円以上積み増し財政がよくなったように見せかけても不要不急の事業のために将来への負担もじわじわと積み上がっているというのが実態ではないでしょうか。一概に町債の発行が悪だとは言いません。災害復旧事業やソフト事業の子ども医療費助成など必要なことであれば財源確保の手段としてありうることだと思えます。しかしシアタールームやサテライトオフィスなどの箱物に関する事業は将来にわたって必要となる維持費なども考えれば特にその必要性や町の身の丈等々を熟慮し慎重になるべきであったと指摘しておきたいと思えます。

ところで起債について渡邊町長は将来世代と負担を平準化する旨の答弁をされました。想像力を働かせてよく考えるべきです。思い返してみてください。消費税をはじめ増税の議論がなされ

るときメディアの街頭インタビュー等で「増税もやむを得ない」とする人たちの回答です。少なくない人が「自分たちの世代の負担を、子供や孫たちの世代に引き継がせるわけにいかない」と答えています。起債による将来世代の負担の平準化など世論と真逆のものであると指摘しておきたいと思います。私たち日本共産党は無駄な予算をしっかりと削り落とし大企業等優遇の税制を改めて必要なものに予算を振り分けていくことを求めていくものであります。人権政策費について総務常任委員会の決算審議で人権政策はどういう法律に基づいて行われているかとの質疑がありました。それに対する担当課の答弁で挙げられた法律名は部落差別解消推進法のみでした。言うまでもなく人権に関する法律は部落差別解消推進法だけではありません。同法と同時に施行された「障害者差別解消法」と「ヘイトスピーチ解消法」は併せて人権三法とされていますし、このほかにも「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」「子どもの貧困対策法」「いじめ防止法」「高齢者虐待防止法」「LGBT理解増進法」など様々あります。なのに「部落差別解消推進法」しか上げられないなどいかに町の人権政策が貧しいものであるかが表われているのではないのでしょうか。大体差別がなくなれば人々の人権が守られるわけではありません。例えば今あらゆるところで大問題になっているのがパワハラ、セクハラ、カスハラといったハラスメントの問題です。皆さんの身の回りでハラスメントを見聞きしたことはありませんか。なかったとして絶対に今後も起きないと言い切れますか。ハラスメントの問題では今連日報道されている兵庫県知事の問題にも見られるようにハラスメントを告発した側が組織の中やあるいは社会から悪者とみなされバッシングされてしまうというケースもあります。このほかにも時に自殺者さえ出ている長時間過密労働などの働き方の問題も人権に関わる問題です。その中でも教員の働き方は成り手不足にまで陥りSNS上では教師のバトンというハッシュタグまで生まれているほどなのに、小国郷の人権教育担当者が参加する研修会で語られているのは相変わらず部落差別ばかりであります。部落差別を始めとするあらゆる差別の解消なんて言っているだけでも部落解放同盟に寄り添った人権政策ばかりやっているからそれに携わる職員自体もなかなか正しく啓発されていないのではないのでしょうか。同和対策法が失効したのは21世紀に入って2年目の2002年でした。その当時若手職員だった方々が今は町幹部としてこの場にいらっしゃいます。しかし世代は変わっても町の人権政策は世紀を超えられないままになっているのではないのでしょうか。町が部落解放同盟から解放され21世紀が求める人権政策となることを切に願わずにはられません。まずは部落解放同盟小国支部への補助金をなくすべきです。町道沿線の倒木危険除去推進のための町道沿線立木安全対策事業補助金について産業常任委員会では立ち木の土地所有者が伐採のために見積りをとったところ、小国町森林組合は120万円だったのに対し他の森林組合は40万円だったケースが明らかになっています。建設課は町森林組合以外の事業者を使って伐採した場合も補助の対象にするか検討する考えを示していますが、競合する事業者が複数ある中で補助金が限定した事業者を利用した場合のみに出されている今の状況は独占禁止法違反の可能性があるのでないで

しょうか。総務費の隣地安全対策立木等撤去事業補助金と併せ早急な改善を求めます。コロナ交付金が町森林組合の木材選別機購入費補助として1千82万9千円支出されています。産業常任委員会で産業課は旧型の機械には人がついていなければならなかったが新型機は人の配置が必要ないから感染対策となるのでコロナ交付金を使った旨説明しました。詭弁としか言いようがない答弁です。コロナ禍、物価高騰で小国町民は町民支援の部分で「南小国町はいいなあ」と小国町の政策を評価するとともに「小国町はどうするんだ」「町民のためにお金を使うべきだ」と求め続けていました。隣町にも劣るコロナ対策の中、詭弁でしか説明できないコロナ交付金の用途はまさに不適當であり認めることはできません。

最後に次年度予算編成に当たっては真に町民のための予算とされますことを求めまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対します各々の委員会からは、原案のとおり認定すべきであるとの報告を受けました。

よって、各委員会の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議長（熊谷博行君） 続いて、認定第2号から認定第7号までの各特別会計及び水道事業会計決算認定の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、認定第2号、令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてと認定第3号、令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号、令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。ほかの決算については賛成です。

令和5年度は小国町国民健康保険税が増税された会計年度であります。資産割廃止に伴う所得割、均等割、平等割改定によるものですが急変緩和措置が半分に急減されたため全ての被保険者

が負担増となりました。国民健康保険運営協議会でも「物価も上がり続けている今この時期に改定しなければならないのか」との懸念も述べられる中での強行で、例えば世帯所得300万円の40代夫婦と就学児2人の家庭に当てはめると2万3千300円の増税でした。子供に係る均等割は今回の改定で6千円上げられました。未就学児は半額とはいえ乳幼児が1人増えるごとに年間1万6千円、小学生以上だと3万2千円も国保税負担が増えることになりました。児童手当が月1万円あるとしても4分の1近くが均等割で消えてしまうことになります。高過ぎる国保税引下げのためには国庫負担の増額で均等割を廃止するべきですが、当面の課題として緊急に子供の均等割を全額免除することが重要です。既に全国では熊本県内の芦北町などが条例で18歳以下高校卒業年齢までの均等割の減免措置を決めていて、それに続く自治体も増えています。小国町は総合計画で「全ては次世代のため」をスローガンとしています。また人口減少を本気で克服しようとするなら早急に芦北町などに続くべきであります。

介護保険と後期高齢者医療保険は基本的に保険料は年金からの特別徴収となっています。物価高騰で目減りする年金からの天引きは高齢者の暮らしを圧迫しています。75歳以上の人全員が加入する後期高齢者医療制度の医療費自己負担額は原則1割ですが、一定所得があれば2割、現役並み所得の場合は3割負担が導入されました。小国町にも2割負担の方が154人、3割負担の方が71人いらっしゃるとの説明がありました。第2次安倍政権以後の12年間で公的年金は実質7.8%削減されました。昨日は敬老の日でしたが長寿を心から喜ぶことができないという状況が広がっているのではないのでしょうか。このような社会の在り方は間違っています。全ての人たちが長寿を喜ぶことができる社会へ変わることを願ひまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対する各常任委員長の報告は、各議案とも認定すべきであるとの報告を受けておりますが、1件ごとに採決をいたします。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思ひます。

認定第2号、令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、本案は認定されました。

続いて、認定第3号、令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

続いて、認定第4号、令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

続いて、認定第5号、令和5年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

続いて、認定第6号、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

続いて、認定第7号、令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時から行います。

(午前10時43分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

3番(高村祝次君) 委員長報告の中で歳出が31件と言いましたけれどもそれ36件、歳入が5件と言いましたけれども2件に訂正をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長(熊谷博行君) 日程第8、「一般質問」。

ここからは、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、1番、松本明雄議員、2番、松崎俊一議員、3番、穴見まち子議員、4番、杉本いよ議員となっ

ております。

それでは、7番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

7番（松本明雄君） はい、7番です。おはようございます。

中秋の名月になっておりますがまだ気温は猛暑が続いております。この3連休で敬老会をされたところもあると思います。だんだん高齢者が多くなっておりますので会を催すことなく品物を配るとかそういう方向になっていると思われま。もう一つはこの前から米不足という観点から米の買取り価格が上がると。4千円ぐらい上がるのですかね。この前スーパーのほうに行きましたらもう新米が出ておりました。そしたらやっぱり消費者としてはまたこれも値上がりしておりますので大変な時代になっております。生産者としては肥料の値段が1.8倍になっておりますがそれ以上に経費が掛かっておりますので、皆さん米を食べるときは味わって食べていただきたいと思ひます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。質問は衣食住、住まいの件で質問させていただきます。これはもう僕も議員が長いのもう5回か6回目の質問になると思ひますが住宅問題。決算の議会でいろいろ質問も出ておりましたが建設課のほうから現状と戸数、耐用年数もありますから、その辺りも詳しく説明していただきたいと思ひます。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） はい、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

今回は今松本議員がおっしゃられたとおり住宅の御質問ということで非常に建設課の中でも住環境、特に上下水道も含めた町民の暮らしを守るというところは最重要課題の一つと考えております。その中で今年度から2033年度までの10年間長寿命化等の計画を作成いたしまして10年間のいろんな管理戸数とか耐用年数とか今から説明しますけどそういうかたちをしっかりと捉えながら時代に合った住宅管理をしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。まず令和6年7月現在で住宅の団地数です。柏田団地で1団地ですから柏田、関田とかありますけどその団地数が12団地。棟数が91棟。それで今うちが管理しているのが362戸入れるというかたちになっております。敷地面積8万570平米。約8ヘクタールになっております。これは全ての敷地面積を合わせてです。それからここが一番大事なところですが公営住宅に居住する世帯比率ということで今小国の中、持ち家とかいろいろ世帯があると思ひますが住宅に占める割合が13.6%でございます。これは10世帯当たり1世帯から2世帯は住宅に入っているというかたちになります。これが小国町と同じような規模で考えた場合そういう市町村を対象に集計をとりますと非常に高い。住宅の希望率が多いということで13.6%は熊本県内でも最も高い数字となっております。それから建設年度。御存じのとおり古いところは桜ヶ丘を始めたくさんあります。大体昭和30年から60年代に建てられた建物が8割を占めております。非常に解体等も行いながら安心安全、地震が起きたとき崩れてしまうと大変ですのでしっか

りとその辺はコスト削減もしながら解体も入っております。それから構造体。構造体は耐火構造。中層の耐火構造ということでこれが大体5割強を占めております。それから床面積。70平米がこれが3割以上。大体20坪強というところになっています。それから耐用年数。これにおいては非常にちょっと残念なところもあるのですが、この2033年度までのこの計画期間中にはほぼ今建っているものが耐用年数を超えていくということで、すぐ取壊しというかたちではないのですけどしっかりと維持管理をしながら長く持たせるというところがございます。それから解体状況としましては平成21年から始めております。昨年までで約45棟を解体しております。戸数として76戸。費用としては6千万円の事業費を使ってやっております。続きまして世帯数。世帯の状況です。今先ほども言ったように362戸を管理しておりますして今270戸が入っております。入居率75.6%。残りが90ほどありますがもう既に入居を拒否して解体のほうに進めていくものがほぼほぼ7割から8割ありますので、あと12、3が入居可能な空き家というかたちになっておりまして、委員会のときに御質問がありましたけれど3棟から準備ができていますのでしっかりと募集をかけながら入居率を高めていきたいと思っております。それから入居世帯人員です。人数です。1部屋に何人いるかということで平均が1.8人になります。本町の平均が2.5人ということで非常に住宅の核家族化も進んでいるというところになっております。2人世帯を含めると大体もう8割ということで公営住宅に入居している人は大体2人が多いというかたちになっております。それから世帯主の年齢です。一番柱となる人の年齢が高齢者65歳以上が最も多く169世帯。6割を占めております。高齢者がいる世帯を含めると174世帯の7割強に及ぶということで非常に全体的に年齢層が上がっているというところになっております。入居期間においてはやっぱり一番多いのがもう20年。住宅に入り続けてくれている人が最も多く4割強を占めております。それから現在の応募状況は5.5倍というかたちで平均倍率としては熊本県下の中でも高いほうということで、まだまだ何だかんだ言いながら住宅の要望はたくさんあるというところになっております。

現況は以上です。

7番（松本明雄君） 現況を説明いただきました。古いのはもう60年以上経っております。今言われたとおり昭和30年。一番新しいので倉原住宅です。あそこが一番新しいです。今一番入っている関田住宅でももう50年ぐらい経っておりますので今大規模計画で屋根と外装をやっております。コロナ前は2棟で1億円だったのがコロナのあと資材高騰により1棟で8千万円ぐらい掛かっております。中まではできておりませんのでやはり悪いところがあれば浴槽を交換したりとか補助金をもらいながらですで大変だとは思いますが。住宅を求める方も若い世代が多いんですけどやはり南小国町に求めたりとか南小国町に土地を買って家を建てたりとかそういう方々が非常に多いですので今後、中も補助金をもらってやる。そういうところもできると思いますが今後の計画としてはどのようにお考えなのかお知らせください。

建設課長（小野昌伸君） 今後の計画ということで先ほど言った長寿命化計画がある程度出来上がっておりますので、その計画の趣旨、今後の展望といたしましては本当に住生活基本計画ということで国土交通省がとなえる基本計画に沿って、熊本県全部で考えますと熊本県全部で一体どれだけの戸数があるかということでいえば1万7千500世帯ということでこれは災害公営住宅も含むということになっております。そのプランの中ではこの町はどうなってるかというところと言えますと今さっき言ったように348戸今管理しておりますがもうこれから先20年後、人口減少も合わせますと約136戸あれば十分今の率は確保できる。今が348ですから2.8倍ぐらいは今確保ができています。直近で言えば2025年には199戸あればもう一番困窮している人の低所得者向けの人たちも199あれば足りるかたちの推計になっております。そういうかたちで考えてみると柏田が160戸、関田が24戸、倉原が14戸。これを足しますと全部で198です。将来的には新しいところということで今三つ挙げましたがこの三つで補うような時代が20年30年に来ると思います。しっかりとその辺はストックを考えながら「今すぐ古いところに住んでいるからどうしろこうしろ」というかたちは入居者がいるものですからそれは言えません。ただ、いま考えていけるのが帯田は帯田で今5棟ぐらい残っていますけど広い1棟の中に1人というところもあっています。だからそういう人をこちらの2号棟には6人入っている。一つ空き部屋があるということになればその人を大変申し訳ありませんが2号棟に移っていただく。それで1号棟を解体していく。この繰り返し。将来的には柏田も逆に言えば1号棟が2人しか入っていない。2号棟が空き家が二つあるとなれば2号棟のほうに移っていただいて、いつの時代か解体をしていく。そういうかたちで新築事業も考えていますが本当に今コストも上がっていて補助金ももちろんないことはないのですが非常に新築事業となると何十億円という金が掛かってきますのでそういうことよりもまだまだ長寿命化、日常点検いろんな点検をしながらしっかりと暮らしに寄り添っていきながら、もう一番はもう住まいがどうでもできないというような状態になればすぐ修繕をしてそうではなければ日常点検をしながら長く長く家を大事に持たせるということで展開をしていく。まずは戸数を減らしていく。危ない団地は解体していくということで今のところこの10年間で新築事業は計画の中では考えずにストックを減らしていくというかたちで計画は今仕上げようかと思っております。このようなかたちで先ほど言ったいろんな他町村との考え方もあるでしょうけど、そういうかたちでうちのほうはもうしっかりとした住宅管理をしていく。長く持たせるということと戸数を減らしていく。もうこれに尽きるかなと思っております。

以上です。

7番（松本明雄君） 今度の決算のときもいろいろ話が出ましたが、空き家が出ればすぐ「5棟まとめてしましよう」とかそういうことではなくてもう1室でも空けばすぐでもやっていただきたいと思っております。この前からもお願いしたのですけれどもエレベーターのことは構造上無理ですの

でやはり4階が非常に人気がないとそういうことを聞いておりますので、その辺りも何か方法を考えていただいて若い人たちに最上階に入ってもらおう。そのときに何がいけないのかそういうアンケートまで取っていただいて今後4階でも屋根が付きましたので暑さは大分和らいだと思しますのでその辺もいろんなことをアンケートを取りながらでも前に向かっていただきたいと思します。その辺はどのようにお考えでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　まずは抽せんの件から言いますとちょっと過去を調べてみますと柏田が連続6回ですかね。抽せんが1月にあって2月にあって3月。全部参加して6回でしたかね。はずればもう入居というかたちになっていましたので、なるべくその回数もものすごくやっぱり人気があった時代があってその回数をどんどんどん重ねていくともうそういう人がどんどんどん出てくるからということで、まとまってしようかなというところからまとまってするのが慣例になっておりました。でもおっしゃるとおり今また時代が違いますのでもう空きでリフォームが完成次第すぐに抽せんをします。ただ今非常にやっぱりもう内装も古くなってやっぱ最低でも畳替え、ふすま替えは本人さんの出ていくときの条件としてやってもらっていますけれども、やっぱり壁とかも傷んでももちろん自分で破損した分は修理してもらっていますけど最低でも30万円40万円掛かるのです。10戸空けば300万円400万円掛かってきますので予算的にも非常に財政的にもこれ単独費ですから非常に補助も出ないのでそこを見極めながら実を言うとストックも10戸ぐらい住宅の係からは言われていますのでもう13、4余っていますのでニーズがあるということで先ほど言ったように5.5倍欲しいという人たちがたくさんいるのでしっかりとその辺は財政と修理代と加味しながらなるべく空き家がないように。やっぱり空き家が出ると隣の住んでいる人が非常に心細くもなりますのでしっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

7番（松本明雄君）　今建設課長が言われたとおりもう新築のアパート、住宅を建てるとやっぱりそれだけお金が掛かります。財政的にも厳しくなりますのでこれからは町長とお話ししたいと思います。隣の町のことを言うと非常に悪いのですが隣の町は最初は矢津田にある県営住宅が空けばそれを県のほうから買いました。そしてそこに町民の方を入れるようにしましてその後は市原の町内にRC鉄筋コンクリートで9棟ぐらいかな造られてそこにもアパートができました。その次はこの頃はファミリーマート川沿いの向こうに前整備工場があったところにアパートが大分建っております。その後今度は市原から鬼山に抜けるところに2棟の4棟ぐらいアパートが建っております。それでなぜそんなに民間の方が住宅を建てるかとそういうことも調べましたら、南小国町はアパートを建てる方に補助金を出しております。一番最高でも1部屋200万円ですかね。いろんなことを考えればそういう方式もいいのではないかなと思っております。小国町の方も1人僕のほうに相談がありましたので町長のところに御相談に行ったと思します。そのときは町長

も考えておくというような判断でしたのでこういう一般質問の中で町長の考え方も述べていただきたいと思います。もう一つはこの頃うわさで聞いたのですが商業施設ができた辺りに土地を買われてそこにアパートを建てるという話も聞いておりますので、できれば少しでも補助金を出して多くの民間のアパートを造れば町のほうもいろんなお金を今後出す必要はないと思いますので最初に先行投資としてはもうしょうがないことですので町長のお考えをお聞きしたいと思いません。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。先ほど建設課長のほうから公営住宅の比率辺りも13.6%だったですかねそういったお話もいただきましたが、時代の流れで住宅の部分は昔家族で多いところで10人ぐらい住んでいたところが核家族化になって小国町内でも核家族化して別々に住んでおられる方等々いらっしゃるのでも世帯自体は3千世帯を小国町は超えているような今状況だというふうに思います。ですので先ほど300数十戸で13.6%の比率があったというふうに思います。皆さん方も少し考えていただくとお分かりになられると思えますけれども小国町の中でも新しい住宅がこの10年間の中ではどのぐらい建ったかなと私も考えるようになりました。その中で空き家も実際多ございます。ただ空き家の中にはやっぱり仏壇があつたりとかいろいろな理由があつて利用できないといった等々もあります。小国町で間違いなく足りないのはアパート、マンション系は足りてないというふうには思っておりますが、その部分では先ほど松本議員が言われるように民間のアパートが1棟建ちそうだというようなところもお話聞き及んでおりますので私のほうもそのときにもお伝えをしましたが推移を見守りながら計画の中で考えていきたいなというふうに思っております。現在資材の高騰等々これ高止まりしているような状況でもございますし、いかんせん近くの大津、菊陽辺りここでまた何兆円の事業がもう数年間にわたって連続してスタートするような今の状況の中で、なかなか先読みすることが住宅事情特に難しいというふうに思われます。菊陽の町長にもこの前お話を聞きし「なかなか住宅事情含めてインフラの整備難しい」と。もちろん悩みは違うのかもしれませんがもある一部ではやはり先にできた住宅の方たちが世代が変わって行って今度は子供が少なくなっている状況等々もあるというふうなところでございますので、やはりこの生活の習慣だったりその地域の繁栄だったり含めていろいろと様々に考えていかないといけない。その基本の暮らしとかその地域に住むという選択肢をその方たちにしていっていただくという旨がございまして、私といたしましては議員のお考えもよく分かっておりますけれどもなかなかこの状況の中で今その先行投資をしたほうがいいのかどうかこれはなかなか考えあぐねているところでございますので、また議員のほうからも御指導等々いただきながらしっかり建設課また総務課含めて政策課いろんなところで話を上げていながら考えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

7番（松本明雄君） これはまた建設課と違いますが前々から質問しております。教職員住宅の件

もこの前出ていました。4棟空いているそうですのでいろんな面で先生方が入るアパートも住宅を確保しなければなりません、なかなかやっぱり都会から来る人は新しいものを求めていきますので。できれば古くなっているところもあります。それはもう関田とかこちらに来れば上広瀬とかありますけれども空いているところを活用しながら多くの人を入れていただきたいと思えます。これで住宅問題のほうは終わります。

次に交通渋滞についてちょっと質問させていただきます。鍋ヶ滝線は今後町長がいろんなことをされましてバイパスまで造っていただくということで渋滞は10年後ぐらいには解消するかなと思っております。この前は5月に杖立のほうでこいのぼり祭りがありましたけれども、あれも相当な渋滞だったとお聞きしております。大変だったみたいです。それがもう一つ一番今町民の者が困っているのが、ゆうステーションの前の信号機です。あれが歩車分離といって信号機が普通の信号機と違って歩行者が押せば全部そこが通れるようになります。昔で言えば渋谷にあったスクランブル交差点です。あれが入りだったと思いますが今地方までそういう関連で歩行者優先ですので車のほうがどうしても渋滞します。特に昨日もそうですけど日曜になるとか祭日になるとずっと北里線でいえば上の黒川に曲がるころまで渋滞します。この前は鍋ヶ滝から来る線も黒淵のほうに渋滞しておりました。何であそこに歩車分離を付けたのか。国道と国道の間にある道が150メートル200メートルしかないのになぜああいうところに付けたのか。これは総務課のほうに聞きたいと思えますので最初の警察のほうからの相談とかいろんなこともあったと思うのですが、どういう話があったのかお聞きしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君） それでは、歩車道分離信号についてはこれは平成27年3月に設置をされております。経緯としましてはゆうステーションと薬味野菜の里とあの辺観光客が非常に多ございまして歩行者も増えたということで乳幼児、高齢者等の観光客もおられますのでこの方たちが横断歩道を渡るのに時間を要するというので議員言われたとおり一遍に青になるかたちになっていきますけど、通常の信号であれば対角線に行く場合は2段階横断ということで1回渡ってまたもう一度直角に横断する必要がありますけれどもそれが斜め横断できてあくまでも歩行者の安全確保を優先させていただいたということでございます。同時期の広報につきましてはおぐチャンとかそういった文字放送を使って住民の方に「こういった信号が入りますよ」ということで周知をさせていただいたということでございます。警察のほうもある程度そういう観光シーズンの渋滞とかある程度のことは把握していますけれども今のところは住民の皆様が365日生活に支障を来しているとは考えてないので当面の間このままいかせていただきたいということは確認しております。

以上でございます。

7番（松本明雄君） 付けてまだ10年もありませんので警察側もすぐは変えますとは言えないと思えます。ですが老人の方とか今言われましたけどもうあそこが歩車分離と分からなくてそのま

ま通る方もいらっしゃると思います。僕らも待っていると「ああ」と思いながらお年寄りの方が動きま
すので車にひかれないからいいかなとは思っていますが、その辺のまた徹底のほうもよろしくお
願いしたいと思います。車のほうももうちょっと大きく書いておかないと歩車分離と分かりませ
んのもう歩行者が通ったら行っていいのかなと赤信号でも入っている車がありますのでその辺
りはもう少し周知徹底をしていただきたい。今後また警察側が違うところに移動するときには違
うところ南小国町でも付けていただいてやっていただくと非常に助かると思います。でないとな
当に渋滞渋滞で皆さん困っています。日曜日なんか野菜を北里、上田から持って来る方はもう黒
川の上の交差点から曲がって町内の中を通らないとしょうがないとそういう感じになっておりま
すので、地域住民の方が非常に迷惑しているということも警察側にお伝えしていただきたいと思
います。それでもう一つお願いがあるのはT SMCの関係で熊本市内とか菊陽とかいろんなとこ
ろで渋滞をしております。それで一番最初に熊本市と県が話し合っが一番いいのは交差点の改良
以外ないということですのでその辺りも上広瀬のところにある交差点。あそこを広めにしてい
ただいて向こうに抜けている道が県道ですよね。柏田住宅の前を通過してヒルトンビックさんまで行
くあれも県道ですので、あの辺も拡張工事していただいて福岡に帰る方はあっちを通過してもら
うとかそういう方法をとらなければもう車の数が多くて非常に皆さん御迷惑しておりますので、そ
の辺りは建設課のほうはどうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） はい、お答えします。

県道小国停車場線というかたちで柏田住宅のところからヒルトンビックさんのところまでが県
道というかたちで、その交差点も非常に危のうございます。私も何度か信号無視を見たこともあ
りますし上からもものすごいスピードで下って来ますしなかなか右折もできないというところで、
まずはその交差点として結構町なかに入ってくる時はゆうステーションのほうから来て右折
という車が多ございますので右折レーンの設置とか柏田に曲がるほうのものとかいろんなかたち
の交差点の改良を要望しております。間違いなく住家もかかってくるのでしっかりとその辺の
交差点改良をといっても結構お金が掛かりますものですから立体交差とかいろんなことも考える
ところもあるのかもしれないですけども、今の現状の平面交差ではしっかりと土地の取得そう
いうところをしっかりと頑張っってやっていきたいと思っています。いろんな県議さんからの要望も
あると聞いていますのでしっかりとそこはうちの需要の改良区間として県のほうにも報告はして
おります。ただ今大型車通行不可というかたちでヒルトンビックさんのところと柏田に看板が立
っていると思いますが、やっぱり福岡から来るときにナビゲーションで見ると非常にやっぱりそ
っちを指すのです。黒川から下りて来ても柏田のほうに入っていく。大型バスががががん入っ
ていく。もうこれ何十年前ぐらいから私も柏田に住んだときからその状況を見ていますので、もの
すごくやっぱり「何でこんなところに」と。あの産交営業所なんか狭いので。「何であそこ行く
んだろう」ということで考えますとドライバーは大型車は運転に自信があるのでしょうかやっ

ぱりそういうかたちでナビゲーションで入ってくるということで通学路にもなっていますので非常に危ないということでもう苦肉の策で今ああいう看板を上げてもらっています。しっかりと今から先全線改良というともうしっかり今のところ県は小国停車場線に関してはもうマルミヤさんのところもできましたので改良済みという認識なので、そこをしっかりと県道は3路線ぐらいいかないのでしっかりと要望はしていきたいと思っております。先ほどの歩車道の信号機もちょっと警察に聞いてみますともう先ほど総務課長が言ったとおりやっぱり歩行者の一番安全を守るというところからあの考えに至って、私も矢印等々でも387号線と212号線のはけ口「消防署のところは矢印でもどうですか」という話をしたのですが矢印をしてしまうとまたほかのところに影響が出てくるし一番は朝晩の通勤ラッシュ。「毎日毎日渋滞でたまらんというところであれば考えます」と。「もう今のところはあそこの考え方としてはゆうステーションという道の駅があるので歩行者、観光客の交通弱者の安全を守るというところが最重要課題だ」ということですので要望はし続けますのでよろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

7番（松本明雄君） 今建設課長が言われたとおりあその県道は非常に役場に来る道のほうは狭いです。ですからあその歩道もやっぱり広げていただきたいと思えます。町道ではありませんので県のほうに要望して県も本当に熊本市内と菊陽でもう手一杯だと思えますが、こういう小さな町にも目を向けていただくためにも町長、建設課長いろんところに県のほうにも出向していくと思えますので要望のほう出していただきたいと思えます。地権者のほうは話ができないところは我々でも知っている方のところには行ってやっていきたいと思えますので、いろんな協力はしたいと思えますので今後前向きに考えていただきたいと思えます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は1時から行います。

（午前11時35分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 6番、松崎俊一議員、登壇をお願いします。

6番（松崎俊一君） 6番、松崎です。

今回は町長における国や県それから企業などに対する要望活動などについて少しお尋ねしたいと思えます。その前にまず昨年の数値でも構いませんので鍋ヶ滝の道路それから駐車場整備などの概算の経費ですこれどどのくらいか。それから地元の負担金が幾らぐらいいなるのか。それと入園料の収入。これ決算書を見れば分かるのですけどぐらいいなるのかを教えてください。

建設課長（小野昌伸君） はい、お答えいたします。

まず鍋ヶ滝の道路からです。総延長1.2キロ、幅員7メートルの道路を計画しております。

補助率50%。社会資本整備交付金というかたちで50%の補助を受けています。これが昨年からいろいろとお話があったとおり県の代行事業、過疎代行になりましたので当初であれば11億円の半分5億5千万円が町の負担でしたが、過疎代行により町の負担15%というかたちで10億円の場合が1億5千万円というかたちになっております。橋りょうが二つほどあるのですが2号橋のほうの修正設計とかも出てきますので最終的な工事費は若干のアップが見込まれて大体県のほうも12億円程度と踏んでおりますのでよろしくお願いたしたいと思っております。

昨年の実績ですが場所的には鍋ヶ滝の駐車場に行くもう2、300メートル手前にうちの農業集落排水の施設があります。あれからバイパスで山のほうに入っていきますのでその部分からちょうどタッチからカウントして大体600メートル起点側に向かって国道387号線に向かって600メートルの暫定掘削といって道路のかたちを形成していく工事を発注しております。そこで発生した土砂を盛土部分の今度カントリーパーク後ほど説明しますがその駐車場に今持って行っているということで令和5年度が1億円、負担金1千500万円となっております。今年度は予算がもう2億円付いております。この2億円の行き先としましては今の私が説明した暫定掘削の600メートルより道路の排水側溝等々を入れながら道路のかたちを造っていく。それから一部岩が2千平米ほど出ますのでその法面緑化。それと先ほど言った2号橋の修正設計で2億円の予定を組んでおります。2億円の15%が今年の当初予算でも計上しましたが負担金となっております。

道路のほうは以上です。

それからカントリーパーク事業。今年から始まりまして5か年間。令和10年度まででございます。これも当初説明したとおり補助率は2分の1、用地購入に関しては3分の1、今年が用地交渉と委託事業で5千200万円ほど要望していましたが基金の状況で2千万円程度しか予算が付いていませんのでまずは用地の取得というかたちで3ヘクタール山林の用地を取得します。これが規模的に4ヘクタール以上の公園に採用できますので今回は5.2ヘクタール駐車場も含めて整備をしていくというかたちになっております。あと園の整備が2千500万円、広場の駐車場整備が6千万円、最後に施設整備トイレ等々の建物等が8千300万円、合わせて2億2千万円の事業になっております。今年度は何回も繰り返しますが用地の交渉というかたちで今実際現場に入って立木を一本一本3ヘクタールあの大きい山の中に入って今調査をしている段階でございます。

以上でございます。

産業課長（穴井 徹君） 鍋ヶ滝の入園料収入について報告させていただきます。入園料は1人大人300円、子供、小学生中学生が150円、小学生未満は無料となっております。令和5年度の実績としまして入園者数14万5千433人、入園料の合計が4千60万5千円となっております。令和5年度は1月から3月まで休園して9か月間となっております。令和4年度が12か

月間開園しております。入園者数が16万3千20人、入園料は4千566万円となっております。

以上です。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

昨年の一般質問のほうでも申し上げましたけど鍋ヶ滝のバイパスの事業費に限って言いますと12億円ぐらいかかりそうで1.5億円前後の町負担ということであれば単純な割り算で4年半ぐらいで元が取れるような計算にはなりません。ただこういう計算は成り立たないというふうに通のほうは答弁でいただきました。入場料で賄う場合に何十年もかかるとかいう話がたしかあったように覚えておりますがそうではないということですよね。このほかに費用に表れない効果。今14万人とか何万人の人数の規模でいきますと住民の利便性もよくなる。あるいは渋滞緩和。オーバーツーリズムの対策ができるとか。それから経済効果ですね。帰りにちょっとお金を使って帰るとかそういうところも含めて様々な効果のほうに期待されるというふうに思っております。もちろん残りの10億円強の県費につきましては熊本県民並びに小国町民の方も幾らかの負担は県の事業ということであればあるのかもしれませんが。余談ですが県費で支出をするためには県議会の議決も当然必要になってくると思いますし、それなりの理由がなければ県庁のほうもそれから県議会のほうもオーケーしなかったし、そこには黒淵の皆様もほかの大字の皆様も理解していただきたいというふうに思います。もはや鍋ヶ滝は熊本県としても大きな観光資源ということではないかというふうに思っております。

ここから本題ですけど県による過疎代行事業となるには町長それから建設課の担当者などのたゆまぬ努力、事あるごとに要望を行うとか熱心に事業の必要性を説明するなど町長としてのあるいは担当者としての粘りのある交渉が実を結んだものではないかというふうに思っております。以前「小国の町長は県庁にも行ったことがない」とかそれから前の議会では「県庁や東京に行って町長は何をしているのか分からない」「秘書役を同行させてチェックをすべきだ」とかこういう意見もあったやに覚えております。現在まで国庫事業や様々な工事、補助事業が行われているのは歴代の町長さんたちもそうだと思いますが、それから今の町長も始め執行部のほうも県庁に行き九州地方整備局、九地整に行き国交省やそれから衆参の議員の先生方にお会いする機会にはほかの町村の市町村長に負けないぐらい一生懸命トップセールスを行って負けないように頑張っているからというふうに思われますが、町長としてその辺りどのようにお考えになっているのか今の行動を少し聞かせてください。

町長（渡邊誠次君） 御質問の内容から要望活動ということでございますが、町長としてやらなければいけない最優先の活動の一つだというふうに私も認識をしております。町の事業全般に関わりますのでごく幅が広いのでちょっとお時間をいただくようなかたちになるとは思いますけれども熊本県庁においては町の課題とか問題解決をするためにはもう様々たくさんお願いという部分

がありますのでもう少しゆっくり行っているような状態ではありますが、特に今熊本県知事木村県知事になられておりますけれどもこちらに来られた当初からお付き合いをさせていただいておりますのでその部分ではすごくお話が通しやすい。ただすごく忙しくなられておりますので町長になってから正直お会いすることありますけれども直接要望をしに知事のところに行くというのは少し後にさせていただきたいなというふうに思っているようなところではありますが、それでも私も県庁の中に約多分17人同級生がおります。まだ課長職にそれぞれ私も50過ぎになりましたので課長職になっているところから非常に各課の課長さん級になられている方が多いのですごく行きやすい状態になっている。また議員時代から少し観光系の役職もさせていただいておりましたのでそれからずっと県庁にも通わせていただいておりますので今の現時点では様々な部署はありますけれども県庁や地域振興局に通わせてもらっております。先週の13日も実は医療政策課、DX推進それから市町村課のほうに行かせていただいておりますか説明を聞きに行ったようなところがあります。私の役目として大事なところではありますが様々な事業のきっかけを作らせていただくということが非常に大事であるというふうに思っております。その後に関しましてはオンライン等々含めて課長さんまた各担当でお話ができるのかもしれませんが、私の場合は交渉とか説得とかいったところも含めた要望活動がございますので対面でお会いして熱意を伝えることが重要であるというふうに思っております。町の職員においてもその部分は私の気持ちを理解してもらっているというふうに私は思っておりますのでその部分はスムーズに事業がつながるようにしっかり連携をさせていただきたいなというふうに思います。

それから同じように国交省、九州地方整備局、今日も同席しておりますけれども谷口審議員おられます。九州地方整備局のほうからこちらのほうに出向しておりますけれども九州地方整備局それから筑後川ダム統合管理事務所それから熊本県河川国道事務所もたくさんありますけれども様々通ってきて本当によかったなど。国から町のほうに職員が来るまた職員を国のほうに行って勉強してもらっていただくというかそういうような構図ができておりますので、その部分ではしっかり相互のメリットバランスがとれているのではないかなというふうに思っておりますのでその部分ではいい事業であるなといろいろと要望してきた甲斐もあるなというふうにも思っております。

また杖立の温泉街の改良工事。この部分については約5億円を超える予算がこれまでも付いてきましたし今後は筑後川河川の改良事業計画それから方針等々が今決まっているところでございますのでその部分ののっとって事業が進んでいくというふうに思われます。ただこれ大事なところは熊本県庁が3分の1の裏負担。この予算の裏負担をしっかりしていただくというお約束のもとに事業が進んでおりますのでそれはやっぱり国と県両方に有り難いところではありますけれどもそういったところで私が要望活動をつなげていくのは大事な部分もあるのではないかなというふうに思っております。

それから一方通行みたいなかたちでありますけれども皆さん覚えていらっしゃると思いますが災害の一番きつい時期に長崎県の壱岐市、福岡市それから大分県庁それぞれから災害派遣をしていただいて本当に災害のきついときでありましたけれどもその部分では長い間応援をこの前の3月まで福岡市からは来ていただいておりましたのでその部分では非常に有り難いことだなというふうに思っております。国交省だけではなくて中央のほうの省庁官庁それと九州農政局、地方整備局等々同じように事業の起点をこれからも作る。先ほど言ったようにきっかけをしっかりと作らせていただきたいなというふうに思っております。その部分の後押しでやはり国会議員の先生にも地元選出の坂本先生だけではありませんがチーム熊本の皆さん含めていつもお話をできる環境、これを町のほうは私のほうは作っていかねばいけないなというふうに思っておりますので、その部分に関しては特に議員の皆様にも後押しをしていただければなというふうに思っております。いかにせんこのようなかたちで様々要望活動を行っておりますけれども一番大事なところはこの状態を絶えず続けていって事業の話があったときまたこちら側で要望活動があるときにそこに行って、ある程度近い距離でこの距離を縮めながら話をするといったところが非常に大事なところだというふうに思っておりますのでその部分ではしっかりと頑張らせていただきたいなというふうに思います。

それから議員言われたように企業訪問。この部分もSDGs含めたところで小国町はSDGsカンパニーという組織を作っておりますけれどもつまりは小国町を応援していただける企業ということでございますので今後の小国町の様々な事業を様々なかたちで応援支援していただけるというふうに私も期待しておりますので、その部分ではしっかりと企業ともつながっていきながら要望というかたちではありませんけれどもいろんなかたちで訪問させていただいてお話をさせていただきたいなというふうに思います。やっぱり組織にしても個人にしても一緒だと思うんですけどやっぱり出会いというのは昔から一期一会という言葉がありますけれども特に業務上というか町の事業執行がありますので、町の代表としての要望活動というよりもきっかけとか仕掛けとかを関係・関連する方々や組織として一緒に動いていただけるようにこれまでどおり私も行動させていただきたいなというふうに思います。前期は議長、松崎委員議長でいらっしゃいましたので一緒に御同行させていただいて県庁また国のほうにも行かせていただきましたし、現在今期は熊谷議長それから皆様方副議長を含めて要望活動に一緒に行っていただくこともございます。その部分ではその一期一会の距離をしっかりと縮めていって一番最初のスタート時点で名刺交換するのではなくて「この前はお疲れさまでした」といった状況からお話・交渉をしていく。これをするのはやはり皆様方ふだんのお仕事をされるのに関しても地域の町民の皆さんに関しても同じだというふうに思っておりますので、是非ともこの距離を縮めるというところを私もしっかり念頭に置いて活動をさせていただきたいというふうに思います。

長くなりましたけれども改めまして、町長として対象とする町民の方たち含めてお相手と距離

が縮まるようにこれからも活動してまいりたいというふうに思います。

以上です。

6 番（松崎俊一君） はい、松崎です。

町はこれまでに県知事それから県議会、国会議員団こういったところに阿蘇郡の市町村会、町村長で作る町村長市町村長たちの集まりとして要望活動を行っているというふうに思っております。阿蘇郡市の議長会でも同じく県知事それから県議会それから県選出の国会議員団の先生方にいろんな要望、これはもう小国町全てのことはなかなか言えませんが各市町村の主な要望を毎年上げている活動をやっているということもお伝えをしておきたいと思います。それから小国町議会の保守系の議員団ですね。上京の際に熊本3区の選出の国会議員それから熊本県選出の参議院の先生方にいろんな要望活動をしたり意見交換をしたりそれから情報収集を行っているということを皆様に分かってもらいたいというのが一つ。もう我々のその団体の状況は公務ではなく政務です。政治活動にはなりますが特に住民の皆様には私たちの活動を理解してもらいたいというふうに思っております。それから先ほど町長のほうがSDGsカンパニーですかね。これについて事務方のほうからも何か少し概要を教えてくださいませんか。

町長（渡邊誠次君） SDGsカンパニー。これはSDGsの未来都市を選定された次の年から始めさせていただいたというふうに思いますけれども小国町と一緒にSDGsの取組をしていただける企業さんを中心にSDGsカンパニーという組織を作らせてもらっております。カンパニーは会社と言う意味もありますが一つの組織というようなかたちの捉え方もありますので、言うなれば先ほどもちょっと御説明しましたけれども小国町応援企業というようなかたちになります。様々これまでも大きく寄附をしていただいている企業それから小国町に御貢献をいただいている企業たくさんありますけれども、今後はその企業の皆様と一緒に事業がやっぱりできるような活動を通していきたいなど。また同じ方向を向いてSDGsについての取組をなされるということはその会社にとっても経済的なこともあるでしょうけれども環境に優しいことまた社会にとっても優しいことであるというふうに私は思っておりますので、その企業と同じ方向を向いて行動するためには相互の先ほどのメリットバランスのお話をさせていただきましたけれども何かしらその企業に対しても有利なことがあることを考えさせていただいて、また町のほうもしっかりとその企業と一緒にすることでメリットがあるようにいろいろと協議をさせていただいて進んでいきたいなというふうに思います。今年度新しく西里小学校ですね西里TOMOSがスタートしましたけれどもそのTOMOSの事業の中でも少しお願いをして企業さんと一緒にまた事業ができていければなというふうに今様々な企業さんと話をしているところでございます。今年間に合うかどうかは別といたしましても私のほうもそういった企業さんとの取組。これもまたつなげて町の大きな事業というわけではないですけれども町の方向性であったりSDGsに対する取組であったりそういったところは2035年、2050年までに目標がそれぞれありますのでその部分で

もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（松崎俊一君） SDGsは日本中それから世界中で進められていますし町も遅れないようにというのが私の思いであります。それからネットワーク基金残高です。今回令和5年の決算書のほうに上がっておりますがネットワーク基金の残高を見ても分かるとおりに企業版のふるさと納税。これではかなりの成果を出しているというふうに見ています。熊本市それから東京などの企業回りもトップの重要な仕事のひとつではないかというふうに思っております。

それでは、次にちょっと趣向を変えまして同じく決算の時期でもありましたので財政調整基金ですね。町の家計で言えば貯金、預貯金みたいなものかもしれません。財政調整基金は法律によって定められていると思いますが少し歴史を振り返りますと昭和50年代当初まで元町長の河津寅雄翁が32年間にわたり町政を担当しておおむね45億円前後だったと思いますがその予算規模に対しまして財政調整基金つまり積立てのほうが大体20億円近くあったかなと。それから同じくその当時今話題になっております起債残高。起債です。借入金の残高が20億円程度となつたというふうに思っております。バランスのとれた財政運営であったかというふうに考えます。それには幾つかの要因がありますがそのような健全財政が行われていたということです。その要因は同規模の市町村と比較して役場の職員の数があの当時7、80人必要なところを50人程度に抑えて頑張っていたというようなことで人件費を削減していたこと。それから町長による強烈な政治活動によりまして国や県の補助事業、補助計画や様々な国の方針がいち早く小国のほうに情報が入り町の行政に反映していたというふうにも聞いております。そういった取組が町の財政に非常に寄与していたと。当然当時の役場の職員の方々は血のにじむような努力や誠実に仕事をするとか熱意も半端ではなかったというふうに聞いております。当時の熊本県庁の職員すら河津町長のほうが情報が早くまた正確であったため一目置いていたというような話もうわさ話として現実そうであったのではないかとというふうに思っております。そのような町政のため若干の批判はあったのかもしれませんがジャージー牛乳の導入とかその他行政の改革、経済そのほかの功績は計り知れないものがあるというふうに思っております。町民センターの前に銅像が建てられてましてあの辺りの文言を見ていくとその功績の一部が分かるのではないかとというふうに思っております。その後大塚町政を経て宮崎町政の誕生となります。宮崎元町長はその時代の経済の拡張それから経済成長に支えられ、また後に総理大臣になられました当時の細川県知事のバックアップも得て、日本一づくり運動に移行して悠木の里づくりという名のまちづくりを推進いたしました。周辺の町村等合併協議のときは何か小国は箱物が多いのではないかなどという批判もありましたが、結果ゆうステーションから林業センターから小国ドーム、それから直接的にはないにしろびらみつの物産館ですかね。木魂館、西里小学校といろんな建物を造ったりして年間20万人以上の方々がこの小国を訪れたというような実績があります。その当時の方々の経済効果とい

うかどのくらい小国に泊まったかとかどれだけ民間の方々が土産を作ってどれだけ売ったかとかいうその辺の取組はあの当時はまだまだだったのかもしれませんが。というような気がしております。そこでちょっと町長のほうに財政調整基金、財調の残高ですね。起債残高はいかほどになるのか。これも決算書に出ていると思いますがさらにどのくらいの財政調整基金を何のために準備しておくべきなのか。町長としてそれから町の進む方向と財政調整基金に関する基本的な考えをお示しいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 実際の数字については総務課長おられますので担当課長から御説明をいただくほうが正確な数字が出てくると思いますので補足をお願いしたいというふうに思います。財政調整基金の考え方これ実は様々あります。私は河津寅雄町長時代を実際はよく知りませんのでいろいろとお話することはできませんけれども、宮崎町政そして北里町政の部分で推移を見守りながらどうか少しずつ増やすことができないのかというふうに考えております。ただこれがどうやったから財政調整基金が増えたと明確にはなかなか難しいところではありますけれども、一番大事なところは心がけとして町のほうが有利な起債を使うこと有利な補助金をしっかり見つけること。そしてどうしても一般財源だけでしかやれない事業これはどうしてもなく一般財源でしかやれないという事実がありますがそれでも事業はやらなければなりませんので決定したら事業は必ずきちっとやるといったかたちがあります。大事なところはいつも有利な補助金それから財源そして起債これを組合せていく。それを職員が全部意識する。ここだけは徹底して多分皆さん分かってきているというふうに思いますのでその部分が大事なのではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） それでは、財政調整基金の近年の動向といいますか現状を御説明させていただきます。まず適正な財政調整基金の規模というのは大きい自治体であれば標準財政規模の2割あるいは3割とかいう数字を示している自治体もございます。これはもうかなり大きい自治体です。人口何十万とか100万人とかいうところはそれでいいんでしょうけれども小国の場合はこういう小さい自治体で財政規模も小そうございますのでその基準に合わせますと7億円とか。小国町の財政の標準規模が今年の決算でありますと35億円程度でしたのでその2割というと大体7億円、3割で10億円ちょっとということで、それでは少し大規模災害等に備えるには心もとない数字だと考えておりますので、ここ3年ほどの数字で申し上げますと令和4年度末で7億8千万円、令和5年度末で11億7千万円、令和6年度末の推定でございますけれども約15億円ほどにはなるのではということで見通しております。先ほどの比率に直しますと財政標準規模で先ほどの15億円を割戻しますとそれでも大体42.8%という数字が出てまいります。これ阿蘇郡の標準と比較してみましたところ阿蘇郡の平均でいきますとその数字が50%となっておりますのでその数字に少しまだ至っていないというところでございます。あと2

億5千万円ほど積立てればその水準に達するのではないかと考えております。まずはその財政標準規模を考えたときの水準でいきますと17、8億円の数字が阿蘇郡の平均から対しますと出てまいります。それとこれは去年の一般質問で久野議員の質問のときにもお答えしたのですけれども町の今起債残高が約61億円ということでこのうち15億円は臨時財政対策債ということでこれはもう100%交付税措置がありますので残りの約45億円の約3割が交付税措置されてもおかつ返済が義務づけられる額と計算しますとここに15億円という数字が出てまいります。こういう比較が正しいかどうか分かりませんが町の借金残高で考えますと15億円は持っておいたほうがいいのではないかなというあくまでも試算でございます。それともう一つ考えますと災害に備えるということでありまして一番新しいものでいきますと令和2年の7月豪雨。これが約40億円の災害が発生しております。一応これは令和3年から4年、5年、約3か年にかけて災害復旧をやってきたという実績がございますのでその40億円を3で割りますと約13、4億円出てまいりますけれども、それぐらいの単年で災害に対応できるお金。これは持っておく必要があるのではということ。先ほどの推移を見てみますと15億円から18億円の水準が今の三つの例でいきますと出てまいりますので最低でもそのぐらいの基金残高が必要ではないかと考えております。ただし災害の場合はどの程度の災害を想定するかというのはこれはもう切りがないところになります。天井はですね。かなり直下型の地震とかあればそれぐらいでは足りないのではないかと意見もあろうかと思っておりますけれども、現状ではそのような水準であれば18億円程度が当面の目標であるのではないかと考えております。財政計画としましても財政担当のほうとしましても今年は先ほど指摘もありましたが返す額より借入金のが大きかったということでそこをここ数年ではできるだけ返済額のほう増やしていくということでそういう町債の残高のほうも減少させていく必要があると考えております。

以上でございます。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

これから財政計画とか将来の計画というふうに考えたときに人口がそんなに伸びていかない人口が減少する。同じく税収こういったものも伸び悩んでくると思います。人口が増えなければですね。それから同じく道路とか橋りょうとか住宅それから水道施設、インフラがどんどん傷んできたり修理したりそういった費用も必要になるとか。それから保育園辺りも建て替えるなりそういったことも考えていくと借入金のうち交付税の措置があるといえども借金は借金ですよ。当然返していかなければならない。県の財政にもよりますがどのぐらいが措置してくれるのかとかいうところも若干不安はあります。そういったところも考えて財政計画なりいろんなことは考えていると思いますが、更に健全財政その方向性だけは貫いてもらいたいというふうに思っております。これは町民のためそれから未来の子供たちのためにも是非お願いしたいと思っております。それと今回は決算議会ということで基金絡みで基金の運用について以前国債を購入しその利子の収

入を得たというふうに記憶しておりますが、現在ほどのように推移しているのか。それと基金の投資先というか預け入れ先ですかね。そういったところがどういった感じになっているのかをちょっと明らかにしてください。

町長（渡邊誠次君） 先ほど起債の基本的な考え方というのが最後のほうに出ましたので今の質問に関しましては税務住民課長から御説明いただければいいと思うのですけれども、やはり地方債、起債は世代間の公平な負担を実現するために必要であるというのも大前提でございます。また事業が重なったときに考え方で一般財源だけであるというのはほぼほぼ不可能に近いような状態でございますし交付税措置がないという状況であれば起債もそうそう起こすものではないというような考え方でやらないといけないと思っておりますけれども、やはり同じように将来の利益と現年の利益というふうに考えたときにはあくまでも将来の利益を考えながらそれをしっかりと利益を担保するために起債を借りるという考え方のほうが必要なのかなというふうに思っております。また各起債の事業も補助事業もちろん限りがありますので先ほど議員が言われるように将来の過度な負担を招くことにならないようにそこは何の事業をやるかこれの選択をしっかりとやらないといけないということでございます。つまりは事業の精査を行って事業を行うというふうに決定されたのであれば有利な補助事業それから起債事業、制度や仕組みをできる限り使わせていただくというような方針でやっていきたいなというふうに思っています。そのほうが必然なのかなと。一番大事なところはその事業を必ずやると決定するということが多分一番重要なこととございまして、決まったのであればその部分には補助事業、起債事業を使わせていただくということになります。

以上です。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから基金の運用状況について御説明させていただきます。基金の推移とそれから保管については税務住民課のほうで所管になりますので御説明いたします。

まず財政調整基金につきましては、この基金もそうなのですがまず定期預金それから普通預金それから有価証券ということで管理をしております。財政調整基金につきましては今のところ有価証券を購入させていただいております。今額面1億円の国債を購入しております。平成24年2012年に9千990万円という金額で購入しております。満期は30年になります。令和24年2042年までの満期ということになります。利子については年利1.9%ということで年間190万円の利息収入がございまして、30年で計算しますと約5千700万円の利息が付くというようなかたちになります。あと定期預金につきましては町内の金融機関のほうに毎年1年満期ということで預けさせていただいております。利息につきましては高いところで0.032%ですが、低いところはまだ金額が低いパーセントというかたちになっております。あと普通預金についてはその残りを普通預金のほうで扱っております。

以上でございます。

6 番（松崎俊一君） それでは、次の質問に移ります。議員の活動です。議員がどうあるとかではなくて議員の活動を受けてどのようにというようなことについて。以前ある議員がある施策につきまして一般質問で要望しましたと。なかなか実現しない。また一般質問で要望した。何度も言っているのに何で実現しないのかというふうに詰め寄ったというかそういう意見があったことを覚えております。町のほうもいろんな計画とか財政計画それからいろんな施策とのバランスなり住民の要望などを勘案したりとかそれからお金が掛かる分については財政協議を行うとかスタッフを充実しなければできないものはスタッフを充実するとか。同じく議会のほうにも了解得るなどの経過を経ていろんな施策、要望などが実現していくものと思います。私事ですが私ともう1人の議員と一緒に地元のある要望を町に行きました。「舗装してもらわないとちょっとお年寄りが転びますよ」とかそういったことで何度も要望した結果10年以上経って舗装工事がやっと完了したというような事実があります。もう一つ付け加えますと「ある集落と国道を結んでほしい」という元議員ですけどそういう方がおられて地元のほうからの要望もありましたが25年ぐらいかかってやっと国道に橋がついて国道までの集落と道路が結ぶ結ばれたというようなことがあります。議員がいろんな要望したから早々簡単に実現するものではないというふうに私も実感しております。経験しております。我々議員としては私議員としては粘り強く要望活動のほうは行っていかなければというふうに思っております。そこで地元とかそれから議員からの一般的な要望などはこれまでにどのような手順で進められているのか。また実現していくのかをお尋ねしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） お答えいたします。

今の二つの例を出せば全て建設課への要望だと思っておりますので大変長い間お待たせいたしましたと言うしか私の言葉からなのですが。通常の要望であればちょっとした穴ほげとか歩行に支障を来たすとかいうのであればすぐにでも対応できますが、やはりもうこの時代になってきますと私も3人の町長に今まで仕えてきましたがかなり補助の制度も見直しがありかなり有意義な国土強靱化とか橋りょう点検、橋りょうの補修とか今までなかったメニューが新しくできたということで非常に補助がとりやすくなった面はあります。しかしながらやっぱり道路改良とか先ほど出た鍋ヶ滝の代行事業にまで進める。これにはやっぱり皆様方と一緒に要望に行った大変な苦勞があります。今過疎代行とか前はどんどんやっていたのですが阿蘇郡内でも二、三本やっていたのですが今はもうほとんど熊本県でも一本もないというところを言葉悪いですけどねじ込んでいったということもあって、県のほうも鍋ヶ滝は熊本県の財産だという認識のもとに事が始まってきました。もう本当これは粘り強い町長のトップ会談等々の成果だと思っております。今本当に町長とよくお話するときは今までなかなか難しかった案件が残っております。そこをどうにか補助事業に乗せるというのは本当並大抵ではありません。部下に指示をしながらどうにかこうにか

ヒアリングを受けながら補助に突き進んでいく。もちろん国交省にも何回も何回も要望に行きながら熱意を持って交渉するというのも先ほどから言った国会議員のところも日田阿蘇道路。これも皆さん念願の大観峰トンネルとかもありますけれどもこれもいずれ期成会を開こうというところがありますので、まずは期成会から作って何回も言いますが30年後40年後完成かもしれません。どこに出るかも分かりません。大津に直接なるかも分かりませんし阿蘇につながりません。もうここは全体的な各市町村の首長と連携をしながらやっぱりトップがしっかりとやっていくというところで私たちはそれをどうにかかたちに。「補助を取って来なさい」「補助を取って来なさい」ということが先ほども言ったように町長の口癖なのでしっかりと1千万円以上の工事であれば何か補助にかかったらいいなというところでしっかりと補助事業に乗せていく。補助事業の採択に乗るものから今進んでいるという状況でございます。災害が令和2年度も出ましたが災害と関連してできるものもしっかりとやってきましたので小さいもの大きいもの別として災害と一緒に道路改良舗装もやっていくという手順もありますのでその辺は災害が出て本当に苦労はしたのですがその分でしっかりとカウントして終わっていった事業もあります。だからそういうかたちでケースバイケースで今からの時代に合った先ほど言ったような住宅、上水道も。今度上水道も国交省の移管になりましたし今から補助が付いてくると思います。でもしっかりとそこはまたトップセールスを始め担当も一緒に行って何とか少しでもこの中山間地における財政難というところも含めながらしっかりと補助をとっていくというところで建設課一同頑張っておりますので要望的にはそういうかたちで進めていきたいと思っています。

以上でございます。

町長（渡邊誠次君） 建設課だけではありませんので私のほうからも少しお答えさせていただきませうけれども。やはり先ほど補助金の話も「何か取って来て」というような話も正直私はいつも本當にしております。ただその中でやはり大事なところ、補助金に認められないといけないという部分に関しましては逆にしっかりと公益性とか公平性が保たれてないとなかなか認めてもらえないといったところもありますので、公平公正な部分の事業であるという大前提をやっておかなきゃいけないということ。また時代に応じる。時代にしっかりと対応した事業でないともまたそういったところにも乗りませんのでその部分では時代にも対応していく。また費用対効果。これが大事なところで費用対効果が高いものから優先にさせていただきたいなというふうに考えておりますので、その部分ではしっかりと考えさせていただきたいなというふうに思います。まずは町として議員の皆さんも当然ですけれどもやらなければいけない事業なのではないかといったところからスタートするというふうに思いますけれども、やはり今町としてもやらなければいけないこと、やったほうがいいこと、やりたいこと、多分いろいろあると思いますけど優先順位はやはり、やらなければいけないこと、これを最優先に町としては事業の採択をしていかないといけないと思いますので、先ほど言ったように公平公正それから時代に依じてそして費用対効果といったの

も加味させていただいていつも事業を決めさせていただいているような状況でございます。あとは各課それぞれありますけれどもそれに応じて対応しながら事業をできるだけ進めていくという方向で話を進めたいなというふうに思っております。

以上です。

6番（松崎俊一君） それでは、最後に議員の控え室のほうで最近ですね若者が苦勞する、一次産業が所得が得られないとか。それから商工業も厳しい中、若者の就勞の機会をつくるため「当面公共事業そういったものはお金が掛かっても進めるべきではないか」というような意見がありました。今の小国町の若い方々の大部分はサラリーマン所得が多いと思います。今一次産業であり商売でありその辺の厳しい人たちがそれから農業でいえば兼業農家であればやっぱりそういったほかのところから仕事を持ってきて農業所得は農業所得でというようなことが今まであったし、これからもそういった施策はちょっと必要ではないかという話が裏のほうであっております。

話は変わりますが南小国町の物産館きよらかアサです。こちらのほうにちょっと寄ったときに半分以上は地域の産品が並べられておりましたがブドウとか小国に余りないような品物は南小国町の方が仕入れたものを販売していたように記憶しております。それから小国の方の商品もあそこたくさん出ております。当然阿蘇農協というくくりでいけばジャージー牛乳もそれからソフトクリームなんか売ってあるということでゆうステーションのほうも黒字経営で頑張っているというふうには聞いておりますけど、南小国町のほうも結構きよらかアサも頑張って見た目では判断できないかもしれませんが皆んなよく頑張っているなというような印象があります。それから木魂館の近くの地ビールですかねクラフトビールのお店では地域の方が作ったハンバーガーですかねそういったものも売ってあって結構お客さんが寄ってらっしゃるということもあまして、このような状況を町長を始め議員の方々もですが職員の方が特に常に考えて小国独自のアイデアをどんどん自分の中でも作って行ってそれから何か提案するチャンスがあれば町長のほうに意見するなり提案するなりそういったことを考えてもらいたい。そういう町になってもらいたいし町職員それから町長のほうもそういった方向で頑張ってもらいたいということを申し上げまして、私のほうの一般質問は終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は2時5分から行います。

（午後1時54分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

議長（熊谷博行君） 5番、穴見まち子議員、登壇をお願いします。

5番（穴見まち子君） 午前中に委員長報告がありましたのでちょっと疲れておりますけれども頑張っていきたいと思います。仮通告として防災教育それから小国町の災害がいろいろありましたけれども今その災害を乗り越えて復興がほとんど終わっていることと思います。それに対して今

の課題はというところで質問していきたいと思います。

まずは最初にちょっと違いますけど8月のお盆以降に中学生の部活動で全国大会に出場したバドミントンの沖縄それからホッケーの富山というところで全国大会があったと思います。そのときにやはり町からの支援金を一番多く300万円以上の支援をいただきました。ホッケーはですね。その段階でやっぱり日頃から子供たちを見ているとやはり今とても暑い中に朝午前中とお昼を取って夕方までその暑い中にしっかり練習ができるのにすごいなと思って子供たちに感謝している。それを支えているのは親と関係している皆様。それからそれを支えている方が一番だと思っているのでやっぱりその関係している方にも有り難いなあと思っているところです。

それでは、始めたいと思います。防災教育を学ぶというところですけども全国的に台風による被害、線状降水帯による被害それから今年の1月1日の能登半島の地震による被害といろいろあっております。小国町もその被害を乗り越えて今きていますけれども子供たちは保育園とか幼稚園で一番何でも関心あるものですけども、この災害ということに対して防災教育を保育園とか小学校では日頃どのような防災訓練を行っているのだろうかというところで保育園のほうから尋ねたいと思います。いかがでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） まず私のほうから福祉課のほうで保育園のほうを所管しておりますので保育園の防災教育についてお答えしたいと思います。議員言われるように豪雨災害それから台風災害、地震災害等いつでもどのような災害が起こるか分からないような状況ということで保育園の小さいうちの防災教育というのは非常に大事なことかなというふうに思っております。防災教育を行うことで保育園生自らも少し安全意識を高めてもらう。それから一番はまずは保育園では先生の指示に従う。それから家庭では保護者の指示に従う。そういったことで避難行動が少しでも容易にできるようにというようなことで必要でないかというふうに思っております。それから少しでも災害が起きたときに自分の身を自分で守るような行動ができるといいかなというふうに思っております。そういった中で保育園のほうでは小国町地域防災計画で要配慮者利用施設に位置づけられております。水害や土砂災害が発生する恐れがある場合に避難確保に関する計画というものを策定することとなっております。宮原保育園それから北里保育園それぞれの避難確保計画を作成しております。この計画に基づき各園において災害を想定して避難訓練というのを行っております。具体的な訓練の内容につきましては保育園長のほうから答弁させていただきます。

福祉課保育園長（室原由美君） 保育園では年に1回避難確保計画に基づき各園で災害を想定した防災訓練を行っております。全園児、全職員を対象として情報収集、伝達及び避難誘導の訓練を行っております。具体的には宮原保育園は土砂災害を想定して垂直避難訓練ということで2階の遊戯室に避難する訓練をします。また北里保育園は水害を想定して園舎の向かい側のクラブハウスに避難する訓練をします。このほか年間計画を立てて毎月1回避難訓練を行っております。火

災、地震、水害の避難の仕方について紙芝居などを使って災害の種類や避難の仕方の違いなどをイメージし理解できるように繰り返し訓練を行っております。また年に2回は北部分署の消防士さんに来ていただき避難の仕方の確認や助言をいただいております。保育園児の避難訓練の狙いは先ほど福祉課長も申し上げましたけれども保育士の指示を聞いて避難できるようになることと避難する手順を理解して災害時に落ち着いて行動できるようになることです。避難訓練の経験を積むことで保育園の中だけでなく家庭で災害が発生した場合でもスムーズに避難が行えるようにする狙いもあります。実際「地震のときテーブルの下に潜ることができました」と保護者からの声もありました。また先月の8日の地震のときはけたたましく携帯が鳴り出して保育士のほうが地震と思って戸惑っている間に揺れが始まりました。そのとき子供たちのほうが自主的に机の下に潜ったり体を丸くしたりしてダンゴ虫のポーズになったりすることができていました。このほか年長児、年中児は毎年11月に行われる全国火災予防運動に伴う小国町の防火パレードで体験的防火教育を図るとともに幼年消防クラブの存在を広く町民にアピールし火災予防運動の周知と防火意識の高揚を図ることを目的として防火パレードに参加しています。

以上です。

5番（穴見まち子君） 宮原保育園は災害というと何年前に後ろの杉の木を切ったりしていますけど、それがやっぱりいつ災害につながるかもしれないということもあるのですよね。それが土砂災害。それから保育園の前の川ですよね。北里保育園も川がそばにありますのでやっぱりそこを想定して子供たちがいち早く避難をできたりどこに行くか。逃げるところとかですね。先生の指導を仰いで子供たちの一瞬の判断。大人よりか子供のほうがすぐになったときの怖さというのは今小学校に上がっている子供たちも小学校、中学校と地震を体験したりしていますのでそれは絶対必要かなと思っております。そしてやっぱり今最近ではメディアの中でも女性防災士とか災害のときのいろんな方法もしているところを見ているとやはり日常的に防災というのはもういつも考えておかなければならないと思っているところです。

ところで小学校ではどのような防災訓練とか教育はしているのでしょうか。

教育長（村上悦郎君） それでは、お答えさせていただきます。

今保育園等でありましたように小学校、中学校でも発達段階に合わせて繰り返し防災教育取り組んでいます。特に九州北部豪雨それと熊本地震の後に県教委でも学校安全安心推進課というのができてここは防災だけではないのですが、いじめ防止、生徒指導も含んでそこら辺りから力を入れて防災教育に取り組んでいます。防災教育の狙い、防災DX、合い言葉の徹底という3点から小中学校での防災教育概要を説明いたします。

まず防災教育の狙いと先ほども出ていました。防災教育の狙いは究極的には自分の命は自分で守るということを学ぶことです。その内容としては一つ目、災害発生の理屈を知ること。二つ目、社会と地域の実態を知ること。三つ目、備え方を学ぶこと。四つ目、災害発生時の対処の仕方を

学ぶ。そしてこれを実践に移すことを身に付けさせることが防災教育の狙いです。小中学校では先ほど保育園でもありました年間計画に基づきまして交通安全教室、引渡し訓練、火災避難訓練、地震避難訓練等を季節ごとに行います。また教科の中でも4年生は写真や映像などの資料で自然災害の実態を学び学級活動、話し合い活動の中で自助共助の話等を学ぶ。5、6年生では理科で流れる水の働きというのがあります。ちょっと坂を作って土砂に水を流して様子がどうなっているか。それと流れる水の働きと土地の変化というもの。また社会科で自然災害とともに生きるなどの防災教育を実施するようになっていきます。中学校では昨年度も実施してもらいましたが自分たちで小国町宮原のハザードマップを作ります。役場の総務課の方にも来ていただいて再度説明していただいて自分たちでより実践的に自分たちのハザードマップを。そして地域の安全に役立つこと辺りを学んでいるということで。もちろん避難訓練等は行います。

防災DXというところでこれ熊本地震の反省からですが安全安心メール用に保護者への連絡等です。「今日の授業は台風のため午後から」緊急な連絡があるのですがそれを流すこと。以前は一方通行ばかりだったので安否確認ができませんでした。熊本地震のときに学校来れません。それから学校からメールをやるのですが幾つかの電話会社さんは電話も返ってきませんでした。ということで今は小国が使っているのはマイクロソフトのFormsの活用により瞬時に確認ができる。日頃からアンケートを取ります。「今日の運動会どうでしたか」と。それで返事をいただくというような。訓練ではないです。アンケートを取る。それが安否確認です。また災害の状況。「今朝は来れませんよ」とか電話だけでなくメールとかでも情報収集とかに活用していると。それと気象庁のキキクルというのがあります。あれを中学生が実際に見てみて状況把握の訓練といえますかそういったところも学校教育の中でやる。

3点目です。皆さんも御存じかと。合い言葉の徹底。まず防犯というのがあります。先ほどダンゴ虫のポーズか何か言っていましたけど子供たち防犯のときは「いかのおすし」。聞いたことがありますね。「いかのおすし」というのは悪い人から誘われても「いかない」、「の」は「のらない」、「お」は「おおごえをだす」、「す」は「すぐにげる」、「し」は「しらせる」。「か」は「いかない」で一緒になっています。「いかのおすし」です。これ防犯です。

それと防災のときには「おかしもち」。もう御存じだと思います。「おさない」、「かけださない」、「しゃべらない」、「もどらない」、「ちかづかない」というのを機会あるごとに先生方が帰りの会とか校長先生からだとかでとっさの動作というところでシンプルなようですが日頃から防災、逃げ方等を確認しているというような状況です。

以上です。

5番（穴見まち子君） やっぱり保育園と小学校といろんな仕方があると思います。一番やっぱり子供たちというのはテレビを見たりゲームをしますけれども、そういうことが確実に子供たちは身に付いていると思います。最近テレビを見ていたときに昔のことながら昔は防災頭巾でこう頭

にというのはあったのですが今はヘルメットの小さく圧縮したかたちで新しいヘルメットがありましたね。それを付けて避難をするというのはそんなものもあるのだなと思いながらテレビを見ていましたけれど、やっぱり頭を守るという点では後半のほうのそういうのが各保育園とか学校にもあったら少しは安心できるかなあと思っているところです。

ところで小国町も防災訓練は大字6地域あり2地域ずつ防災訓練をしていますけれど私が防災訓練に最初に参加した頃というのは過去にも言ったかもしれないんですけどやはり避難したときの食事で食改の方がそこで炊飯をするということをしていましたけれども今は何でも売っていますよね。いろんなかたちで食事類をちゃんとそろえておけば1週間分とかそういうかたちでそろえておけば心配することなく水もそろっているというところなので、そのところを考えたやはり今は町からとか教育委員会そして避難のときはラインそれから学校からの一斉メールとかいうのは私の家にもありますけどそういうところで安心している。しかしながら別のほうでやっぱり学校から帰る時間って子供に指定されているので低学年のときはやはり1回は子供が帰る頃には家に寄ってちゃんと見ている。そして後は「ここで留守番できるかな」と言いながら子供にそういうところで待ってもらっているところです。それは欠かさず私か夫のほうで子供を守る意味では家は道に近いけど何かあってはいけないというところでやはりそのとき1人でも災害があったときでも身に付くような体制というのはあったらいいかなと思います。この前の地震のとき私も家にいたのでちょうど立っているときにちょっと揺れに気が付いて「ああ」と思いながら、やっぱりそういう時にでも子供から先にすぐそばに来て台の下に入るとかそういうふだんからやっている行動が身に付いているし、子供を安心させるためにやはりしっかりと話をして子供を落ち着かせてやっぱり親が帰るまでは安心なところをしっかりとやってきたところでした。防災教育というのはやっぱり小さいときでも私も70歳以上ですけど簡単に動けないところはしっかり自分の日頃の生活と併せてしっかりと動いていったほうがいいかなと思いながら今話を聞いていてやはり自助、共助、公助その順番を踏んでふだんからの活動、行動をしっかりと身に付けておきたいと思っているところです。

それでは、次に全国的にやはり先ほども言いました台風、線状降水帯、日本中で発生しているし世界中でもその温暖化の影響だと思うのですが、小国町では考えられないがやはり都会といえば全面的に舗装がしてある。田舎はやっぱり緑化というのですかね。山があつたりいろいろあるのでその水をちゃんと含んでくれるところがあるので安心して災害を考えればしっかり大丈夫だと思うのですが、小国町も災害がほとんど終わり復興が進んでいると思いますけれども今小国町での災害復興が明けつつあるところでも課題があると思いますが、課長今から一番の課題だというのは何があるのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） まずは令和2年の概要からでよろしいでしょうか。

5番（穴見まち子君） はい。

建設課長（小野昌伸君） 町の部分で言えば大変お世話になりました。令和5年度をもって全て農災、公共災、全て完了いたしました。ありがとうございます。件数から言いますと農災が206件、約6億2千万円、林災が11件、7千500万円、治山関係が6件で3千500万円程度、公共災、河川災、道路災これが一番多くて222件の23億円、合わせて445件の30億円となっております。

それから県のほう国のほうもお世話になりましたのでお伝えしておきます。県のほうが治山関係。まだこれは令和7年まで19件ほどまだ完了がされてませんが今現在進行形も合わせまして39件、22億円。それから公共災のほう国道、県道の道路、河川、砂防合わせて82か所、合計が14億円。それから砂防。今まだ工事やっている弥太郎谷、旧杉ノ平小学校のところの辺のものが4億円。それから急傾斜7億円で123件の41億円。それから国交省。杖立川の河川掘削等々合わせまして5億円、トータルで約570か所の77億円という膨大な費用が掛かっております。これからの課題といたしましては先ほども防災教育のほうとも絡みがあるかもしれませんが今から1.2倍、1.4倍ほど激甚化していくという中でしっかりとその辺も含めながら適時の維持管理とか日常の管理。あとはもう地震、豪雨、台風、いろんな災害が発生しますが適時対応していくしかないかなというところはあります。ただ未然に防げるものとしてはこの前も6月の議会のときにも言いましたが今国交省のほうも流域治水といってなかなか川に直接水が行かないようにどこかで貯留して時間差で被害を抑えていくというところで。私なりに思うのは役場職員、建設課の職員はもう十分承知でしょうけどどこで雨が降ったらどこの川があふれる。熊本のときもそうでしたけどあのときも阿蘇でかなりの豪雨が降っていました。私は必ず白川のほうがあふれるのではないかなと思って避難はしましたけどやっぱりそういう認識がない人は「阿蘇で雨が降っているから大丈夫」というところでやっぱり避難が遅れる。この前の筑後川の九州豪雨のときもそうです。やっぱり朝倉のあの辺が降ればいずれ筑後川に流れてくる。久留米が氾濫するというのでその教訓も含めて防災教育のほうになります。久留米のほうでは小学校で九州北部豪雨を機に大人、子供、授業参観のときにしっかりと防災教育を学ばせる。そのときに私が今言ったような雨量が降ったときはどうなるということをしっかりと国交省から職員が来て学校の先生と一緒にやってそういうハードな面、ダムの必要性とかそういうのをしっかりと勉強させる。やはりもう狙いとしては大人は逃げないですよ。「もう大丈夫、大丈夫」と。でも今から1.4倍、2倍とか増えていく激甚する災害に備えるのは今からの子供たちですから。その子供たちに一生懸命学んでいただこうと。逆に言えば逃げない大人を子供が誘導する。「お父さん、お母さん、逃げないと危ないよ」とか。「おじいちゃん、おばあちゃん、逃げないと危ないよ」とか。そういうことをしっかりと子供に植え付けて今から南海トラフもありますけどそういう災害に日常的に防災意識を植え付ける。それをしっかりと国交省は今頑張っております。子供の幼児教育ですけどトミカというミニカーを作っている働く車というのがありますけど、消

防車とかパトカーとかミニカーを製作して今ビデオも作っていますけれど、そこで国交省がテックフォースと言って災害時に活躍するところがあるのですがその照明車。照明を照らして24時間作業させるという。それでミニカーを作成してそのミニカー体験をさせながら災害時にはもちろんバックホーが動いたりブルドーザーが動いたりもしますがそういうのを子供に見てもらってしっかりと避難行動に根付かせるといいでしょうか。子供の頃から教育をしていくというところで、今からの世代今からの子供たちにしっかりと教えることによって激甚化する災害に耐える意識改革をしていく。大人は逃げない、それを子供が誘導するという意識改革を持たせるというところで国交省も今河川事務所、ダム事務所、ダムも緊急放流が大山の中学校ではサイレンを鳴らして「緊急の放流をしますよ」と訓練をしながらしっかりともうある程度雨が降ったら「逃げよう」という意識づけもしっかりやっているとどこでございませぬ。そういうかたちで今からの課題、ハードはたくさん課題があります。もうこういう中山間地ですから崩れるのは当たり前と認めていただければ助かります。だからあとはもう逃げる。もうそれしかないと思っていますので。もう先ほど教育長も言ったように「自分の命は自分で守る」これの意識づけをしっかりとしていくというところが課題かなと私は思っています。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今言われましたように小学校確か5年生のときだったと思います。大山のダムあそこの体験があると思うのです。必ず毎年やっていると思うのです社会科の見学で。子供たちがそこに見に行ったら一番感想的に言葉の多いことというのはどのようなことがあるのかなと思えますが分かりますでしょうか。感想。

建設課審議員（谷口正浩君） 3月までそこにいましたのでちょっと実は私のほうが案内をしていた関係で直接その子供たちのほうから声を聞かせていただきましたので直接お伝えしますと、やはり小学校5年生のときに社会科見学で一度来られます。ただそのときはやっぱり小学生ですのでやっぱり「ダムが大きいな」とかダムの中に入って「ダムの中、涼しいね」とかそういったところの記憶しかございませぬ。ただその後大山小中学校ですので9年間の一貫教育として中学校に上がって中学1年生のときまたダムに来ていただきます。2回目の見学ということでそのときに初めて先ほど建設課長からも言った緊急放流について詳しく説明をします。そのときに「何か来たことがある」という5年生の記憶があるのとあと見学をしに来た説明をしたこと。更にその翌年2年生に上がったときに今度私たち国交省職員が学校に出向いて覚えているかという復習という意味で再度説明をさせていただくということで、かなりの知識が芽生えてやはりお父さんお母さん御家族の中でそういった話をしたということで保護者の方からも「すごい取組だ」というようなお声をいただいているところなんです。ものすごく子供たちとしましてもやはり2回ダムに来て3回目座学というかたちになりますので「かなり勉強になった」とか、ものすごく雨とか洪水とか災害関係そういったところに詳しく自分のほうからは積極的に手を挙げて発言するような意

見をいただいております。

以上です。

5 番（穴見まち子君） なかなか私も日田に下るときはないのですけれども夏場のダムと冬場と災害時というのはなかなか普通には通ることはないけどこれ災害があったときにはどうかなあと思うような感じで通っています。今意見を言われたようにそこで仕事をされている方にとっては子供たちのその体験というのは将来的には勉強にもなるし、やはり「あのときに勉強したな」と今言われたようにそんなことが一番いい意見が聞けるかなと思ってお願いしてみたところです。この防災のこともそうなんですけれども国が掲げている国土強靱化とありますよね。それに対して小国町の国土強靱化は多分過去にも言ったのですがそれに対しての災害的な復旧というのは小国町はありますか。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

国土強靱化5か年計画ということで名前は強靱化なんですけどやっぱり道路から言えばダブルネットワーク。一つの道が被災したときに一つの道があれば救援物資等々を運べるようにということで、やはり狙いはもう南海トラフが来たときに仮に大観峰が通れなくなったときに今私も先ほども言いましたけど日田阿蘇道路が完成しているかどうか分かりませんがそういうネットワークを作っていく。中九州今TSMCで造っているのもそうです。全て一本の道が駄目になっても必ず一本の道は生かしながら救援物資を届けさせる。生活に支障を来さないということできっかりとそのダブルネットワークで道路の部分があります。災害の場合はもう激甚化になれば激甚災害になりますので災害をするのは当たり前でありまして今うちが使っているのは強靱化ということで橋りょう。橋りょう点検をしっかりとしながらレベル3もう補修をなささいという段階に来ている橋に関してはしっかりと補修の費用を国が出すというところでこれには非常に厳しいです。もう「まだか」、「まだか」というかたちでうちも財政と協議しながらやっているのですが、国のほうもほかの市町村のほうも結構進んでおります。うちも頑張っけてやっていますので地震が来てもなるべく橋りょうが落橋しないようにしっかりと整えていっています。全てが今強靱化。もうほとんどの国交省のメニューが強靱化につながっていくと思っただければ幸いかなと思っけています。

以上です。

5 番（穴見まち子君） 国土強靱化というのはやはり私たちもその災害を経験して近くの橋が大方半年以上1年近く通れなかったのです。それでほかの通り道があったのでよかったけれど、もしないときには大変な目にも遭う。地震後に私もすぐ広域の議員をしているので大観峰を通ってみました。そのときに大観峰には途中やっぱり地震のときにひびが入っているところをずっと見て来まし、阿蘇市内の広域道路の農免道路のところもやっといけるような感じにはなっていたのです。そういうところでやっぱり被害というのは大変なところもあるし私も今ちょうど10年目で

すけど大観峰トンネルという質問を多分3回ぐらいしたと思います。そういうところで予定には入れていなかったのですが道がもし壊れたときというのは次に通る道の確保というのは大変なところがあるので町としてもしっかりとやっていただきたいなと思っています。町長はこれに対して何か少し意見がありましたらよろしくをお願いします。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。先日212号線の道路の期成会がありました。その中でも私副会長を今しておりますものですから一番最後の挨拶のときにも少しお話をさせていただきましたし、南小国町の高橋町長も212号線、大観峰トンネル含めた日田阿蘇道路というかたちでの御意見をいただいたようなところがございます。また先日熊本県の主要事業説明会。これ阿蘇の地域振興局の大会議室でありましたけれどもそちらのほうでは阿蘇市長のほうから熊本県の執行部に対して「大観峰トンネルという話もあるが」というお話を阿蘇市長のほうからしていただきましたし、日田市の市長も実はその212号線の会議終わってからいろいろと打合せをするときに「これからはしっかりと連携をして観光を含めて産業の部分では鳥獣被害のこともありましたので鳥獣被害のことだったり観光だったり道路のことだったりしっかりと連携をしていながら1回寄って話をしましょう」というような212号線の期成会とは別になるかもしれませんけれどもそういったかたちで話合いがなされるというふうに思いますので、私のほうも高橋町長とこれまでもずっと一緒にやってきましたので212号線の期成会かどうかそれは正直ここでは分からないというふうにお伝えさせていただきたいと思いますが、何らかのかたちでその大観峰トンネルに関わりの日田阿蘇道路の期成会辺りの話もさせていただくような機会が今後増えていくというふうに思いますのでその部分ではしっかりと先ほどの一般質問ではありませんけれども務めさせていただきたいなというふうに思っております。いずれにせよ道路も河川もつながっておかないと意味がないといいますか非常につながることが大事でありますし、この部分に関しましては各首長の連携、議員の皆様の連携、商工会含めたその地域の方々の連携が非常に重要になってまいります。もちろん国県との方たちとも話合いをすることは大事ではありますが、いざ動き始めたときに皆様方の御賛同が得られる状況をまずは作っておくといったところも必要であろうというふうに思いますので、まず私としては先ほど言ったように期成会これができることを大前提に動いていながらまたそういった機運が高まってきたときには議員の皆様また地域の方々に話を少しさせていただいて協力体制がとれるようにしっかりと頑張らせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 町長の話も聞いたので時間もちょうどいいかなと思います。終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩に入ります。次の会議は3時から行います。

（午後2時42分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 5 9 分)

議長（熊谷博行君） 2 番、杉本いよ議員、登壇をお願いいたします。

2 番（杉本いよ君） 今日最後になりました。皆さんお疲れとは思いますがもう少しお時間をください。

まだ日中暑い日が続いておりますけれども朝夕は日増しに涼しくなって秋の気配を感じております。この小国の里も稲穂が色づき収穫の時期を迎えております。早々と稲刈りをされた方もおられますけれども今年は例年になく虫や病気の被害等も発生がなくてまた台風の影響も最小限度で被害がなかったかなと思っております。ですので平年以上の収穫が見込まれるのではないのでしょうか。この先はイノシシ等の被害等に遭わなければいいかなと思っております。重ねて今年度は新米の価格が少し上がりまして稲作農家の方は少し御苦労が報われるのかなと思っております。

ところで、ついこの前お盆過ぎに旧西里小学校 NISHIZATO TERAS において食生活改善推進員連絡協議会の主催でシニアカフェが開催されました。そのことについてちょっと前置きが長くなりますが聞いてください。これは食生活改善のための恒例の行事で小国町にお住まいの高齢者の方々の食事会でありまして地域の方々を御案内しております。今回は下城と西里の地区が対象でありました。参加された皆さん御自身の健康状態を知るのにも大変いい機会でもあるわけです。皆さんが当日野菜や米を持ち寄って全員で料理をいたします。そして出来上がった品々を食べながら食事の大切さとか在り方をしっかり学んでいただいております。先ほども申し上げましたように高齢者の食事ということで栄養のバランスそして摂取量の基準に沿ったヘルシーであったり脂肪、塩分を減らしたメニューをお伝えしているところであります。その方々が食事だけではなくて日常生活の御様子、御自身でアンケートを書いていただいてそれを町に報告しているわけがあります。町長も総会にはいつもおいでいただいて講話をいただいておりますが、いろんな活動しておりますので分かると思いますがこのようなかたちで今年もやらせていただいております。この食事会の後に交流会があつてそれでいつもですと脳トレのゲームであったりとか手足を動かして運動したりとか歌ったりとかして高齢者に機能回復ですかねフレイルの状態である方々に自分たちと一緒にいろんな運動をしたりとかして1日を楽しく過ごしていただいております。私と穴見さんも会員でありまして地元でお世話をさせていただいておりますので今回はその参加者の方から「2人もそろっているのなら、ちょっと町に要望があるから聞いてもらえないだろうか」という話が出ました。それで何件か出ましたけれども2点ほどその中から質問をさせていただきます。

1 点目は男性の方でもう 70 を超えていますけれども現役の農家でありましてこの方たちは「もう自分たちの部落で道づくりを毎日行っているけれども、後継者もないし年老いたものばかりで道づくりするのも大変ですよ」と。「町からの愛護費だけでは到底できなくなるので、助成金を上げてもらえないだろうか」という話がありました。また「通行の邪魔になる雑木等は

とても登って切れないので業者か専門の職の人に切ってもらえませんか」という話がありましたので、それについてまず質問をさせていただきます。まずは町道の愛護費の助成についてですがお尋ねします。今まで町はどのような取組をなされていたのでしょうか。ここ何年かの実績があれば教えていただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） お答えいたします。

この質問はこの前の熊谷議員、高村議員等々も皆んな受けております。トータルから言いますとうちの今管理路線数が259路線。皆んなに配れとも言われておりましたのでまた後ほどお配りしたいと思います。町道管理で307キロ。キロ数にしてですね。覚えておいてください。その中で町道愛護費1メートル当たり20円という支払いなのですがこれが取組団体が149団体。一部重複路線もありますので164路線をやっております。これが約238キロです。うちのほうで単独で毎年2、3千万円掛けて委託事業に出している部分が5路線あります。これはもうほとんど皆さん御存じのとおりファームロード関係でございます。これが5路線で64キロ。このメートル20円というのがこの支払い要綱を見ますと令和3年2月5日に変えていますので改定が令和2年6月ということでそれ前のはちょっと調べていませんけれども若干の単価アップはしております。この前も補正でちょっとうちが補正出していた分で県の河川清掃です。これは大体平米当たり7円ぐらい上げてきているので今後の課題としてそういう御要望が多数あれば単価のアップもちょっと考える時期に来るかなと思っております。この支払い要綱の中に目的としまして、町道等の管理を実施しその活動に感謝の意を表することにより町民活動を推進し、もって道路の美観の維持と公共施設愛護精神の高揚を図ることを目的とするというふうに書いています。この文面は多分当初昭和に作ったときから変わっていないと思います。時代と言ってひとくくりにしてしまえばそれかもしれませんが昔は御存じのとおり町が町道舗装でもしてくれれば感謝の気持ち。それに皆んなが応えて「草ぐらい自分たちで切ろうではないか」ということでしっかりと協力体制があったと思います。時代的にも役場と町民との関係も今とは全然違う関係があったと思います。しかし今の時代になってもう本当にさっきの住宅の話ではないですけど高齢化してもう非常に6割7割という65歳以上が増えてきたときにやはり今おっしゃるとおりその話はよく聞きます。もう単価アップというのは今日初めて聞いたのですが「もうできないよ」という言葉が非常に多ございます。だからまたそこもちょっと検討する課題がありますけど仮に全部愛護を「とてもしきれない」とやめたとしてうちが全て管理するときも切る幅は高さが1メートル、土羽でも1メートルというところでそれだけやったとしてもやっぱり年間6千万円から1億円掛かります。これに関しては先ほど穴見議員が言ったとおり社交金とか国土強靱化では全然補助がありません。考えてみていただければ都市圏ですね大津、菊陽、熊本市とかは金峰山の麓等々は結構急峻な道路がありますがほとんどが高架橋とか市内の道路を走ってみても草が生えてくるようなところは余りありませんよね。うちの場合の道路事情はやっぱり何を作るにしても山を切る、

大きな盛土をしないとイケない、構造物で都市高速みたいに道路を走らせるわけにもいきませんので、もう非常に将来的にも今から改良する鍋ヶ滝においても維持管理が大変になってきます。なるべく今、うちが努力しているのは災害復旧等々で法面が崩れた場合はできるだけブロック積みとかモルタル吹付とかそういう工法を選定しながら将来的な維持管理が皆さんに負担がないような感じでしっかりと災害のときも防草シートその辺も考えながら法面も考えていっているところでございます。今そういう話も多々上がってくるところで先ほど言った枝落としというところで確かにはしごを使ったり法面の脚立ぐらいでは届かないようなところもたくさんあります。御存じのとおり国道赤馬場のトンネルを抜けて212号線も非常にこんもりとした森のようになっております。やはりそういうところは私も通勤時に前の車荷台の大きいやつ後ろ通って来たときはやっぱり枝が落ちてきます。やっぱり真ん中を走るようになってくる。ファームロードも一応そうなので議員さんから要望もあります。やっぱりそこも一応町道敷。法が3段4段あったところから茂ってくるというところでうちの管理の範ちゅうです。何かあったらうちの責任になります。だからそこも下の1メートルも大事ですけど上に茂ってきたやつをどうするかというところでまた考えて、もう本当に毎年県と一緒に何か補助がないかなということで相談しているのですが、やはりやっぱり都市圏が中心になって回っている経済なのでやっぱり都市部の人を感じないのです。道路の草木に補助を付けるという。国交省からも出向で来てもらっていますけどいろんな河川清掃にしたり何にしてもやっぱり除草の作業に関しては補助がない。やっぱり中山間でこれにおいては先ほどの要望活動ではないですけど皆さんからも声を上げていただきながら「もう管理ができないよ」というところでしっかりと声を上げてもらうような体制もとっていく時代が来るのかなと思っています。今のところはそういうかたちで皆さんに甘えながらやっていますので、もしできない部分があればいつでも言っていただければまた枝打ちは考えます。

以上です。

2番（杉本いよ君） 町道の維持管理についてどのようにしていこうかと考えておられることが分かりました。町の対応としては今お聞きしましたのでまた帰りまして自分たちで初心に戻りまして今の教訓をお伝えしながら「自分たちの道は大切なので、自分たちで少しでも切れるように頑張りましょう」という話はしておきます。「なかなかできないこともありますので、そういうときはもう町のほうにお願いするように」というようなお話もしておきますし、やっぱり観光客も徐々に見込まれますので町としても町道の維持管理の御検討をよろしくお願いをいたします。

続きまして、またこれも高齢者の方々にいただいたお話ですが有害鳥獣被害対策。私は何回も質問させていただいておりますけれども、なかなか伝わってないという部分がありまして質問させていただくことになりました。今まで国や県それから町の施策の補助金等が幅広く町民の皆さんに伝わってないということを今度確信しました。全然分からないでいろんなことを言って来て

もらうものですから私も「おぐチャンを見たら分かるのではないの」とか「産業課に行ってください」というお話はしていたのですけれども伝わっていないんです。そういうことだけではなくて自分勝手にやってから悪い面だけを言って来られて。「そうですね、いろんな補助金等もありますので産業課のほうに電話でもして聞いてください」ということは言っております。誰もが危険にさらされるということがもう分かっているわけですから農家の方だけではなくて、この間も同僚の議員がおっしゃっていましたように観光客の車の接触事故等もあるというふうで駆除と防除の面で努力されていることを承知はしているのですけれども分かってないということで、もう少し周知のほうで考えていってもらいたいと思います。それから駆除の面で猟師の免許取得等に補助金も出ておりますけれども1人か2人ぐらいでこれでは全く意味のないようなことでして補助金の活用方法を見直してみたらどうかということも思いました。猟師の雇い入れ等も必要なあと町のほうでそういうかたちもやってもらえたら年間の頭数も減っていくのかなと思いましたが、のでちょっとそのことを質問させていただきました。

産業課長（穴井 徹君） なかなか多くの事業があるため皆さんに正しくうまく伝わっていないというお話かなと思いますので、またこの場でよい機会をいただきましたので令和6年度に実施しております主な事業について再度説明させていただきます。町のほうはこれまで守る「防除」ということと捕る「駆除」ということの両面で有害鳥獣対策に継続して取り組んでおります。

守る対策として町の単独事業の有害鳥獣防除柵設置事業ということで補助率50%以内に変更はありませんが、令和6年度から補助限度額を5万円から10万円に上げました。また事業対象にシイタケほだ場への電池式牧柵またシカネット、ワイヤーメッシュ等を追加しました。さらに1万円以上と条件はありますが老朽化、劣化等によります機械の修理また部品部材だけの購入も今年度から対象としております。実績としましては令和4年、令和5年まではソーラー式電牧の一式購入のみが補助対象でしたが、令和6年度から要綱改正して先ほどのほうに変更しております。令和4年度は12名の申請がありました。令和5年度は24名、令和6年度は現時点で26名の方の利用がっております。26名の方の内訳は電気牧柵の一式購入が11名、部材のみの購入が12名、シカネット購入が2名、ワイヤーメッシュが1名となっております。利用範囲を広げたことによってこの事業を利用しやすくなったという声もいただいております。続いて、熊本県の事業のえづけSTOP！鳥獣対策事業です。集落が主体となって学習実践を行う事業です。令和6年度は継続して田原、西里2部、上滴水、宮原棕子原の4地区が取り組んでおります。今年度もこれまで同様井上先生に4地区においてのこれまでの振り返りの検証と今後の課題など地域ぐるみの鳥獣対策を現地にて指導していただきます。そのほかの事業として国の事業の中山間地域等直接支払交付金を利用したワイヤーメッシュ等の購入をしている協定主体もあります。引き続き捕る対策として有害鳥獣駆除。国と町の事業を併せております。これは捕獲に対してイノシシ1頭につき1万2千円、シカ1頭につき1万5千円を交付しております。町の単独事業と

して狩猟期間、猟期捕獲に対してイノシシ1頭につき5千円、シカ1頭につき8千円を交付しております。令和4年度の実績はイノシシが708頭、シカが642頭、合わせて1千350頭です。令和5年度の実績はイノシシが578頭、シカが966頭、合わせて1千544頭の捕獲となっております。先ほどお話もありましたが狩猟免許取得者に対する新規取得に対しての補助も50%補助から令和6年度から一応目安として3か年程度100%の全額支援に切替えております。以上の取組についてこれまで広報、おぐチャンまた関係団体への事業説明会等で説明周知しておりますが、より詳しく分かりやすく今後も周知を行っていききたいと思います。

それから守る取組として、自分たちや集落でできることから取り組んでもらうという必要があると考えておりますので現在スケジュール調整中ですが「えづけSTOP!」で指導いただいている井上先生を講師として鳥獣を寄せ付けない地域の環境づくりとして皆んなが勉強すること。守るではなく守れる田畑・集落の取組、囲いや追い払い、そして個人で無理なことと先ほどから言葉が出ておりますが自助、共助、公助。自分でできることと共に御近所の方と行うこと、行政と一緒にやっていくこと等の問題点また順序を整理した啓発番組を作成しおぐチャンで放送しようと思っております。

引き続き回答させていただきますが今後の取組についてということで、今後も守る捕るの両面で有害鳥獣対策を継続的に取り組んでいきたいと思っております。捕獲実績に応じた交付金の継続や狩猟免許取得者の増員につながるようにしていきたいと思っております。そのほかとして南小国町、産山村と先ほど日田市のほうもお話にありましたが広域的な有害鳥獣対策実施のため新たな制度の創設や捕獲活動に対する財政負担等の軽減を坂本農林水産大臣を始め関係機関にも要望活動を行っているところです。

最後に駆除活動を行う方の雇用についてお話しさせていただきますが、わなと銃器の二つの駆除の方法がありますが銃器を取り扱う方を雇用することについては雇用形態ですとかそれに対する費用対効果また安全対策面等でも検討すべき項目が多いかと思われますのでこの場ですぐちょっと回答はできませんが、これからも制度の改正などを含めて情報収集に努めて駆除と防除の両面で対策を行っていききたいと思っております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 対策とか補助金の内容はしっかりまた皆さんに分かるように伝えていただきたいと思えます。おぐチャンでもちゃんと放送されておりますけれども小さい字でずっと書いてあってなかなか読まないのですよね。ですので箇条書で「捕れるどれ」とか「やれる何とか」とか言ってそんなキャッチフレーズを前に出して「ああ、こうしたらどうにかなるのか」と皆んなで学ぼうとか言ったら「何かしないといけないよな」とかいう伝わるようなやり方とか流し方をしていただくと少しでも。高齢者が多くもう字が小さいのはなかなか読まないのです。「困るから畑に入って」とか「田んぼに入って」とかいうことはもう聞かれますのでやっぱりその前にどう

すればいいのかを詳しく書いても分からないでしょうけど「やれるのよ、ここまでは」とか「出せませす、ここまでは」とかいうようなことをきちっと書いていただいたり伝えていただくといいかなと思います。しっかり私たちもできる限り伝えていこうとは思いますが人数に限られておりますので一緒になってどうにか少しでも被害が少なくなればと思っておりますので年々厳しさは増しています。もう絶対捕ったからといって減るものではないからですね。でも被害を少なくするためにやっぱり自分たちで努力する方法は考えなければいけないと思いますので、私はローラー作戦なんかならいいかなと思ったのです。行政の方がもうどこでもかんでも全部回るではなくて西里に置いたなら西里の人が今度下城に教えて下城の方がその次の部落に教えてとかいうようなことで、ずっと自分たちも学びながら教えながら学びながら教えながら捕り方とか自分たちでする方法を考えながら少しでも被害を減らしていくという方法も考えてもいいのではないかと思いますのでいろいろ減らすことを願って一般質問を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君） 予定していた4名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日18日は、3名、児玉智博議員、高村祝次議員、江藤理一郎議員の一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時26分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2 番）

署名議員（8 番）

第 3 日

令和6年第3回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和6年9月18日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年9月18日 午前10時00分

1. 閉 会 令和6年9月18日 午後 2時 3分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広 行 君	書 記 宇都宮 愛 子 君
	書 記 穴 見 紗里奈 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総務課長 佐 藤 則 和 君	教委事務局長 久 野 由 美 君
情報政策課長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税務住民課長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 小 野 昌 伸 君
福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君	
建設課審議員 谷 口 正 浩 君	総務課審議員 松 本 徳 幸 君
町民課保育園長 室 原 由 美 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6. 9. 18)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、1番、児玉智博議員、2番、高村祝次議員、3番、江藤理一郎議員となっております。本日は多数の皆様方に傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。傍聴に際しましては小国町議会傍聴規則を遵守の上、お静かにお願いいたします。なお、傍聴席からは写真、映画等の撮影、録音はできません。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきたいと思っております。

議長（熊谷博行君） それでは、4番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

4番（児玉智博君） まず小国高校について聞きます。熊本県の木村敬知事が8月20日に開かれた県の会議で、高校普通科について要らないと発言し22日になって訂正しておわびしたいと陳謝しました。会議は知事がトップを務める人材不足の課題解消に向けた「熊本で働こう」推進本部の初会合で人工知能AIが今後事務職業業務を代行していく可能性に言及し「一般事務職とかは要らない。僕らはそういう若者を育ててはいけません。教育長には過激な言い方だけど「普通科なんかいらん」と思っている。」と語った」というものです。発言について木村知事は22日の記者会見で「事務職をなくすとか、県内の普通高校を全廃するとか、そういうつもりは全くない。教育、福祉をしっかりとやっていきたい、そういうエッセンシャルワーカーの人をもっと増やしたい」との思いでの発言である。」と釈明したということです。小国高校は普通科のみの高校です。そして小国郷では小国町と南小国町で小国高校の魅力化と永遠の発展の会という高校の後援組織をつくり両町で毎年補助金を出して高校存続のために取り組んでいるところでありますが、町あるいは教育委員会として知事の「普通科は要らない」とするこの発言をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御答弁をさせていただきたいと思っております。先ほど児玉議員おっしゃられたとおりという発言と受け止めております。ただ木村知事は今後は発言の立場それから場所をわきまえて慎重に発言するというふうにお約束もしておりますし、また教育と福祉についてしっかりと推進していきたいというふうな発言もされておりますのでその部分で私も同様に思っております。以上です。

教育長（村上悦郎君） おはようございます。御答弁させていただきます。

今町長がおっしゃいましたが知事が訂正をしておわびを出しているということで、その伝えなかったのはエッセンシャルワーカーを増やしたい。そういうことだと理解をしています。また「場や立場をわきまえて発言したい」とも述べられています。私自身誤解を招くような発言には注意をしたいというふうに受け止めています。

以上です。

4番（児玉智博君） 知事が自身の発言について陳謝をした後、小国高校生のある保護者の方とこの件が話題になることがありました。その方は「県知事にあんなことを言われて小国高校の生徒たちは一体どんな気持ちになっただろうか」と生徒たちの気持ちを慮っておられました。高校の普通科とは端的に言うとは特定の科目に偏らず一般的科目を満遍なく学べる学科であります。ほとんどの中学生がそうなのではないかと思うのですがまだ自分が何に興味があるのか分からない。将来の進路が定まっていないという生徒が進学をして、学校生活を送りながら自分のやりたいことを見つけそれを自分ができるようにしていくためにはどうしたらいいのか。そういうことを探求していくことができる学科だと思います。中には中学校卒業時点で将来の目標が定まっていて、そのためにはどのような高等教育学校に進むべきかを見据えてその受験のための学力をつけるために普通科に進学する生徒もいると思います。いずれにしても卒業後に進学、就職含めて幅広い選択肢へとつなげられるのが普通科だと思います。陳謝されたとはいえ知事の発言は普通科で頑張っている高校生あるいはこれから進学を考える進路を考える中学生への影響は決してこれはゼロではないのではないかと思います。小国高校を支援する立場から発展の会あるいは町として生徒たちに胸を張って小国高校に進学し小国高校で過ごしてもらえよう、普通科とはすばらしい学科なんだとそういう声明を出す考えはありませんか。

町長（渡邊誠次君） 小国高校の校長先生また関係者の皆さんと私も話すことが多々ございますけれども、もう今さらと申しますか小国高校は本当に魅力ある高校というふうに私は思っておりますので、この時点でまた新たに声明を出す必要はないというふうに思っておりますが、改めて申しますけれども小国高校はすばらしい高校であるというふうに思っております。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 私も教育委員会の立場として何らかの声明を出すというような考えはありません。今後とも小国高校の魅力化に検討をしましてまた指導協力をしていただきたいと思います。以上です。

以上です。

4番（児玉智博君） 熊本県では今年7月大学教員や経済団体、県議、市町村教育長や高校、中学校の校長会、PTA連合会などの代表者16人から成る「県立高等学校あり方検討会」が立ち上げられ県立高校再編の検討が再び動き出しております。資料を御覧ください。1枚めくっていた

できますとこれまで9月現在までに2回の会議が開かれこの後県内24か所程度で意見交換会が開催をされ年が明けまして、3月に3回目の会議そして年度変わりまして5月そして7月に全5回の会議が開かれまして提言書が提出をされます。その提言書を受けて次期方針案というのが公表されます。10月頃からパブリックコメントなどが受け付けられて令和7年度ですので令和8年の2月に次期方針が策定をされるというスケジュールになっております。前回平成19年から29年度までの県立高校の再編では教育効果や学級運営の見地から学校の適正規模として学級数の下限を4程度として、定時制を含む22校が11校に再編され1校が分校化されることになりました。今回の検討会何もその学校の再編統合だけが話し合われるわけではないと思います。しかしその議論も避けては通れないものとなるかもしれません。そのような中で魅力化の会では小国高校の将来像をどのように描いていらっしゃるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから答弁させていただきましてあと補足を教育長のほうからしていただければなというふうに思っております。小国高校が今から更にどのような魅力のある学校になるかといったところでありますけれども、私がいつも言うように時代の流れがなかなかスピーディーでございますので予測は難しいというふうに思っているところでありますけれども、この状態でさらに魅力を高めるような活動をしっかり町のほうもとらせていただきたいなというふうに思っておりますし、南小国町の高橋町長ともしっかりその共有をしてしっかり力を入れていきたいなというふうに思っております。1点私が6月だったと思いますが地域未来留学ということで東京のほうでその制度がありまして視察に行っていました。私も現場で様々な高校が全国的に募集をしておりますけれども見て来たところでございます。130校を超える日本各地にある魅力的な公立高校の中から、住んでいる高校この都道府県の枠を超えて自分の興味関心のあった高校を選択して高校3年間をその地域で過ごすという国内進学プログラムでございます。現在130校ということでございますけれども今後は参加校が私は倍増するというふうに思っておりますしそういうような予測もされております。つまりはいずれの高校も大学と同じように都道府県の枠を超える選択肢がある世の中になるというふうに私は思っておりますので、その部分で考えれば小国高校の魅力がもっともっと必要になるというふうに思っております。先ほど言いましたように高橋町長とも共有をしておりますけれどもここ小国高校数年間はしっかりと全面的に両町でバックアップをしていくという共有をしております。魅力化の会の事務局も強化できるように更に力を入れて取り組んでまいりたいというふうに思っております。この高校再編の波。これ乗り越えないと両小国郷の未来はないというふうに思っておりますので小国高校を守るためにはしっかり皆さんのお力もお借りして町の力、両町の力を総動員して小国高校を守りながら魅力をつくってまいりたいというふうに思っております。当然高校生たちの力も必要でございますし高校の力また地域の皆さんの力も必要でございますのでこの場で皆様方にもお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

教育長（村上悦郎君） それでは小国高校の将来像をどのように描いているかということで、まず教育委員会の立場といいますかそれをちょっと確認しておきたいと思います。小国町と南小国町両教育委員会同じような立場だと思うのですが小国高校それと小国高校魅力化と永遠の発展の会が決定した事業及び方針等を共有し、財政的にも支援を行い小国高校の魅力化と発展を推進する。私達も発展の会の一員というところで参加をさせていただいています。教育長としてではなくて今の畝田校長と共有していること、こういった方針でという確認をちょっとしたいと思います。前の校長先生もいらっしゃいます藤本校長先生。議員さんからも「未来留学は考えてないか」とか存続のために。そのときにバカロレアとか英語とか新しい学科というところも校長先生辺りと話をした。そのときには校長先生が県庁でバカロレア関係をやっている「バカロレアは難しいでしょう新しい学科は」と。「この地域でこの人数で今の高校の現状からでは」ということでした。それで地域未来留学のほうというところですが。まず再編計画でどのような内容になるかは分かりません。分校になるのか。ひょっとするともう一気に廃校になるのかというようなことですが。2022年100周年を迎えた伝統ある小国高校である。先人の思い令和9年度の再編までには両町でできる限りの手段を講じたいと思いますということは伝えております。100周年行事もありましたし先日ありました1か町村財産あれも小国高校のというところで設けられたと聞いております。それと現在の小国高校がなくなればこれまでも説明していましたが子供の高校進学を考え中学校期から家族で小国町を離れる家庭が出てくるのではないかと。人口減少等も考えられる。また経済的理由で高校進学ができない子供も出てくるかもしれない。したがって今のピンチをチャンスに変えるべく小国郷でできる限りの努力を行わなければならない。今しかないというところを両教育委員会、校長とも共有しているところです。では具体的に。各学年2クラス維持。学年41名以上。入学者増を図る。小国郷から入学者増。そして全国募集。何度か出ていますがまずは3名程度最終的には5名から8名。それから小国高校の更なる魅力化で今回全国募集をしましたが課題がまた見つかりました。二つほどあるのです。一つ目です。寮を含めた住環境の整備。生徒や保護者さんが安心して小国高校に送り出せるような住環境。それがやっぱり全国募集をしてみても大きな課題の一つである。それと現在ある大きな特色、魅力である小国の自然環境、人的環境の維持向上。私たちは小国は山の中でこうありますが裏を返せば「うわあ、あんな山、自然の中で」という見方をされる方もたくさんいらっしゃいます。ですから今の自然環境、人的環境の維持向上を図る。それと次が部活動の充実した学校。中学校、高校と連携するこれまでも言いましたように合同練習というのをもう実際やっております。小国高校を拠点として部活動。幾つかの部活動もっと充実したものに。それと小国高校は多様な学力、多様な進路希望を持った生徒が在籍しております。そこで個に応じた指導、支援が求められるということで就職対策、大学入試対策、台湾との交流、留学等の充実を図らなければならない。最後です。総合的な探究の時間

を中心にして地域の課題探求。まちづくりとアントレプレナーシップと言われますがそこに重きを置き起業家的な思考・知識・行動様式を身に付けた生徒を育成する。このことを大きな特色の一つにしたい。そのためには専門的な知識を有するコーディネーター等が必要。これが全国募集の中から出た課題です。リードしてくれるコーディネーター等が必要になるのではないかということ、将来像と課題というところで意見を述べさせていただきました。

以上です。

4番（児玉智博君） 今出ました地域未来留学です。大体5人から8人ぐらい来てくれればいいなということをおっしゃられたわけです。今地域未来留学に取り組んでいる高校は全国で130校あるということでした。町長はそれがこの先倍に260ぐらいになるという見通しを持たれているというふうに思うのですけれども、私は地域未来留学に取り込むのは別に悪いことではないと思います。ところが全国に260校になったとしてその中からいかにこの小国高校を全国の生徒たちに選んでもらうかというのが課題であって、今教育長から幾つか課題も含めて専門的コーディネーターの配置であるとか台湾留学とかいう話も出てきましたけれども選んでもらえるようにどういう魅力を付けていくかということなんです。町長答弁の中で「小国高校は今も魅力がある。その魅力をもっとこれから増やしていくんだ。」というふうに言われたのですが、ちょっと具体的に今町長が小国高校の魅力と思うのは何で、これから先どのような魅力を増やしていきたいというふうに町長御自身の考えもそうなんですけど、この後援会組織である小国高校の魅力化と永遠の発展の会ですね。この中で共有意識として持たれている今の魅力これからの魅力というのが何なのか御説明願えますか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど答弁の中で教育長のほうが小国高校の今までの魅力の部分もお話をさせていただきましたけれども、この小国高校の小さい組織といいますか小さい高校を利用しての地域との密着型といいますかボランティア等々関連に関しましては非常に地域と密着をしている。また活動に関しましては探求の学習という先ほどお話をしましたけれども今日は傍聴席にも野村さん見えられておりますけれども、小国高校ではふるさと納税この商品を小国高校自体でギフトを作ってみたり様々な活動の選択ができるというのが一つ。それから小国郷にとってまたこの地域にとってはこの小国宮原地域に小国高校があるというのが一番の魅力である。その部分はしっかりと考えていかないとここに小国高校が要るか要らないかの話でいくと必ず要るところで、この部分で皆さんが通いやすいように小国高校は絶対に必要であるといったところもあると思います。また今後は実は昨日熊大の副学長が小国町に見えられておまして小国町、南小国町それから小国高校の校長先生、教頭先生、関係者で寄らせていただきましてお話をさせていただきました。熊大のサテライトのようなかたちで小国高校につくっていくという計画も今のところありますのでその部分では小国高校の魅力として大きな部分であるというふうに思いますし、また台湾との関係、台湾の大学に進学できるようなルート等々も町でも独自で考えておりますので

その部分。一つの魅力だけではないと思います。小国高校全体の魅力を底上げしていく。また特徴ある魅力を先ほど言ったようにずっとつくっていく。両方が必要だというふうに思います。それから私は130が260になると言ったわけではありませんで260以上になるというふうに思っております。その中で小国高校へたくさん来られるかもしれませんが逆に小国の地域の方たちが都道府県の枠を超えて出られる方もいらっしゃるというふうに私は思いますので、小国高校の魅力自体をつくることこれは大事なことであろうというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） やはり資料に戻っていただきまして意見交換会、県内24か所程度で開かれるというところを見ていただきますとやはり首長それから教育長、教育事務所、PTA、同窓会等々と要するに「地域の意見を聞いてくれますよ」というふうにこの検討委員会もこう言っているわけですから、今町長の答弁というのはきっと魅力化の会の中での共通認識になっているものだと思いますのでやはりそれをこの意見交換会も利用して伝えていくことが大事になってくるというふうに思うのです。熊本県立高校で普通科だけしか設置されていない学校は小国高校以外では熊本高校、済々黌高校それから玉名高校、宇土高校、八代高校、八代清流高校、人吉高校、天草高校とその分校だけです。学級数も分校を除けば最小でも12の規模があるわけです。これらがどういう高校かといえばその八代清流はちょっと違うのかもしれませんが、どこも昔から地域の拠点校と言われる学校であります。それでも八代清流でも学級数は12というふうになっているわけです。拠点校以外の学校はどうかという熊本市内の第一、第二ですら普通科のほかに学科を設けたり普通科にコースを設けることでその学校の独自色というのをもうずっと前から出しているわけです。

それで郡部の小規模校はどうかといえばこれ前回も見ていただいた資料ですがもう1枚めくってください。令和5年度の小国高校と同規模の岱志高校、高森高校、甲佐高校、上天草高校を比べた場合どうなっているかです。小国よりも生徒数が34人少ない岱志高校は普通科を4つのコースに分けることで学級数は小国よりも一つ多くなっています。配置される教員数は小国より5人多いわけです。ほかの3つの高校も御覧いただくと分かると思いますが同じ傾向にあるわけです。前回の再編統合が行われた際下限4学級程度とされた背景について県教育委員会の文書にはこう書かれています。「生徒数に応じて教師が配置されるため、多様な科目設定が難しくなり、選択できる科目が制限される。また、多様な考えをもった教師や生徒との出会いが減ることにより、社会性やコミュニケーション能力を身につけ、自我をつくり上げるための機会が限られる」というものです。実際に小国高校でも教員数の確保の問題で、現在書道の先生を独自に確保できず他の学校との掛け持ちで対応しているということでした。また校長先生によりますと「日本史の先生がいないことが現在の一番の課題でしょうか」ということです。書道などの芸術の授業は大体2単位ですからそういう掛け持ちというのも可能なんだろうけど5教科になりますと4単

位というのが出てきますのでなかなかその掛け持ちで対応が難しいという現状があるのではないのでしょうか。以前は物理の先生がいなくて生物の先生が物理の授業をしたりして苦勞されていたという話もあったと記憶をしています。教員数の確保は学校の力、魅力化という点で重要だと思います。これは前回も言ったことですが学科が無理なのであれば普通科にコースを増やすことなどをすれば、例えば普通科とそれ以外に新たに理数コースとかいうのを設けたとすればもうそこでその学年のクラスは二つに分かれるわけですが、そうなれば担任と副担任が2名多く配置されることになります。端的な話生徒1人が志願して入学すれば学級が開かれるわけです。ただし毎年1人ずつしか入学しなければいずれもうこの学科やコースは廃止したほうがいいのではないですかという話になってしまいますので設置する以上はきちんとしたものを作らなければならないというのは言うまでもないことではありますが、魅力化の会や両町で学科あるいはコースの新設について前向きに考えていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

教育長（村上悦郎君） はい。お答えいたします。先ほども学科のこと新設のことを前の校長先生方と討議したところですがまずは未来留学のほうでというところですね。この普通科を分けるというところ現実的には今言われましたように小国高校でももう就職それと大学に専門学校にとそれこそ多様なところがあって、でも未来留学をするのですがもうほかのコースはありませんでしたので普通科を分けるというところは議題に上がりませんでした。また今後はそういったところも考えていくこともやぶさかではないと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 魅力化の会への補助金について1問。先述のとおり小国町と南小国町は魅力化の会に毎年補助金を支出していて、今定例会で審議された令和5年度決算では小国町は180万円支出しています。この補助金の内訳を見ますと小国高校生徒への就学費補助として副教材購入費の補助や検定受講料、夕課外の受講費の一部を補助しています。これらの補助金の交付先は魅力化の会ですが事実上、生徒、保護者への受領委任払いによる補助になっているということは教育委員会も認めたところですね。直近5年間の小国中学校卒業生の進学先を見ますと令和2年が59人中24人、3年が53人中33人、4年が48人中18人、5年が52人中25人、6年が54人中27人、小国高校以外の高校に進学しています。年によって違いますが大まかに言って半分の生徒が町外に進学しています。そしてちなみに通学できるかもしれない阿蘇中央は5年間で2人しか進学していません。町外に進学すれば寮に入るかアパートを借りなければなりませんので圧倒的に小国高校以外に進学したほうが家計の教育費負担は掛かってくるわけです。それなのに町は小国高校生にはわずかな額かもしれませんが就学費を補助しているのに町外進学者にはその補助申請さえ門戸を開いていないというのは法の下での平等に反しているのではないかと思います。町外進学者に対しても同等の補助を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 予算の関係上私のほうから発言させていただきたいと思いますが私はそのよ

うには考えておりません。まずは小国高校の魅力化というかたちで今後は先ほども言いましたように事務局の強化等々も考えていきたいというふうに思いますのでこれまで以上に皆様方をお願いすることになると思いますけれども、予算の増額を予定しておりますのでそのときはまた皆さん方で御審議をしていただきたいなというふうに思っております。また様々に進学をされる子供たち小国中学校を卒業してまた小国からほかの地域の高校に行かれる方たちいらっしゃると思いますがその選択肢の中で選んで自ら行かれているわけですし御家族も了解をしていただいているわけでございますし、ここにおられる皆様方も小国高校だけではなくていろんな地域の高校に行かれたというふうに思っております。その中の選択肢として選んでおられるわけですので私としては小国高校の魅力化に関してはしっかりと予算を付けさせていただきたいというふうに改めて発言させていただきまして、残念ながらほかの地域に選択して行かれた方には独自の力でしっかり頑張ってもらいたいなというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） もう出さないというのに何かいろいろごちゃごちゃ言う必要はないですよ。小国町はかつて小中学校の教科書無償配布や修学旅行費やPTA会費の全額町負担を実施していました。今は義務教育機関の教科書無償は当たり前のことになっておりますがこれは昭和38年その年に小学校に入学する児童新1年生へ国費による教科書配布が実施されたのが始まりです。その後段階的に対象年齢が引上げられ義務教育期間の無償配布が完全実施となったのは昭和44年のことです。ですからすなわち昭和37年以前に入学した人はもう一切この全国では無償になってないわけです。有償だったわけです。小国町はというと小学校新1年生の無償配布が始まった昭和38年に小学校2年生から中学校3年生までの無償配布を町費で行うことを決め、昭和43年まで国の制度の対象から外れる子供への町費補助を続けたわけです。しかもこれらの就学支援、修学旅行費用も含め町外の中学校に進学している中学生にも同じ基準で支給されてきました。この政策は当時の河津寅雄町長の「誰でも法の前には平等、小国町民は機会均等でなければならぬ。」という政治理念があったからだと言います。これは神田一二三さんという方が1988年に熊日情報文化センターから出された「覚書 河津寅雄：歩いた道とところ」という書籍に書かれています。県立図書館にありますので是非お読みになってください。今の小国町の総合計画のスローガン「全ては次世代のために」です。やはりこれを掲げるのであれば現世代の私たちが先人に学んで「小国町の子供は機会均等でなければならんぞ」この思いに立つべきであるということを申し上げまして時間もありますので次の質問に移ります。

前回6月議会に引き続き森林法違反事件について聞きます。前回私は町内で森林窃盗の被害が発生していて被害を訴える方が役場にも相談に訪れているということ指摘いたしました。実はこの事件は5月29日の衆院農林水産委員会でも取上げられていて坂本哲志大臣はこのように答弁をしています。「今回の小国につきましても今の組合長が私の事務所にもいましたので先生の

質問通告を受けて電話してみましたら、おじいちゃんの代から相続登記が行われていない。それで孫さんが切ってしまった。それに対しておじさんたちがやはり大変な怒りを持っていらっしゃるというようなことをごさいました。しかしいずれにいたしましても無断伐採事案が発生していることにつきましては大変遺憾に思っており許されないことであるというふうに考えています。」ということであります。組合長が坂本大臣に伝えきれていない部分としては相続登記できていない部分だけでなくおじさんたちの名義の山も伐採されてしまっているということでもあります。いずれにせよ大臣のおっしゃられるとおり無断伐採が発生していることについては絶対に許されないことであると思いますが小国町としても同じ認識でしょうか。

産業課長（穴井 徹君） はい。認識として同じです。

4番（児玉智博君） 坂本大臣がおじさんと言われている被害を訴えておられる方、前回の質問でDさんというふうに表現いたしましたので今回もDさんとします。このDさんによりますと今回の事件には少なくとも二つの違法な部分があります。一つは相続登記が行われていない亡くなったおじいさん名義のままの山の伐採届が町に提出され町は適合通知書を出してしまっていることです。前回も指摘をいたしました。伐採届を出せるのは森林所有者や森林所有者から木を購入するなどして許可を受けて伐採権のある人に限られます。当然後者の場合は立ち木を購入したことを証明する書類も一緒に提出する必要があります。今回の件では警察の調べで伐採届を出したのは孫さんであることが分かっています。たとえ直系親族であってもそれだけを理由に伐採届を受理することはできないはず。事実2017年以降に提出された伐採届出で所有者、伐採権者以外の者が提出し受理されたものは本件のもの以外にないと聞いております。前回なぜ法定相続人でもない者が提出した伐採届を受理したのかという私の問いに産業課長は「現在、中途半端なかたちでお答えするといけませんので確認中です」として答弁されませんでした。3か月も時間がありましたが確認作業は終わりましたか。

産業課長（穴井 徹君） 6月の一般質問のときにそういったこととお話しいただきまして当時の伐採届の受理に関してこれまで当時の経緯ですとか状況等は確認しております。しかし6月の議会でもお話しさせていただきましたが、その内容については現在捜査中の案件とされますので答弁は控えさせていただきます。しかし全く何の根拠もなく確認するわけでもなく受理したものではないということは確認しております。

以上です。

4番（児玉智博君） もう全て大体一連の流れはもう手のひらに乗っているということですか。

産業課長（穴井 徹君） 全部が手のひらに乗っているというようなことは私も全体の状況もありますので把握できていないところもあるかと思っておりますのではっきりしたことは言えないと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） はっきりしたことは言えないけれども伐採届を受理して適合通知書を出すだけの理由はあるのですよと。詳しく言えないかもしれませんがそういうことですか。

産業課長（穴井 徹君） はい、そうです。町のほうとしても根拠なく受け付けたものではないということは確認しております。

以上です。

4番（児玉智博君） まず行政の仕事というのは役場窓口で本人が自分で住民票を取るのにも担当者がたとえそれが顔見知りであっても必ずこの運転免許証などの本人確認書類で確認を行うなど原理原則にのっとって行わなければならないし小国町でもそのはずなのです。ところが今回伐採届受理について原理原則これが守られていたのかというのがポイントになってくると思います。実際この伐採届を受理して適合通知書が発行されたことをきっかけに告訴状が提出をされ町議会のみならず国会でも取上げられる。これも大騒ぎになっているというふうに思うわけです。前回も指摘しましたが今回の伐採届が出される11か月前には林野庁長官通知で森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等として「伐採届出には位置図や区域図、届出者の確認書類等々をしっかりと確認をして適切に対処すること」とされていたわけです。国も市町村に「しっかりやりなさいよ」と。「もう無断伐採や盗伐なんか起きてはならんからしっかりとやってくれ」と念押しをした通知ではないかと思うわけです。これは本当に役場が確認しておきたいのが11か月前ですから2019年の林野庁長官通知にあるような位置図等の図面、本人確認書類等々これら全てがもうそろっていたから受け付けたのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 先ほども言いましたが詳細については控えさせていただきたいと思います。それから適合通知書というのは全部受け付けた後に発行するものですが適合通知書自体はその違法性とかいう判断ではなくて、小国町が定めた森林整備計画に沿った伐採とか造林計画であるかというのに適合しているかというの判断の通知書であります。これは希望された方のみ発行するというので必ずしも発行しなくてはいけないということではありませんし計画に基づいた伐採また届出であるということであってちょっと意味合いが違うかと思えます。

以上です。

4番（児玉智博君） 何を言っているのですか。だって適合通知書がなかったら市場は受け付けますか。もう適度な木材ではないかもしれないから。そんな木をどこの市場も受け付けませんよ。それは自分の山から切り出して自分で山で乾かしてもう自分で製材して自分の家の造作に使うと言えばそれは適合通知書は要りませんと言うかもしれませんが、普通は流通させるわけですからそれ市場がまずそんなのは受け付けないと思いますよ。詳しいことは言えないというけれどもこれ重要なポイントですよ。もしこれ被害に遭われたと訴えている方が説明を求めた場合はそこはきちんと説明をされるのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 捜査中の案件ですので説明できることできないことを判断させていただ

いて説明又は進めたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） もう1点では確認します。これは私はやはり詳しく説明されていない部分でちょっともうこの臆測で質問するわけにもいきませんのでこれはもうあっさりと言いますが、今回伐採届の受理については話の流れからするともう行政小国町にはなんら落ち度もなく何の責任の一端すらないと。そういう認識でおられるということですか。

産業課長（穴井 徹君） 現在確認したところではそういうふうに認識しております。

以上です。

4番（児玉智博君） 分かりました。この前回の質問から3か月経ってその答えが返ってきたわけですが、ところがその実際の伐採届が提出されてからもう2年半になるわけですけれども、前回答えられなかったことがこの3か月でそこまでの回答が出せるというのは一体全体どういうことなんですか。6月議会にて質問されるまでは、それまでもその前の年からずっと被害を訴えられるこのDさん相談に来られていたわけですが大体6回ぐらい。埼玉に住まわれているのにわざわざ飛行機を使って小国町まで来て相談をすると。手紙も町長宛てに5回出されると。だけれどもまともな確認というのは私が質問するまでしなかったのですか。

町長（渡邊誠次君） 私も手紙をもらいましたのでその都度課長のほうと話してお話をさせてもらっておりますけど本人と個人でお話をする分には全然問題ございませんので「町長室にいらっしゃってください」というお話は私のほうからも再度してあります。その度させてもらっております。ただおっしゃられるような関係者の方たちを連れて来られるのは私の通常の考えの中では必要だというふうに考えておりますので個人の方に「いらっしゃってください」というふうに私は答えさせてもらっております。

以上です。

4番（児玉智博君） いやいやそういうことを聞いているわけではなくて。ちゃんとこの2年半前に適合通知書が出されて最初去年の春先ぐらいからもう相談に来られていて6回こう足を運ばれているわけです。その上での質問ですよ。6月議会。だけど「確認中だから不確かなことは言えない」と言ったではないですか。だけど3か月間でもう調べたのでしょ。3か月間で調べられたことが何でその前の1年間で調べられなかったのですか。だから「確認してなかったのですか」というふうに聞いております。

産業課長（穴井 徹君） 前回の一般質問の中でもお答えさせていただいたかと思いますが相談に来られた本人が確かに地番ですとか机上で自分の土地であるというか未相続地でありますので完全にその方の土地ではありませんが相続権を有する土地であるということのお話は受けております。しかし前回でもお話しさせていただきましたが本人の方がその場所が分からないということで現地の確認等もなかなか難しい状況がありましたので当初はお話が進んでおりませんでした。

その後幾つか届出のあった案件について本人確認の上場所の確認とかもできておりますのでその点については進んでおります。しかし全体いろいろあるかと思いますが実際現地のほうも案内できておりませんのでその点については進んでないところがあります。

以上です。

4番（児玉智博君） はい。もう一つの違法部分。それは伐採届が出されずに山林が伐採されている。無届伐採が行われていることです。今回この質問に先立ちまして3か所実際現地に行って確認して来ました。見てみるといずれも間違いなく皆伐をされているわけです。一つは北里1586番地字コメノジョウ。森林簿での面積は1.13ヘクタール。これはDさんのお姉さん名義です。もう一つは北里2343番地。字は上野ガラミ。森林簿では3筆合わせて0.9ヘクタール。これはDさんの亡くなったお父さん名義の未相続地となっています。最後は西里2052番15-8です。字は牧ノ平。森林簿での面積は1.5ヘクタール。Dさんと亡くなられた弟さんの共有名義となっております。地目は原野だそうです。切り株でそれなりの本数の杉があったことがうかがえます。資料で米蒸のところだけまず航空写真とそれから現地に行って撮った写真が付けてありますので御覧になられてみてください。これ前回も指摘しましたが無届伐採は森林法第208条違反です。皆伐されているわけですから現場に行けば一目で分かります。再造林もされていないわけです。前回の質問で私はこの無届伐採について刑事訴訟法第239条第2項の公務員の告発義務に基づいて告発するべきではないかとただしました。穴井産業課長は「違法性が確認された場合は、当然そういった対応が必要になるかと思えます」とお答えになりました。告発についてその後どうなっていますか。

産業課長（穴井 徹君） 今言われましたとおり刑事訴訟法の第239条の第2項で「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときには、告発をしなければならない」とされております。この場合それなりの確証に基づくものと認識しておりますし、また国が示すマニュアルにおいては森林法遵守のための手続として指導、勧告、遵守命令、告発等が示されております。そのマニュアルに準じて対応していきたいと思っております。間違いがあつてはいけませんのでより慎重な対応が必要であると考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） 宮崎市は盗伐に関してこれまでに8件の告発を行っているそうです。告発の罪名は有印公文書偽造、同行使や森林法違反（森林窃盗）です。私文書偽造については届けを偽造したり森林所有者の同意を得ずに届け出たりしたというものです。2018年2月9日付けの毎日新聞によりますと告発状提出の前段階として市は県警との事前協議を行っているということでもあります。恐らく役場職員の皆さんに刑事司法制度に関する知識なんてあるわけないんですから自分たちでその悶々と考えていても何も前に進まないと思えます。まずは実際この無届けで伐採されているところ明らかなんですからその場所があるわけですから警察や検察に相談をされて

みてはいかがでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 先ほどもお話をさせていただきましたが告発については慎重な対応が必要であると思っております。ただ林野庁の長官からの通知にもありますように今後も捜査機関等と協力して行っていきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） だから慎重を期すためにもちゃんと刑事司法制度の専門家プロである検察や警察に相談したらどうですかということを行っているわけです。前回盗伐等の再発防止のためにも本件の事案を公表すべきであると求めました。産業課長は「広報等や森林組合を通じて自分の山を定期的に巡視するよう周知をしている」と。もう言うだけで「個別のことになるので公表は難しい」というふうにおっしゃっておいりました。このマキノヒラの共有林の隣接地が町有林だったことが分かりました。一番最後の資料を御覧ください。これ法務局の地図です。ちょっと色が付けてある共有という2052-15-8。これがDさんと弟さんとの共有の山でその南西側に接地しているのが2052-15-7。小国町の管財係に確認しましたら地目は山林だというふうにおっしゃっていたわけです。ちょっと少し戻ってこの衛星画像を御覧ください。ちょっと重ねて見ていただきますとちょっとこれ少なくとも杉は生えていない状況なのです。これももとなかったのか。あるいは一緒に切られてしまったのか。これ確認する必要があるかと思うのです。地上で撮影したのが写真の2枚目です。二つ並んだ写真の下側です。これがDさんの共有の山と接している部分の境なんですけど、これ要は端材とか杉の葉っぱとかが積まれたような状況に町有地にごみが積まれたような状況になっているわけです。これは前回何でこの被害を公表すべきかということ、こういうことが万が一にもあった場合に、やっぱりいろんな山主さんに早く気づいていただきたいから言ったわけなんです。要は被害があったところの隣接地が町有林だったという事実があるわけですが、現場確認を管財係はこの町有林について行っていますか。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

先ほど御指摘の町有林の隣接地ということで昨日私も情報を聞きまして議員提示のこの資料の2年前の航空写真も確認しました。それと土地の簡単なこうであったらろうということ、ちょっと調べましたところ、もともと町のこの辺ほとんどが昔は西里村の所有だったということでその払下げをほとんどされた中の残地ということで、地籍が令和4年度に入っているのですがそれまでは原野ということでしたが多分クヌギ等が植わっていることを現地確認した上で山林という登記を今回しようということになっているということを確認しておりますので、もともとそういう杉等の経済林と言われるものがあつたものではないということを確認しております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） 児玉議員あと2分です。

4番（児玉智博君） 杉等はずももとなつたということで今確認しましたが、現場確認に前回の

質問を受けて行っているのですか。経済林ではないかもしれないけれどもこれ町有地に何か端材とかが放置されているというのはこれよくないではないですか。町有林に端材が放置されているという状況も確認していなかったわけでしょう。ですからそのどちらかの課長がしっかりしていればもう終わった後に見に行っ、こういう好ましくない状況になっているというのは把握できたはずで。誰が置いたか分からないけれどもやっぱり適切にこういう廃棄物が放置されているという告発なんかも行えたかもしれないんです。だから「町有林も見てくれ」と産業課長が言うかそれか言われるまでもなく町も「町有林があるから一応確認してみようかな」と言ってから戻っておけばこういうふうにもならなかったというふうに思います。産業課も管財もやはり現場をまず確認するとこの作業をしていただくことを求めまして質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時10分から行います。

（午前11時00分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

議長（熊谷博行君） 3番、高村祝次議員、登壇をお願いします。

3番（高村祝次君） おはようございます。

今日は下城イチョウの私有地について私の調べた範囲内でちょっとお尋ねいたしたいと思えます。この案件は5月6日の午後7時30分頃下城大イチョウの木の長さ20メートルの大枝が落下したということでございます。近年そういう事件もあったせいか私もニュース等見てみますと9月12日の夕方日野市で遊歩道の下を歩いていた36歳の男性がイチョウの木の枝の下敷きになって死亡したという事件がございました。8月2日に臨時会がありまして賠償金額877万128円が所有者に払われるという案件。これは議会を通りましたのでとやかくは言いませんけれども下城のイチョウの木は樹齢が千年。平成9年に国の指定文化財になったというようなことです。私は8月3日日本人とお会いしまして「町のほうから担当者が来て話をされたのか」というお話を聞きました。本人は「来てくれた」と。「町長もお話をした」というようなことで本人の意向としては町に「この際、買ってもらいたい」ということを伝えたということですが、それまで本人が「買って下さい」というような話をしました以上やはりあそこの建物の撤去費用とかあるいは課税対象の固定資産評価額そういうことを調べて対応したのか。まず初めにあれを撤去した場合の費用はどのくらいになったかを調べたのかお尋ねいたします。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい、お答えいたします。

まず5月6日に倒れましてその後すぐに持ち主の方とお話をいたしまして撤去費用の見積りそれから国への報告、相談。そして納屋を再建するための建物の見積りを出していただくように同時進行で行ってまいりました。それをやっ、っていく中で議員さんおっしゃるように「土地の一部、町

のほうに買ってもらって」という話もありましたのでその話を持ち帰って事務方のほうで協議する資料として公表されている固定資産価格については調べておりました。

以上です。

3番（高村祝次君） 現状を見たとき天然記念物だから枝は切れないということですのでやはり今の状況を見てもう枝が数本私有地にまでかかっております。いろいろ私も調べましたけれども通常なら倒木に対して隣の方の木が倒れかかったとかいうときには補償とかしなくていいということで私は認識していますけれども、今回町のほうが補償金額877万円も払っております。今後今の状況でもしまた枝が落ちてきたというようなことで損害になったときは町はどう考えているのかお尋ねいたします。

町長（渡邊誠次君） まずは被害に遭われた方に先日もお会いしましたけれども謝罪をしたところでございます。本当に御迷惑をおかけしたというふうに思っております。今回の件に関しましては修理というかたちでお話をさせてもらいました。今後の検討でありますけどまず樹木医さんに今見ていただいている状況でございますのでその判断は必要かというふうに思います。また切れないのであれば補強するといったかたちはもう間違いなくやらないといけないというふうに思っておりますけれども、一旦9月議会が終わってからまずは地域の人たちと下城のイチョウをどうするのかといったところも話さないといけないかなというふうに思っておりますし、また展望台といいますかライトアップをして向こう側の下城の滝のライトアップ。そちらを見られるようにもしてありますので全面的にあそこを進入禁止とするわけにはいかないというふうに思いますけれども、ある程度立入り禁止の規制もひよっとしたら樹木医の判断でしなければならないのかなというふうにも思っているところでございますし、また地域の人たちが当然入るところもあると思いますのでその場合は地元の協議の中でどういうふうに扱いをするのかというのは決めていきたいと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 前向きなことを町長考えているということでございますけれどもやはり私が聞いた町民の方は「あそこを町が買って整備したほうがいいのではないですか」というような声があります。やはり下城滝もあるしあその道を上っていけば遊水峡などもあってちちこぶ祭りとかもやっていますので観光面でもあの建物がなくなると私は非常に風景もよくなるのではないかなというふうに思っております。私も現場に行ってみるとあとの整備については今までの212号線の旧道行き止まりになっておりますけどあの道路の高さまでバラスを敷いていけば大した金額にはかさまないということと、まして私はトイレを造るときに反対しましたけれどもやはりトイレのことを考えるとあそこを買収して下の石垣の根本に歩道を造っていけばイチョウの木の下を通らなくてトイレに行けるからトイレを新たに造る必要はないというふうに思っております。ですからやはりいろいろ町民の方も恐らくあそこについては「町長さん買収してください」とい

う声が大勢ではないかなというふうに思っております。家主については「もうお金も振り込んでもらったので修繕をしようか」というような考えですけれども今日一般質問で私がするからちょっと町の意向を踏まえて動いてくださいというようなことを伝えています。私は固定資産評価額とかいろいろな建物の撤去費用とかいうのは頭にありませんけれども本人はもう高いことを言わないからこの際町が買ってくださいという意向です。「いやいっぱいとります」とかいうようなことなら町も話ができないと思いますけど本人も「もうこの際に撤去してもらったほうが農業もやっているけれども、倉庫は上の土地にでも造ればよいから」というような考えですのでやはり町としては前向きに検討したらどうでしょうかということをおは述べたいと思います。町長の意見はさっき地域の方の意見を聞きながらと言いますけれども恐らく地域の方は「是非、買ってください」と言うと思います。よろしく検討して本人がまだ修繕をしないうちに。あの中にいろいろ入っておりますのでそれを片付けたりしないといけないし。あの小屋は二階は本人の若い頃部屋があって私も泊まった経緯がございます。この前見たところは階段がそのまま残っておりますし部屋は傷んでおりませんが階段はそのまま残っていると。もう50数年前の話でございます。是非観光のもとであるイチョウの木の景観ということで是非町で買収していただきたいというふうに思っております。

町長（渡邊誠次君） 昨日町道愛護費の話が出たと思いますがそのときにも答弁を担当課長がしたと思いますが、地域が持つ力というのを私はいつも非常に大事に考えておまして特に下城のイチョウの周辺に住んでおられる方のパワーはなかなかすごいものがあるなというふうに毎年感じているところでございます。地域の力があるうちにそのような決断をしなければいけないパターンもありますしどのような状況かまず地域の人たちと本音を話し合っていないといけないというふうに思いますし、もし買収の話が出るのであれば高村議員に入っていていただいて先ほどのような話ができればよりいいものになっていくというふうに思いますので、その部分になりましたときはまたお願いをすることになりますが、あの下城のイチョウのライトアップと滝のライトアップしたときもその当時でございますけれどもコロナの交付金がありましてそのコロナの交付金なければ私も手を付けることは多分なかったというふうに思います。その中でやはりそのタイミングと申しますかそういったところも必要になってきます。最優先課題というわけではありませんので私としては急いでというあれはありませんけれどもまずは協議をする中でどのような動きがいいのかしっかりと検討させていただきたいと思っておりますし、観光のレベルで考えるのか地域づくりで皆さんとどういふふうな地域をつくっていくのかという両方考えさせていただいてその地域がよりよくなればそういった方向にシフトを変えたいなというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 下城地区の本村、坂下の地区の方はちちこぶまつりで今からイチョウが紅葉してくると観光客も多くなってきます。ですから是非地元の意見も聞きながら私の意見も聞いて

いただいて是非買収をするようにお願いしたいと思います。

それでは、町長の前向きな意見を聞きましたので安心して次は町道整備についてお伺いいたします。昨日も道路愛護費の話が出ましたが高齢化になって道路整備についても人口が減る中で要望もたくさん上がっているのではなかろうかと思えます。ましてやファームロードあるいは緑資源でできた道路など建設業が道切りをやっておりますけれどもなかなか1メートル50ぐらいまで切ってもそれから上が法面の樹木がおおってそれに葛が巻いて。今はファームロードも非常に大型車が通っております。町の仕事がどんどん増えていくという思いはしておりますし道路改良も令和5年度には西里辺りの舗装改良もやったし今後はますます舗装してもう何十年かなってきて舗装もかなり傷んでおります。そういう中において町の出費も多くなると思いますがけれども有利な起債あるいは補助金を利用してやっていかなければなりませんけれども、一番肝腎な新たな道路改良というようなことで私は今回質問しようということをしております。下城のイチョウを上って行ってトンネルがございます。トンネルから二俣間の道路が非常に狭いということで田原、弓田辺りから要望書は建設課に上がっていると思えますけれども当初緑資源で道路を造るときにあのトンネルを出て真っすぐ池鶴の上を通過して橋を架けて田原のほうに渡るという構想もございましたけれども、大きい橋が二つ架かるということで出費が大きすぎるということで橋を断念して今二俣の上から田原のほうに道路ができたわけです。その道路は何であそこに道路ができたかというとな瀬から田原、秋原へ通る道路は非常に災害が多くて危ないというようなことでどこか安全なところを通る道はないかといういろいろ模索しまして今のルートとなったと。また北河内の方面も尾平から北河内に上るルート幾路線か検討したと思えますけれどもやはりなかなか難しいということであの橋を架けて下城のお宮に出てくるようなルートが決まった次第でございます。今後、先ほどから私が言ったように遊水峡とか二俣線を通る車の量はものすごく多くなってきます。観光バスも通るし木材を積んだ大型車も通ります。ですからどうか改良ができないかと望んでいるのが実情です。最近になって私が耳にしたところあの道路を改良するというような建設課長の話があったというようなことでございますけれども、その事業は何年から始めて何年に終了するのかそういう事業内容について説明をお願いしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） 道路の計画の行く末そういうところを分かりやすく説明ありがとうございます。今議員さんがおっしゃるとおり田原、坂下、二俣地区の道路事情というのが本当に旧国道下城小学校から昔は上っていたと。現在も通りますけど災害復旧等々で防災をしながらしっかりとうちのほうも管理をしています。しかしながらやっぱり今おっしゃるとおり安心安全な道。昨日から何度も言っていますけど一番国交省が主体とする国土強靱化、防災減災その主体となる補助事業を見つけてくるというのが私たちの宿命だと思っています。その中で確かにこの前別事業でいろんなことで呼ばれたときにトンネルを抜けるまでの間は一応2車線というかたちで十分大型も旋回できる。212号線の下もアンダーで抜けているというところでしっかり緑資源、

公社営のほうで御協力いただきながら用地の提供いただきながらしっかりといい道ができています。しかしながら弓田の集落の中と二俣までがまだ未改良といいたいでしょうか。弓田の中は一度改良しています。でも幅員5メートルというかたちで。この前ちょっと呼ばれたときにもちょっとした人身事故があったということです。5メートルの道路なので非常にカーブもきつうございます。高齢者の運転でやはり危ない。小国町同士で事故を起こしたということで起こしたほうもはねられた人のほうにも大変御迷惑をかけたと思っております。その中で5メートルを7メートルにしてくれというかたちで大型車、観光客、今おっしゃるとおり遊水峡も非常に多いということで。そういうかたちで全体的な要望としては令和6年度で概算要望を出しています。これでどれだけの予算が付くか分かりませんがまずは1.5キロぐらい未改良区間がありますのでその区間の設計をまず行いまして、現道拡幅なのかそれとも一部ちょっとバイパスになるか分かりませんが縦断勾配とかカーブのセッティングがありますのでその辺をしっかりと考えながら改良計画を立てていきたいと思っております。まずはまだ予算のほうは付いていませんけど一応要望を上げているというところです。

以上です。

3番（高村祝次君） 今の課長の話を知ると弓田の方、田原の方は非常に感謝してくると思います。しかしまだまだ道路改良はあります。小国の全体的な私の構想としましては倉本から曲がりくねった道路ではなくて2車線の道路につないでいく。要するに387号線の所尾野からずっと明里を通して道が広がっておりますけれども倉本に行ったら狭くなっている。倉本からまた二俣に出る道は急勾配で遊水峡などに来る人も車の量も多くて狭くなっておりますので是非そういうことも踏まえて計画に入れてもらいたいという思いです。これは私が今言いますがけれどもずっと前からその話がきておりましたけれどもなかなか災害があったり地震があったりで建設業も手が回らないというようなことでしたが近年は建設業も仕事が減ったという話が聞かれます。何か良い仕事を見つけてもらわないと建設業も厳しくなってくるというような話も言われますので有利な起債などを借りながら将来道路を扱って。それから道路ができることによって産業も発展してまいりますので是非計画を立てながらやってもらいたいと思っております。ファームロードから二俣の間は公社営事業でやった道路です。その二俣から弓田の間は私も知りませんが町単であったのか何であったのかわかりませんが弓田の方々が負担金を出して造った道路ということは話を聞いております。ですから今からは負担金を取るとか言ってもなかなか難しいことですからやはり有利な起債などがあつたらそれを利用して造っていただきたいというふうに思っております。あの道路はバイクは通るし上り下りも渋滞することもあります。ですからしっかりと単年度でやられるように。建設課長あと何年あるか知りませんが一生懸命頑張ってもらいたいと思っております。建設業の方もこういう話を聞くと大分今の町長はやるなというような評価も出ると思っておりますのでしっかりと頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それから六次産業についてですけれども、やはり六次産業はこの前産業常任委員会でも言いましたけれどもアキゲシキが1万9千920円、特別栽培米が600円高、昨年より8千40円高ということで全国の米の値段は1万6千133円です。非常に阿蘇の農協は頑張っているというふうに思っております。特に小国のアキゲシキはほとんどが福岡に流れますので物流コストはかからないというようなことでアキゲシキ、コシヒカリ、もろもろ米がありますけれどもやはり米の単価が上がりますと六次産業化といっても農家は勝手なもので利益の多いほうに流れていきます。米が安いと粉碎して小麦と混ぜて米の粉を作ったりいろいろ自分で直販所に粉にして売ったりとか六次産業化に向けてやりますけれども、原価が上がってくるとまた加工のほうはおろそかになる。これがずっと繰り返してなかなか農家がもうからないというのがこころ辺にあるのではないかとこのように思っております。まして小国の場合は米農家に野菜農家も。大根農家は10軒ぐらい。ハウレンソウが何軒あるか知りませんがハウレンソウも減ったキュウリも減った。そしてそういう品物は直販所に出したり小売りしたりしますので税収にはなかなか見えてこないのではないかなど。やはり牛関係。牛乳は全部農協に出しますので売上げは入れ繰ることもできません。牛についてはトレサビリティで必ず10桁番号を打っておりますので出荷する先もちゃんとし牛で売ってもどこに売ったか移動してもそれがはっきりしますので税金を入れ繰るというのはできないと思います。シイタケにおいては生シイで出している方あるいは乾燥して出している方ましてや熊本県椎茸組合がありますけれども業者に出す方。もういろいろばらばらでなかなか税収ははっきりしてこない。だからシイタケ生産農家が言います。「林業にはお金出して、特産シイタケの特産林産には出さない」という声は聞かれますけれどもそこら辺の理解もできていないのではないかとこのように思っております。六次産業化については非常に難しいというように思っております。今酪農の関係では2軒の方が六次産業まで手がけておりますけど今飼料高、燃料高、資材高で非常に苦労している中で2軒の方は自分の作った品物を値段を付けて出せますからそれで助かっているという声も聞かれます。確かにものが安いときはやはり生産、加工、販売まで手がけた人がお金を得ている。しかしそこに至るまでがやはり設備投資をしなければなりませんのでなかなか100人が100人できるものではないというふうに認識をしております。木工については私の友達も木の枝を自分で切って加工しながらそれにキーホルダーだとかいろいろ作って小銭をとっている方もございます。六次産業といってもいろいろな分野がそれぞれ知恵を絞ればありますけれども生産から販売までいくまでが大変な労力とか人手不足の中で大変であるということと私は認識をしております。町長は3月の議会から6月の議会、六次産業について農商工連携とかいうことで言っているのではないかと思いますけれども、町長は何の作物で六次産業化について述べているのかをお尋ねいたします。

町長（渡邊誠次君）　まづもって高村議員がおっしゃるように六次産業化と農商工連携は同じようなかたちで私も捉えております。もちろん立場が違ったりとか個別の事業所の対象であったり地

域の対象であったりというところで話は変わってくると思いますけれども、地域内での農産物また林産物を地域で加工してそして流通させて販売をするのか。この地域は観光地でございますのでその流通を外してこの地域で販売をするのか。この2通りが選べる利点はこの地域のいいところではないかというふうに思っております。その中で例えばふるさと納税。この部分では配送するといいますかふるさと納税の制度を利用して地域の産物を加工して、または加工しなくても直接販売をするといった仕組みもありますので、これも生産から販売まである種の私は六次産業化ではないかなというふうに思っておりますが。私がずっと町長になってから思っていたのは産業構造の中で農業それから商工業、観光、様々につながっている課が一つの課ではなくて前は情報課と産業課に分かれていた。やっぱり今の課長になってからその部分ではつながりが非常に持っているというふうに思いますので機構を改革してその準備を始める体制が今やっとできたような状況でもありますので、その部分をしっかり捉えさせていただいてその課の中で観光までつなげられるような。逆に観光のほうから農業の方たちにこういうような農産物を作っていただきたいとかです。そういった部分までできればというふうに考えているところです。今までは観光協会とかJ Aとかいろんな組織ありましたけどそういったような話も多分できていないというふうに思いますので、その部分ではその課の中で話をするのでできるのではないかというふうに思っています。それから社協に関しては規模は小さいかもしれませんが卵を作ってまた鶏肉を調理して提供までしているような状況もありますし、薬味野菜の里においても先ほど言いましたように地域内の流通は多少ありますけれども農産物を直接持って行って販売をすることができるといようなことでございますので、直接販売それから配送による販売やインターネット。これは非常に今流通としても武器になっておりますので誰でも一次産業者であれば六次産業化が可能な世界になってきているというふうに思っております。もっともっと量が多くなって重なりが大きくなってくればふるさと納税でもそうですし各事業所でもそうですけれども物流が増えれば利益も重なっていくというふうに思いますので、そのような個人であったり事業者だったりそういったところが今から増えていくことをまずは望んでいるような状況でございます。特定の商品に対して「こうだ」というような考えは今のところ私にはありませんけれども、町が一押ししなければいけない商品を作ることによってほかの商品が売れるというような考え方もありますのでその部分ではしっかりと考えさせていただいて。今実は毎回手元にこの名刺サイズの三つ折りのパンフレットを持っていろんなところに行ってトップセールスとまでは言いませんけれども御紹介をしているような状況でありますけれども、そういったところにもある種その小国町の産品だけの三つ折りのパンフレット。小さいサイズであればポケットに絶えず入れておけますのでこういったものを含めて小さいところからでもいいですけれどもこうやって重ねていくことが大事ではないかというふうに思っています。

以上です。

3番（高村祝次君） 一番肝腎なのは生産者が量を確保して生産できるかというようなことが心配されるわけです。どんどん農業後継者は減っていく中で農家の利益になるようなことを考えていかなければならない。ましてや近年になってシイタケが非常に上がっております。コロナ、東北の震災の頃は2千円台だったのが今6千円。5千800円からもう6千円になってきております。でもそれなら全くシイタケを作ったことのない原木を持ったことのない人が60歳定年になったからそれなら始めようかといってもなかなかそういう力仕事とか重労働したことがない人にやれといってもできません。ですから今やっている方々が減らない政策を六次産業につなげていくならばやっていってもらいたいというふうに思います。シイタケにおいては特用林産資材価格高騰対策緊急支援事業補助金で全体で158万7千円ですか令和5年度出しましたけれども317万個、50銭の補助でございました。小国の環境を考えたときにやはりシイタケは絶対捨てるはならない産業というふうに私は思っております。これは今回は国のお金を出したということですけれども50銭ではなくてやはり2円ぐらい出してそして生産者がやめないように活気が付くような政策が町の政策というふうに思っておりますので、ただばらまきではなくて本当に無駄なところは節約し必要なところは出すというのが町長の役目ではないかなと思っております。農家の方はもうからないからもう悪循環。物が上がったときには農家がない。政府は新米ができたから「米はあります」と農林大臣が今朝のニュースでも言っておりましたけれども私は絶対そういうことはない。ずっとここ2、3年は米不足が続く。備蓄米を出さない限りはですね。そしてちゃんと輸入米は輸入米で入っておりますけど輸入米のほうが今は値段が高いというような状況です。生産者を大事にして第一次産業が小国町からいなくなったら町も終わるといふふうに私は確信をしておりますので、どうか議員の皆さんも一緒になって農業プラス建設業で豊かな町をつくっていくことが福祉も大事ですけれどもやはり外貨を稼ぐということが一番私は大事な仕事というふうに思っています。是非、職員の皆さんも頑張って有利な補助金などを引っ張ってきて今以上に頑張ってもらいたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は1時から始めます。

（午前11時46分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 1番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

1番（江藤理一郎君） はい、1番、江藤です。

それでは、令和6年9月議会最後の一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

今回のテーマはDX推進についてということで上げさせていただきました。私も6年前議員にならせていただきまして3回目ぐらいの質問で、ちょうどその時代でデジタル庁ができたという

ことで町にもデジタル推進の課若しくは何か係等を置いてみませんかという提案をさせていただきました。そのときはデジタルという名前だったのですけれどもコロナを経て今やもうDXデジタルトランスフォーメーションそしてほかには今グリーントランスフォーメーションGXという言葉も出てきております。時代が変わったというのを感じておりますが今回の質問についてまず今年度の機構改革によりまして総務課にDX推進係を設置されていると思いますが、まずはDX推進の目的とそれから計画というのはいかなるようになっておりますでしょうか。

町長（渡邊誠次君）　ひとまず私のほうから概略というか方針といいますか大きなところだけお答えさせていただきたいと思っております。小国町においてのこの条件といいますか地域的な条件がまずあると思っております。東西が18キロ、南北が11キロ、総面積136.72平方キロメートルという広い地形であることまた急峻な地形であることというところがまずこの地域の特徴ではないかというふうに思っております。またその地域に人々が昔は1万3千人という話でしたけれども現在では約7千人を切っておりますけれども6千人強といったかたちでおられる。またこの地域に役場がありますけれどもこの役場の職員が物理的に足りてないというところもありましてDXを進めたいという思い、またふだんから私が言っておりますけれどもグローバルとDXはあらがうといいますか止めることは当然できませんし言うなればもう勝手に進んでいくというような状況でございます。シームレス垣根がないような状態にもなっておりますのでその部分ではDXを避けて通ることはできないというところが一つ。またこのDXの部分に関しましてはこれまでも答弁で何度か答えてきましたとおり効率の部分です。この部分を進めるためにもやっていかなければいけないところもあります。ただ漠然とDXの推進の部署を作りましたけれども本当は機構でできるだけ早く作りたかったという思いも実はあります。今回のDXの部分に関しまして電算の部分も含めて2人といいますか審議員と係長を中心にやっておりますのでなかなか難しい。今から進めていく段階ではありますけれども、実は話をするときの方針として最先端をいかになくともいいのではないかなという方針を私は出しております。その部分に関しましてはシステム開発費含めてすごく費用コスト面のバランスからいうと不利になるというふうに私は思っておりますので、その部分では足並みをそろえる部分、それから若干先に行く部分。そこは係のほうで精査をしていただいてDX推進を図っていただく。それから今年はまだできませんでしたがやはり事務局の機能を強化するといった面ではこのDXも大事な部分ではありますので今少しづつ検討を重ねておりますけれども来年はその部局のほうに1人新しく人材を入れるのか。違う部局にいて調整をしながらその部局にDXの部門を配置をするのか。そこは検討次第だと思っておりますけれども内閣府の交付金等々の事業を使わせていただいて。先日県庁に行ってDXの部分でも話をさせていただいてデジタル審議官とかいろいろ言い方はあると思っておりますけれどもその部分でしっかりとまた体制づくりを整えていくといいますか。あと補足の部分でまた担当のほうに答えていただきたいと思っておりますけれどもそういった方向で小国町は考えております。できるだけDXの

推進を図りたいところでありますけれども先ほど言ったようにコストのバランス、それから世の中の動向を見ていかないとそれに乗るといのは果たして効率がいいのか悪いのか分からない部分ありますので、DXということで劇的に変わるといったところであればしっかりそこも見えていかないといけないと思いますので担当からまた答えさせていただきたいと思います。

以上です。

総務課審議員（松本徳幸君） DX推進計画の目的について答弁いたします。国が令和2年12月に策定しましたデジタルガバメント実行計画に基づき策定された自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画においては、デジタル技術やAI等を活用して住民の利便性を向上させるとともに行政の業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが目的とされております。本年4月に改定された本計画では自治体におけるDXの推進体制の構築のほか次に次の7点の重点取組事項が示されています。まず1点目が自治体フロントヤード改革の推進。2点目が自治体情報システムの標準化・共通化。3点目公金収納におけるeLTAxの活用。4点目がマイナンバーカードの普及・促進、利用の推進。5点目がセキュリティ対策の徹底。6番目、自治体のAI・RPAの利用促進。7点目がテレワークの推進というふうになってございます。

1番（江藤理一郎君） それでは、目的というのは庁舎内における職員の方々の業務効率化というのが主になっているのかと思います。それにより行政サービスを向上させるというものになるかと思いますが、ではそれら計画の進捗状況というのは現在どうなっておりますか。

総務課審議員（松本徳幸君） 先ほど述べました目的ごとの進捗状況についてお答えいたします。

自治体フロントヤード改革というものは、少子高齢化や人口減少が進みますので行政資源がますます制約されていく中で住民の生活スタイルやニーズが多様化している現状を解決するべく、手続のオンライン化だけではなくて書かないワンストップ窓口などの住民と行政の接点であるフロントヤードを改革するものでございます。これにつきましては現在熊本県が行う伴走支援を今年度受けることになりまして、この支援は小国町の窓口業務をどのように改革したらいいのかを研修やワークショップなどにより洗い出す作業を行います。この結果をもとに小国町に最適なシステムを導入すべく検討しまして今後につなげていくものでございます。

また2番目の自治体情報システムの標準化・共通化につきましては、これは国が定められた法律に基づいて現在使っております住基などの20業務を令和7年度末までに全国統一した標準モデルにおいて作成していくこととなります。こちらにつきましては本年度既に国の補助を受けて総合行政システムなどの構築に取り組んでいるところでございます。

公金収納におけるeLTAxの活用につきましては、現在税の一部でQRコードを活用しておりますけれどもこれと同じ仕組みを使いまして町のあらゆる収納等をQRコードを使ってできるというものでございます。これも標準化に合わせて順次導入していきたいと思っております。

続きましてマイナンバーカードの普及促進と利用推進ですけれども、マイナンバーカードは小国町でも80%を超えた普及率となっております。今後は電子申請などで活用が見込まれますのでこれについては今後も検討しながら利用の推進を図っていきたいと考えております。

セキュリティ対策の徹底につきましては、デジタル推進ですのでセキュリティは万全に期すべきということになっております。職員のモラルの徹底等今後も十分にやっていきたいと思っております。また自治体のAI・RPAの利用促進ですけれども、こちらについてはAIのほうは先日利活用についての学習会をしたところですので。今後も学習会を進めて町のほうでどのように利活用していくのかを検討してまいります。

最後にテレワークの推進ですけれども、こちら国があらゆる働き方改革ということでどこでも仕事ができるような整備を行うということでテレワークを推進しております。小国町においてもコロナ下においてテレワークの仕組みを導入しておりますがなかなか住民との一対一の対応ということでそちらの改革がなければ職員のテレワークもなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 正直言いまして私が思っていた以上にいろいろと国の方針等を踏まえて計画等進められているのではないかというふうに思いました。フロントヤード改革については是非進めていただいてこれは住民の利便性向上にもつながりますのでやっていただきたいと思っておりますし、庁舎内のパソコンなどについても職員の方と話をしたときに動きが遅い、スペックが余り高くないといった状況もあるというのを聞いておりましたのでパソコンの更新とかいろんなやり方があると思っておりますのでその辺りもやっていくと仕事が進みやすくなるのではないかと思いますので進めていただきたいと思っております。またAIそれからRPAの利用促進についても時代がこういう時代ですのでこの辺りも慎重にするところはあると思っておりますが先ほどお話もあつたようにマニュアル作成してしっかりと進めていただきたい。最後のテレワークの推進についてもこれはなかなか浸透してないということでありましたが町長のお話の中に職員が足りないという話もありました。その中に若い人がなかなか入っていただけないという事情もあると思っております。若い人が入ってくるためには子育て中の方々も含めてこのテレワークというのはしっかりとやっていく必要があると思っております。その時代時代に合わせて。子供を家で見ながらお仕事ができるようなかたちも取れるようになると今後若い方々も入ってくれるような指標にもなると思っておりますので是非この辺りも進めていただきたいと思っております。

お昼御飯明けそれからDXという横文字の難しい内容にもなっておりますので少し脱線してお話をさせていただきたいと思っておりますけれども先ほど町長言われた職員が足りないということ。これに関しては現状どのくらい足りないというふうに思っているのか。それからどういう部署においてどのくらいなのか。ある程度分かればですね。それから今年も職員の採用の募集をし

ていると思います。その状況がもし分かればお尋ねしてよろしいでしょうか。

町長（渡邊誠次君） どのくらい足りないかというと慢性的に各部署で1人ずつは間違いなく足りてない。あまり見たくないくらいあるのですけど教育委員会辺りは非常にオーバーワークをしているのではないかというふうに思っております。また今回議会事務局に3名ということで多分久しぶりの3名体制。もう1人入れて4名という体制でありますけれども「大丈夫なのか」、「ほかの部署は大丈夫なんですか」というお話もあるのでその部分では今回少し3名というかたちになりましたけれども今後どう進めていくか。その時々に応じて対応はしていかないとはいけませんけれども職員の人数といえますか昔の仕事の量、書類の量とか見ても分かりますし職員が多分一番分かってると思いますけれども、建設課辺りは昔写真を撮って現像に出してかえって来るまでの時間等々ありました。手間も労力もその時代の時間のかけ方と今の時間のかけ方が変わってきているというふうに思いますし、今は全部その場というか現場から役場で書類を作るまでが非常に短くスパン的にも非常にタイトです。その部分では昔と今と働き方も違うのかもしれませんけれども圧倒的にパソコンになってから事務量は増えているのではないかなというふうに私は思っています。

また今年度の採用の件に関しては答えていただきたいと思っておりますけれども一番大事なところは職員が住民の皆様のサービス向上ができるという段階でいけば「人数だけではないよ、質の向上も必要だよ」と。いろいろ方法はありますしその一つの事柄としてDXが必要であるということでございますので全体的にやはり進めていく中でのDXのウエートは年々増えていると思っておりますのでやらなければいけないなというふうに私も思っているところでございます。また先ほどは行政内のお話のDXでしたけれども外側といいますか観光系のDXこの辺りも後でもし質問があればそのときに答えさせていただきたいと思っておりますけれども様々なかたちで進めていかなければならない。このトランスフォーメーションの部分、ここは何を活用してもトランスフォーメーションになれるように役場としてもしっかりやっていきたいというふうに思っております。

総務課長（佐藤則和君） 職員の数について御報告申し上げたいと存じます。3、4年前に10数人の60歳定年の方の大量退職があった後の人員補充がなかなかできていないという現状が町長が申された中にはあると思っております、そのときに職員数が120人おりましたが現在は正職員113名で動いております。ただ単純に比較できないのは会計年度任用職員を1人2人補充したりとか地域おこし協力隊の数はそのころとあんまり変わってないかもしれませんがその辺の微調整はあっています。そのころから見れば正職員が7名ぐらいいは足りていないのかなというのがあります今年度から機構改革によって少し組織編成した部分で組織がひつつくことによって協力体制がとれるということによってカバーしている部分も今あるのではないかと考えております。

それと採用の件なのですが今年も一般職について3名程度、保育士で2名程度、高校卒の土木

で2名程度ということで募集をさせていただきましたが、今のところ保育士の方が1人だけ応募があったということで全然受験者が足りていないということですので来週試験がありますがまた2次募集に向けて職員確保に向けて努力する必要があると思っております。

以上でございます。

1番（江藤理一郎君） 先ほどの職員募集については一般職3名の中でも希望する人がいないという状況。保育士の中でも1名はいらっしゃるということで幸いにもとてもいいことだと思いますが。私がまだ20代の頃は僕も公務員を志望したときが昔ありましてそのとき何人だったですかね10人ぐらい受けていましたね一緒に。小国町役場ですけど。今の状況を見ると本当に時代が変わったなというふうに思います。これについて例えば町長部局の中で役場を志望してもらえない理由というのがもし何かあればお答えいただきたいと思っておりますし何かあればですね。それから仕事量が多くなっているというのは本当にそれは思います。メールであつたりいろんなものが各省庁から県からも来るでしょうアンケートが来たり調査そういったものがたくさん来ると思います。本当に業務量たくさんある中で大変な中だと思いますが一つ例えばもうここは割り切つてやらない。そういうところも何かあってもいいのではないかなと。それはいろんなお付き合いの中でやらないといけない部分あると思っておりますが例えば会議なんかもう割り切つて出ない市町村なんかもあります。ですのでそういったところも無駄な会議というのは余りないとは思いますがここは力を入れないというようなどころに関しては少し控え目にやっていくとか今重点的にやらなければいけないことに対して集中的にやっていくというような選択ということも必要かなと思っておりますので、その辺りまた町長それから教育長、総務課長等課長の皆様で選択していただけるといいかなと思っております。やっぱり業務量が多くなっているというのは昔に比べて一人一人個人のニーズが多様化しておりますのでそれにやっぱり一人一人の職員が応えていくということに少し限界を感じております。その辺りも今質問しているDX等でできるところはAIに答えてもらつてとかいうのも是非やっていくべきだと思いますが。例えばちょっと町長役場のやっぱり志望してもらえないとか希望者が少ないという原因何かお分かりになるところはございますか。

町長（渡邊誠次君） ひとつはもう時代の流れが一番大きいかなというふうに思います。そういう時代がやっぱりどうしてもその時代時代であります。昔もあつたし現在がそういう時点ではありますが実際この前聞いた話で菊陽のほうですと給食センターの方たちは時給は1千500円、1千700円、1千800円ぐらいのスパンで伸びているというお話もしてますし、小国町と菊陽町の距離は何キロでしょう。直線距離で言わなくてもいいですけど30数キロ。この中で通える地域でこれだけの各賃金の格差があるという状況は全然違うかなというふうに思います。端的に見て今の御時世の中で働き方の質といいますか昔は就職したらもう最後まで定年まで勤めるというかたちが当たり前のような時代がありましたけれども最近はそうでもないというところがもう皆様方にも聞き及んでいると。今の時代は若い人たち中心にいろいろな考え方がある。先ほど多様

化していると言われましたがそういう多様化する中で終身雇用を含めたところで働き方をどういうふうを選択していくか。また小国町で就職するのかわからないのか。その部分はその時代によって変わるといふふうに思いますが町としても当然働き手がいなくなるというのは非常に困りますので周りには呼びかけていながら職員の確保はやっていきたいなというふうに思います。昨年からはちょっと考えているところは新規採用だけではなくて中途採用の部分もこれから門戸を広げていかないといけない時代にだんだんできてきているなあというふうにも思っておりますし部署的に役場がやれるのかどうか。第三セクターにしたほうがいいのか。例えば指定管理者の制度にしたほうがいいのか。いろいろと今方法がF F P等々ありますのでその部分では可能性をどう考えるのかといった部分も含めて考えていかなければいけないなというふうに思います。役場でやらなければいけない事業が増えているのは間違いないですけどそれは役場でやったほうが良い事業なのかどうか。外注に出すよりも役場の中で組織として作ったほうがいいのか。ここの辺りは厳密にこれとは言えませんけれどもそういった状況が多々出てきておりますのでその部分ではやらなければいけないなど。あと業務量の方ですけれども皆さん方の業務も増えているのではないかと。それぞれの仕事も増えているのではないかなというふうに思います。飲食店でもH A C C Pの関係が出てきます。これ乗り越えないともう営業ができない状況が今から出てきます。農家の方たちも昔は梱包作業とかパッケージとかそういうのをやらなくてよかった時代もあったかもしれませんけれども現在は自分たちでパッケージする。またバーコードを付けたりとそういったような事業が確実に増えてきておりますし安全性を確かめるためいろいろな観点があります。基準が国内基準ではなくて国際基準になってくればなってくるほどその負担はヨーロッパが一番主流になってきているのかもしれませんけれどもそこに合わせざるを得ない。国際基準になっていく以上は先ほどもD Xとグローバルというお話をしましたけれども、その中では業務量は確実にこれからも増えるのではないかなというふうに私は予測しております。

1 番（江藤理一郎君） それでは、お話を元に戻します。D Xについて目的や進捗状況について御答弁いただきましたので、次に具体的に職員の業務効率化につながるD Xの推進についてどのようなことを念頭に考えているのかお尋ねいたします。

総務課審議員（松本徳幸君） 職員の業務効率化につながるD X化について答弁いたします。職員の効率化に直結する取組については印刷業務、申請業務、収納業務であると考えます。

印刷業務においては会議資料、文書收受などで大量の紙と時間を要していると考えております。また会議資料においては業務アプリの配信やメールでの配布。文書收受においては電子決裁の導入が業務効率化につながると考えます。

申請業務におきましては現在マイナポータルにおいて児童福祉、介護福祉関連の申請ができるように整備をしておりますが、そのほかの申請業務においても電子申請を活用することで申請業務の効率化につながるものと考えます。

また収納業務については電子決裁を導入することにより窓口収納、電子申請関連の収納、窓口の税料金の収納をすることができるようになり担当が現金を扱うということがなくなりますのでこれについても業務効率化につながるのではないかと考えます。

また申請業務において重要であるのが押印の廃止と思われます。現在は国の定めにより押印が廃止されているものもありますのでそちらのほうから順次廃止をしておりますけれども、町独自の様式においてもこれらに準じて廃止をしていき電子申請を活用できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） ちょっとすいません。その前に職員不足というところをもう一つだけちょっとお話しさせてください。一つ、定年する方々の再雇用。こちらについてもまたいろんなかたちで是非考えていただいて今世の中70歳定年になっておりますのでその辺りについても65歳までどのように雇用していくのか。人材が足りない部分そして特に技術的分野とかやっぱり経験がえられる方たくさんいらっしゃると思いますので、役場職員の定年した方だけでなく例えばJAとか森林組合とかいろんなところもあると思いますのでそういった専門の方々の方々の定年した方もそういった役場の中で人材として活用するというようなところも念頭に入れて考えていただけるといいなと思います。

先ほど答弁いただいた業務効率化につながるのところもう少し深掘りした内容なんですけれども印刷業務であったりとか申請業務、収納業務あると思います。特に印刷業務なんかは切手代も上がりますし紙を使うということもペーパーレスの世の中でもありますので是非進めていただきたいです。また申請によるところに関しましては例えば引っ越ししたりとか町外から転入した際にも様々なところで紙による申請が必要なところがまだまだあると思います。見ていると例えばインターネットを一つ引くにしても一つ二つどころではない同じような書類を書いているところもありますし、水道の開栓なんかについても申請記入が必要となっています。その辺りについてもウェブで申請ができたりとかいろんなやり方もあると思いますので御検討をいろいろ進めていただきたいと思います。4年ぐらい前に「行政の脱はんこ」というのをデジタル庁長官が発信されたと思いますけれどもこれも多分2020年9月頃のコロナの中であったと思いますが、4年経ってみて例えばこの印鑑レスというのはどのくらい進んでいるか。もしお分かりでしたらある程度お答えいただけますか。

総務課審議員（松本徳幸君） 印鑑レスについてお答えいたします。全体的な申請の押印廃止については取りまとめはおりませんけれども押印廃止の規則というものを作っておりまして、それにおいて本人の署名がされたものとか請求等に関するもの以外の押印については一部規則で定められているものについても廃止することができることとしております。また電子申請において申請する部分につきましては印鑑を押さなくてもいいということで特例を設けてございますのでそ

の部分については押印廃止になっているのかなというふうに思っております。

町長（渡邊誠次君） これまでの説明にもありましたとおりこれから電子決裁の部分にも移行していくといったところがありますので、その部分ではだんだんと来年に向けて今年度準備をして来年度からやっていくと。そうなると一番いいところは紙ベースで書類が少なくなってくれば。なくなるとまでは私もはっきり言えないところですけどもペーパーレスということであればもうまるでないみたいなイメージがあると思いますが、それまでいけるかどうかすみません正直今のところは分かりませんができるだけ減らしたいといったところは当然あります。ただその先といいますかもう何がいかと。今役場の中で書類だけで多分3分の2のスペースが埋まってると思うのです。であればその3分の2のスペースの有効活用ができるというのがDXの最たるところかなというふうに思っております。その部分では先日県庁に行ったときもそうですし様々な業務を行ってペーパーレスにする前と後で劇的に実は変わっている状況が各所、随所で見られますので、その部分では少しDX推進の部分で町としても遅れている部分はあるかもしれませんが私としては先ほど言いましたように最先端に行くのかどうかは別にしてもできるだけそれに合わせるようなかたちをしっかりとらせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

1番（江藤理一郎君） では庁舎内の業務効率化についても一つ。職員の方々が町長もそうだと思うのですがハンドブックを使っているのを時折目にしますが、こちらについてはどのような経緯でどのような機能があるものを使っているのでしょうか。

総務課審議員（松本徳幸君） ハンドブックについてお答えいたします。ハンドブックにつきましてはアステリアさんが作成したソフトでありましてこちらについては当初無償で使わせていただけるということで活用してまいりました。活用しました経緯としましては最初に毎週月曜日に課長会議というものが開催されておりますけれどもこちらのほうで資料を閲覧するためのソフトのハンドブックを活用して資料を配布するということを始めました。これによって1回当たり10枚資料があるとしましてそれを1年間にすると年間6千枚ほどの紙を削減することができるようになったのではないかと考えております。その後役場で行う各種会議においてもハンドブックにおいて資料を閲覧することを職員全体的に行うこととしました。これに合わせて役場のグループウェアも含めてそちらの掲示板に掲載することで紙を極力使わないような仕組みを現在使用しております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 答弁の中で当初無償でというお話がありました。その無償については現在どうなっているのか。また何台ぐらい今所持しているものなのでしょうか。

総務課審議員（松本徳幸君） ハンドブックの使用料につきましては本年度から有料版ということでは正式に契約しましてシェアしております。実際使えるのが200IDとなっております。

役場職員のほうには各課に1台ないし2台タブレットを配付しておりますのでこちらのほうで会議時においては閲覧をするようになっております。金額については年間約70万円ぐらいだったと思います。

1番（江藤理一郎君） こういった端末タブレット関係もいずれ更新の時期が来ると思います。このアステリアさん小国町に多大な貢献とかふるさと納税等やっていただいておりますので大事なパートナー企業だと思いますが、またその辺りタブレットの選定については経費も掛かることですから慎重にいろいろと吟味していただきたいなというふうに思います。

では次にもう一つ庁舎内のDX化について以前熊日新聞などでも取上げられていました。これもアステリアさんのアプリだと思いますけどプラティオというのがあると思います。これについても例えば経緯踏まえて今現状どうなっているのかというのも御説明お願いしたいと思います。

総務課審議員（松本徳幸君） プラティオについて答弁いたします。プラティオにつきましては令和2年のコロナ下において職員の体調管理、特に検温アプリとしてその当時は無償で提供いただきましたのでそれで使用しておりました。その後それを使っていくうちにいろいろな役場のアプリとして使えるのではないかとということでその後役場職員の出退勤管理を導入しました。その後いろいろ災害等ありましてその災害時に何か役立つシステムが作れないかということで被災状況報告アプリというのを作りました。これは何かと言いますと現場に行った職員が自分のスマートフォン等で写真を撮りましてそれを現場の状況とか場所とかを登録することで役場の本部のほうで状況を確認できるというようなアプリになっております。これを現在活用しておりましてその後避難場所において避難者数の報告をするアプリだとか選挙における投票者数の報告アプリ、また最近では公用車を管理するためのアプリを運用しています。

1番（江藤理一郎君） こちらにつきましてもこれはトップダウンというよりもボトムアップで職員のほうからこういった課題があるからということで考えられてできたアプリだと思います。では現在コロナも落ちついて5類になりまして検温などはもう必要なくなっていると思うのですがまだそれは継続されているのか。それから出退勤管理アプリにつきましてもどの程度まで管理できるのかというのを教えていただきたい。例えば通常勤務の時間の管理だけでなく残業時間もそうやって出退勤アプリで何時間残業したとか、あとは休暇についてもどのくらい休暇が月に取れているのかとかそういったところまでカウントできるのか。そしてその使用料というのはどのくらいかかっているのかというのを分かればお願いします。

総務課審議員（松本徳幸君） 出退勤管理アプリの使用につきましては、基本的に出勤・退勤及びその1日のうちに途中で退勤した場合とか途中出勤した場合の管理をするものになっております。残業等については時間を管理しておりませんので退勤した時間だけを本人が確認するような仕組みになっております。費用につきましては先ほどのハンドブックと同じでございます。ちょっと端数を確認していませんけど約70万円程度でございます。

1 番（江藤理一郎君） 検温はやっているのですか。

総務課審議員（松本徳幸君） 検温アプリはそのままだの状態にしておりますけれども現在は職員も朝検温をしていないと感じられますのでそのままデフォルト状態になっております。

1 番（江藤理一郎君） 検温はやっていないということでもありますのでこれもアステリアさんからのものでアプリとしては非常に汎用度の高いものかなというふうに思いますのでまた今の状況に合わせたアプリなんかも是非作っていただけるのもいいでしょうし、また一般的に民間の中で出退勤管理アプリだったりそういったものはもうたくさんございます。年間70万円かかるかどうかは職員数にもよると思いますがそこまでかからないというところもたくさんあると思いますので、その辺りも是非御検討をいただきたいというふうに思っております。とにかくなるべく出費を減らすというところが町の行政運営にとって大事なところだと思います。財調金も少しずつたまってきている状況でもありますので皆さんにいただいた税金をしっかりと町民の住民サービスのために使えるように皆さん頑張ってくださいと思います。最後にこのDX利便性向上につながるということについてはどのようなものをされておりますか。

総務課審議員（松本徳幸君） 住民の利便性向上につながる今後のDX化について答弁いたします。まず窓口の統一。「ワンストップ窓口」と「書かない窓口」、「行かない窓口」、「現金を使わない窓口」などが住民の利便性向上につながるDX化と考えております。これらはいずれも先ほど言いましたフロントヤードの改革に挙げられるものと思われまますので役場の煩雑な申請業務などや支払いを簡潔化することで住民の利便性が今後向上するのかなと考えております。

1 番（江藤理一郎君） やはりこのDXというのも町長もともと業務効率・業務改善というところを目的でおっしゃられました。もう一つ上げられるのがDX何のためにやるかという住民生活の向上のためにと。利便性を高めるためにとというのもう一つ目標がやっぱり出てくるかなというふうに思います。この辺りもやりながらではありますけれども世の中の状況を見ていただきながら進めていただきたいと思っております。私の中でこれDXなのかどうかちょっと微妙ではあるのですがデジタル、ITといえばそうだと思うので町民それから観光者から聞く話題としてお話しさせていただきたいと思っております。

まず公式LINE。以前私も御提案させていただいて昨年今年ぐらいから小国町の公式LINEを運用していただいていると思います。「最近情報をよく上げるようになってきたのでよく見ている」という声を聞きます。今登録者数が500人ちょっと。ちょっと前までは300人だったのですが200人ぐらい増えたかなと思います。ただ他町村を見ますと人口の半分以上の登録者数があるところ結構多ございますのでまだまだやれるところはあると思います。今後につきましては登録者を増やす取組というのが大事です。これ何でかといいますとやっぱりタイムリーに物事、情報を届けられるというのがおぐチャンとか防災無線ではできないところを見れる包括できるということが大きいかなというふうに思います。それから防災無線は町内にいないと聞こ

えないんですけど町外にいる方の小国町民の方とかでも見れるというのも大事なかなと思います。もう一つちょっと庶民的な情報でいきますと例えばタレントの方が小国に来て取材されたもの。それとか北里柴三郎に関する番組がテレビなどで放映されたりしたときに「LINEで情報を流してもらえるとありがたいな」というお声も聞きました。「小国町のことや小国町の偉人がテレビなどに出ることは明るいニュースなので是非お知らせしてほしい」という声を聞いております。この辺りも「この間タレントが来て」とかいう話題が結構上がったりますけれどももし役場の中で情報が入るのであれば手に入れていただいてちょっと早めに情報を流していただくと非常に良いかなと思いますし、これによって「じゃあ、私も入ろう」という方も増えてくる可能性がございますので是非取り組んでいただきたいと思います。これにつきましては登録者が増えてきますとタイムリーに防災の情報を多くの町民に知らせることが出来ます。この間も大型台風が接近するというので防災無線やおぐチャン等でも避難の情報などを流していただいておりますが、この辺りも例えばその避難所だけではなく休んでいる施設、お店。お店はどこまでできるか分からないですけど。それから川の水位等の情報が分かると非常によいのではないかなと思います。それからイベントの情報であったり住民健診などの情報も流すとよいかなとも思っておりますので、紙ベースで町民の方に回覧等で渡していたものに関しましてもこういったものでペーパーレス化そして情報の共有。特に働き盛りの世代に関してはお昼の間もなかなか子育てをしながらとかゆっくりと情報を見ることができません。おぐチャンでも見ようと思ってもなかなかできない方々もたくさんいらっしゃると思います。ちょっと寝る前に携帯を見て「小国のラインが入っていたから見てみよう」というところにもつながると思いますのでこういったところで広げていただけるよう御検討いただけるといいかなと思います。

もう一つ、社会体育の予約管理システムを導入していただいたと思います。これによってとても便利になったという声を聞きます。特にスポーツをやっている団体とかいろんな方々使っている中でどこの日が空いているのかというのが一目で分かる。非常にいいシステムができたと思います。また年間30万円台という管理費ですのでこちらに関しては安くできているのではないかなというふうに思っております。ただ休日の予約状況の確認や変更等がなかなかできない。これは休日教育委員会もお休みです。先ほどハードワークというお話もありましたのでなかなか休みの日に出て来てというのは難しいと思いますけれども、休日の日直の方々でも確認できるようにしてみたいかなと思います。その辺りもし検討それかちょっとだけシステムを変えればよいということであればお答えいただければと思いますがいかがでしょう。

教育委員会事務局長（久野由美君） ありがとうございます。

予約状況の休日の確認につきましては画面の案内の使用状況という画面がありましてそこをタップすると時間が出てきましてその画面の下のほうにその時間使う団体というのが出るようになっているのですが、そのところがちょっと分かりにくいかもしれないのでそこが分かる

ようにまたちょっとPRしていきたいなと思います。

町長（渡邊誠次君） 先ほどデジタルの部分で人材をちょっと雇用したいというお話をさせてもらいましたけれども、鍵は取りに行かないといけないとかいろんな問題はありますのでその部分では今鍵もいつも暗証番号で変えられるようなかたちもとれたりします。そういったところ正直言うとたくさんあります。ある中でどこの部分から手を付けていくのか。小学校中学校の部分ではプログラミング含めて最先端とまでは言わないのかもしれませんがデジタルの部分ではかなり先を行ったようなDXの事業ができていのではないかと考えております。あと町の部分ではデジタル推進の部局それから様々に県とか国とかと話合いや連携をしていきながらお知恵をお借りしてどの部分から手を付けていくのか。まさに頑張っていかなければいけないなというふうに思います。

それから先ほど町民の皆さんの部分でという話が出ましたので観光のDXについて少しだけ私のほうからお話をさせていただきたいと思います。予約システムを導入してもう2、3年になりますけれども今最高で1日2千人まで枠を広げていると。前回ぐらいまでは1千500人だったのですけど2千人ぐらいまで枠を広げているけれども今のところ渋滞らしい渋滞は余りないという状況でございますので、この部分をしっかり見ていながら今度は駐車場も含めてまたいろいろと仕掛けてまいりたいなというふうに思います。それからそれに合わせて観光諸施設たくさんありますけど観光の施設の部分ではAR拡張現実の部分それからそこにVRも重ねていながらちょっと遊び心を加えながらいろいろ仕掛けを。小国町全体を使ってのことでるので広範囲でできるのではないかなというところで観光DXの計画を今後立てるような状況にあります。それにデジタルサイネージを重ね合わせ、ARとデジタルサイネージと予約システムの三つ。この辺りを観光DXの軸として小国町の中でスマートな観光・スムーズな観光これを手がけていけるような仕組みをまた作らせていただけたらなというふうに考えております。この小国町の規模でなおかつ公共施設で北里博士と大きい今2枚看板みたいところで鍋ヶ滝と。これは多分ほかにはそうそうないコンテンツだというふうに考えております。この公共施設の中でそういったDXの取組は最先端の事例になります。もちろんさっき言ったコストバランスを考えますがその中でしっかり考えさせていただいて国からもお褒めいただくような仕組みを小国町の中で作っていくのもいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 予約システムの話も出ました。観光DX是非ARそれからVRいろんなものがございますので。あとメタバースですね。進めていただけるといいなと思います。

鍋ヶ滝の予約システムの話も出ましたのでこれも住民それから観光者からの御意見としてお話しさせていただきます。予約システム。高齢者の方とか年配の方がなかなか予約しづらいという声は聞いておりましたけれども最近若い世代の中でも使いにくいという声を聞いております。こ

れにつきましては予約までにいろんなものを入力しないといけないので手間が多いということでもまずそこで「ちょっと面倒くさい」ということではねられる方。それからキャンセルですね。3日前までにキャンセルしないと料金を取られるということに納得がなかなかいかないという方もございます。これについてはA S Oおぐに観光協会とJ T Bが契約をして予約システムを導入していると思いますが、これについてはまあまあの経費が掛かっているのではないかなというふうに思います。ほかにも全国に多くの予約システムを扱う業者がございまして社会体育のシステム等を踏まえ先ほどおっしゃられた観光D X含めて全体的に予約システムをまとめていくというようなことも検討していただければいいかということ。それから決済のシステムについても今予約システムが確かカードが3種類それから電子マネーがP a y P a yとA l i p a yしか使えません。電子マネーなんかは交通系の電子マネーであったりとかクイックペイとかd払い、楽天ペイそういったものを使う方も多いのでその辺り増やしていかないとなかなかこの予約システムを使おうと思う方がこれ以上増えないかなというふうに思っております。枠も2千人に1日当たり増やしたということですので是非その辺りも取り組んでいただきたいと思います。

最後の最後になりましたけれども、もう一つ御提案させていただきます。坂本善三美術館。今1995年から開館しまして30年運営されていると思います。30年経っておりますが入館者が今回の決算でも出てきましたけれども毎年4千人から5千人ぐらい。収入が170万円。経費としては職員の方々の人件費等を踏まえまして2千万円ぐらい掛かっております。ということは年間1千8百万円ぐらいが出ていっているというようなかたちになっておりますので、この辺り今後あの施設をあそこで展示するのがいいか。若しくは今このD Xの中でデジタルアーカイブであったりとかメタバースというのがございましてデジタル化していくデジタル美術館であったりデジタル図書館であったりそういった考え方もございますので、施設運営だけでやっていくというよりもそういった仮想現実の中でやるということも視野に入れていただけるといいかなと思います。というのは世界の中で坂本善三をたたえる方たくさんいらっしゃるのです。ですのでその辺り含めて御検討いただくと良いと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 1分をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 予約、決済、両システムについて私も不満がございましてしっかりと観光の部分で考えていきながらよりよい仕組みを導入させていただきたいと思います。坂本善三美術館に関しましてはやはりアナログの部分で大事なところがありますし今の学芸員の方としっかり話をしていながら考えていかなければならない。ただ来年に向かってもう小国の芸術祭を行うふうに議員の皆様にもお知らせしておりますのでその事務局も担うということで今後どういう展開になるかまた分かりませんので是非とも坂本善三美術館にたくさん来られるように。また坂本善三美術館が発信元といったかたちになれるような取組もまた考えていけるというふうに思いま

す。非常にユニークな取組であったりすごく工夫をして取り組んでいただいておりますのでその部分ではしっかり話をしていきながら御期待に沿っていきたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 予定していました3名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時03分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2 番）

署名議員（8 番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 杉本 いよ 君

8番 熊谷 和昭 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月9日から9月19日までの11日間とする。

1.	議案第30号	小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 令和6年9月 9日 原案可決
1.	議案第31号	小国町文化財保護条例の一部を改正する条例について 令和6年9月 9日 原案可決
1.	議案第32号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について 令和6年9月 9日 原案可決
1.	議案第33号	令和6年度小国町一般会計補正予算（第4号）について 令和6年9月 9日 原案可決
1.	議案第34号	令和6年度小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について 令和6年9月 9日 原案可決
1.	議案第35号	令和6年度小国町下水道事業会計補正予算（第1号）について 令和6年9月 9日 原案可決
1.	議案第36号	公共工事請負契約の締結について（小国中学校寄宿舎施設改修（電気設備）工事） 令和6年9月 9日 原案可決
1.	同意第 2号	小国町教育委員の任命について 令和6年9月 9日 同 意
1.	認定第 1号	令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 令和6年9月17日 認 定
1.	認定第 2号	令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年9月17日 認 定
1.	認定第 3号	令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年9月17日 認 定
1.	認定第 4号	令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年9月17日 認 定
1.	認定第 5号	令和5年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年9月17日 認 定
1.	認定第 6号	令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年9月17日 認 定
1.	認定第 7号	令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和6年9月17日 認 定
1.	報告第 6号	令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 令和6年9月 9日 報 告
1.	報告第 7号	放棄した私債権の報告について 令和6年9月 9日 報 告

《議案外》

令和6年9月9日

1. 議員派遣報告について

令和6年9月18日

1. 閉会中の継続調査の件

議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和6年9月9日

1. ふるさとの秋まつりについて
1. 北里柴三郎博士の地上絵イベントについて
1. 教育委員会の事務に係る点検評価報告について

《一般質問》

(1日目)

1.	町営住宅の今後の計画について、民間企業との連携について	P 1 1 ~ 1 6
1.	歩車分離信号について	P 1 6 ~ 1 8
1.	町長の要望活動について	P 1 8 ~ 2 4
1.	財政調整基金について	P 2 4 ~ 2 8
1.	議員活動について	P 2 8 ~ 3 0
1.	防災教育を学ぶについて	P 3 0 ~ 3 4
1.	2017年の災害から7年 今の現状はについて	P 3 4 ~ 3 8
1.	町道愛護費助成について	P 3 9 ~ 4 1
1.	有害鳥獣被害対策について	P 4 1 ~ 4 4

(2日目)

1.	小国高校について	P 1 ~ 8
1.	森林法違反事件について	P 8 ~ 1 4
1.	下城イチョウの私有地について	P 1 4 ~ 1 7
1.	町道整備について	P 1 7 ~ 1 8
1.	六次産業化について	P 1 9 ~ 2 1
1.	DXの推進について	P 2 1 ~ 2 4
1.	職員の採用について	P 2 4 ~ 3 5

令和6年

第2回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 6 年 第 2 回 総 務 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和6年9月10日 午前10時00分開会 午前11時54分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	松崎 俊一 熊谷 和昭 江藤理一郎 穴見まち子 松本 明雄 久野 達也 熊谷 博行
事 務 局 職 員	長 広行 宇都宮愛子 穴見紗里奈
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
総務常任委員長

令和6年第2回総務常任委員会座席表

令和6年9月10日(火) 午前10時00分
おぐに町民センター3階 議場

穴見
議会事務局書記
(穴見 紗里奈)

長 議会事務局長 (長 広行)	宇都宮 議会係長 (宇都宮 愛子)	空席	笹原 会計係長 (笹原 正大)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)	瀬津田 SDGs推進係長 (瀬津田 創)
池部 管財係長 (池部 誠一郎)	松本 DX推進係長 (松本 恵)	安達 地籍係長 (安達 和成)	時松 税務係長 (時松 利衣)	宮本 税務住民課課長補佐 (宮本 竜二)	波多野 情報係長 (波多野 優)
波多野 財政係長 (波多野 大祐)	原山 総務係長 (原山 慶士)	朝日 会計管理室長 (朝日 さとみ)	前田 隣保館館長 (前田 孝也)	永江 税務住民課課長補佐 (永江 和広)	北里 まちづくり係長 (北里 沙耶花)
松本 総務課審議員 (松本 徳幸)	佐藤 総務課長 (佐藤 則和)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		中島 税務住民課長 (中島 高宏)	田邊 情報政策課長 (田邊 国昭)

長谷部
情報政策課課長補佐
(長谷部 大輔)
欠席

委員
江藤 理一郎

委員
久野 達也

委員 穴見 まち子	議長 熊谷 博行	委員長 松崎 俊一	副委員長 熊谷 和昭	委員 松本 明雄
--------------	-------------	--------------	---------------	-------------

長議会事務局長
(長 広行)

議事の経過 (r. 6. 9. 10)

委員長（松崎俊一君） それでは、本日、令和6年第2回総務常任委員会となっております。

幾分猛暑のほうも落ちつきまして朝は20度を切るような日も出てきました。秋といえども日中は傘を差すぐらい日差しが強いときもあります。さて、9月17日が中秋の名月だそうです。十五夜です。次の日が十六夜とかいうこともあるし、それから2日前の十三夜というものもあつてから各地域では何かいろんな行事なり子供会で行事があるところもあるというふうに聞いております。天気がよければ月を見るのもいかがでしょうかということです。

それでは、最初に渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、おはようございます。

本日は総務常任委員会ということで、昨日の本会議に引き続きまして、皆様方にはお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。今日は係長含めてたくさん来ておりますので総務常任委員会の一般事務につきまして、皆様方から様々な御質問がいただければというふうに思っております。また決算は予算の鏡というふうにも言われておりますので来年の予算のためにもしっかりと皆様方に御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

委員長（松崎俊一君） ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

委員長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

なお、本日は議長のほうにも出席をいただいております。本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐、担当係長の出席をお願いしておりますが、情報政策課の長谷部課長補佐が欠席になっております。

それでは、本常任委員会に付託されました、認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号につきまして説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いしたいと思います。

なお、新人の皆様も今回2回目となりまして予算のほうの説明も経験いたしております。要点若しくは大きく変わった部分のみ説明いただけましたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。併せて、資料等の配付があればお願いしたいと思います。

議会事務局長（長 広行君） おはようございます。

それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

まず、議会費でございます。決算書の45、46ページをお願いします。ここでは議員の皆様方の報酬や手当及び事務局職員の給与それから議会運営のための費用となっております。令和5年度の歳出総額は6千960万4千900円で一般会計歳出額の0.9%となっております。前年度と比較して約91万円の減少となっております。減少の主な原因は、令和4年度に支出した議員研修助成金やデジタルカメラ購入費などです。歳出項目の大半は議員の報酬及び期末手当、職員の給与及び手当、共済費などの人件費部分が6千458万1千662円で議会費の93%を占めております。不用額が約279万出ておりますが主なものは、人件費の部分と議会だよりの印刷製本費、消耗品費、費用弁償を実績により支出した結果となっております。歳入については議会関係はございません。

続きまして、監査委員費に移ります。73、74ページをお願いします。監査委員費の歳出総額は108万5千375円で前年度と比較しまして約12万円の増加となっております。増加の要因は、監査委員協議会負担金などを実績により支出したものです。歳出項目のうち監査委員の報酬が全体の48%を占めております。不用額が30万円ほど出ておりますが監査委員の旅費や研修会負担金など実績により支出したものです。それから監査委員関係においても歳入はございません。

議会並びに監査委員費についての説明は以上となりますが、別紙決算資料としまして右上に資料（1）議会事務局及び監査委員事務局の委託業務及負担金の調書をお配りしておりますので御参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、引き続きまして、総務課所管の令和5年度決算状況について御説明を申し上げます。着座にて失礼申し上げます。令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算書より説明させていただきます。なお資料といたしまして総務課資料（3）主要施策の成果報告書及び総務課資料（6）の工事請負、委託料、補助金、負担金調書を配付させていただいておりますので併せて参考にさせていただきます。

まず全体概要でございます。総務課所管の決算額としましては、総務費が13億5千701万8千686円、消防費が1億8千683万7千748円、公債費が6億403万6千504円、諸支出金が3億3千69万3千961円、合計しまして24億7千858万6千899円となり一般会計決算に占める割合は32.4%に当たります。

では、決算書の45ページをお願いいたします。45ページから47ページまでが総務費の一般管理費となっております。45ページで令和5年度の一般管理費の決算額は2億6千556万

6千451円となっております。不用額が2千570万3千549円出ております。この主なものとしましては、共済費で1千599万6千514円、負担金補助及び交付金で414万6千948円が主なものとなっております。一般管理費は人件費と庁舎関係の委託料及び負担金補助及び交付金が主な支出内容となっております。

次に49ページをお願いいたします。財産管理費でございます。決算額が7億8千880万1千711円です。不用額が2千366万4千289円となっておりますが、不用額の主なものは積立金の2千32万4千800円となっております。財産管理費は町の普通財産の管理費用と各種財政基金の積立金が主なものになっております。

続きまして、53ページから56ページをお願いいたします。5公平委員会費、6交通安全費、7諸費が総務課所管となっております。

57ページから60ページをお願いいたします。10電算施設費が総務費の所管となります。

65ページから66ページが16の社会保障税番号制度費は総務課所管となっております。中段の17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費が総務課所管となります。

67ページから68ページをお願いいたします。徴税费の中の3固定資産評価審査委員会費は総務課所管となります。

69ページから74ページをお願いいたします。選挙費は全て総務課所管となります。

121ページから124ページをお願いいたします。消防費になります非常備消防費、消防施設費、災害対策費が総務課と所管となっております。総額が1億8千683万7千748円となっております。また不用額が三つの項目で1千201万2千252円出ておりますが、主なものとしましては非常備消防費の消防団員の報酬と需用費の残が大きなものとなっております。

149ページから152ページをお願いします。11の公債費、12諸支出金、13予備費が総務課所管となります。

次に、歳入に移ります。

13ページをお願いいたします。13ページから18ページまでの2地方譲与税、3利子割交付金、4配当割交付金、5株式等譲渡所得割交付金、6法人事業税交付金、7地方消費税交付金、8環境性能割交付金、9地方特例交付金、10地方交付税、11交通安全対策特別交付金までが総務課の所管でございます。町の歳入の大部分は交付税となっております。決算額としましては、普通交付税、特別交付税、合わせて収入総額で28億7千831万8千円となっております。

19ページをお願いいたします。分担金及び負担金の3消防費分担金、使用料及び手数料の1総務費使用料の中の公有地使用料は総務課の所管となっております。

21ページをお願いいたします。5土木使用料の中の法定外公共物使用料は総務課所管となっております。

25ページをお願いいたします。国庫支出金、1総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス

対応地方創生臨時交付金は総務課所管となっております。6 消防費国庫補助金は総務課所管となっております。

続きまして、27 ページをお願いいたします。国庫委託金、1 総務費委託金の中の自衛官募集事務委託金は総務課所管でございます。

29 ページをお願いいたします。県補助金、1 総務費県補助金の中の熊本県権限移譲事務市町村等交付金、物価高騰対応生活者支援交付金は総務課所管でございます。

続きまして、31 ページをお願いいたします。8 の電源立地地域対策交付金は総務課所管となっております。

続きまして、33 ページから34 ページの県委託金の中の総務委託金の選挙費委託金と1 利子及び配当金の中で奨学金事業基金積立金利子収入と中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入以外が総務課の所管となっておりますのでよろしく申し上げます。

35 ページ上段の不動産売払収入、中段の1 一般寄附金、繰入金1 ネットワーク事業基金繰入金、6 財政調整基金繰入金、繰越金の前年度繰越金が総務課所管となっております。

37 ページをお願いいたします。37 ページから40 ページの雑入の中の1 雑入の中のコピー使用料、熊本県市町村振興協会市町村交付金、40 ページの災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、派遣職員給与負担金、森林総合整備事業補助金、消防団員福祉共済加入事務費、地方公務員災害補償基金負担金還付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、派遣職員宿舍貸付料、職員給与過年度過払い返還金、公有建物災害共済解約返戻金、消防団員火災共済事務費、住宅用賃貸総合補償保険契約解約金、NHK受信料返還金は総務課の所管となっております。

下段の町債です。次の40 ページ、41 ページまで町債で総額6 億1 千2 1 7 万4 千円であります。各事業で不足する財源を起債により充当したものとなっております。

以上で、総務課所管であります歳入歳出の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

情報政策課長（田邊国昭君） よろしく申し上げます。

情報政策課所管の令和5 年度一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。着座にて失礼します。

まず、全体概要ですが、情報政策課の所管としましては歳出からです。総務費が4 億2 千1 6 9 万5 千3 2 5 円、商工費が2 7 2 万5 千4 7 7 円となり合計で4 億2 千4 4 2 万8 0 2 円となり一般会計歳出全体に占める割合は5.6 %になります。また、歳入では分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入の合計が4 億2 8 5 万4 4 2 円となり一般会計の歳入全体に占める割合は4.7 %となります。

主な歳出について御説明いたします。

49ページをお開きください。中段の目2文書広報費です。主なものは広報おぐにを制作するための印刷製本費、町ホームページのシステム使用料などです。

53ページをお願いします。上段、目4企画費は、ふるさと寄附金、移住定住対策、地域公共交通対策などの事業に関する経費となっております。主なものとしましては、7報償費はふるさと寄附金の寄附者への返礼品代に係る経費です。11役務費の中にあります通信運搬費は返礼品の送料、手数料、各ポータルサイトや決済機関への手数料の支払いとなっております。12委託料の乗合タクシー運行委託料は、住民の方々への移動手段の支援として町内タクシー業者への委託を行いまして、町内8路線の乗合タクシーを運行しております。18負担金補助及び交付金の中で地方バス運行等特別対策補助金は、地域公共交通対策として路線バスの運行経費に係る補助金です。4段下にあります小国郷コミュニティ交通事業負担金は、南小国町と共同で運行するにじバスと小国郷ライナーの運行委託に対する負担金となっております。

次に57ページをお開きください。中段の目9防災情報施設費です。この目は屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティFM放送局の運営に関するものです。主な項目としまして、12委託料はコミュニティFM放送局の放送業務の委託、その他14工事請負費では鈴ヶ岳にあります送信局の非常用電源と落雷対策の費用です。

次に61ページをお開きください。中段の目13地域情報基盤管理運営費です。この目は光ファイバーケーブル施設の管理運営に関するものです。主な項目は、12委託料の施設・設備保守点検業務委託料が光ファイバーネットワークの保守点検とケーブルの新設などに関する委託。14工事請負費は、映像センターの機器更新を行ったものです。

次に63ページをお開きください。中段の目15、SDGs推進費です。主なものとしましては、1報酬は地域おこし協力隊隊員1名に対して支払った報酬、12委託料は旧西里小学校活用プロジェクト運営業務委託として運営に関する計画、企画、イベントの実施についての委託費、旧西里小学校をサテライトオフィス化するための実施設計、施工監理並びにカフェスペースの設備の実施設計をするための委託料です。14工事請負費では、同じく旧西里小学校のサテライトオフィス化の改修工事とカフェスペース整備工事としての費用です。

ページ飛びまして、113ページをお願いします。中段、目4地域エネルギー費は、地域エネルギーの推進に関する維持管理経費となっております。主なものとしましては、12委託料の中のEV急速充電器保守委託料は町内4か所の急速充電設備の保守点検を委託しております。

歳出については以上となります。

次に、歳入につきまして主なものを御説明します。

19ページをお願いします。中段の目1総務使用料、3設備使用料にあります光ファイバー使用料（現年度分）4千116万1千300円。

ページ飛びまして、25ページをお開きください。上段の国庫補助金にあります目1総務費国

庫補助金の中で、地方創生推進交付金1千780万3千575円とテレワーク推進交付金4千355万2千227円は旧西里小学校の改修に対する補助金です。

29ページをお開きください。中段にあります目1総務費県補助金、総務費補助金の中で熊本県地方バス運行等特別対策補助金395万円は、路線バス等維持運営経費に対する補助金です。

35ページをお開きください。中段の目2総務費寄附金、ふるさと寄附金。こちらは1万7千885人の方から合計で2億4千4万4千136円の寄附をいただいております。その下にあります企業版ふるさと寄附金は、11の企業から2千565万3千円の寄附をいただいております。目4商工費寄附金の地熱の恵み基金寄附金400万円は、発電売電を開始した地熱事業者からの寄附をいただいております。

39ページをお開きください。目1雑入の中にありますIRU利用収入、そのほか充電器利用権利金が情報政策課の所管となります。

主な歳入については以上となります。なお、各工事請負費、委託費、補助金、負担金の詳細については配付してあります資料(1)情報政策課決算資料に掲載してありますので御審議の参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、情報政策課が所管する令和5年度一般会計歳入歳出決算についての概要説明を終わります。

税務住民課長(中島高宏君) おはようございます。

それでは、私のほうから税務住民課所管について御説明させていただきます。着座にて説明します。

まず全体概要でございます。税務住民課所管の決算額としましては、歳出で款総務費が2億4千792万6千13円、民生費2千115万4千842円、衛生費2億125万9千593円、教育費43万1千956円、交際費5万3千698円の合計4億7千82万6千102円となり一般会計歳出全体に占める割合は6.2%になります。また歳入でございますが、町税が7億455万9千50円、使用料及び手数料が464万4千569円、国庫支出金が445万4千968円、県支出金が1億1千395万2千504円、諸収入が21万5千940円の合計で8億2千782万7千31円となり一般会計歳入全体に占める割合は9.6%になります。

それでは、小国町一般会計歳入歳出決算書のほうから歳出の主なものについて説明させていただきます。

55ページをお願いいたします。中段の目8地籍調査費です。主な支出につきましては、委託料で地籍調査業務委託料です。大字上田、北里、西里地区の一筆調査と測量調査を行っております。令和5年度末の現地調査の進捗率は87%です。

次に59ページの中段の目11会計管理費です。主なものは、委託料の口座振替データ伝送業務委託料になります。

次に同じく 59 ページの下段の目 1 2 住民相談費です。消費生活相談、無料法律相談などの住民相談事業の支出になります。

次に 61 ページの下段、目 1 4 住民支援費です。主なものは、金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳などの表彰事業の支出となっております。

次に 65 ページの中段、目 1 税務総務費です。主な支出につきましては、職員の人件費それから過年度の還付金などとなっております。

次に 67 ページの上段の目 2 賦課徴収費です。町税の賦課徴収に係る通常の経常経費が主な支出となっております。

続きまして、69 ページ上段、目 1 の戸籍住民登録費です。主なものは、職員人件費、戸籍事務システム、住民基本台帳ネットワーク事務、マイナンバーカード事務に係る支出となっております。

次に 81 ページの中段の目 8 人権政策費です。主なものは、人権カレンダーの制作それから部落解放同盟小国支部補助金など人権啓発に関する支出となっております。

次に同じく 81 ページの下段の目 9 隣保館運営費です。隣保館運営管理に係る経費、交流事業、人権啓発セミナー事業、人権フェスティバルに関する支出となっております。

続きまして、89 ページの中段の目 3 児童館運営費です。隣保館と併設します児童館の経費となっております。

次に 93 ページの下段、目 3 環境衛生費です。主なものは、合併処理浄化槽設置に関する補助金、阿蘇広域行政事務組合で行います北部火葬施設の負担金です。

続きまして、95 ページの上段、目 1 清掃総務費です。阿蘇広域行政事務組合が行います北部清掃費、北部し尿処理費、環境総務費、最終処分場運営費、清掃施設運営費に係る費用負担金となっております。

次にページ飛びまして、137 ページの下段の教育費の中の目 3 集会所運営費をお願いします。教育集会所として人権教育活動が行われている施設維持の管理費となっております。

以上が、歳出の主なものとなります。

次に、歳入を説明させていただきます。

ページを戻りまして 13 ページ、14 ページをお願いします。14 ページの一番上にあります収入済額の欄ですが款 1 の町税全体の収入総額は 7 億 4 5 5 万 9 千 5 0 円です。対前年比 2 1 7 万 3 千 5 3 6 円の減。0.3%減となっております。主な要因として、個人住民税が対前年比 7 3 5 万 9 千 7 1 3 円増、3.4%の増に対しまして、固定資産税が対前年比 5 9 1 万 9 千 4 2 5 円減、1.7%減となっております。個人住民税の増につきましては、令和 2 年 7 月豪雨また新型コロナウイルスの影響が少しずつ出まして所得増となったものと考えております。また、固定資産税の減につきましては、償却資産の減額によるものです。また、法人住民税は、対前年比 2 0 6 万 6

千480円減、5.7%の減です。法人税割については、主に建築・建設業関連の売上高の減少と思われます。入湯税につきましては、対前年比472万6千950円増、48.9%の増となっております。新型コロナの影響前の令和元年度の入湯税が1千478万5千650円と比べますと2.6%の減でありまして、コロナ禍における宿泊客の減少は回復してきていると思われます。

引き続きまして、歳入の目ごとに所管のものを上げさせていただきたいと思っております。

ページ進んでいただいて19ページ、中段の目1総務使用料それから目2民生使用料の中で被災者支援住宅使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料が所管になります。

次に21ページ、下段の目1総務手数料の中で台帳等閲覧手数料から印鑑登録証交付手数料までが所管です。

21ページの一番下の目2衛生手数料の中で、犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料が所管です。

25ページ、上段の目1総務費国庫補助金の中で、個人番号カード交付事務費補助金それから中段の目3衛生費国庫補助金の中で循環型社会形成推進交付金、続きまして27ページの上段の目1総務費委託金の中で中長期在留者住居地届出等事務委託金が所管になります。

次に29ページ、上段の目1総務費県補助金の中で、地籍調査事業費補助金、人口動態調査事務補助金、中段の目2民生費県補助金の中で地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金、下段の目3衛生費県補助金の中で浄化槽設置整備事業補助金が所管になります。

31ページをお願いします。一番下の目1総務費委託金の中で個人県民税徴収事務取扱委託金。

それから33ページ、上段になります。目2民生費委託金の中で人権啓発活動地方委託事業委託金。

次に37ページ、上段の目1延滞金の中で町税延滞金。中段、目1の預金利子の中で歳計現金預金利子が所管です。

最後に40ページになります。目1の雑入の中になります地域交流促進事業収入が所管となっております。

歳入の項目については以上となります。なお、決算資料として工事請負、委託業務、補助金、負担金の調書を税務住民課資料（1）として配付させていただいておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

以上で、税務住民課の概要説明を終わらせていただきます。御審議方お願いいたします。

委員長（松崎俊一君） 各課長ありがとうございました。

それでは、これより認定第1号について質疑に入りたいと思っておりますが、歳出からページ並びに目を追っていききたいと思います。

45ページからです。目の議会費。また漏れ等がありましたら後からお願いします。

次が総務費の一般管理費が次のページ。さらに次のページ。49ページまであります。

文書広報費。それから財産管理費。財産管理費が53ページの一番上段まであります。

次が企画費、公平委員会費、交通安全費。よろしいですか。

ページを追いまして55ページ。諸費それから地籍調査費。地籍のほうは次のページ57ページまであります。

私のほうから地籍のほうが大まかあとどのくらいかかるのかというのをお願いしたいと思います。

地籍係長（安達和成君） 今後の地籍調査の計画についてお答えいたします。今現在、第7次10か年計画に基づいて計画を実施しております。計画どおりに進めば令和9年度に完了する予定でございますが、補助金の交付関係で若干遅れておりますので大体順調にいったとして令和11年から12年頃に調査が完了する予定でございます。

以上です。

7番（松本明雄君） 松本です。

今、地籍の話が出ましたが境が確定していないところがあると思うのです。両者が印鑑を押ししていないと。そういうところが代が変わりまして近所のほうで帰って来られた方がいてそこで今境を決めていると思うのですが、こういう場合は地籍に御相談してもよろしいのですか。そういう相談あっていますか。

地籍係長（安達和成君） 筆界未定の件について御説明いたします。現在進行中であります地籍調査に関しましては御相談いただいて結構なんですけど、1回法務局に送りましてそれが正式な登記となった場合は各自で解決していただくかたちになっております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） いいですか。

7番（松本明雄君） はい。

委員長（松崎俊一君） 次、進みます。57ページの防災情報施設費。それから電算施設費。次は会計管理費、住民相談費となっております。

61ページ、地域情報基盤管理運営費、住民支援費。63ページまでいっています。

1番（江藤理一郎君） 62ページ、地域情報基盤管理運営費の中の使用料及び賃借料、ハウジング料というのがありますが、これちょっと説明いただけると助かります。

情報係長（波多野 優君） ハウジング料について御説明いたします。今、光ファイバーを使ってインターネットのほうはNTTの設備を利用しております。NTTの局舎、宮原と下城の2か所ありますけれどそちらの局舎の一部に設備を置かせていただいていますので、その借上料というかたちになります。

以上です。

1 番（江藤理一郎君）ハウジングという仕組み以外にも確かホスティングとかそういったシステムもあるそうですが、その辺りについてはメリット、デメリット両方見比べての検討がなされているのですか。

情報係長（波多野 優君）小国町は光ファイバーケーブルが町の管理というふうになっておりまして、インターネットに関してはNTTに芯線を貸出しして事業提供を行っている関係で、有線、ハウジングというかたちをとらせていただいております。ホスティングのほうはちょっと技術的にできないというふうな回答をいただいております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君）そしたらNTTが大体相談されている業者というかたちですね。そういった仕組みについてはほとんど。

情報係長（波多野 優君）今、町のほうはIRU契約というかたちでNTTと契約をしておりますので、現在5年の契約で来年の3月まで一旦契約があります。来年以降はまたIRU契約を延長か若しくは乗り換えというかたちになるのですが、今対応できる業者がNTTしかありませんのでNTTで継続延長になると思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君）61ページ、住民支援費。

次に63ページ、SDGs推進費。

7 番（松本明雄君）7 番です。

この64ページの委託料のところでは旧西里小学校のプロジェクト運営業務委託料500万円ぐらい出ていますが、もう少し説明をお願いします。

SDGs推進係長（瀬津田 創君）情報政策課のSDGs推進係長の瀬津田です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて御説明させていただきます。

旧西里小学校の活用プロジェクト運営業務委託についてもう少しというところで、委託業者については一般社団法人ウラニワという会社に委託しておりまして令和4年度から活用のプロジェクトについてプロポーザルを実施しまして選定しております。主な業務内容については、西里小学校NISHIZATO TERASについてのESD・SDGsプログラムの作成、実施であったりTOMOSというシェアキッチンこちらの運営体制の構築をするイベントだったりとかあと収益化するようなプログラムこちらの企画。そしてホームページとかSNSについての情報発信。そして地域おこし協力隊との伴走支援。そういった部分の業務を委託しております。

以上です。

7 番（松本明雄君）去年イベントなんかもやっていたと思うのですが、大体のイベント数と大人数が何人ぐらい来たのか報告をお願いします。

SDGs推進係長（瀬津田 創君）イベントを複数回させていただいております細かいのから

御説明させていただきますと、イベントとして地域体験型ツアーであったりしたものを開催しております。こちらは実際に地域おこし協力隊としてちょっと興味があるといった方をお招きして開催したものでございまして2名の参加となっております。

そしてその次トークセッションというものを熊本市内で開催しておりますけれども、こちら10名の実施。同じく地域について興味がある方を対象にしております。

そしてTOMOSです。カフェスペースを使ったイベントについてジビエに関するイベント辺りを開催しております、こちらおよそ20名程度の参加となっております。

そして2024年3月にNISHIZATO 蚤の市というものを開催しまして、こちら全体のイベントなんですけれどもこちら参加人数が約200名程度の参加となっております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 同じく西里小学校サテライトオフィスの件ですが、3月の予算委員会のごときに大体運営経費というかランニングコストがどのくらい掛かって、それから家賃収入から換算するとどのくらいの収入があるのかという収支をちょっと教えていただけるとというような質問をさせていただいて、そのときに考えます、検討しますということだったのですがその辺りもう出ていますか。

SDGs推進係長（瀬津田 創君） NISHIZATO TERASについて大体収入と支出のバランスがどうなっているかというところで、今月からNISHIZATO TERASが稼働していくのですけれども大体サテライトオフィスの収入が1部屋5万円となっております。そして3部屋あります。そして今1社入居が決まっております。そして1社はまだ空き状態となっております。そしてそのほかシェアキッチンの収入。1日の貸出料とかコワーキングスペースの使用料辺りを見込んでおまして、実際にその収入については今月から稼働となっておりますのでまだその辺りの実際どのくらい入ってくるかという見込みについては全て分かっているというわけではございません。その支出については経常的に係る経費については、おおよそ月10万円弱、9万円程度の支出がランニングコストとして施設の維持費として掛かってくるというようなことです。

以上です。

委員長（松崎俊一君） よろしいですか。

進めます。65ページ、社会保障番号制度費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、物価高騰経済対策費。それから、税務総務費に入ります。

次、67ページ、賦課徴収費、固定資産評価審査委員会費、戸籍住民登録費までが69ページ。

次が71ページに入りまして、選挙管理委員会費、県議会議員選挙費、町長・町議会議員選挙費、県知事選挙費、73ページまで。

次は、統計調査総務費、監査委員費、これが75ページまでです。

それと75ページの社会福祉総務費の一部ですか。これちょっとどの辺かちょっと分かりましたらすみません。

税務住民課長（中島高宏君） お答えします。

社会福祉総務費の中に人件費が含まれております。2名分の人件費を税務住民課所管で計上させていただきます。総額は税務住民課分2名の人件費ということで1千300万円程度の金額というかたちになっております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

この社会福祉総務費の一部というのは2名分の人件費だそうです。よろしいですか。

次は少しページが飛びます。81ページ。中段からの人権政策費、隣保館運営費。

ちょっと私のほうからよろしいですかね。この人権啓発についてどのような法律に基づいて行われているのかというのを改めて求めたいと思います。

税務住民課長（中島高宏君） 法律的につきましても、まず平成28年12月に制定されました国の法律であります部落差別解消推進法の中で、現在なお差別が存在するという事で部落差別は許されないものということでこれを解消する重要な課題ということで明記されております。これについて国、地方公共団体の責務ということで部落差別のない社会実現を目的としております。また本町につきましてもこの法律に基づきまして令和2年12月に小国町部落差別等撤廃人権擁護に関する条例を制定しまして、部落差別はもちろんあらゆる差別、女性差別、子供差別、高齢者差別、障害者差別、外国人等々の人権課題を掲げてこの解消に向けて人権教育啓発を進めていくということで趣旨が定められております。これに基づいて人権政策を進めております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） この対策事業辺りは法律的には別といたしまして啓発のほうは一度やったからはい終わりというようなものではないというふうに思います。やっぱり引き続き毎年地道に行っていく必要があるのではというふうに思いますが、その辺りいかがですか。

隣保館長（前田孝也君） 人権啓発につきましてもやはり法律が終わったからといって全くその差別がなくなっているという状況にはありませんので、今後も引き続き県内の自治体辺り全国的にもそうですけれどもいろんな差別事象等もインターネットを通じていろいろな書き込みとかさらにはちょっとかたちが変わったいろんな問題が出てきております。そういったのをいろいろ含めながら部落問題だけではなくて様々な人権については今後とも積極的に人権啓発の取組というのはしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかによろしいですか。

議長（熊谷博行君） 小国町就学前人権教育研究協議会の説明を求めます。

隣保館長（前田孝也君） 小国町就学前人権教育研究協議会ですけれども、就学前人権教育の確立のためあらゆる差別の現実に学び人権教育の推進、発展に努める団体というところで、主に小国の町立保育園のほうの主になって活動されております。令和5年度の実績については、主なものは講演会等も隣保館のほうで開催されたりもしておりましたのであとそれぞれの各活動については就学前の人権教育に基づいたかたちで、学校関係等も協力しながら町との行政ともいろいろ協力しながら活動されているということで、一応補助金については10万円ということで活動報告の内容については学習会、広報活動、人権子育て講演会ということで内容はいただいております。

以上、説明を終わります。

議長（熊谷博行君） 何か説明が分からなかったのですが。誰が誰にどこで勉強して誰に言うわけですか。保育園の先生が勉強して保育園の子供に人権教育をするわけですか。

隣保館長（前田孝也君） 学習会については一応家庭や地域の啓発ということもありますので学校関係の方、地域の方あとは保護者さんとか住民の方を含めたところでの活動、学習会等の開催にはなると思いますけれども、主に中心になってくるのは保育園の中で就学前人権教育はどうやっていこうかというところでの活動が主なものとなると思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） いや、誰。就学前でしょう。誰が就学前に勉強するのかを教えてください。保護者に教えるのですか。僕なんか習ったこともないですよ。

隣保館長（前田孝也君） 保育園の職員の方、学校関係の方が実際に学習をされて人権の研修、学習、啓発についての取組をされているという協議会の中での取組になります。だから保育園の職員さんが主になりますが、あとはその中に学校関係の方も入ったりというところでの活動になります。

以上です。

議長（熊谷博行君） 私は就学前だから入学する前の子供とかに教えたかなというのをずっと何年も前から捉えていたのですが。なら子供たちには人権教育を教えるわけではなくて先生たちが自分たちで学ぶわけですか。

隣保館長（前田孝也君） 子供たちに人権教育をやっていくという前提の中で、保育園の職員の方たち協議会の中でいろいろ勉強しながらそれを実際の就学前子供たちへの人権教育に生かしていこうということでの内容であります。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を11時15分から行います。

（午前11時03分）

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

委員長（松崎俊一君） ただいまページが83ページまで行っております。

次、進みます。89ページ、目の児童館運営費。このみです。それから次の衛生費、保健衛生総務費の一部ですかね。あとで一部のほうは説明ください。

それから次が少し飛びますが93ページです。これも予防費も一部というふうになっています。それと93ページの環境衛生費から95ページの清掃総務費です。

税務住民課長（中島高宏君） 89ページの保健衛生総務費の中の税務住民課所管につきましては、先ほどと同じく1人分の人件費が保健衛生費のほうで支出しております。

続きまして、予防費になります。93ページの予防費につきましては94ページの中ですが、消耗品費それから通信運搬費につきまして狂犬病に係る事務費を予防費の中から支出しております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

質問もよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） それでは、質問漏れがあったときはまたおっしゃってください。

113ページに飛びます。中ほどの4番地域エネルギー費。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 次はまたページが飛びまして121ページ。消防費です。消防のほうが目
で非常備消防費、消防施設費、災害対策費となっております。

次またページ飛びまして137ページ

7番（松本明雄君） 7番です。

124ページ。一番下にあります。隣地安全対策立木の撤去事業補助金です。これ40万円ぐらい掛かっていますが大きい木を切るとなかなかクレーンを呼んだりとかいろんなことが掛かりますので、できれば広報紙でもう家の周りには木を植えないとか、小さい木は自分たちで切ってもらおうとか、そういうことを出していきたいと思いますが、今後どのように来年度は考えていますか。よろしくをお願いします。

総務課長（佐藤則和君） 広報につきましてはなかなか木を植えるなというのはちょっと言いづらい部分もありますので、高木になりやすい杉とかそういったものの植林についての呼びかけはちょっと検討してみたいと思います。ありがとうございます。

7番（松本明雄君） なかなか言いにくい、書きにくいところはあると思うのですが、やはり今の現状を見ると台風が相当大型化していますので小さな木でもやはり隣に迷惑をかけるとかいろんな書き方があると思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 137ページ。教育費の中の集会所運営費。次のページの上の段まで。

次、149ページに飛びます。149ページ、一番下のほうです。これは災害復旧費関係の被災地災害復旧支援事業。それからその下が公債費です。公債費は元金から利子。それから諸支出金の特別会計繰出金、繰出金。予備費というふうになっております。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 一般会計決算の歳出が一応終了しましたが、質疑漏れ等ございましたらお願いしたいと思います。また、あと両方終わってからもいただきたいと思いますがよろしいですね。

議長（熊谷博行君） 54ページ。企画費の中の12番、委託料。乗合タクシー運行委託料。ここ数年の推移を教えてくださいなのですが。来年の見込みは分からないと思いますが。推移をここ1、2年でもよろしいので教えてください。

まちづくり係長（北里沙耶花君） はい、お答えいたします。

乗合タクシーの推移というところで町の支出額でよろしかったでしょうか。

議長（熊谷博行君） 去年が何千万円。その前が何千万円。そういうことでいいです。

まちづくり係長（北里沙耶花君） 令和3年度から申し上げます。令和3年度が2千419万8千360円、令和4年度が2千291万1千730円、令和5年度が2千155万4千760円の委託費となっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） いいです。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑漏れありませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番江藤です。

66ページ、目16の社会保障税番号制度費のコンビニ交付サービスシステム使用料。こちらですがコンビニ交付を始めてもう2、3年になるかと思えます。昨年度の実績というかどのくらいの使用があったのかをお願いします。

住民係長（矢羽田恵美君） コンビニ交付の件数についてお答えします。令和5年度、住民票が328件、印鑑証明書が235件、所得・課税証明書が33件、所得証明書が27件の合計で年間623件となっております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） では手数料については住民票とかがあったら200円ですかね。コンビニ交付するのに掛かる経費が117円ぐらいだと思うのですが、それ以外での経費というのはあるのですか。コンビニ交付するのに委託する業者なのか分からないですけども。そういったので掛

かる経費は。

総務課審議員（松本徳幸君） コンビニ交付で掛かる委託経費についてお答えいたします。決算書の66ページに先ほど言われましたコンビニ交付サービスシステム使用料。こちらがサービスを直接コンビニの窓口で交付するために必要な経費となっております。それからその少し下にございますけれども証明書交付センター負担金というのがございます。69万963円です。こちらのほうが実際にJ-LISというところが管理しております、そちらのほうにコンビニ交付のために支払うための負担金となっております。この二つが基本的に掛かる料金ということです。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 要は収入としては200円いただいて600件ほどなので大体12万円ぐらいですかね。それ以外でコンビニ交付サービスシステム使用料と交付センター負担金で大体150万円ちかくというようなかたちですね。小国町は住民票とか印鑑証明とかとれるのですが、戸籍それから住民票、事項証明などは取れないですよ。それは何か理由があるのですか。ほかの市町村でいうと全然コンビニ交付やっていないところもあるのですが。近隣でいうと阿蘇市とかは結構ほとんどが取れる状況で。その辺りについては手数料が結構掛かるから取り組まないのか。どういう理由があるのか教えてください。

住民係長（矢羽田恵美君） 戸籍についてはほかのところもそうなんですけれども申請してすぐに取りれるわけではなく、一旦申請した後許可が出てからということになるので発行までに数日たしかかかるとされています。戸籍のほうは今年の3月から広域交付と言って全国の戸籍がどこの窓口でも取れるようにはなりましたので、コンビニ交付ではなくてもうちの窓口まで来ていただければ全国のが取れることにはなりますのでそこでちょっと様子を見させていただこうかとも考えています。記載事項証明等についてはふだん窓口の中でも記載事項証明の請求はそれほど多くないので、コンビニ交付までされなくても大丈夫かというところでこれも様子見というところですよ。

以上です。

委員長（松崎俊一君） よろしいですか。

5番（穴見まち子君） LPガス使用世帯支援事業補助金なのですが。

委員長（松崎俊一君） 66ページ。

5番（穴見まち子君） はい。この件数と何人ぐらいの方の申請があったかと大きい人とのいろいろありますけど説明をお願いしたいと思います。

財政係長（波多野大祐君） LPガス使用世帯支援事業補助金について御説明いたします。こちらにつきましては物価高騰の影響によるLPガスの高騰に対して1世帯当たり6千円の給付費を給付するという事業になっております。小国町町内でのLPガスの使用世帯数としましては令和5年度時点で2千238世帯。申請件数が1千599件の71.4%でした。実際に給付がされた世帯数については1千485世帯、率で言いますと66.3ということで、申請はされたのです。

が中にはちょっと不備等がございまして給付が受けられなかったという世帯もあっております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） それでは、次にまいります。歳入のほうは13ページ。13ページは税関係。町税それから固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、地方譲与税、地方揮発油譲与税。

議長（熊谷博行君） たばこ税が毎年増ですが、どのように捉えるか分かる人がいればお答えください。

税務住民課課長補佐（永江和広君） たばこ税につきましては昨年度よりも減額というかたちになっております。税率のほうは一本当たり6.552円で昨年度と変わりがございませぬので、単純に昨年と比較しますと喫煙本数が下がったのではないかというふうに考えております。

それと近年増加傾向にあるものにつきましては、まず加熱式たばこがパイプたばこに分類されておりました平成29年までは重量1グラムが紙たばこ1本に換算されて課税されておりましたけれども、加熱式たばこにつきましては1本当りの重量が比較的軽いということから価格に占める税の割合が低くなっていることが問題となっております、平成30年から昨年までをもってこちらを経過措置で是正しております。そちらも近年たばこ税が上がっている要因の一つかというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 税金だから何に使っても構わないのかもしれませんが、たばこ喫煙ブースを造ってみるとか。吸っていない人は何も感じないと思いますが、吸っている人は大変心苦しく吸っていると思います。5千300万円の残り端ぐらいを使ってでも私はできると思いますので、是非敷地内禁煙というのもまた少しは和らいだと思います。どうか喫煙ブースを造るほうにちょっと来年ぐらいから心がけていただきたいと思います。答えていいですよ。

委員長（松崎俊一君） はい、次、進めます。

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税。森林環境譲与税は我が委員会ではございませぬ。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、引き続き、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金ついでに総務費分担金が光ファイバー加入分担金。ここまでが一応区切りになっております。17ページ末まで。

次、進めます。19ページ、二つ飛んで消防費分担金。それから8項目ほど飛びまして使用料及び手数料の総務使用料、民生使用料が我が委員会の所管でございませぬ。

次のページ21ページ。中段少し上の土木使用料のうち法定外公共物使用料。総務課長のほうから項目だけは言われます。それから下のほうの総務手数料。これは農地等証明手数料を除き全部我々の所管でございませぬ。

議長（熊谷博行君） 火薬類取締法許可申請手数料というのを説明してください。

総務課長（佐藤則和君） 火薬類取締法許可申請手数料につきましては、もともと県の許可申請の
手続であったものが権限移譲によりまして令和5年から市町村に委ねられたものの火薬の許可申
請手数料ということで申請者から徴収しております。

議長（熊谷博行君） 鉄砲。

総務課長（佐藤則和君） いえ、ダイナマイト類とかです。

議長（熊谷博行君） ダイナマイト使う者がいるのですか。

総務課長（佐藤則和君） はい、工事関係で。

委員長（松崎俊一君） 次、23ページ。上の二つ、衛生手数料の犬の登録とその他証明手数料で
す。商工手数料は金額上がっておりません。これ何か予算組んでいてなかったという意味ですか。
どなたか分かる方。まあいいです。後から分かったら教えてください。

次、進みます。25ページ、国庫補助金の中、総務費国庫補助金それから民生費国庫補助金を
飛ばして衛生費国庫補助金のうち一番上の循環型社会形成推進交付金。それから6番の消防費国
庫補助金、防災安全交付金。

それから27ページが総務費委託金。自衛官募集と中長期在留者住居地届出等事務委託金。

次、進みます。29ページ。総務費補助金、夢チャレンジ推進補助金は別の所管です。それ以
外です。それから、民生費県補助金は中段の地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金、衛生費
県補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金が我々の委員会です。

31ページ、災害復旧費県補助金。この中の熊本地震復興基金交付金。これはどこに充当です
か。7番、災害復旧費県補助金。熊本地震復興基金からの交付金ですか。

財政係長（波多野大祐君） お答えいたします。

熊本地震復興基金交付金につきましては、熊本地震時において県のほうが基金を持っておりま
してそれを各県内自治体に年度ごとに配分をしていたのですが、令和5年度にその基金の残額を
被災を受けた自治体に一括で交付するという事で小国町が2千900万円の交付金を受け取っ
ております。その交付金になります。こちらについては充当は事業ではなくつながる未来基金へ
積立をしております、今後の防災対策等の事業に活用する予定としております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

その下の電源立地地域対策交付金。

議長（熊谷博行君） 今おっしゃられた電源立地地域対策交付金。もう相当昔からありますが、ど
のように使われているのか説明をしてください。

財政係長（波多野大祐君） お答えいたします。

電源立地地域対策交付金につきましては、地域の福祉や観光あとは道路等のインフラの整備の
事業に充当をこれまでもしております。令和5年度については町営住宅の改修等工事、関田住宅

の倉庫の改修事業等に充当をさせていただいております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 何にでも使えるパターンですね。要するに発電所が2個あるからそれにきていたお金だったと僕は思っていたのですが。ほとんど道路に昔は使っていたのですが。分かりました。ありがとうございました。

委員長（松崎俊一君） 県委託金の中の総務費委託金、個人県民税徴収事務取扱委託金。次のページ、同じく統計調査関係。それから選挙費委託関係。民生費委託金。

少し飛びまして、利子及び配当金。これは基金関係の利子収入と思うのです。

次のページ35ページ、不動産売払収入それから一般寄附金、総務費寄附金、一つ飛んで商工費寄附金、基金繰入金でネットワーク事業基金繰入金、奨学金は文教関係。それから財政調整基金繰入金、繰越金です。

次のページに移ります。上のほうから諸収入の中の延滞金、加算金、預金利子。

それから一番下のほうが、雑入の中のコピー使用料。それから一番下の段、熊本県市町村振興協会市町村交付金。次のページが雑入これはたくさんあります。上2段、柏田と地域生活は除きます。それから5飛んで高齢者等活動を除きます。同じく5飛んで地域福祉計画推進を除きます。全国農業新聞とミュージアムショップ売上も除きます。スポーツ振興くじも除きます。著作権使用料も除きます。コピー使用料と小国堆肥売上、これも除きます。それから健康教室参加者負担金、くまもと間伐材利活用関係も除きます。

その次39ページの一番下の段からですが町債。町債は臨時財政対策債、総務債、民生債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債、災害復旧債それから商工観光債が上がっております。これ全部起債です。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） これで一般会計の歳入のほうを終了いたしました。歳入について質疑漏れがありましたらお願いしたいと思います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 質疑漏れがなければ、歳入も歳出もよろしいです。

歳入、40ページ。

7番（松本明雄君） 歳入のほうの建物災害共済金1千100万円くらい出ている分。

委員長（松崎俊一君） 公有建物災害共済解約返戻金ですか。

7番（松本明雄君） いや建物共済。

委員長（松崎俊一君） 失礼。建物災害共済金。これの一部というふうにありましたが説明をお願いします。

情報係長（波多野 優君） 建物災害共済金の主な部分で光ファイバーの復旧分が入っております。

て、令和2年豪雨災害の本復旧が昨年度ありましたのでその分の共済金というかたちで1千73万円ほど収入が上がっております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに歳入のほうはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 質疑漏れはございませんか。

情報政策課長（田邊国昭君） 委員長が先ほどおっしゃいました23ページにあります商工手数料についてです。令和5年度での実績は上がっておりませんが、以前の数字で言いますとここは地熱計画の審査手数料ということで一昨年までは歳入が上がっておりました。地熱活用審議会にかかった案件のときに事業者からいただく手数料ということですが、令和5年度は収入はありませんでした。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

それでは、歳入並びに歳出、質問の漏れはございませんでしょうか。

7番（松本明雄君） 最後に今非常に苦情が多いのが、住民課の担当だと思えますがペットの猫。これに対する苦情が非常に多いです。避妊手術も雄と雌では変わるしこれは飼い猫でないといけない。これも県の補助金だったと思うのですが、その辺りを今後ペットに関してはまた広報に出していただいて飼い方の工夫もしていただきたいのと、野良猫に対する補助金は町のほうで出すようなことはできないのか。今後の予算として考えていただきたいのですが、その辺りはどうお考えかちょっとお聞かせください。

税務住民課課長補佐（宮本竜二君） お答えいたします。

現在、飼い猫の避妊とまた去勢手術に対する助成に関しましては、阿蘇地域動物愛護推進協議会の予算で行っております。ですので町の予算では実施しておりません。この阿蘇地域動物愛護推進協議会が実施しております去勢につきましては内容としまして、阿蘇地域にお住まいの方で猫を飼育しておられ阿蘇地域の開業動物院で避妊、去勢手術をお考えの方に対して行ってございまして、雌1頭につき1万円、雄1頭につき5千円が上限でございます。阿蘇管内で雌25頭、雄10頭、合計35頭に対しまして、対象は室内の飼い猫に限るというかたちになっております。それで抽せんに当たった方が去勢の手術の補助を受けられるというかたちになっております。町のほうで予算化をとということでございますのでちょっと今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

7番（松本明雄君） その方向でお願いします。非常に町なかで猫に餌を与えている方も多く見られますので、その辺はまた広報で周知徹底をしていただきたいと思います。一般質問で出るような案件でしたが出ていませぬので出る前に町のほうでそういう配慮をしたということをやりたいと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） よろしいですか。

副委員長（熊谷和昭君） 西里の多目的集会所にあるWi-Fiの使用料は取られていると思うのですが、現在つながっていないんです。ちょっとその辺の点検もされたほうが良いと思いますので、そういう点検は1年に1回ぐらいやっているのですか。

総務係長（原山慶士君） お答えいたします。

西里多目的集会所は御存じのとおり災害時の避難所にもなっておりますので避難所を開設する際にWi-Fiを利用するウェブカメラ等を利用して設置等をするものでして、その際にWi-Fiが繋がらないといったことはちょっと聞いておりませんでした。今そういったお話をいただいておりますのでせっかくですので再度避難所にもなっておりますので、そういう通信環境が正しいかどうかは確認してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） それでは、質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたしたいと思えます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松崎俊一君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました決算認定は全部終了いたしました。

よって、本日の令和6年第2回総務常任委員会を閉会いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

以上で、令和6年第2回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午前11時54分)

令和 6 年

第 2 回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 6 年 第 2 回 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和6年9月11日 午前10時00分開会 午後2時50分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	穴見まち子 児玉 智博 江藤理一郎 杉本 いよ 高村 祝次 松崎 俊一 熊谷 博行
事 務 局 職 員	長 広行 宇都宮愛子 穴見紗里奈
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について 認定第3号 令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について 認定第4号 令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和5年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、 小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計の各 決算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
文教厚生常任委員長

令和6年第2回文教厚生常任委員会座席表

令和6年9月11日(水) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

宇都宮
議会係長
(宇都宮 愛子)

穴見
議会事務局書記
(穴見 紗里奈)

松本 子ども未来係長 (松本 鷹哉)	北里 福祉係長 (北里 仁尋)	空席	空席	空席	空席
--------------------------	-----------------------	----	----	----	----

宇都宮 保育総務係長 (宇都宮 健治)	高村 福祉課課長補佐 (高村 純子)	永江 福祉課課長補佐兼 地域包括支援係長 (永江 直美)	矢羽田 介護保険係長 (矢羽田 直美)	山下 文化振興係長 (山下 弘子)	中島 学校教育係長 (中島 こず恵)
---------------------------	--------------------------	---------------------------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------------

後藤
健康支援係長
(後藤 藍)

欠席

室原 保育園園長 (室原 由美)	宮崎 福祉課長 (宮崎 智幸)	渡邊町長 (渡邊 誠次)	村上教育長 (村上 悦郎)	久野 教育委員会事務局長 (久野 由美)	後藤 教育委員会事務局次長 (後藤 栄二)
------------------------	-----------------------	-----------------	------------------	----------------------------	-----------------------------

委員
江藤 理一郎

委員
松崎 俊一

委員 杉本 いよ	議長 熊谷 博行	委員長 穴見 まち子	副委員長 児玉 智博	委員 高村 祝次
-------------	-------------	---------------	---------------	-------------

長議会事務局長
(長 広行)

議事の経過 (r. 6. 9. 11)

委員長（穴見まち子君） 定刻になりました。皆様、改めまして、おはようございます。

最近は、朝夕めっきり涼しくなってきました。そして夜は虫の鳴き声も少しずつですが聞こえています。しかし、日中はまだまだ暑い日が続いています。今月の終わりになると稲刈りとか始まりますけれども、いつまで続くか心配しています。そして今はテレビでも放映しているように米の価格が高いのにはびっくりしていますが、最終的にはどうなるかと思っているところです。そして、もう秋です。先日、小国高校では文化祭が行われていました。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和6年第2回文教厚生常任委員会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日におきましては、福祉課そして保育園、教育委員会について、委員の皆様方に御審議を賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

委員長（穴見まち子君） なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

委員長（穴見まち子君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。なお、福祉課の後藤健康支援係長は本日欠席となっております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。説明は着座にてお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。着座のまま失礼いたします。

始めに福祉課のほうから説明させていただきます。福祉課所管の歳出全体につきましては、三つの款14の目にわたって予算を執行しております。所管の歳出決算総額としましては、15億

5千543万8千411円でございます。一般会計歳出総額に占める割合としましては、20.4%となっております。なお、決算概要の説明につきましては福祉課の組織に従いまして福祉部門、保育園の順で課長補佐それから園長から説明をさせていただきます。決算書のページと前後するところもございしますが御了承いただきたいと思っております。

福祉課課長補佐（永江直美君） おはようございます。座って説明させていただきます。

福祉課福祉部門所管の説明をさせていただきます。

まずは歳出から説明いたします。

福祉部門が所管する目について報告をいたしまして概要説明とさせていただきます。

75ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。支出済額が8千637万4千149円です。社会福祉、社会福祉全般に関する費用でございます。主な支出としましては、節18負担金補助及び交付金の中の民生委員協議会補助金130万円、社会福祉協議会が行う地域福祉に関する事業に対する補助金として1千950万円を支出しております。

次に77ページをお願いします。上段、目2障害者福祉費となります。支出済額が3億578万7千518円。障害者総合支援法に基づきまして、各種の障害者福祉サービスの給付を行う支出でございます。主な支出としましては、節12委託料の中で相談支援事業委託料571万5千600円、地域活動支援センター事業委託料370万円、節19扶助費の中で更生医療給付費599万2千913円、障害福祉サービス費2億5千965万6千262円、障害児通所給付費1千689万1千602円を支出しております。

同じく77ページです。下段、目3国民年金事務費です。支出済額が150万3千288円でございます。国民年金は市町村が行う受託事務に関わる経費として支出しています。

次に79ページをお願いします。上段、目4老人福祉費です。支出済額が8千258万6千549円でございます。高齢者福祉に関する業務の支出でございます。主な支出としましては、節19扶助費の中で老人ホームの措置に関わる費用としまして、老人保護措置費5千171万1千883円です。

次に同じ79ページ中段、目5医療費一部負担金です。支出済額が3千342万7千698円でございます。こちらは節19扶助費の中で重度障害者医療費1千324万1千751円、ひとり親家庭医療費122万2千781円、子ども医療費1千854万4千706円の支出でございます。子ども医療費については、高校生まで医療費の本人負担の全部又は一部を助成する制度でございます。

続きまして、同じ79ページ下段、目6高齢者等活動支援促進施設費です。支出済額は150万1千638円で悠工房施設の維持管理に関わる費用です。

次に81ページをお願いします。上段、目7後期高齢者医療事業費です。支出済額が1億5千

114万4千555円です。こちらは後期高齢者医療の保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合へ、小国町の負担として事務費に関わる共通経費及び医療費として療養給付費を支出しています。

次にページをめくっていただきまして83ページ中段下、目10新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。支出済額が1億53万2千312円となります。主なものは、節18負担金補助及び交付金の中で、住民税非課税1世帯当たり7万円を現金給付した低所得世帯支援給付金9千960万円の支出でございます。財源は、歳入国庫補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金となります。

次に同じく、83ページ下段の目11物価高騰経済対策費です。支出済額が2千282万2千659円となります。次の86ページ上段です。主な支出は、節18負担金補助及び交付金の中で低所得者支援給付金1千890万円です。住民税均等割のみ課税される世帯に1世帯当たり10万円を給付したものでございます。子育て世帯分385万円は住民税非課税世帯及び均等割のみの家庭世帯における18歳未満以下の子供がいる世帯に対して対象児童1人当たり5万円の現金給付をしたものでございます。

続きまして同じ85ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費になります。支出済額として1億4千802万659円です。こちらは子育て支援に関する費用の支出でございます。主なものは、節7報償費の中で多子世帯出産祝金270万円、節18負担金補助及び交付金の中の子どものための教育・保育給付費4千964万854円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金380万円となります。財源は、歳入の国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金です。

次にページが飛びまして89ページをお願いします。下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費です。支出済額が5千284万1千528円です。主なものは、92ページの節12委託料の各種がん検診や国保特定健診以外の住民健診、妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用でございます。委託料総額1千670万6千210円を支出しています。また節18負担金補助及び交付金の中で各種事業に伴う負担金総額としまして198万2千690円の支出でございます。

次に93ページをお願いします。上段、目2予防費でございます。支出済額3千542万5千367円です。このうちの狂犬病予防費分を差し引いた額3千539万413円が福祉部門の支出済額となります。主なものは、節12委託料の中でインフルエンザ予防接種委託料932万576円や新型コロナウイルスワクチン接種委託料1千307万3千357円など各種の予防接種の費用となります。新型コロナウイルスワクチン接種に関わる費用については歳入の国庫負担金で接種対策費負担金それから国庫補助金の接種体制確保事業費補助金等でその全額が賄われます。

飛びまして151ページをお願いします。下段、款12諸支出金、項1特別会計繰出金、目1

繰出金です。各特別会計への繰出金になりますが福祉課福祉部門の国民健康保険特別会計繰出金 6 千 7 6 万 2 千 9 4 5 円、介護保険特別会計繰出金 1 億 5 千 1 8 3 万 6 千 4 1 6 円、後期高齢者医療特別会計繰出金 3 千 8 3 1 万 8 千 6 0 0 円を一般会計から繰り出しております。

歳出全体に関しましては、福祉課福祉部門の所管として三つの款それから 1 4 の目にわたって予算執行をしました。所管の支出済み額総額は 1 2 億 7 千 2 8 5 万 7 千 9 2 7 円となっております。

歳出についての概要は以上となります。

引き続き、歳入を目ごとに説明いたします。

決算書の中で福祉課福祉部門の所管を上げさせていただきたいと思います。

1 9 ページをお願いします。上段、款 1 2 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 1 民生費負担金のうち老人ホーム入所者負担金 4 9 8 万 1 千 6 8 9 円、学童保育負担金 9 2 万 2 千 8 0 0 円が所管になります。

次に同じく 1 9 ページ上段、目 2 衛生費負担金の養育医療保護者負担金 2 9 万 5 千 6 9 0 円が所管です。

次にページを飛びまして、2 3 ページをお願いします。上段、款 1 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金 1 億 2 千 2 9 1 万 5 千円から目 2 保険基盤安定国庫負担金、目 3 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金（過年度分） 8 3 万 3 千 9 5 4 円の全てが所管です。

同じく 2 3 ページ、目 5 未就学児均等割保険料国庫負担金 3 1 万 2 千 6 0 2 円。その下、目 6 産前産後保険料国庫負担金の産前産後保険料国庫負担金 5 千 7 1 5 円が所管となります。

次の 2 5 ページ、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金 1 4 9 万 8 千円から出産・子育て応援交付金 1 8 6 万 7 千円のうち保育対策総合支援事業補助金を除く全てが所管となります。また、その下、目 3 衛生費国庫補助金の風しん抗体検査補助金 1 7 万 8 千円から母子保健衛生費国庫補助金 3 9 万 7 千円が所管です。

2 7 ページをお願いします。中段、款 1 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金 6 千 1 9 7 万 6 千 5 0 0 円から目 2 保険基盤安定県負担金、目 3 衛生費県負担金、目 4 未就学児均等割保険料県負担金、2 9 ページをお願いします。上段、目 5 産前産後保険料県負担金の産前産後保険料県負担金の 2 千 8 5 7 円までが所管となります。その下、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金の民生委員児童委員活動助成費補助金 2 5 万円から介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 3 4 1 万円のうち地方改善事業費補助金を除く全てが所管です。その下、目 3 衛生費県補助金は、健康増進事業費補助金 5 8 万 4 千円から少子化対策総合交付金 9 万 6 千 3 0 円が所管です。

ページが飛びまして、3 7 ページをお願いします。中段、款 2 0 諸収入、項 3 貸付金元利収入、

目1 災害援護資金貸付金元利収入18万円が所管です。その下、項4 受託事業収入、目2 民生費受託事業収入の後期高齢者一体的事業委託料766万876円が所管です。その下下段、項5 雑入、目1 雑入のうち悠ゆう館施設負担収入167万8千54円、一時預り事業負担費18万1千円、次の40ページ2行目、地域生活支援事業負担収入373万7千円、少し飛びまして六つ下、高齢者等活動支援促進施設負担収入150万1千638円、さらに六つほど飛びまして、地域福祉（活動）計画推進に伴う社協負担収入67万6千500円、さらにその下、健康教室参加者負担金2千700円が所管となります。

同じく39ページ下段、目4 過年度収入の後期高齢者医療療養給付費負担金収入2千174万8千178円が福祉課福祉部門の所管でございます。

歳入の項目については以上となります。

お配りしております福祉課資料（3-1）の決算資料も併せて御覧いただきたいと思います。

以上が、福祉課福祉部門所管の一般会計決算の概要となります。

福祉課保育園長（室原由美君） おはようございます。着座にて失礼いたします。

福祉課保育園所管の説明をさせていただきます。決算書に記載はございませんが令和5年度の保育園児数につきましては、宮原保育園141名、北里保育園42名、合計で183名です。

まずは歳出から所管する目ごとに説明させていただきます。

87ページをお願いいたします。款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 保育園費です。支出済額は2億8千258万7千484円です。保育園2園の運営にかかる費用が主なものとなります。そのうち約90%が職員の人件費の支出となります。中段、節10 需用費の中の修繕費188万5千922円は、宮原保育園、北里保育園の園庭の固定遊具の塗り替え、宮原保育園固定遊具の撤去、北里保育園遊戯室LED工事などです。

次に90ページをお願いします。節17 備品購入費ですが、宮原保育園木製遊具、キーボードなどを購入しました。

次に、歳入に移らせていただきます。

19ページをお願いいたします。款12 分担金及び負担金、項2 負担金、目1 民生費負担金の保育料負担金（現年度分）1千4万2千150円と滞納繰越分19万7千300円、副食費負担金（現年度分）404万5千500円と滞納繰越分9千円となっております。

次に25ページをお願いします。国庫支出金です。款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金640万2千円のうち地域子育て支援拠点事業補助金として340万8千円が所管となります。保育対策総合支援事業補助金192万9千円は家庭支援推進保育事業分となります。

次に29ページをお願いします。県支出金です。款15 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金の多子世帯子育て支援事業交付金143万3千930円は、18歳未満の児童を扶養し

ている世帯のうち第三子以降の3歳未満児が入園している場合保育料は無償となり県が補助するものです。

37ページをお願いします。款20諸収入、項4受託事業収入、目2民生費受託事業収入の保育園受託事業収入62万3千960円は、町外に居住している世帯で保護者の勤務先や送迎時間の都合で小国町の保育園に入園している児童の受託費です。

続きまして、下段の項5雑入、目1雑入です。一時預り事業負担費18万1千円が所管です。

最後に39ページをお願いします。目2給食収入258万2千200円と1万3千800円が所管となります。

以上が、福祉課保育園所管の一般会計歳入歳出決算の概要となります。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、着座にて失礼します。

それでは、教育委員会事務局関係の歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページの総括表をお願いします。まず1ページの歳入につきましては教育委員会事務局が所管するものは、款の13使用料及び手数料、款の14国庫支出金、款の15県支出金、款の16財産収入、款の18繰入金、款の20諸収入があり、合計歳入決算額は5千319万5千806円です。

次に2ページが歳出です。教育委員会事務局が所管するものは、款の9教育費の歳出決算額3億8千361万8千498円のうち3億8千318万6千542円です。歳出総額に対し教育委員会事務局が占める割合は5%となっており、予算執行率は96.6%となっております。また対前年比は108.1%で2千800万円ほどの増となっております。主な理由といたしましては、林間広場ナイター工事により増となったものです。

次に歳出の目ごとに主なものを説明します。

125ページをお願いします。目の1教育委員会費です。こちらは教育委員会の会議など開催運営に係る経費です。教育委員会会議は6回開催しております。

次に目の2事務局費です。主なものは、教育長及び教育委員会事務局の人件費と事務費です。また127ページ上段にある18負担金補助及び交付金の中に、高校の魅力化を図り学力向上と進路目標達成を支援する小国高校支援補助金180万円を支出しております。

その下、目の3小中高連携事業推進費です。11役務費の中の検定手数料として86万6千459円を支出しています。これは学力向上に向けた取組として小・中学校の漢字検定及び英語検定そのほか中学校の対策確認テストの受講料などを助成したものです。

その下、項の2幼稚園費は私立幼稚園行事等の活動支援として補助金を支出しているものです。

その下、項の3小学校費です。小学校の児童数は基準日の令和5年5月1日で14学級257

人でした。目の1 学校管理費は小学校を管理運営していくために必要な経費で、主なものは1の報酬で学校医報酬のほか会計年度任用職員として図書事務や学習生活活動支援員などの報酬となっております。129ページの節の12委託料の中ほどにスクールバス委託料として4千706万3千999円支出しております。スクールバス利用児童は児童数の54%に当たる140人、中学生は生徒数の11%に当たる15人、小中学生合わせて155人の利用で運行日は212日でした。

131ページ、目の2教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として29万6千円。対象者は37名分で1人当たり8千円を補助しております。そのほか扶助費は就学援助を目的として支出しているもので、令和5年度は39名の児童が認定を受け対象となっています。

その下、項の4中学校費です。中学校の生徒数は基準日の5月1日時点で7学級131人でした。中学校費も小学校費と同様の支出構成となっております。目の1 学校管理費。こちらは中学校を管理運営していくための必要経費で、主なものは節の1報酬で学校医のほか図書事務や学習生活活動支援員の報酬となっております。

133ページの目の2教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として59万2千円。対象者は中学8年生37名分で1人当たり1万6千円を補助しております。そのほか扶助費は就学援助を目的として支出しているもので、令和5年度は30名の生徒が認定を受け対象となっています。

135ページ、目の3寄宿舎居住費です。寄宿舎の管理運営に係る経費を支出しております。寄宿舎設計委託料として499万4千円支出しています。令和5年度の寄宿舎入寮生徒数は、男子が7名、女子が10名の計17名でした。

その下、項の5社会教育費、目の1社会教育総務費です。主なものは、地域未来塾などの地域学校協働活動、人権子ども会学習会費用と負担金補助及び交付金として各種団体や鏡ヶ池銅鏡製作などへ補助金を支出しております。なお、令和5年度において小国町奨学金貸付金の利用者は大学生1名でした。

続いて137ページ、目の2公民館費です。公民館費は主に小国町の文化祭、二十歳のつどい及び子ども会活動支援に係る経費を支出しております。

次に目を一つ飛ばしまして139ページ、目の4文化財保護費です。小国町には現在、国指定や国登録、町指定など22件の文化財があり、希少植物が群生する流湿原などの保護や維持管理に係る経費として支出しているものです。

その下、目の5交流多目的施設費です。施設の管理運営に係る経費を支出しております。入館者数は、前年比2%減の年間5千588人です。年間利用者数は、14%増の2千598人です。また施設内の小国町図書室の貸出冊数は前年比8%増の1万1千598冊でした。

その下、目の6町民センター費です。施設の維持管理費に伴う経費です。利用者は申込みペー

スで2万8千259人で前年度と比較すると4千318人増加しております。一般の利用者は前年度の13%増の4千175人の利用となっています。

続いて141ページ、目の7坂本善三美術館費です。坂本善三美術館運営に必要な経費を支出しております。入館者は5千939人で前年度と比較すると887人増加しております。特に小国美術部と作る善三展での東京の森美術館との交流や市の原小学校、大津高校美術コース、佐賀大学生の鑑賞教室など町域を超えた活動の広がりを見せています。

143ページ、目の1保健体育総務費です。主なものは、スポーツ振興を目的として各種団体や各種大会開催経費あるいは大会出場に係る補助を行っているものです。

145ページ、目の2体育施設費です。主に林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館の維持管理に係る経費です。老朽化した林間広場のナイター照明改修として4千169万円支出しております。体育施設の年間利用者は、申込みベースで8万8千589人で前年度と比較すると3万5千475人増加しております。

その下のほうの目の3給食センター費です。小中学校及び小国支援学校の給食提供に係る経費です。令和5年度の利用者数は、職員を含め小学校285名、中学校151名、委託の小国支援学校が73名、1日520食ほど提供しており、年間稼働日数は196日で年間約9万5千食の給食を提供しました。

次に、歳入について説明します。

21ページをお願いします。中段の目の6教育使用料で教育委員会関係の施設使用料収入です。

次に25ページをお願いします。下のほうの目の7教育費国庫補助金が教育委員会事務局所管です。小中学校ともに、へき地児童生徒援助費など補助金などの収入です。

次に31ページをお願いします。教育費県補助金として四つの事業で63万5千円の収入となっております。

次に33ページをお願いします。中ほどの目の5教育費委託金、小国支援学校給食費の委託金として375万9千768円の収入となっています。

その下のほうの目の1、7番目の奨学金事業基金積立金利子収入も教育委員会事務局所管です。

次に35ページをお願いします。下のほうの目の2奨学金事業基金繰入金54万円を奨学金のため一般会計へ充当しております。

次に37ページ、目の2奨学金貸付金の償還金。

下のほうの目の1雑入の中で上から3番目にあります中学校寄宿舎宿泊負担費、20番目にありますミュージアムショップ売上、一つ飛んでスポーツ振興くじ助成金、三行飛んで著作権使用料が教育委員会事務局所管の収入です。スポーツ振興くじ助成金1千600万円は林間広場ナイター照明改修工事に充当しております。

次の目の2給食収入の学校給食収入としまして、滞納分も含め2千412万3千737円の収

入となっています。

項の5雑入の中に収入未済額が給食費で2万4千円発生しておりますが、令和6年8月末時点で滞納は解消しております。

以上、教育委員会事務局所管、一般会計決算の説明を終わります。なお、令和5年度の決算主要施策成果報告書及び教育委員会事務局資料(2)決算資料を配付しておりますので審議の御参考にしていただきたいと思います。

以上です。

委員長(穴見まち子君) それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。なお、委員の皆様には事前に配付しております歳出費目別分掌事務一覧両面カラーコピーのピンク色の部分が本委員会の所管となっておりますので参考にしたいと思います。

歳出。75ページ。

副委員長(児玉智博君) 一番下の子ども食堂活動支援事業補助金というので「和やか」というのが交付先になっていますけれども、その「和やか」というのが初めて聞くのでどういう組織なのかというのと。15万円ということですが何回開催されて、また何人参加されているのかを教えてください。

福祉係長(北里仁尋君) 事業所「和やか」ですけれども予算のときにもお話しさせていただいたのですけれども、事業所としては任意組織の団体になります。開催につきましては月2回の24回。参加者としましては1回20名の参加。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 1回20名の参加ということは要はもう上限を20名というふうに決めてしまっていて、もうそれ以上入れないというような状況になっているということですか。

福祉係長(北里仁尋君) すみません。20名程度というところで正確な数字20名きっちりということではないです。

以上です。

副委員長(児玉智博君) 補助金ということなので委託とかそういうものではないから、だからその事業実績報告もそこまできちんとしたものを求めているということなのではないでしょうか。大体20人ぐらいが参加して年間24回開催すれば15万円ではとても足りないから、ほかにもいろんな方法で集められているからほんの一部でしかないのかなとは思いますが、もうちょっとしっかりと何人来たかぐらい把握するべきではないかと思いますがどうですか。

福祉係長(北里仁尋君) 申し訳ございません。確かに何名参加というのは把握すべき事項だと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 76ページ、社会福祉協議会補助金（福祉推進員分）。昔の民生委員の補助で福祉協力員というのを社協に投げたのだと思いますが。言い方悪いですか。昔、地域から数名が民生委員さんと連絡取ってしていたのですが、今も福祉推進員さんは地元の方なのか。社協の職員が民生委員さんと連携をとっているのかちょっと教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） この福祉推進員につきましては、地域のところにおよそ約1名ずつ今全員で47名登録されております。民生委員との協力体制というよりも地域の困り事を福祉推進員の方が直接お手伝い等をして解決するようなものになっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 福祉推進員さんが町に問題点を申し上げてくるというような体制をとっているのですか。

福祉係長（北里仁尋君） 福祉推進員は社会福祉協議会からの任命になっておりますので直接町のほうに福祉推進員として意見、困り事等を話しに来ることはありません。生活の困り事の中での解決を福祉推進員さんのほうにさせていただいて、介護保険であるとか生活であるとかの困り事については民生委員さんにつなぐこともあります。民生委員さんのほうから町につながってくることもあります。

以上です。

3番（高村祝次君） 下のほうに社会福祉協議会補助金1千950万円ありますけれども、交付の目的を見ますと内容が余り分かりませんのでどういうことに経緯として出しているのか。どういうことをやっているのか。

福祉係長（北里仁尋君） この補助金につきましては社会福祉協議会の福祉部門の活動事業についての補助金となっております。中身としましては、心配事相談や生活困窮者の相談事業、高齢者のサロン活動や民生委員協議会の事務局などを行っていただいております。

以上です。

3番（高村祝次君） いろいろ社協のほうでやっていると思いますけれども、この中身を明確にどの部分が幾らかかっているということを明確に出してください。ではないと一般的にもう団体補助金というのは打ち切ってしまうとちゃんと事業目的がないと町の補助金出していないのに社協だけを漠然と出している感じです。目的はちゃんとどういうことに幾らと明確に出してください。今、答えきれないなら後からその明細を出してください。

福祉課長（宮崎智幸君） 今の質問についてちょっとお答えさせていただきます。度々この社会福祉協議会の補助金1千950万円については、どういったものかということであったり今言われたような内容についての御質問が度々あっております。そういう中で前回のときにもちょっとお話しさせていただきましたけど本来町のほうでも担うべき部分を社会福祉協議会のほうにお願いして事業を行っていただいているということで、主にその地域福祉に係る部分の社会福祉協議会

の職員の人件費部分を補助させていただいているというような状況になっております。その中で各種の事業を行っておりますけど今現在そういった事業ごとに幾らかかってとかいう部分をしっかりうちのほうも出していただいて、その積み上げが1千950万円ということで今そういった社会福祉協議会とはそういった打合せ、協議をさせていただいております。令和5年度の実績もそういうかたちで出していただいているのですが、さらに詳細に今後来年度予算も含めて事業ごとに金額をきちっと出すようにということで今の協議を進めているような状況です。

以上です。

3番（高村祝次君） もう何回か質問された方がいると思いますけれども、明確にどういうことに幾らかかってというのを項目ごとに。全然分からないですよ。漠然と1千950万円。結局役場の職員で手が回らないから社協に委託しております。だから1千950万円です。そういうお金の出し方ではなくて何の部門に幾ら、何の部門に幾らということを明確に出せばもう何回も質問する者はいないわけです。出さないから質問する。よろしくお願いします。

福祉課長（宮崎智幸君） 今言われた部分については、事業項目ごとに日数であったり、そこにかかった人数辺りを整理するように今協議を行っておりますので、そういうかたちで行っていきたいというふうに思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） ちょっと今のやりとりを聞いていて要は地域福祉事業に係る経費であると。またそれに人件費相当額が1千950万円というわけでしょう。この地域福祉事業の。実際小国町社会福祉協議会で地域福祉部門に従事されている職員あるいはパートタイムなんかでやられている人ももしかしたらいるのかもしれないですけども何名いらっしゃいますか。

福祉係長（北里仁尋君） 社会福祉協議会の地域福祉部門に関わる職員数は正規職員が3名と小国町会計年度任用職員が3名いらっしゃいます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） その中には事務局長も入っているのですか。

福祉係長（北里仁尋君） 今の人数に事務局長は含まれていません。

副委員長（児玉智博君） もう1点。先ほどの子ども食堂の活動支援事業補助金なんですけど、この社会福祉協議会から補助金が出ていたりしますか。

福祉係長（北里仁尋君） 直接、小国町社会福祉協議会からこの和やかというところには出ていないかと思います。

委員長（穴見まち子君） 75から79、82ページまで。

副委員長（児玉智博君） 77ページの備考の一番上に障害者相談員報償金というのがありますけれども、2万4千円ということでこれだけ見ると安いと思うので多分常勤でこういうことをされている方への報償金ではないかと思うんですけど、こういったものなのか。また相談の回数な

どが分かれば説明を願います。

福祉係長（北里仁尋君） 障害者相談員報酬につきましては、小国町身体障害者相談員及び知的障害者相談員設置要綱に基づいて2万4千円というのは支給しております。相談員の方2名いらっしゃいまして1名は役場職員等で担っておりますので1名に対しての支出。役場職員としてはこの報酬が出ておりませんので1名の支出をしております。主に隣保館でおもちゃ図書館ミルクを行っていただいております。自主的に行っていただいているものになるのですがけれども、そちらでの開催がおおよそ月2回。令和5年度は20回。参加としては延べ275名の参加がっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） パラソルセンターでそういうおもちゃの何かをやっている方ということですけど、そのおもちゃ何とかに対する報償金なんですか。日常的に障害者の人とかその家族が困り事があってその人に相談に来たりしてそれを随時受け付けるとかそういうのではないということなのでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） おもちゃ図書館ミルクの事業に対しての支出ではなくて、あくまでも個人に対しての支出。その個人が任意でこのおもちゃ図書館ミルクというのを開催していただいて、そういった障害がある方の家族とかの相談を受けていただいているということになります。

以上です。はい

副委員長（児玉智博君） つまりおもちゃ図書館ミルクというのを月2回するから、そのときに来た人が相談をそのときにするだけなのですか。そうではなく私が聞いているのは実際この報償金を受け取っている方が大体何回ぐらい障害者とかその御家族の方の相談に乗っているのですかというのを知りたいので、それ以外の月2回のとき以外も何か受け付けているのであればそういった実績をちょっと教えてもらえますか。

福祉課長（宮崎智幸君） この相談員については基本的にはどこでも相談が受けられるということで、一応広報で「この方が相談員ですよ」ということで広報させていただいております。ですのでいつでもその方を訪ねて行けば相談が受けられるような体制にはなっています。毎月相談の実績辺りも上げていただいているのですが、先ほど係長が言ったようにおもちゃ図書館での相談辺りが多い。自宅のほうに行つて相談されることはなかなか少ない。というのは今そういった相談員のところにわざわざ行くというよりももう庁舎のほうでほとんどの相談についてはいつでも乗れる体制は整えておりますので、そういう意味では相談件数としては少ないのかなというふうに思っております。ただやっぱり役場に来て相談したくないとか、まずそういう身近な人とかそういうところで相談したいという方がおられると思いますのでそういうために一応体制としては整えております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは、休憩いたします。10分後、11時10分をお願いいたします。

（午前11時01分）

委員長（穴見まち子君） それでは、始めます。

（午前11時11分）

委員長（穴見まち子君） 82ページまで。

次は90ページまで何かありますでしょうか。

副委員長（児玉智博君） まだ77ページの障害者福祉費なのですが、日中一時支援事業とか相談支援事業委託料とかいろいろありますけれども、まずこの移動支援事業と日中一時支援事業それから相談支援事業の利用実績がどうなっているのか。また何人の方がそれを利用されているかをそれぞれ教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） お答えします。

移動支援事業につきましては、登録人数が2名で延べ利用回数が34回。日中一時支援につきましては、利用人数のほうが8名で延べ利用回数として424回。相談支援事業につきましては、事前の登録等ありませんので延べ人数だけ申し上げますと260名です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） その相談支援事業というので260名ということでしたが、支払われている額は571万5千600円です。その一方で先ほどの障害者相談員報償金というのがあるわけですが、この二つが並んで存在する意味が分からないこともないんですけど500万円もこっちに出していればわずか2万4千円ですが、町が一本化しないで相談窓口が要は役場もあるのでしょうかだから三つあるような感じではないですかね。それぞれの連携とか窓口はいろいろ選択肢があってそれは多ければ多いほどもしかしたらいいのかもしれないですけども、そういうのがどういうふうな役割分担とか連携の在り方というのを考えられているのか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） まず相談支援事業の内容についてなんですけれども障害者と障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方たちの相談に応じて必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うことです。障害者の方が自立した日常生活を送るために社会生活を行うことができるようにすることを目的とした事業となっております。相談内容としましては、福祉サービス関係、健康医療、不安の解消、情緒支援等を行っております。委託費につきましては、相談支援事業費以前は県のほうで行っていたのですけれどもそちらのほうで月額で47万6千300円の12か月のところの根拠としております。先ほどの役割分担というところにはなってくると思うのですけれども、役場のほうはサービスの認定等も行っておりますし直接困り事になってきた場合は認定等を行いながらサービスを提供できるような体制づくりだったり、社会福祉協議会のほうに委託

をしているのですけれどもそちらのほうであれば本当の困り事の相談。サービス等までいかないけれども日常的な困り事の相談ができるものなのかなというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 分かったような分からないような感じですけど。もう次、別のことで。

巡回支援専門員整備事業委託料ということで、これやまなみ会に出されております。この調書では「保育所への巡回支援の実施、障がい児に関する総合的な相談や関係機関との連携・調整及びネットワークの構築」ということです。まず質疑として保育所への巡回支援というので、どこかの保育所に何回巡回してもらったのかを教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） お答えします。

巡回のほうで、宮原保育園が6回、北里保育園が4回、小国幼稚園が4回、カンガルーのぼっけが2回、小国学童クラブが2回、計18回行っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） その対象となる障がい児が今、何人利用されているのですか。

福祉係長（北里仁尋君） こちらにつきましては障がい児の対象に巡回支援ということではなくて、保育園の先生たちに向けて困り事が多い子供たちに対して「どう接していったらいいのか」であったり、クラスの活動について「もっとこうしたほうがいいのか」というふうなアドバイスをするものになります。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 80から90ページまで。今は78ページだったのですが一応82から91ページ。

3番（高村祝次君） 80ページの老人クラブ補助とありますけれども、何団体に出されているのか。

福祉係長（北里仁尋君） 老人クラブ補助につきましては24クラブ。会員数としましては1千290名に補助金として出しております。

以上です。

3番（高村祝次君） 最近、農家の方は死ぬまで現役ということで老人会に入らない。私も入っていませんけれども会費だけ納めております。老人クラブが大体もうどこも会員がいなくて運営ができないというような話を聞きます。確かに老人クラブは町道の花植えとか前は品評会をやっておりましたけど今やっているか分かりませんが。確かに男性の農家の方はほとんど現役で後継者不足で農業に従事しておりますけれども、女性の方が花植えやらやっているというのがほとんどの部落ではないかなあというふうに思っております。花植えすることが生きがいではあるわけです。たまに花の手入れで夕方でも朝でも涼しいうちに集まってやろうかというようなことでやっておりますけれども、役場をやめたサラリーマンの人は活動されていると思いますけど

実際はもうほとんどの老人というのは農家の方や年金生活者の方、野菜作ったり現役で働いているのが現状ではないか。そこ辺りもよく調べて今老人クラブに出すお金はどういうところに出したらいいかという再度来年度予算で検討してもらいたいと思います。仕事をするにしてもお互いが野菜を作ってでき具合とかそれでも生きがい対策ですから、そういう家庭菜園を作って直販所に出したらそれも生きがいですからそういうところも私はお金を出すべきではないかなというふうに思っております。肥料等が高騰しておりますので「もう肥料が高いから、もう野菜作りをやめた」ということではなくて、この老人クラブを通じて野菜作りとか花植えとかをするならその辺に目を向けてもらいたいという思いがしております。是非、来年度予算には検討してもらいたいと思います。ただ漠然とスポーツするだけにお金を出すとかいうことではなくて、生きがい対策で環境美化とかいうこともしっかりお金を出してもらいたいと思います。削るなという意味ではなく生きがい対策でやれるところにしっかりやってくださいということです。

福祉係長（北里仁尋君） 人数が少なくて敬老会が維持できないというのは確かに耳にするところではあります。生きがい対策のほうも環境美化、清掃活動であったり花植え活動であったり体を動かすこと、今議員が言われたように野菜作りであったりとかそういったことも生きがいづくりにはなってくると思いますので、そういったところを鑑みながら補助金についてはいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 80ページまでですけど。

副委員長（児玉智博君） 扶助費の老人保護措置費ですが、これは何名の方が。そして町内と町外の方が何人ずつ今いらっしゃるか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 老人保護措置費ですが、現在19名の方が入所されております。町内、悠和の里のほうに12名、町外、5施設に7名が入所しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 町内の悠和の里が12名ということでしたが、大体何人この悠和の里には入れるようになっていて、町内の方以外の入所者は何人いるか分かりますか。

福祉係長（北里仁尋君） 悠和の里のほうの定員は30名となっております。今現在入所が29名だったかと思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 80ページから90ページまでいいですか。ありませんか。90ページまで。

副委員長（児玉智博君） 87ページ、保育園費の職員給とか人件費の部分についてですが、それぞれの施設ごとの職員の内訳を教えてください。

福祉課保育園長（室原由美君） 現在の職員数をお知らせします。宮原保育園が正規職員が19名、

会計年度任用職員が7名、地域おこし協力隊が1名、給食の職員が3名です。今30名宮原保育園には職員がおります。それから北里保育園のほうは正規職員が4名、会計年度職員が4名と給食職員が1名です。

副委員長（児玉智博君） 地域おこし協力隊の方は今何年目になりますか。

福祉課保育園長（室原由美君） 3年目になります。

副委員長（児玉智博君） ということは最後の年ですよ。その後はどうされるのですか。3年目ということは令和5年度この会計の年度ではなくて今の令和6年度が最後ですよ。また地域おこし協力隊で足りない分を補っていくのか。それとも会計年度任用職員とか。会計年度任用職員が安定しているわけでもないけれども、そちらにして3年で終わりではないようにしていくのか教えてください。

福祉課長（宮崎智幸君） 保育園の職員の配置というか地域おこし協力隊の方については今後どうするかという部分も含めて話は本人さんとも行っております。それから正職員それから会計年度任用職員の人数というのはやっぱり保育園の園児の人数とかクラス数によっても変わってきますので、そこはもう年度当初のうちからいろいろと来年度に向けての検討というのは行っているような状況です。こういった職員の雇用関係に関するところは早め早めに人数であったりとかいう部分については対応を行っていているところがございます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） そして90ページに駐車場借上料というのが54万円あります。職員用の駐車場を2か所借りている状況だと思いますが、本会議で監査委員にもちょっと聞いたのですがこれはもう宮原保育園が今の場所にできてから多分ずっと借りているのだと思うのですが、その時々で地価というのが変わってくると思います。課税標準額がどうなっているかというのはちょっとそこまでは分かりませんが、昔よりも今の地価のほうが随分安くなっているのではないかと思います。この料金の見直しなんかは多分貸主さんのほうからは言わないと思うのです。借主である町のほうから交渉なんかはされたことはありますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 駐車場借上料につきましては今議員が言われたように地価の変動というのは実際あってはおりますが、具体的にこの駐車場の場所辺りで考えてみますと恐らく小国町でいきますと国道沿いであったりとかそういった部分についてはかなり変動というのは実際のところ実情としてあっていると思います。ところが保育園の近辺であったりそういった部分についての地下変動というのはさほどあっていないというふうに私はちょっと認識しております。そういったことで当初契約時点から毎年価格の交渉をするかというところと現在のところそういった交渉は行っていないというのが現状です。

副委員長（児玉智博君） さほどあっていないということはあっているということですか。具体的に答弁するのであればその路線価格なんかは幾らかというのをきちんと調べた上で言っているの

ですか。それとも御自身の感想で言われても困るのですけど。

福祉課長（宮崎智幸君） 町が借り上げた土地が路線価として上がっている場所ではないということ踏まえて、一般的にはそうではないかということで申し上げさせていただきました。もちろん数字をしっかりと出せということであればそこは今日はその数字は持ち合わせていないのでということでお答えさせていただきたいというふうに思います。

議長（熊谷博行君） 先日も聞いたので税務住民課の所管のところでしたが、人権政策費です。今日もまた同じような文言がありますのでお尋ねいたします。熊本県就学前人権教育研究会のこれは負担金だから昨日の分の負担金だと思います。もう1回この熊本県就学前人権教育研究協議会の説明を求めます。小国町でもいいです。82ページの下のほうの小国町が熊本県になって小国町でもかまわないです。会長は保育園長だと昨日聞きましたので今日は頑張ってしっかり私が理解できるように説明してください。

福祉課保育園長（室原由美君） 答えさせていただきます。

就学前の人権教育研究協議会については、部落の子がいるからとかいないからとかではなくて社会に差別があるから幼児期に感性が身につくのならば幼児期に差別を許さない感性を身につける教育をする。これが同和教育ではないかと思います。部落の子がいるから同和保育をやるのではないのです。部落の子がいないから同和教育しなくていいということだったら、障害者がいないから障害児保育をやる必要がないということになります。ですので心豊かな子供が育っていくからあらゆる差別を許さない同和教育、保育をやっつけていかなければならないということで、熊本県では昔は24市町村が参加して協議会がありました。今は全部の市町村が参加するべきではないかということで3年ぐらい前から24市町村ではなく全町村の協議会になっております。そこに負担金として3万円納めることになりなっております。その3万円の負担金を納めることでいろいろな人権教育などの研修会に参加したり、今はその協議会の役員として北里保育園からも役員が出ておりますので、子供たちの人権感覚を養うために参加しております。とても必要な人権教育に関する協議会ですので3万円の負担金を納めております。

以上です。

議長（熊谷博行君） そのいきさつはよろしいですが、もう所管が違いますがざっくり聞きます。

小国町就学前人権教育研究協議会というのはどういう活動をしていますか。

以上です。

福祉課保育園長（室原由美君） 小国町の就学前人権教育研究協議会についての質問でよろしいでしょうか。

議長（熊谷博行君） お願いします。

福祉課保育園長（室原由美君） 小国町就学前人権教育研究協議会は1975年。

議長（熊谷博行君） ざっくりでいいです。

福祉課保育園長（室原由美君） 活動としては会長は園長ということで保育園、幼稚園、支部、町民課、教育委員会、宮原小学校の校長などで小国町の就学前教育を底上げしていくために学習会や研修に行ったりするような計画をしております。

以上です。

福祉課長（宮崎智幸君） この就学前人権教育研究協議会につきましては、今言ったように組織としては保育園、幼稚園それから小学校、中学校それから解放同盟の支部の方が構成メンバーとなって、今言われたように就学前要は小学校に入る前の子供さんたちにそういった教育を行うために今言ったメンバーの人たちがしっかり学習を行うというような活動を行っている。そのためにいろんな研修に講師を招いて勉強会を行ったりとかいう活動を行っている組織であります。

以上です。

議長（熊谷博行君） そういう答弁が欲しかったのでございました。

副委員長（児玉智博君） 就学前の人権教育だからあくまで子供に対してどういう人権教育をしているのかというのを説明してもらわないと。3万円と10万円それぞれ出ていますけどそれがどういうかたちで子供たちに還元されているのですか。私は蓬莱保育園でしたけどもう子供の頃から記憶もあやふやなのかもしれないけれども、人権教育を受けたというような記憶はございません。その当時はまだそういう組織がなかったのかもしれないけれども、そういう就学前の人権教育がなかったからこんな人間になったのかもしれないですけどね。もうちょっとそれあったらましな人間だったのかもしれないけれども。それは分かりませんが。だから聞きたいのはどういう人権教育を子供にしているのですか。

福祉課保育園長（室原由美君） 多分皆様が思うような例えば小学校、中学校でちゃんとカリキュラムが組まれての人権教育というものではありません。保育園では毎日の日常の生活の中で例えば一つのけんかがあったり友達とのやりとりの中で相手の気持ちを考えたり自分だったらどうするかということを考えたり、きつい思いをしている子がいるのではないかとということに気づけたりそういうことを一つ一つ大切にしております。保育士も例えば昔は給食とか一つとっても食べてしまうまでは頑張らせるとかそういう教育保育をされている時代もありましたけれども、今はいろんな子供たちの状況に合わせて食べれるものを。例えばキュウリが難しいんですという子が自分でキュウリが苦手だということを言えることを大事にしたり、言えたらそれを減らして食べれるものを準備してあげたり話せばちょっと長くなるのですけれども、一つ一つ丁寧な保育を行っているつもりです。

以上です。

副委員長（児玉智博君） すみません。全然分らないです。その説明だと。

だから嫌いなものを言えたら減らすではなくてその辺は言えなくても察するのが保育士なのではないのかなというような気がします。カリキュラムがあるわけではない。では、おもちゃの

取り合いのけんかがありました。それが就学前の人権教育があるならどういう対応になるのですか。それがなかったらどういう対応になってしまうのですか。

福祉課保育園長（室原由美君） まず給食のことなのですから、もちろん「この子はこれが嫌いだ」ということは保育所は把握しております。でも自分のことが言えるようになるということがすごく大事ですのでそれを言えることも大切にしております。

それからもし人権教育というものがなければ人権保育というものがなければ先ほど伝えたことが全部真逆になると思います。傷ついた人をそのままにしておいたり。小さいときからの積み重ねですからけんかをしたときにどうするかというのはその年齢によって違いますけれども。例えば0歳児とか1歳児でしたらおもちゃの取り合いでお互いの言い分を間に入れて「貸してほしいんだよ」とか「貸してあげられるかな」とかそういうふうに入ると思います。ただ年長児などのけんかになりましたらどういう思いだったのかということをお互いに聞いて、けんかになったことをちゃんとお互いに理解させるような。もし人権教育がなければそこまで深く子供たちに思いを持って接することがなかったのではないかと。私は人権教育をしてきてよかったなという部分がありますので、子供たちは人権教育の中で人権保育の中で育っているので今本当に温かい子供たちが育っているように思います。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 86ページ、児童福祉総務費。委託料の一時預かり事業委託料。町民の方からいい声を聞いたのでちょっと詳しく聞きたいのですが。何歳ぐらいを預かっているのか。あとは曜日、時間、利用者数など分かればお願いします。幼稚園の話ですかね。桐原学園って書いてある。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 一時預かり事業についてですけれども、こちらは3歳以上教育1号認定になります。そちらを受けている子がほかの保育認定2号や3号の子よりも預かる時間が短いために延長の部分というかそこで一時預かり事業というものをやるということなので、曜日としては月曜から金曜まで毎日のように使っていらっしゃる。利用している人数は9人です。あとは。

1番（江藤理一郎君） 時間とあと年代が何歳。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 3、4、5歳。

1番（江藤理一郎君） 5歳まで。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 時間は3時から6時までです。

1番（江藤理一郎君） 3時から6時はいい。はい、分かりました。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。90ページまでいいです。

1番（江藤理一郎君） 財源の内訳なんですけど66%という特定財源はどの財源から来ているのですか。一時預かり事業。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 財源は、国が2分の1を出して県が4分の1、町が4分の1というところになっております。

1番（江藤理一郎君） はい、分かりました。

委員長（穴見まち子君） ほかに。

副委員長（児玉智博君） どのページというわけではないんですけど、以前、病児保育を小国公立病院でということがあったのですが、それは今どうなっているのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 病児保育についてはちょうどコロナ禍のときに制度設計までを行いました、具体的に病児保育を受けていただける病院ということで小国公立病院を想定して協議を進めておりました。その中でコロナ禍ということもあってなかなか体制の整備が整わないということでもちょっと断念したというような状況であります。去年今年とその部分についての話というのは少しさせていただいておりますが、これについては引き続き検討してできるような体制を整えたいとは考えております。ただコロナ禍も明けたところでニーズとかそういった部分も再度調査する必要もありますし、受入れ側の体制の協議辺りも必要かというふうに思っておりますのでそこは継続協議ということで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは、94ページ。

副委員長（児玉智博君） その計画としてニーズ調査を来年行うとかそういう具体的なのがあるのですか。実際なかなか私はこれは慎重に進めていったほうがいいのかというような気もしているのですが。

福祉課長（宮崎智幸君） 現段階では受入れの体制のほうがどうなのかという部分をしっかり協議を進めるのが先ではないかと思っております。ニーズ関係については一度そういった調査辺りは行っておりますので。ただこれ病児なので結局子供さんがどれだけいつ病気するかというのは分からないですし、その時々でいろんな病気がどれだけ流行っているかということによっても変わってきますので季節とかそういった部分でも変わってきますので、まずはちょっと体制の部分の協議のほうを先に継続してやっていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは、94ページまでありますか。

1番（江藤理一郎君） 92ページ中段の保健衛生総務費、委託料。子宮ガンからそれぞれずっと委託料ありますけれども、受診率はどのように推移推移していますか。

福祉課課長補佐（高村純子君） がん検診の受診率についてお答えします。まず令和5年度の受診率についてそれぞれ報告します。がん検診を報告していきます。胃ガン検診の受診率が10.7%、肺ガン検診が21.1%、大腸ガン検診が17.8%、子宮ガン検診が18.9%、乳ガン検診が23.1%となっております。経年の推移でいきますと徐々に受診率は下がってきている

ような状況です。要因としては、人口減少もありますし住民さん自体の高齢化もあると思います。また対象者の人数は全ての人口を対象者にしておりますが、その中で若い世代は社会保険の加入者も多くいらっしゃると思います。社会保険であれば職域でのがん検診も受診の機会がありますが、町では把握することができておりませんのでこのような受診率になっております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 受診率が下がっているということでしたので、今後受診率を上げる取組などは何か検討されていますか。

福祉課課長補佐（高村純子君） 特定健診も同じなんですけれども一番受けていただく70歳75歳の方がどんどん後期高齢入りして受けられなくなっていったりしますが、若い世代をどのように取り込むかが一番の課題かと思えます。本町ではまず40歳のスタートの方たちには全てのがん検診、特定健診、総合健診を無料で受けられるような取組をしております。また申込方法をいろんな方面で申し込めるようにQRコードからの読み申込みだったりインターネットからあとは電話、ファクス、メールいろんな手段で申し込めるような体制をとっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） ちょっと関連してなのですが、胃ガンはバリウムを飲むもので、大腸ガンはカメラを入れるのですか。肺ガンはX線だけですか。

福祉課課長補佐（高村純子君） 町で行っている胃ガン検診はバリウムを飲んでX線撮影。肺ガン検診もX線撮影です。大腸ガン検診になりますと検便の検査になりまして陽性であった方は医療機関などに行っていただいて大腸カメラをしていただくような流れになっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 肺ガンのX線というのは特殊な撮影方法をするのですか。特定健診にX線はないですか。追加。40歳以上ではないですね。

福祉課課長補佐（高村純子君） 特定健診には肺のレントゲン撮影は入っていないので、ガン検診で受けていただくようなかたちになっています。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。92ページ、94ページ。

これで休憩となります。12時になります。昼は1時からよろしくお願いします。

（午前11時58分）

委員長（穴見まち子君） それでは、123ページから始めたいと思います。

（午後1時00分）

子ども未来係長（松本鷹哉君） 午前中に一時預かり事業の委託料の説明をしましたが、誤りがありましたので訂正させてください。負担割合を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1と回答していましたが、正しくは国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1です。申し訳ございませんでした。

委員長（穴見まち子君） それでは、123ページから137ページまで終わりたいと思います。
長いですけど。124、126ページまで。126ページまで何かないですか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 127から128ページ。

副委員長（児玉智博君） 小国高校支援補助金。上から二つ目。これの支出に関して就学支援事業ということで新入生の入学金補助それから新入生教科書購入補助ということで音楽と書道の教材費また県外出身者については通学費を補助していると思います。学力向上に対しては英語検定やビジネス文書、実務検定、漢字検定の補助それから課外費も補助しているのかと思います。このお金の流れを見てみますと、例えば音楽と書道の教材費補助の場合は新年度に音楽以外のそのほかの教科書と一緒に一括で購入したものに対して、後から学校から生徒一人一人に6千円が補助されるというやり方になっています。ですからこの補助金の相手としては小国高校の魅力化と永遠の発展の会というふうになっていますけれども、しかし就学支援事業費とか課外費などについては事実上補助の相手は生徒あるいは保護者であって、実態としてそういう生徒、保護者に対する受領委任払の補助金というふうになっているのが実態ではないかと思いますがいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい、そのようになっております。

副委員長（児玉智博君） もう1点伺います。広報活動事業ということで看板作成費。看板といっても横断幕と言ったほうがいいのかも。横断幕のようなものも含まれると思いますが全国大会の部活関係であったりとかあるいは進路先なんかの広報ということで、看板や横断幕がかなりの数作成されて学校の周りフェンスなどにも張られております。私は小国高校出身ではなくて翔陽高校出身ですので翔陽高校も負けないぐらいいろんな横断幕等が張り出されていて卒業生の菊池小牧さんという方がパリオリンピックのフェンシング女子フルーレ団体に銅メダルを獲得されたというので、まずオリンピック出場が決まったときに1回出してメダルを獲得してまた学校に同じぐらいの大きさの横断幕を出しました。大津町役場にも同じものを二つ作って大津町役場にも貼り出したのですけれどもそれは別に大津町はお金出していません。別に町民でもなく彼女は熊本市民ですから。何が聞きたいかといいますと小国高校以外でそういう横断幕を立地している自治体の公費で作成して張り出しているところがあるのですか。翔陽高校の場合はオリンピックのものは同窓会がやりましたけど、あるいは育友会とかが出すわけです。一々そういうものに公費を使っているところがほかにあるのか把握されているのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

全ての高校を把握しているわけではありませんが、小国高校と同じように魅力化の会があるような矢部高校とか水俣高校辺りはそういう補助をしていると聞いたことがあります。

副委員長（児玉智博君） 体験入学の配布費用も入っていますのであれなんですけど広報活動費と

しては66万6千500円。当初予算よりも9万6千500円増額した分が割当てられているのです。それは一部そういうのを補助するのは理解できるのですが、そういう横断幕、看板は一切この両町の補助金からしか出されていないというのも非常に違和感を覚えるのです。育友会とかもあるわけですからあるいは学校の予算であったりそういう同窓会組織なんかも出す中で、その中の幾つかを足りないから町の予算を出すというのであれば分かるのですが。中学生が全国大会に出て役場の前なんか横断幕が出ることもありますけどそこまで町が予算出したことはないでしょう。なのに何でこの小国高校については全額この町の補助金でそういう広報するのかというのは非常に違和感があるわけですが、ほかにももうちょっと直接子供のためになるような66万円もあればもっとほかのことができると思うのですが、なぜそういうのを認めているのですか。教育委員会事務局長（久野由美君） 看板によってPRできていると理解しております。

副委員長（児玉智博君） PRできていないなんて言ってないではないですか。PRするにしても何で全部町におんぶにだっこというのか町にお金を求めるのですか。小国町だけではなくていろいろな関係する育友会、保護者とか同窓生とかそういう人たちもお金を出していれば分かるのだけど、小国町と南小国町が金を出してくれるから取りあえず看板も全部町に出してもらおうというような感じがするわけです。そうではなくてもっとほかの人も出してくださいよと。オリンピックの菊池小牧さんのときは「同窓会から出してもらえませんか」という話があったから「それは同窓会で出しましょう」、「頑張っているから」というので気持ちよく出したわけです。けどそういうことを小国高校はやってないわけでしょう。それはおかしいのではないですかというのを言うのです。仮にどこも「いや、そういうのはうちはお金出せないよ」と例えば同窓会とか育友会が言った場合は「そこも出せないよ」というような横断幕を町がお金を出す必要があるのかということだと思のです。PRも大事ですけどだけれども学校が選ばれる理由というのはそれだけではないと思います。幾ら表面の学校の周りだけにぎやかに横断幕をしたところで一番大事なのは中身ではないですか。その中身をよくするために魅力化するためにどうこの予算を使ってもらおうかということを考えるべきではないと思うのですが、PRできてないとは言っていないですから。何でほかの組織なりほかの人たちは横断幕を1枚も出さずに町のお金だけで出しているのですか。教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

この魅力化の会の予算案などにつきましては総会の中で決まっております、そこで協議してそこで決めて補助金の申請もいただいているところです。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。130ページまで。

副委員長（児玉智博君） これは小学校費ですけど、ついでに中学校のほうも教えていただければと思うのですが。今小国小学校と小国高校の教員の定数がどれだけで実際に配置されている方が県費と町費でそれぞれ何人ずつに教員の数になるのかということをお説明願えればと思います。

学校教育係長（中島こず恵君） 着座にてお答えいたします。

まず教員の人数を申し上げます。令和5年度で小国小学校が37名、中学校が24名となっております。

副委員長（児玉智博君） 定数がですか。

学校教育係長（中島こず恵君） はい、実際の人数です。

副委員長（児玉智博君） 定数がどうなっているのかというのと、その37名と24名というのは講師の人はその中に何人いるのでしょうか。

学校教育係長（中島こず恵君） まず講師の先生は小学校から申し上げます。今の人数には講師の先生も入っております。小学校のほうは6名が町費の非常勤の職員となっております。1名が学校の業務支援員となっております。1名がALTの先生となっております。中学校が非常勤の講師が2名と講師が1名です。町の学習支援員と生活支援員の先生が3名で教員業務支援員が1名です。そうとなっております。申し訳ございません。定数は後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

副委員長（児玉智博君） はい。今さっき言った全部で37名といったのは中学校のほうですか。

委員長（穴見まち子君） 小学校。

副委員長（児玉智博君） 24名の内訳で非常勤の講師2名ともう1人プラス常勤の講師が1名。学習支援員とかが3人。1名は。

委員長（穴見まち子君） ALT。

副委員長（児玉智博君） ALTですか。分かりました。

議長（熊谷博行君） スクールバスについてお聞きします。スクールバスの委託料金の推移を教えてください。令和3年、4年でよろしいです。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） バスの種類ごとにお答えをさせていただきます。

議長（熊谷博行君） 全部でいいよ。全部で4千何万円でもいいです。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 全部はちょっと集計をしないと出ませんので。

議長（熊谷博行君） よろしいです。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 29人乗りの5台分で令和4年から今契約しております、これが2千821万5千円です。平成31年から令和3年度までの契約です。これが2千757万7千円です。その前平成29年から平成30年が2千737万8千円です。

議長（熊谷博行君） 令和5年は幾らですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 令和5年は2千821万5千円です。

議長（熊谷博行君） 令和5年ですよ。令和4年ですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 令和4年です。令和4年から同じ金額となっております。3年契約になっています。

議長（熊谷博行君） 契約の方法を教えてください。入札なのか随意なのか教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 今の契約は随意契約になっております。令和4年度から3年間の契約で令和3年度に見積徴収を行いまして開札を行っております。

議長（熊谷博行君） 決算資料を見ると丸善タクシー、津埜運送となっておりますが、次の更新時期にはまたこの2社が随意契約をするということによろしいですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 小国町内に本社を有する事業所というところで、これに小国タクシーさんも含めてこれは前回はそうでしたけれども3社に見積りを依頼しております。

議長（熊谷博行君） バスを所持していて契約なのか。所持してなくて契約したから買うのか。今小国タクシーさんバスなんかありませんよ。近頃なんかありそうな感じがするけど。来年に参入するという考えなのか。そのときには入札にするのかどうするのか教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） バスを持っている持っていないというところまではちょっとですね。もちろんバスの条件というのがございます。何人乗りとか。そういったものありますけれども。自動ドアを設置しているとかがありますけれども、あくまで3社見積りをした中で最低価格の業者に対して落札するというかたちにしております。

議長（熊谷博行君） 3社見積りをするわけでしょう。随意契約ではなくて。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 見積徴収になりますので随意契約という契約になるということになります。入札ではございません。入札は一般競争入札と指名競争入札でございまして紙面で見積りを徴収したのものについては随意契約というかたちになります。

委員長（穴見まち子君） 135ページまで。

副委員長（児玉智博君） 修学旅行費補助金について134ページに出ておりますが、これは行き先と1人1万6千円という説明がありましたけれども自己負担がそれぞれ幾らになったのかを教えてください。

学校教育係長（中島こず恵君） はい、お答えいたします。

行き先は沖縄県のほうに旅行に行っております。自己負担金を申し上げます。1人当たり7万6千350円となっております1万6千円を引きましたら6万350円になります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 修学旅行費の補助金というのは要するに1万6千円が上限ですよということになっているのですか。物価高騰等で今後まだ高く10万円ぐらいかかるようなことにもなることもあるかもしれませんが、そうなった場合もう1万6千円というふうになるのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 令和5年度の予算では1人1万6千円ということで上げさせていただきますので1万6千円上限です。

副委員長（児玉智博君） 要綱か何かがあってそこに上限が1万6千円とかいうふうになっている

ということですか。今の言い方だと令和5年度予算では1万6千円だからもう1万6千円が上限ですという話なら、例えば令和7年度は2万円が上限にしたから2万円上限ですということになるのですか。その辺がどういうところで1万6千円というのが決まっているのかを。何か要綱に書いてあるとかそういうことなのかちょっと説明いただきたい。それと例えば中学校から熊本市の私立中学校にちょっとスポーツ関係で行きましたとかちょっと前は玖珠なんかにもサッカーをするためにももちろん小国の家から玖珠の中学校に行っているような人もいましたが、そういう人は対象になるのでしょうか。もう随分前の話ですけど小国町は全額修学旅行を町負担というので全国にも先駆けた歴史があるところですが、文献なんか読んでみますともうそれは小国の子供はみんな平等だからと。町外の中学校に通う子供にも同じように教科書代と修学旅行費は補助を出していたというすばらしい歴史があるわけですけど今どうなっていますか。

学校教育係長（中島こず恵君） 令和5年度に関しましては今児玉議員がおっしゃったような生徒さんがおりませんので支給はしておりません。ただそういった生徒さんがいらした年度とかには今手元に補助金等の要綱等がございますので申し訳ございませんけど戻りましてまたちょっと確認をさせていただきたいと思います。ただ1万6千円限度の修学旅行費の補助金は令和5年度は対象者はおりませんでしたけれども、また就学援助費関係とかには区域外の生徒さんもいらっしゃいましてそのような方にはもちろん小国町のほうから補助は出ております。この修学旅行の補助金とはちょっと違いますけれども、また戻りまして後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 134から136、138ページ。

1番（江藤理一郎君） 137ページ、公民館費、負担金補助及び交付金ですけども、小国町子ども会育成連絡協議会補助金ですけど子ども会についてお尋ねしたいと思います。今現在子ども会は何団体ぐらいあるのでしょうか。そしてその団体にどのくらい補助をしているのでしょうか。教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 町内の子ども会の団体数ですけども、小学校の統廃合のときに子ども会を設立しておりまして旧学校単位というところでありまして宮原だけございません。西里、北里が一つの団体になっておりますので現在4団体ございます。令和5年度の実績としましては、黒淵それから西北の団体が活動しております。下城それから上田の団体につきましては活動実績がございませんので補助金は出しておりません。補助金につきましては令和5年度につきましては子供1人当たり500円の単価で支出しております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） もともとが統廃合に伴うところで旧小学校区に子供の活動をいろいろやってもらいたいということでやった事業だと思うのですが、私も西北子ども会の役員をもう二、三年やらせていただいているのですがなかなか活動自体が難しくなってきました。保護者も

役員会やるにしてもなかなか集まらないという状況もありますし、西北は保護者、子供たちがまだいるのですけど黒淵のほうはもっと少ない状況になっていて、黒淵子ども会はいろいろやるにしても準備とかいろんなものが大変になってきているのではないかなと思われまます。ですので近い将来こういった子ども会というのは宮原がなぜないのかちょっと理由が後でお答えできればお願いしたいんですけども、全体的にまとめていくような活動をやっていくか若しくは先ほど同僚議員が老人クラブについて野菜を育てたりとかそういうお話もされましたが老人クラブの活動として、一つこういう子ども会の運営とか子供たちの見守りとかというのも含めて検討するのはいかがかなと思っておりますけれども、その辺りお答えできたら答えられる範囲でお願いします。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 議員の言われたとおり少子化の影響もありまたそれに賛同する保護者の数も減ってきているのは事実かと思えます。コロナ禍もあって2団体はちょっと活動が今年度も動いていないような状況であります。以前、教育委員会主催で「おぐにっ子」という組織を教育委員会が主催しております、そのときはキャンプであったりとかそういったものを教育委員会で主催してしております。現在、青少年育成連絡協議会のほうで木育とかキャンプとか防災教育の活動辺りは子ども会みたいな活動として実施しております。そういった御要望があれば今後検討していく必要があるかと思えます。

1番（江藤理一郎君） 宮原の件は分かりませんよね。宮原に子ども会がないというのは。あともう一つが思い出しました。こういった案件に関しては実際は役場は補助金を出しているだけです。主催団体ではないかなと思えます。こういったことはどこで検討されてどういうふうに進めるべきでしょうか。子ども会を何かまとめるようなところはあるのですか。子ども会をまとめて話し合いができる。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） まず一つ宮原がないことについてはちょっと私も把握はしておりません。こういった子ども会の活動を検討する場としては、この補助金を支出しております子ども会の育成連絡協議会というものに各単組子ども会の代表の方には来ていただいております。それから現在会員としてPTAの会長さん、それから社会教育委員さんとかこういった方に入っていただいて協議をしているところになります。

委員長（穴見まち子君） 142ページまで。次に144、148。146から148ページ。

議長（熊谷博行君） 林間広場のナイターが多分半分終わっていると思います。時期はいつぐらいを予定しているのかを説明をお願いします。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 今回スポーツ振興くじ助成金1千600万円を受けまして4千万円程度の工事を行いました。実際半分ですが残りまた4千万円程度の工事分が残っているのですけれどもなかなか補助金がありません。このスポーツ振興くじにつきましては一度同じ施設で同じ工事というところで交付金を受けると3年間この交付金の申請ができないものとなっておりますので、今のところはできれば補助金、交付金をもらいたいと町は思っております。

で令和9年度に残りの分を計画したいとは考えております。

1番（江藤理一郎君） 143ページ、保健体育総務費です。報償費で中学校社会体育指導者謝礼それから負担金補助及び交付金で小学校社会体育助成金があります。現在、社会体育の中で指導者が足りていないそのクラブというのでしょうかはどのくらいありますか。全部が足りているのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） まず報償費のほうの中学校社会体育指導者謝礼につきましては、中学校部活の外部指導者に対しての謝礼となっております。外部指導者につきましては今、全部活はおりません。5競技、8人に対して謝礼を支出しております。顧問としては学校の先生もしておりますのでここについては指導者不足というところはないかと思っております。中学校です。それから補助金のほうにございます小学校社会体育助成金につきましては、この助成金はまず加入費、参加費が掛かりますのでこれに対して保護者に補助するものでございます。ここにつきましてはバドミントン、バレーボールそれから屋外種目、バスケットの4競技がございまして、現在、本年度令和6年度からですけれどもバドミントンのほうが指導者が今おりません。3種目で活動を行っているところでございます。

1番（江藤理一郎君） ではバドミントンは今後どのような。今はやっていないということですが、どういふふうにやっていくことにしようとしているのか。それと小学校の社会体育の同じようにこの指導者謝礼というのはちなみにどこに計上されているのか教えてください。

教育長（村上悦郎君） 私からは小学校バドミントン社会体育の指導者というのはバドミントン協会さん辺りにお聞きしまして「協力できる方があれば」というところで、子供たちにも「指導する人が見つければ始めるよ」というようなところですが、なかなか時間的なところで難しいのかな。中学校のほうはテニス部が今年度からは社会人の人も何人か手伝ってくれるというようなことになりました。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） もう一つの質問の謝礼はどこから支払っているのかというところで、こちらの活動につきましてはゆうあい倶楽部のほうに委託とか補助をしている部分の中で謝礼を払っていただいております。

委員長（穴見まち子君） 146、148ページここまでです。いいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長（穴見まち子君） 一般会計の歳出が終了いたしました。質疑漏れはありませんか。

副委員長（児玉智博君） ちょっと最後に一応確認で90ページの保育園費の中にある就学前の人權教育研究協議会とあと138ページの同和教育連絡協議会負担金等々ございますが、これは要は会員になるのは保育園だったりとか学校とかあるいは職場は民間なので別として、町に関係あるところでは保育園、学校というかたちになるのでしょうか。それとも保育士、教員の先生方が個人で加入するかたちになるのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） まず90ページの熊本県就学前人権教育研究協議会につきましては、小国町の保育園というかたちで会員となっております。

以上です。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 教育委員会のほうは、小国郷、小国地区でよろしいですか。

副委員長（児玉智博君） はい。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 小国郷人権教育研究協議会につきましては、小国町と南小国町の教育関係者それから行政関係者それから女性会とかPTA会長さんとかそういった方に構成メンバーとして入っていただいております。

副委員長（児玉智博君） 学校の先生が個人で。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） いいえ、個人でなくて充て職というかたちで入っていただいております。

それから小国地区人権教育推進協議会につきましては、こちらも小国郷の住民と勤めている在勤者。こちらも任意で加入していただいております。

副委員長（児玉智博君） 保育園のほうは町として入っているということでしたので。ただ何か研修があるときなんかは誰かが行かないといけなくなると思うのです。そういった場合は「私は行きたくないです」という人は無理やり遮二無二でも行かなければならないというものではないですよ。学校の先生なんかが行かれる場合もあるのですけれども、あくまでもそれは個人の自由な意思で参加しているということですよ。いやいや行っているような状況はありませんね。

福祉課長（宮崎智幸君） 就学前の人権教育研究協議会につきましては、もちろん組織の会員は小国町保育園ということですが当然研修等あればその町保育園の代表というかたちで職員が参加をするということになりますので、その時々誰が行くかという部分につきましてはそのときに対応をそれぞれしているような状況です。

以上です。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 教育委員会のほうの小国郷人権教育研究協議会につきましては、事務局は小国町の教育委員会が行っております。こちらの講演会辺りにつきましては学校を午前中授業にしたりして先生方全員が参加できるように、それから町民については放送辺りで参加を呼びかけているところです。それから小国地区人権教育推進協議会につきましては、参加については任意で参加することになっております。

副委員長（児玉智博君） 最後にしますけど、こういう組織の活動があることによって要するに拘束される時間というのが個々人で変わってくると思うのですが多い人であれば発表しないといけな。発表の準備のために通常の業務が終わった後、暗くなってからも教室、職員室に電気をつけて仕事ではないから残業代も先生たちは給特法があるから基本残業代はないと思うのですが、保育士の先生でも残業代も出るか出ないかわかりませんが、要は負担となっているのを時

間に換算すると年間で多い人では大体どのぐらい拘束されるのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 人権関係者こういった協議会が主催する研修会ですとかいろんな会議がありますけど、あくまで職員が小国町の代表として出席する分につきましては職務として行っていただいておりますので、当然その中で講演の依頼等があるために資料を作成したりとかいう部分についても一業務というふうに捉えて仕事の一つとしてやってもらっていますので、その部分が極端に時間外になったりとかそういうことはないような体制を保育園のほうでとっていただいております。

以上です。

学校教育係長（中島こず恵君） 先ほどの修学旅行の補助の限度額の件ですけれども、小学校が8千円、中学校が1万6千円が上限になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 要綱か何かで決まっているのですか。

学校教育係長（中島こず恵君） こちらのほうは手元にこちらの資料として上限を記入しているものがありますので監査の資料と出してですね。内規で決まっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは、歳出が終わりましたので歳入にいきたいと思っております。

ページ数は19ページです。20ページ。21から22ページまで。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

21ページの教育使用料の学校教職員住宅使用料ですが、学校教職員の方の住宅がどのくらいあってそのうちどのくらい使われていますか。

学校教育係長（中島こず恵君） 令和5年度で申し上げます。教職員住宅の管理条例によりまして教職員住宅は現在8戸あります。令和5年度は関田が4戸入居がありました。もう一つ広瀬住宅がありますけれども昨年浄化槽の水漏れが原因で浄化槽を止めております。そのことによって今現在広瀬の住宅が4戸あるのですけれども今現在ちょっと使用できない状況になっております。令和5年の3月に浄化槽のひび割れが分かりまして教職員住宅のアンケート等を取りまして、その後町長のほうとも協議をいたしまして、教職員住宅の今現在の広瀬住宅のほうはリフォームや改修の予定は当面ないというところで、今現在は関田住宅だけを利用している状況です。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 全部で8戸ある。そのうち4戸のうち四つは関田に入っていて、あと残り四つの広瀬は四つあるけど入れられない。

副委員長（児玉智博君） 広瀬はどんどん古くなっていっていますのでリフォームなんかはしない浄化槽もやり替えないというのであればどうするのですか。解体して駐車場か何かにするのですか。

町長（渡邊誠次君） 教職員住宅につきましてはもう皆さん御存じのとおりと思いますが、数年前から検討させてもらっております。その中で早急に建て直すとかリフォームをするという話ではありませんので少し検討を重ねているところがございますけれども、それにしても有利な補助金、起債等々をしっかりと使わせていただきながらどのようにするのか。更地にするのか町の人たちに貸し出すのかいろいろと検討ありますけど、教職員住宅というくくりが今現時点ではありますのでその部分をしっかり検討材料の中に入れてさせていただいて、ただ教職員住宅に関しましてはこれ以上増やさない方向では町のほうは考えたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 教職員住宅は設置義務か何かあるですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 設置義務についてはありません。小国町はへき地といまして準へき地の学校に指定されておりますので、そういった学校については国から建築に対して補助が出るという制度がございます。

副委員長（児玉智博君） 基本的に帯田の住宅みたいに単独住宅として一般の人に開放するのか。それか崩してしまうのかどっちかだと思いますが、別に検討は必要でしょうけどいつまでもいつまでも検討していくならどんどん朽ち果てていくだけで、最近草だけはざっと切っているような感じでしたけど。中の空気の入替えもしているのかなというような感じです。多分カーテンもないから中が見えるような状態で日も入るなら中の壁、畳もどんどん傷むのは当たり前ですので、大体いつぐらいまでに結論が出ますか。

町長（渡邊誠次君） 検討を重ねているというところでまだめどが立っているわけではありませんのでこの場で何年ぐらいにというふうには言えませんけれども、しっかりその部分に関しましては私も考えておりますのでお話し暮らし住宅に使うとかいろいろ検討を重ねている途中でございますのでその部分ではどの方法がいいのか。また気運といいますかそのタイミングというのも非常に大事なところというふうに思いますし、今のところ現状もう早急に使わなければいけないというところではありませんので少しお時間をいただければというふうに思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 次に24ページまで。

では26ページ。30ページ。ないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 次が32、34ページ。38ページ。

副委員長（児玉智博君） 災害援護資金貸付金元利収入ですが、今現在貸付けされている件数とそれがいつの災害に対しての貸付けかを御説明いただけますか。

福祉課課長補佐（高村純子君） 現在対象者は2名になっております。平成5年の貸付けになります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 平成5年というとな何の災害ですか。大分昔ですけど。

福祉課長（宮崎智幸君） 平成5年は6月の梅雨前線豪雨災害です。杖立で大きな災害が出た年です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） これは当初の計画からもうこんな2024年ぐらいまで返す計画で貸付けられたものなのでしょうか。

福祉課課長補佐（高村純子君） 現在対象者が2人いらっしゃると言いましたが、当初350万円の貸付けに利息が付いて389万3千750円それぞれ貸付けされております。平成22年度には町から県への定期償還が完了して以降町の債権となり現在に至っておりますが、度々過去の履歴を見ますと納付誓約書を書いていただいて納付の金額を交渉しながら償還していただいている状況ですが、現在お一人の方が218万5千910円、2万円ずつ償還していただく予定になっておまして、もう1名の方が140万2千900円残っておりまして、この方は毎月1万円ずつ納付予定がありますのでその都度納付相談を行っている状況です。

委員長（穴見まち子君） 40ページまでです。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） それでは、一般会計の歳入が終了いたしました。

質疑漏れはありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は反対の立場から討論をしたいと思います。

人権同和関係の団体に対して教職員や保育士の方々が参加をするというので、保育園のほうははっきりと職務命令として参加しなければならないような状況があつて、一方、学校の先生たちは授業時間を短縮しても全員参加させているという状況が明らかになりました。通常業務で特に教員の多忙というので今教職員を目指す若者自体が本当に少なくなっていて今熊本県の教員採用の年齢は59歳。もう1年しか働けないけれどもでもそういう人まで募集しなければなかなか成り手がいないというような状況にもなっております。保育士にしても命を扱う仕事で大変な決して楽な仕事ではないという状況で、そういう大変な仕事を抱える中でわざわざ余計な仕事を増やすようなことはしなくても良いのではなかろうかというふうに感じたところであります。

もう1点述べておきますと、小国高校支援補助金の広報費としての横断幕の在り方についてです。横断幕だけではありませんけれども当初予算を上回る66万円の決算が出ておりますが、学

校の魅力化これを考えていく中で本当に公費を使って成果を出す結果を出すという意味において、横断幕とというやり方が果たして適当なのかという気もしております。加えて就学援助費、教材費あるいは検定受験料、通学費補助という部分が出されておりますが、はっきりとそれは受領委任払いの生徒あるいは保護者への補助金であるというそういう実情として実態としてそうになっているというのは事務局もお認めになりました。そうであれば同じ小国町の高校生であって保護者は小国町に毎日小国町にいてその家から町外のあるいは熊本市内の学校に通わせている親が大体半分いるわけです。同じ小国町の高校生、小国町の保護者の子供が通う学校によって受けられる補助金が変わってくる。これは明らかに本法の下の平等、教育の機会均等に反しているのではないかとそう感じざるを得ません。これは憲法の解釈の話になってしまいますがやっぱりそういう大事な部分で疑念がある以上、この決算に賛成することはできませんので私としては反対いたします。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

委員長（穴見まち子君） 暫時休憩いたします。あとは15分からお願いいたします。

（午後2時05分）

委員長（穴見まち子君） それでは、始めたいと思います。

（午後2時15分）

委員長（穴見まち子君） 次に、日程第2号、認定第3号、認定第4号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、9日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。併せて資料などがあれば配付をお願いします。

福祉課長（宮崎智幸君） 福祉課のほうで三つの特別会計を所管しておりますので先般の本会議で概要説明をさせていただいておりますので、本日は決算の額についてのみ報告をさせて説明に代えたいと思います。

始めに、国保特別会計の決算でございます。

特別会計決算書2ページ、3ページをお願いいたします。3ページです。3ページ歳出総額は10億7千975万3千751円となります。対前年度比で2千626万7千990円、2.5%の増となっています。

2ページの歳入につきましては、総額は10億8千613万2千283円となります。対前年度比で1千194万3千972円、1.1%の増となります。

続きまして、介護保険特別会計決算でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。歳出総額は10億1千984万8千675円となります。対前年度比で1千27万7千8円、1%の減となっております。

30ページの歳入につきましては、総額は11億9千174万7千750円となります。対前年度比で1千847万2千739円、1.6%の増となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

決算書の56ページ57ページをお願いいたします。57ページでございます。歳出総額は1億3千381万9千569円となります。対前年度比466万6千453円、3.6%の増となっております。

56ページの歳入です。総額は1億3千431万4千283円となりまして、対前年度比で468万7千586円、3.6%の増となります。

以上、福祉課所管の三つの特別会計の決算でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。
委員長（穴見まち子君） これより認定第2号から認定第4号について質疑に入ります。なお特別会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

副委員長（児玉智博君） まず被保険者のことについて伺います。国民健康保険の被保険者の年齢別の被保険者数がどうなっているか5歳刻みぐらいでお願いします。

福祉課課長補佐（高村純子君） 被保険者数について5歳刻みでお答えします。0歳から4歳が37名、5歳から9歳が47名、10歳から14歳が41名、15歳から19歳が51名、20歳から24歳が56名、25歳から29歳が38名、30歳から34歳が37名、35歳から39歳が69名、40歳から44歳が67名、45歳から49歳が87名、50歳から54歳が100名、55歳から59歳が115名、60歳から64歳が163名、65歳から69歳が335名、70歳から74歳が519名、合計1千762名です。

副委員長（児玉智博君） それでは、所得段階別での被保険者。これ世帯で大丈夫ですけれどもどのような状況になっているのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 申し訳ございませんが、所得段階別の人数は今手元に資料がございません。

副委員長（児玉智博君） それでは、続いて介護保険についてですけれども、まず介護保険料の段階別の人数がどうなっているのか御説明をお願いします。

福祉課課長補佐（永江直美君） 所得段階に応じた人数を説明いたします。1段階が491名、2段階が407名、3段階が264名、4段階が299名、5段階が441名、6段階が442名、7段階が307名、8段階が114名、9段階が109名となっております。

副委員長（児玉智博君） 分かりました。ちなみに今の認定者は令和5年度決算段階では介護保険の要介護認定を受けている人たちの段階はどういうふうに分布していますか。

福祉課課長補佐（永江直美君） 令和5年度の認定者総数でよろしいでしょうか。要支援1が35名、要支援2が50名、要介護1が133名、要介護2が116名、要介護3が93名、要介護4が73名、要介護5が28名、合計528名となっております。

副委員長（児玉智博君） 大体この一番若い人で介護認定を受けている方だと何歳からいらっしゃいますか。

福祉課課長補佐（永江直美君） 若い方となりますと第2号の被保険者になりますけど、40から64歳で介護保険認定を受けて受給されている方が5名いらっしゃいます。

副委員長（児玉智博君） はい、分かりました。

次に後期高齢者医療保険ですけれども、被保険者の状況でこれは大体所得別のはこっちも分からないですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 細かい所得別については今手元にありませんが、それと関連する部分で1割負担それから2割負担、3割負担の人数はございますので今の質問のかわりにその人数をお答えさせていただきます。1割負担の方が1千395名それから2割負担の方が154名、3割負担現役並みの所得の方が71名というふうな内訳になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 分かりました。ではこれは全体で聞きますけれども要するに保険税保険料の滞納されている方がどれぐらいいて、またそのために滞納処分を受けた方がどれだけ令和5年度はいらっしゃったのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） それぞれの保険料の納付の状況ということと滞納処分の状況ということの質問だと思います。

まず国民健康保険税につきましては、現年度分でいきますと収納率が95.4%となっております。収入未済、滞納分の件数としまして454件、793万4千392円という数字となっております。この中で御存じだと思いますけど法律に定められたいろんな手続の経過を経た後に最終的には差押えということになります。その件数につきましては令和5年度は差押えの件数としましては28件、金額にしまして63万1千905円ということになっております。もちろんこの差押えの部分についてはそれまでの再三にわたる交渉であったりいろんな過程を踏んだ上で、最終的に生活の部分に影響を与えないような部分ということで給与等の差押え等は行わずに預金がある方のみの差押えということで聞いております。国民健康保険については以上です。

それから次が介護保険の状況は担当係長のほうから説明いたします。

介護保険係長（矢羽田直美君） 介護保険の滞納状況です。収納率が98.7、滞納人数が42人です。先ほど課長が言われたのですけれども介護保険としては未納者に対しては電話での納付のお願いと資格取得の通知と一緒に口座振替のお願いをしています。徴収係と連携して納付のお願いを実施しております。

以上です。

福祉課長（宮崎智幸君） あと一つ後期高齢者医療の保険料についてですが、収納率につきましては全体でいきますと99.4%になっております。滞納分ということで現年分に限って件数を申し上げますと41件の37万7千200円となります。この部分の滞納に対する対応につきましては今介護保険の係長が申し上げた内容と同じ内容となります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 介護保険と後期高齢者医療保険については要するに収納のお願いをするだけで差押え等もう行わないようにしているということですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 少し前置きの部分で申し上げますと介護保険それから後期高齢者医療につきましては年金だけで生活されている高齢者の方が非常に多いという部分もありまして、毎月納付されていない場合には電話による催告という部分を主として行っております。今回令和5年度につきましては差押えの実績はございませんが徴収係とも連携をしながらそこはほかの税金関係とかも含めて連携をとりながら交渉は行っているような状況にあります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それでは最後に、滞納により短期証あるいは資格証は今出してないかもしれないですけど、その件数がどうなっているか教えてください。

福祉課長（宮崎智幸君） 国民健康保険につきましては短期証を実際発行しております。すみませんがその人数を手元に持ち合わせておりません。それから後期高齢者医療保険につきましては、短期証というのはもう今実際発行しておりません。それから今後の部分については先日の本会議でも申し上げましたようにこれからの少し検討課題でもあるというふうには思っていますが、短期証というかたちでの制度というのはなくなりますので本会議でも申し上げましたように本人さんたちが病院受診のときに困らないようになるように今後検討してその部分はしっかり決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 今答えられなかった分は後からで結構ですので教えていただければと思います。そのときにこれ全部この令和5年度の実績で教えてもらうように。令和5年度時点です。だから令和6年度の今の数が入っていたり令和5年度の数だったりするとごちゃごちゃしますので、全部令和5年度時点の数を後ほど教えていただければと思います。

委員長（穴見まち子君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 最後にそれぞれの特別会計について、質疑漏れはございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、認定第2号 令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、国民健康保険特別会計の決算について、反対の立場から討論を行います。

非常に高い国民健康保険税ですが、しかしこの収納率が95.4%ということで非常に皆さん苦勞しながらも何とか現年分を支払い続けているということが分かりました。そうした中で滞納に至った件数が454件で合わせて793万円ということでありましたが、それはやむにやまれない事情で滞納されたのではないかというふうに思います。そうした中で28件、63万円です。大体滞納額の1割に満たないぐらいの額でありますけれどもそういう差押えが行われてしまったというのは非常に残念であるというふうに思います。令和5年度の国民健康保険税ですが、物価高騰の最中に税の値上げというものが行われました。当時を振り返ってみますと国民健康保険運営協議会でも被保険者代表委員の方から「この時期に改定しなければならぬのでしょうか」とそういう懸念の声が出されました。令和5年度の改定ですが、例えば世帯所得300万円の40代夫婦と就学児2人の家族に当てはめると2万3千300円の増税というふうになりました。国民健康保険の被保険者は自営業や非正規雇用あるいは無職の方々などです。会社員だった人でも失業してしまえば被用者保険の資格を失いますので国民健康保険に加入しなければならないというような状況になるわけです。健康保険では最後の国民の健康を一番縁の下で支えているこの制度にあって物価高騰の最中にこういう保険税の値上げが行われたというのは非常に残念なことでありますし、6月議会なんかでも指摘をしましたように国民健康保険特有の均等割という仕組み。就学前の子供については半額が国庫負担というふうになっておりますが、小学校に入学してよいよ子供にお金がかかる時期になればこれがまともに支払わなければならないような状況になるわけです。例えば児童手当、子ども手当が毎月1万円ずつ支給されていたとしても実にその子供の均等割だけで3分の1が消えてしまうというような状況にもなるわけです。私はこれは最悪の少子化促進割であると言わなければならないと思います。ですからまずは均等割自体をなくしていくというのが大事ですが、まずは子供の均等割、未成年の均等割をゼロにしていくということなどで負担をなるべく減らしていかなければこれはもう少子高齢化をとめることもできないとい

うふうに思いますので、そうした高過ぎる国民健康保険税に抗議の声を上げる意味を込めましてこの決算にも反対するものであります。

委員長（穴見まち子君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） では続いて、認定第3号 令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 介護保険特別会計の決算についても反対の立場から討論を行います。

収納率98.7%ということでこれはもう非常に高いですけどもこの第1号被保険者というのは基本、年金から天引きをされますので98.7という高い収納率が維持されているものと思います。しかし、そうした中で滞納が発生してしまうというのはなぜかといえば、それはもう間違いなく低年金で特別徴収ができないような人たちが多いのではないかと思います。65歳になったばかりで十分な年金があるけれどもなったばかりのころに払い忘れというものもあるのかもしれませんが、多くは低年金を理由に滞納してしまう。42人の人たちというのはそういう人ではないかと想像をするわけでありまして。小国町の場合は介護保険料の段階を令和5年度は9段階ということでより低年金、低所得の人に配慮している部分もあるのは認めるわけでありましてけれども、やはり制度発足以来、介護保険というのは改定のたびに見てみますと制度発足のときよりもかなり高くなっています。しかし年金というのは十分デフレのときにはむしろ下げられてきていましたし、今物価が高騰しておりますけれどもなかなかその物価にも追いつかないというような状況があるわけです。介護保険もより抜本的に引下げが必要だというふうに思いますので、この会計決算にも反対するものです。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） それでは続いて、認定第4号 令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 後期高齢者医療特別会計の決算についても反対の意見を述べさせていただきます。

収納率は介護保険よりもより高い99.4%ということでありましたが、これも基本的に低年金から保険料というのが特別徴収される仕組みになっておりますので、なかなか逃げられないような状況が75歳以上の方にもあります。そういう中で本当にこの41件の現年度分が滞納されて37万円だという説明がありましたけれども、本当に払えなくて滞納にやむを得なくいたってしまう人が小国町にもいるということだと思います。説明ではなかなか所得段階ではまだ今のところ説明いただけませんでしたけれども自己負担割合で説明をいただきました。1割負担が1千395人と圧倒的でありまして。低所得者が多くそういう中で国や県の財政措置が不十分であれば

今後も保険料は上昇することが避けられないのではないかと思います。これは令和5年度の決算でありますけれどもおとしの10月から被保険者の病院窓口の医療費負担の2倍化が実施されました。私も町民の方からいろんな御意見が当時届きました。今も届きます。例えば世帯で窓口負担の2倍化というと合計の年収が320万円以上で課税所得は28万円以上の方が今までは1割負担でよかったのが2割になるということです。しかし、保険料はそれぞれ夫婦で支払っているのに世帯になると例えば奥さんであったら窓口の負担が2割負担になってしまう。保険料は別々に支払っているのに実際医療費の窓口負担は2割に別の人格者である奥さんもになってしまうという、それも矛盾しているのではないかという御意見が寄せられているところであります。この制度自体に問題がもともとあった後期高齢者医療制度。これがますますこの矛盾が深まってきているのではないかというふうに思います。年齢でもう75歳になればまだ現役で勤め人をされている方もいらっしゃると思います。特に介護の職場なんか女性が多いですけれども「やめてもらったら困る」と施設に請われて働いている人もいらっしゃるわけです。そういう人たちも75歳という年齢だけで被用者保険には入れてもらえなくなって後期高齢者医療保険というふうになってしまっているわけでありまして。そういう様々な矛盾を抱えたこの制度。せめてもとの老人保健制度ですかねそれにまずは少なくとも戻すことが必要であるということを訴えまして討論を終わります。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思っております。

認定第2号 令和5年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第2号は認定すべきとされました。

次に、認定第3号 令和5年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第3号は認定すべきとされました。

次に、認定第4号 令和5年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第4号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました決算認定は、全部終了いたしました。

よって、本日の令和6年第2回文教厚生常任委員会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長（穴見まち子君） 異議なしと認めます。

以上で、令和6年第2回文教厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時50分)

令和6年

第2回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 6 年 第 2 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和6年9月12日 午前10時00分開会 午後2時43分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	高村 祝次 松本 明雄 杉本 いよ 児玉 智博 熊谷 和昭 久野 達也 熊谷 博行
事 務 局 職 員	長 広行 宇都宮愛子 穴見紗里奈
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第5号 令和5年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算 認定について 認定第6号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について 認定第7号 令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決 算の認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和5年度の小国町一般会計、小国町簡易水道特別会計、小国 町農業集落排水事業特別会計、小国町水道事業会計の各決算に ついて、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
産業常任委員長

令和6年第2回産業常任委員会座席表

令和6年9月12日(木) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

宇都宮
議会係長
(宇都宮 愛子)

穴見
議会事務局書記
(穴見 紗理奈)

波多野 農業委員会係長 (波多野 裕)	竹崎 農政係長 (竹崎 祐貴)	坂田 林政係長 (坂田 尚昭)	空席	空席	空席
---------------------------	-----------------------	-----------------------	----	----	----

長谷部 産業課課長補佐 (長谷部 公博)	新家 商工観光係長 (新家 龍太郎)	北里 柴三郎プロジェクト係長 (北里 宏葵)	空席	大蔵 農林土木係長 (大蔵 将充)	秋吉 公共建設係長 (秋吉 康成)
----------------------------	--------------------------	------------------------------	----	-------------------------	-------------------------

秋吉
公共建設係長
(秋吉 康成)

午後から出席

森 産業課課長補佐 (森 恵美)	穴井 産業課長 (穴井 徹)	渡邊町長 (渡邊 誠次)		小野 建設課課長 (小野 昌伸)	谷口 建設課審議員 (谷口 正浩)
------------------------	----------------------	-----------------	--	------------------------	-------------------------

委員
杉本 いよ

委員
久野 達也

委員 児玉 智博	議長 熊谷 博行	委員長 高村 祝次	副委員長 松本 明雄	委員 熊谷 和昭
-------------	-------------	--------------	---------------	-------------

長議会事務局長
(長 広行)

議事の経過 (r. 6. 9. 12)

委員長（高村祝次君） おはようございます。

それでは、令和6年第2回産業常任委員会を行います。

今年は梅雨が上がって高温が続いておりますけれども、昨日は日田市では37度というような高温になったそうです。非常に今、日本中話題になっておりますけれども米不足というようなことで騒がれておりますし、農水省も備蓄米は放出しないというようなことで言っておられますけれども、JA阿蘇管内の新米の値段も出ました。小国はアキゲシキが大体60%から70%を栽培されておりますけれども、普通米で1万9千920円です。特裁米というのは農協の栽培基準に合ったやり方でされた米がそれから600円高ということで、昨年よりも仮渡金が8千40円上がっております。コシヒカリについてはもう少し高いと思います。これは概算払いですので来年再来年に精算がされますのでここから何百円かまた上がるというようなことになっております。しかし、政府は米は品不足にならないというようなことを言っておりますけれども、私の考えでは恐らくまた来年の今頃は必ず米不足になってくるというふうに思っております。というのも植えた面積は昨年と今年は変わりませんので、むしろ耕作放棄地とか増えておりますので水田面積は減っているというような状況の中に、「米は新米が出てくるから不足しない」というようなことを言われておりますけれども、恐らく今年いっぱい来年の今頃までは続くのではなかろうかというふうに思っております。これはマスコミに言わせれば米が上がったと騒ぎます。農産物が上がれば野菜でも高くなったと言いますが安いときのことは全く言いませんけれども、やはりこれが高くなったのではなくて当たり前の値段であって消費者にいくときは恐らく3万円ぐらいになるのではないかなというふうに思います。というのも後継者不足と米の今までの単価の安さで農家のやる気を失ったというのが一番の課題ではないかなというふうに思っておりますけれども、本日は自民党の総理大臣候補が10名か11名立候補されますけど中には自民党票の多い農村部に向かって稲を刈ってみたり農業の第一次産業に力を入れなとかいろいろ言われておりますけれども、これは私は6月議会でも言いますが、第一次産業が過疎地においてはしっかり経営をやっていかなければ少子化対策もできないという考えを持っております。本日は建設課も所管でございますけれども小国町の建設業におかれましては災害のあった仕事が今年は残り少なくなってきて仕事がないというような状況が続いております。恐らく昨年の災害が少し出ておりますけれども今年ほとんど災害が出ていないということで、建設業についても非常に頭を痛めるところではないかと思っております。災害の前から再生エネルギー、太陽光あるいは地熱開発というような事業で小国の建設業も潤いをしたのではないかなという思いがしておりますけれども、本日はそういう所管の課でございますので慎重審議をしていただきたいと思います。

それでは、簡単ではございましたけれども挨拶に代えさせていただきますけれども、町長が出

席していただいておりますので渡邊町長より挨拶をお願いいたしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和6年第2回産業常任委員会ということで、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日の所管といたしましては、こちらの産業課そして建設課の部分につきまして令和5年度の一般会計、特別会計、各所管について皆様方に御審議賜ればというふうに思っております。

先ほど委員長にも御挨拶いただきましたけれども、18日の一般質問のときにもまずはそのお話もさせていただきたいなというふうにちょっと思っていたところでございます。なかなか小国町の現状をしっかりと皆様方にお伝えするという場所もなかなか最近ではないかなというふうに思いますので、是非、一般質問の場も皆さん使っていただいておりますので、お話いただければなというふうにも思っております。

さて、今日は常任委員会ということでございますので、またよろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

委員長（高村祝次君） ありがとうございます。

なお、本日は議長にも出席をいただいております。それでは、ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから産業常任委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

委員長（高村祝次君） 本日の議事日程につきにつきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和5年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。なお、建設課の秋吉公共建設係長は午後からの出席となります。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。なお、説明は着座にてお願いいたします。それでは、各課長よりあればお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

それでは、産業課所管の令和5年度決算概要を説明させていただきます。

始めに歳出から説明いたします。

一般会計歳入歳出決算書2ページ、歳出総括表をお願いいたします。款の5農林水産業費のうち3億4千796万7千486円、対前年比3千876万6千999円の増です。続いて、款の6商工費のうち5億7千396万870円、対前年比2億4千241万1千712円の増です。主なものを説明いたします。

95ページ中段をお願いいたします。款の5農林水産業費、項の1農業費、目の1農業委員会費です。農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に関する費用です。

続いて97ページ下段、目の3農業振興費。各種団体への補助金や負担金となっております。

続いて99ページ中段、目の5中山間地域等直接支払推進事業費です。主なものは、中山間地域等直接支払交付金事業補助金です。

続いて99ページ下段をお願いします。目の6畜産業費。畜産業に関する事業費補助金です。

続いて101ページ上段、目の7担い手育成推進事業費です。主なものは、農業担い手の支援給付金です。

続いて103ページ中段、目の13多面的機能支払費、多面的機能支払交付金です。

続いて105ページ中段、目の15新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。飼料、肥料の価格高騰対策緊急支援事業交付金です。

同じく105ページ中段、項の2林業費、目の1林業総務費、有害鳥獣駆除補助金ほか事業補助金です。

同じく105ページ下段、目の2林業振興費、くまもと間伐材利活用推進事業補助金ほか事業補助金です。

続いて109ページ中段、目の5新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。特用林産資材価格高騰対策緊急支援事業補助金ほかです。

同じく109ページ中段、項の3水産業費、目の1水産業振興費。小国漁業協同組合の補助金です。

同じく109ページ下段、款の6商工費、項の1商工費、目の2商工振興費。商工業に関する事業補助金です。

続いて111ページ、目の3観光費。鍋ヶ滝の管理運営費、小国町観光協会への補助金等です。

続いて113ページ下段、目の5北里柴三郎博士顕彰費。北里柴三郎記念館シアタールーム建設費及びコマーシャル、ドラマ制作費等です。

続いて115ページ下段、目の7物価高騰経済対策費です。経済対策商品券の配布事業です。

以上が、歳出に係る概要です。別途、産業課資料として産業課資料(1)に工事費、委託費、委託料、補助金、負担金に係る詳細を掲載し配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

引き続き歳入を説明いたします。

決算書1ページ、歳入歳出総括表にお戻りください。款の2地方譲与税から款の20諸収入までのうち農林部門1億8千706万6千507円、対前年比5千135万3千868円の増です。観光部門2億374万8千130円、対前年比1億4千437万9千695円の増です。

主なものを説明いたします。

15ページ中段、款の2地方譲与税、項の3森林環境譲与税、目の1森林環境譲与税です。

続いて21ページ上段、款の13使用料及び手数料、項の1使用料、目の4商工使用料、節の1公園使用料です。

続いて25ページ上段、款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節の1総務費補助金のうち地方創生推進交付金です。

同じく目の4商工費国庫補助金、節の1商工費補助金。

続いて29ページ上段です。款の15県支出金項、項の2県補助金、目の1総務費県補助金、節の1総務費補助金、夢チャレンジ推進補助金です。

同じく目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金。

続いて31ページ、節の2林業費補助金。

続きまして33ページ下段、款の16財産収入、項の1財産運用収入、目の2その他財産運用収入などです。

以上、簡単ですが、産業課所管の一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

簡単でございますが、建設課の概要説明をさせていただきたいと思ひます。

まず総則といたしまして建設課所管の歳入総額は、10億694万5千円。小国町歳入総額の11%を占めております。対前年度比63.1%となっております。歳出総額16億8千483万7千円。歳出総額の22%、対前年度比81.9%となっております。歳出の主なものとしましては、社会資本整備総合交付金による道路維持、道路新設改良の推進、災害復興復旧事業の進捗によるものが主な要因でございます。

続きまして歳出でございます。歳出におきましては非常に多岐にわたりますので先にお配りしております建設課資料（2）令和5年度決算資料において令和5年度に実施いたしました委託、工事、補助金、負担金をまとめておりますので、御審議の際に御参照いただけたらと思っております。

続きまして、歳入の主なものを説明させていただきます。

17ページをお開きください。農業費分担金でございます。各種工事に係る受益者分担金でございます。建設課所管は農地災害復旧分担金6.3%、189万9千100円並びに20ページ、

農業用施設災害復旧費分担金2.2%、37万9千円となっております。

続きまして21ページ、公営住宅使用料につきましては、令和5年度におきまして271戸の入居者に関わる使用料となっております。

続きまして23ページ、公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして、6億6千808万円でございます。国庫負担率は令和2年災98.8%、通常66.7%となっております。

25ページ、社会資本整備総合交付金といたしまして、2億3千154万5千500円でございます。道路維持・改良、住宅改修、住宅解体・撤去に関わる62.7%又は45%の交付金でございます。

最後に31ページ、災害復旧費県補助金の農林水産業施設災害復旧費補助金2千319万3千187円が建設課の所管でございます。

簡単ではございますが、建設課に関わる歳入歳出決算につきまして概要説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

委員長（高村祝次君） どうもありがとうございました。

それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。

なお、委員の皆様には事前に配付しております、歳出費目別分掌事務一覧を参考にさせていただきたいと思います。

それでは、95ページからいきます。95ページ、農林水産業費から96ページ。質問のある方はどうぞお願いします。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら97ページ、98ページ。

4番（児玉智博君） 小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金についてお尋ねです。通常イノシシよけのものが多いかと思うのですが、最近は私が住んでいる黒淵1部ですけれども今心配されているのが「シカが出だしたら、もうとてもではない」という心配を米を作っている方たちがされているのですが、そうした場合イノシシの柵を補助を利用してした方が翌年シカが出だしてもっと高い物をしないと防げませんから。そうなった場合の対応なんかは同じ田んぼに対しての補助などは可能なのでしょうか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

小国町有害鳥獣防除柵の設置事業ですけど、令和5年度に補助事業を利用された方につきましても、今年度令和6年度に新たに例えばシカネットですとかワイヤーメッシュといったシカ対策の防除柵の設置を行われたいというような御要望があった際には、今年度につきましても改めましての申請も可能となっているような状況でございます。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） 補足させていただきますが、今年度で制度をリセットというかし直してそういったかたちでシカネット等も対応できるようになっております。以前の分については土地を限定して設置ということで町のほうも確認しておりますので、同じところに重複してかける場合と別のところの場合は今補助で対応している耐用年数期間中の分はどちらのほうに移動したかというのは確認をさせていただきたいと思います。利用していただきながら新しくシカネット等を追加していただくことは可能です。

以上です。

4番（児玉智博君） 補助の率またその上限はどうなっていますか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

令和6年度事業につきましては、補助上限額が10万円、補助率については2分の1というかたちになっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは、私から今の関連ですけれども。結局、今エフエムで流れている電牧とワイヤーメッシュについて。電牧の場合はわかりますけどワイヤーメッシュは一枚の畑が牧草地だったらかなりの面積ありますけれども1枚全部囲まないと補助金が出ないのか。そこをちょっと説明してもらいたい。一部をやるだけでは駄目なのか。

農政係長（竹崎祐貴君） ワイヤーメッシュについては全て囲まなくても一部分だけというところでの補助も可能ではあるのですが、一応効果的なものも考えまして電気牧柵ですとかほかの防除柵もうまく活用しながら農地を囲っていただくような御使用というかお願いをさせていただいています。

以上です。

委員長（高村祝次君） 昨年まではワイヤーメッシュが入ってなかったけれども今年はワイヤーメッシュがいいということで、とにかく限度額が10万円で一枚の畑を囲ってしまうのにはかなり経費が掛かります。単年度で今年また来年、再来年、何年かかかって一枚を囲んでいくというような考えで町の考えとしてはどこ辺りまでを認めているのか。そこ辺りを説明していかないとただ今放送で「ワイヤーメッシュもいいですよ」と言っても毎年それを補助金申請して一枚の畑を1ヘクタール囲んでしまえばいいんですけども、恐らく1枚が1千幾らすると思いますのでても10万円ぐらいはとても足りないというときに毎年それ申請すれば出すのか。せっかく放送されておりますのでそこ辺りの説明もしないと役場に問合せが恐らくかなり来るのではないかと聞いていてそう思いますので、そこ辺りをしっかり放送するときに「1回やったところは駄目ですよ」とかそういうことまで詳しく流さないと、ただ単なる今の放送の仕方では余り町民の方は分かっていないのではないかなという私が受けた感覚はしますのでよろしく申し上げます。

産業課長（穴井 徹君） 今、委員長からのお尋ねの件ですが、今年その制度の仕組みを変えた関

係でシカネット、ワイヤーメッシュ等あと一部部材の購入等もいいということ。あと限度額を5万円から10万円に今年引上げて、以前は一度申請したら5か年は申請できないということになっておりましたが、今年リセットした関係で今までの回答としては予算の執行状況の具合で来年度「毎年申請ができるか」ということで「検討させていただきます」ということでお答えしておりましたが、今の状況で予算の総額が今年度並みに確保できれば来年度も継続で申請していただけるかなというところです。まだそこまでの返事しかできません。予算額が同額程度確保できれば毎年申請も可能だと思います。ちょっとそこら辺がまだはっきり分かりませんので農家の方、農林家の方にははっきり返事できておりませんが、説明するときは「またその状況で周知させていただきます」ということで案内はさせていただいております。

以上です。

委員長（高村祝次君） それで昨年の12月私が一般質問でも上げましたけれども、国の事業自体はどうなっていますか。話は付いているのか。どこか一部試験的でもやるような雰囲気になっているのか。お尋ねします。

産業課長（穴井 徹君） 委員長のほうからお話のあった国の交付金事業ですが、今年度に入りまして農業委員さん、推進員さん、また、いろんな役員の方等にも周知しましてモデル地域として実行していただくところの要望をとりました。今協議中ですが1団体「設置してみたい」ということで予定の団体と現在その事業に乗るのか乗らないのかとか費用対効果の面ですとか。どれぐらいの延長を張るかということで1団体協議中です。

委員長（高村祝次君） 私は困むだけではなくてやっぱり捕獲をしないと必ず町の補助金を出したら必ずその地域において集落でもいいから「罠をかけてください」とかいうこともやっていかないと私は限りが無いと思うのです。今まで山までしかシカ、イノシシは出て来なかったのが、児玉議員が言うように町のほうにシカ、イノシシが集まってくる。だから山間部で抑えきるようにそこで罠を幾つもかけて捕獲していかないと小国町中、野菜作るところから田んぼから皆んな電牧で困むような状況になってくる。だからやはり捕獲も力を入れて一緒にセットでやっていかないと私は意味がないというふうに思っております。そこ辺りも罠の購入についてもしっかり町のほうで。町のほうでできないなら国のほうの交付金事業で対応していくようにしてもらいたいと思っております。一般質問で杉本議員がまた今回も出ておりますけれども、あんまり言ってしまうと一般質問で言われたいからその辺にしておきますけど、とにかく捕ることと守ることを一緒にやっていかないと意味がないというふうに思いますので、そこ辺りもしっかり考えてもらいたい。

産業課長（穴井 徹君） 先ほどの国の交付金事業について説明させていただきますが、まずは自分たちでまず寄せ付けない状況をつくるということとネットを張る。そして、捕獲まですること、罠の設置等までが国の事業をする上での条件になっております。ですから今回のモデル地区の選

定箇所におきましては、そこまでの三つがセットになって初めて事業ができるということになっております。また捕獲については別の事業も行っておりますので、より継続的に強化しながら続けていきたいと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 鳥獣被害、産業課農林関係の被害だけではないのです。やっぱり道路等に出て来て地元の方はイノシシ、シカ等出るというのが分かっていますので減速して走ってそこまでの被害は現在のところ多少あると思っておりますけどそこまで多くはないんですけれども、観光客の方廃車している方が私が知っている方でも3、4人今年います。ですので農業関係の予算だけではなくて小国町全体で取り組むような事業ではないかと思うのです。ですのでその辺の予算の枠組みとか一遍に対処していかないと農家の方は大変お困りだとは思っているんですけれども、町民のほうも結構この被害が出ておりますのでその辺は考えられたほうが良いと思っております。よろしく願います。

産業課長（穴井 徹君） 今のお話のように住民の生活のほうへも支障を来すとか道路に出てくるとか話は聞いております。予算立てのほうはできておりませんが、役場内の連携として住民生活ということで現在も税務住民課等と話をしながらそういったところは連携して取り組んでいるところです。

以上です。

4番（児玉智博君） 引き続き有害鳥獣防除柵設置補助金についてなのですが、この調書に書かれているのが「有害鳥獣から農作物被害を防ぐことを目的とする」というふうになっています。つまり特用林産のシイタケはこれには含まれてないだろうというその上で聞くのですが。対象となる町内の対象面積が一体どれぐらいになるのか。また補助対象者は何人になるのか。翌年度以降の予算が今年の状況を見ながらとか言われていますけど、結局今耕作されている農地面積を把握して場所を移したりしたらそれは把握されているというふうに言われたので、今町の補助金でどれだけの面積に行き渡っているかというのはもう当然御存じのはずだと思うのです。であれば壊れたりとかそういう事情を除けばある程度この先幾らぐらい掛けていけば大体町内の農地に行き渡ってしまうかというのは予測できると思うのです。だからそれを計画的に単年度で全部それをやってしまうのは難しいから、大体何年ぐらいしていけば大体行き渡ってしまうというワイヤーメッシュ、網も含めて分かるはずだと思います。その辺のことを答弁いただけますか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

現在、平成29年度から令和5年度までの設置面積というのは、大体145ヘクタールほどになっています。水田だけでも年間の作付が大体250町歩ぐらいありますのでまだまだとは思っております。先ほど冒頭で言われました特用林産なんですけれども、令和2年3年ぐらいから特用林産への食害があるということで地元からもお話いただきまして、現地調査とかそういったも

のも。そのときは県のほうにも来ていただいて実態被害とかを見ていただいたこともありましたけれども、町のほうの事業では特用林産についても対象にはしております。そういったかたちで先ほどの面積はあれですけども特用林産のほだ場の面積とか装置もありますのでそういったところまで考えますと、全体の面積はまだちょっと把握はできておりませんが、まだまだ設置が必要かなというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） だから農業センサスとか見れば大体対象面積も分かるのではないですか。水田、畑とか全部出てきていますよ。対象面積も分からないで予算の立てようもないではないですか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

申し訳ございません。今の時点でセンサスの情報を持ち合わせておりませんでしたので、また確認してから御回答させていただければと思います。

副委員長（松本明雄君） 松本です。

今、付随する話なのですが、委員長が言われたとおり駆除以外ないと思います。この前の環境省の話では奄美と屋久島にいたマングースを絶滅したとそういう話が出ていますので環境省はやれるのですよ。あれは天然記念物がいるからやりましょうと。では人間はそれ以上ではないですかという考えでいかないと「柵をしましょう」とか「何をしましょう」とか予算はあるのですが、坂本大臣も首相が変わればまた変わると思いますが、町長もそう我々もそうですけどやっぱりその辺りをもうちょっと強く言わないとこれは死活問題ですので予算関係もなかなか取れないと思いますが、町長のほうもまた上京した折にはその辺は農林水産省のほうに力強く言ってもらわないと。マングースは絶滅したのですのでやっていただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君）

マングースとは同じようにいかないかもしれませんが、交通事故の部分でもシカと交通事故に遭ったときの保険がきかないというようなお話もありますので、その部分ではこの農村地域においてはそういったような弊害もあるというふうに思いますので、小国町だけの話ではないというところからしっかり市町村でも含めて連携させていただいて議題をそちらのほうに上げて、県でもすごくこのお話は熱が高いところと低いところとありますのでその部分は皆さんで協力をしていただいた上でお話を持ち上げていくというのにも必要だというふうに思いますので、道路と同様にしっかりとこの問題についても要望を上げさせていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

副委員長（松本明雄君） 同じページですけど、がまだす里モン支援事業補助金。キクイモのこと

を聞きたいのですが。何年か前までは非常に健康によいとかいろんなもので非常にPRされていたのですが、南小国町は業者の方が作っておられますけど小国町は農家の方が何軒かで作っていると思います。その件数とこの20万円は加工費用として出しているのかお聞きしたいと思います。

農政係長（竹崎祐貴君） キクイモの生育されている農家の件数については今の時点で持ち合わせていないのですが、こちらの20万円についてはPRですとかそういったところの補助金として使わせて町のほうから支出させていただいているところです。令和5年度につきましては、町内の幼稚園の園児さんとか保護者さん向けにキクイモレシピの紹介を行ったりですとかあとはキクイモの掘り起こし体験会そういったところへの毎年支出として補助のほうを出させていただいているところです。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、99ページから100ページ。100ページ、畜産業費。ございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、101ページから102ページ。

2番（杉本いよ君） 手づくりの館の件でお尋ねしたいのですが、現在あの館は保健所の許可がとれているのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

現在、手づくりの館を利用されている団体さん1団体さんのほうは許可をとられて活動されてらっしゃいます。

以上です。

2番（杉本いよ君） 1団体だけと言われましたが以前団体何名かおられましたけれども、その方たちは保健所の許可がとれないということで結局外されたわけですね。1団体だけはどのように取れたのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） 営業許可のほうはその団体さんは以前からとられてらしてほかの団体さんについては営業目的ではないんですけど活動のほうは継続されていっているようなところです。

以上です。

2番（杉本いよ君） あそこの手づくりの館の趣旨は営業目的ではないのではないですか。試作が目的のはずでしたが、いつから営業目的になられましたか。

農政係長（竹崎祐貴君） おっしゃられているとおり設置目的等については試作、研究、開発等が目的になっておりますので、今許可を取られている団体さんについても許可期限が切れ次第更新は行わないというようなかたちになっております。

以上です。

2番（杉本いよ君） あと何年か時期があるというわけですね。別に農家の方がみそ作りなどで使っておりますがそれに対してはできるということですか。

農政係長（竹崎祐貴君） 営業と営利を目的としない活動であれば引き続き活動のほうは継続できるというようなかたちになっております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 食品関係に私がおりますのでそのような観点からちょっと質問したいと思えますけれども、多分次の営業許可でHACCP衛生管理の国際基準に対して適合していないと衛生許可がとれませんので多分取れないと思います。何で1団体しかとれなかったかという一施設に対して何施設も営業許可は食品関係とすることはできませんので、その観点から多分1団体だけだと思います。自分たちで消費する分とか販売を伴わない利益を伴わない分に関しては保健所は関係ありません。そこら付近は多分関係ないと思いますので、多分HACCP関係で全て漬物屋さんとかが全部今度廃業に追い込まれていますけれどもその関係と一緒にです。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

2番（杉本いよ君） 年間に何団体ぐらいの方が何日ぐらい使われたのか。稼働日数なんかが今分かりますでしょうか。

農政係長（竹崎祐貴君） はい、お答えいたします。

令和5年度につきましては、9団体で稼働日数としましては35日間になっております。

以上です。

2番（杉本いよ君） あそこの中の処理施設もですが、今から使われるとすればトイレとかの傷みようが激しくてなかなか使われる方が困っておられますので、その辺りのところも使用料を上げたりとかいろんな方法で設備なんかも考えてほしいと思っています。

4番（児玉智博君） ちょっとページ戻るのですけれども100ページの水田産地化総合推進事業補助金というので小国郷地域農業再生協議会というところに出ておりますが、この協議会を説明してください。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

小国郷地域農業再生協議会とは同じ100ページの上のほうに経営所得安定対策推進事業というのがあるかと思うのですが、こういった米関係の農産物を生産販売する農家さんのほうが利用されている交付金とかそういったところの事業のほうを円滑に実施していただくために、農業者団体さん等の連携体制を構築するために設立された地域の農業団体になっておりまして、現在事務局のほうをJAが担っております。会員のほうが南小国町、小国町ですとかあと農業共済さんとか農業委員会さんのほうで成り立っている協議会になっています。

以上です。

4番（児玉智博君） 交付目的を見てみると調書に書いてあるのは「米の需要動向の把握や情報の収集業務を行うために必要な経費を助成する」というので、まさにこの令和5年産の米が不足して今のような状況になっているわけですが、この小国郷地域農業再生協議会にわずか39万7千円を補助したところで本当に米の需要の動向を把握できていたのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） この金額と合わせて経営所得安定対策推進事業費の関係の補助金のほうも再生協さんのほう活用されながら運営されていらっしゃると思いますので、一応この分と合わせての補助金のほうにはなっております。

以上です。

4番（児玉智博君） ではなくて要はこの目的としては米の需要動向の把握や情報収集業務というふうになっていますので、はっきり言って協議会は米農家の方なんかには聞くと「大体春の段階から米が足らなくなるのは分かっていた」と一農家の方たちもおっしゃるのですが、この協議会は米が不足するというのがこの情報収集業務でいつの段階で把握されていたのですか。その上で春ぐらいに農家の方が分かったと言うけれども令和6年産の米の作付というと大体2月とかそれぐらいから種もみを自分で用意する人とか注文したりとかされると思うのですが、やっぱりもうちょっと早い段階で分かっておかないと令和6年度にはなかなか対応できないものだから、だから冒頭の挨拶で委員長も「来年の今頃にはまた米が足りないようになるよ」というふうにおっしゃっているわけですが、だからこの交付金、補助金でどの程度、需要動向を把握できているのかというのをちょっと説明いただきたいのです。

産業課長（穴井 徹君） 再生協議会の主な活動としましては、米の作付面積の把握とあと大きいものは昔で簡単に言いますと電柵の奨励金交付金の整理が主な業務になっております。ですから米の今生産調整等ありませんので農家の方が「今年度、この田んぼにどういう米の品種を作付します」とか野菜であれば「交付金の対象である作物をここに作付します」というのが主な業務になっております。ですから米の生産調整のための組織ではありません。米だけでいくともう2年前に種もみの注文とかも来ますので「今年、植えます」と言っても種もみがない関係で急にはできないしそういったことから始まっておりまして、この再生協議会の主な業務は以前でいう転作業務の円滑な推進と電柵交付金の交付事業になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） そうであればこの39万7千円は何に使ったのですか。これだって米の需要動向の把握や情報の収集業務を行うために必要な経費を助成するわけでしょう。何に使われたのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） 先ほど穴井課長がおっしゃったような水田の転作の確認ですとかそういったところで今年度個々の農家さんがどういったものを育てているというのを管理している水田台帳システム等の委託に使われているような状況になっています。

以上です。

委員長（高村祝次君） ないようでしたらここで暫時休憩いたします。11時5分から開会いたします。

（午前10時54分）

委員長（高村祝次君） 竹崎農政係長。

（午前11時04分）

農政係長（竹崎祐貴君） 先ほど御質問いただいた事項につきまして回答させていただきたいと思っております。まず児玉議員のほうから御質問いただいた小国町のほうのセンサス上による現在の農地等の面積につきましては、現在676ヘクタール田畑であるようなかたちになっております。経営体数については377経営体です。これとは別に採草放牧地が258ヘクタール現在町のほうにあるようなかたちになっております。申請につきましては電牧等の申請があったときには現在の状況であれば皆様申請に基づいて交付のほうをさせていただいているような状況にはなっておりまして、今後もまだまだその面積としては必要にはなってくるかとは思っておりますが、また壊れたりしたときの更新等の分も含めての申請になりますのでちょっと時間はかかるかたちにはなるのですが、今後も事業のほうはできるだけ継続しながら電牧等で防除のほうを進めていければと考えているところでございます。

松本議員のほうから御質問がございました菊芋倶楽部のキクイモの農家さんにつきましては、現在登録されているのが20軒になっておりますのでその旨御回答させていただきます。

以上です。

4番（児玉智博君） 一応ただ確認で聞くだけなので、「しろ」とか「やめろ」とかそういうのではないんですけども。377経営体。農家とか法人化している経営体があるのだと思うんですけど、そういう方が要するに圃場は町外にある。つまり町外の圃場というのは今言われた田畑676とか採草放牧地258ヘクタールには含まれていないと思います。そういう場合はどういうふうにやっているのかということと、逆にこの377経営体に含まれていない町内に住所を有する農家さんなんか、町内の圃場を利用して被害に遭っていると相談に来られたらどのように対応しているのか教えてください。

農政係長（竹崎祐貴君） はい。お答えさせていただきます。

町のほうの要綱では農地等については今回の場合が補助対象になるのが、小国町の農地で補助対象者についても小国町内に住所を有している方になりますので、町外の方等については現状では対象にならないような状況になっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは、103ページから104ページ。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、105ページから106ページ。

4番（児玉智博君） 飼料・肥料価格高騰の支援について伺います。飼料で2千928万円それと肥料分が835万9千600円ということで交付されておりますけれども、実際どれぐらい価格が上昇していてこの交付金で農家さんの負担増のどれぐらいの割合が補填されたと考えられるでしょうか。

農政係長（竹崎祐貴君） この事業の実施時点では飼料につきまして高騰前の約1.4倍、肥料につきましては水稲分については約1.8倍の金額になっておりました。今回のこの事業で飼料については高騰分の約30%、肥料については高騰分の約70%を補填しているような状況です。
以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。106ページまで。

4番（児玉智博君） 先ほど来、害獣の話題でしたがここの負担金補助及び交付金で野生動物生息数適正管理助成金等々で捕獲駆除に対する補助金が出されております。令和5年度は何頭のニホンジカそしてイノシシが捕獲駆除されたのか教えてください。

林政係長（坂田尚昭君） はい、お答えいたします。

令和5年度イノシシの捕獲駆除の頭数が578、ニホンジカのほうは966となっております。
以上です。

4番（児玉智博君） それで実際この調書に例えば野生動物生息数適正管理助成金であればイノシシが1頭5千円、シカ1頭8千円という金額が書かれております。農家さんなんかの話を聞くと「よそは小国よりももっと出している」と。「小国ももっと単価を上げて、たくさん捕ってもらいたい」という話なんかを聞くのですが、実際に狩猟をされる方が手にするお金というのは今どうなっているのですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

農家の方々が手にするお金。この駆除と捕獲に関してはこちらに記載していますとおり1頭当たりの単価そのもの全てを交付するようなかたちになっておりますので、そのまま捕獲された頭数に応じて農家さんが直接その額を受け取っているというようなかたちで考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） 農家の人というと銃なんかを使わないで、箱わな、括りわな、ほとんど箱わなが多いのかなと思いますけど、それで箱わなで捕ってその後自分で止め刺しできる人ちょっと銃を持っている人に来てもらって撃ってもらおう人というかと思うのですが。例えば町なんかの駆除要請なんかで出動したりとかする要は猟友会の方たちです。なかなか昔レギュラーガソリンで90円を切るような時代だったらあれだけやっぱ車を走らせたり弾も百発百中ではなかろうし、経費がかなり掛かって苦労して捕っているのだというような話も聞きます。そういう中でよそはもっと出しているらしいという話を聞くんですけども県内の他の自治体と比較してこの

補助金というのは小国町は高いのでしょうか。安いのでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

金額について近隣の自治体というか南小国町と一体的に活動しておりますので、そちらとは金額のほうを合わせるようなかたちをとっております。県内のほかの自治体と比べて高いか低いかということに関してちょっと県内の分全てちょっと手元にはないんですけれども、恐らくそこまで変わりはないのかというふうな感覚ではあります。というのが金額自体まず一つ有害鳥獣総合対策という事業については国の補助事業になっておりますので、ここでは単価のほうは上限まで出しておりますので恐らくそこについては地域間の格差はそこまでないだろうというふうに考えております。町で単独でやっているものに対しては恐らくその国の額と余り変わらない額出しておりますので、極端によそと比べて低いというようなことは考えてはいません。

以上です。

議長（熊谷博行君） ちょっと教えていただきたいのですが。請求の仕方、支払いの仕方はどのように。昔のままの猟友会に三つか四つか知らないけれど分かれているところにお金をやって、そこから個人個人にやっているのか。そんな古いことをいまだにやっているのか。個人に一人一人振り込んでいるのか。そこをしっかりと教えてください。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

まず一つです。野生動物生息数適正管理。こちらは猟期間にやっているのですけれども、こちらは町のほうから捕られた方個人のほうに町から直接渡っているようなかたちになっています。有害鳥獣関係でそちらのほうは駆除会のほうに1度お金を振り込みまして、そこから個人に渡るようなかたちをとっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 請求も受取領収書も個人が役場に提出しているという認識でよろしいですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

捕られた方から野生動物のほうは直接請求書のほうも書いてもらって届けてもらっています。駆除のほうに関しては報告を本人さんから町のほうが直接もらっていますので、そこで頭数のほうは管理しております。請求については実施主体が駆除会になりますので請求は駆除会から。一応駆除会のほうから個人さんに払いましたというところの領収書のほうもちゃんとそろえるようなかたちはとっておりますので、個人さんに間違いなく渡っているようなかたちにはなっているというふうに考えております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 令和5年度の鳥獣被害というのは農業と林業で幾らぐらいと推定されますか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

農業被害に関しては、まず面積のほうが186アール。被害金額のほうが175万7千円というかたちでこちらのほうで把握しています。林業関係の被害に関しては統計するようなデータのほうがありませんので町のほうでどれぐらいの被害が出ているかという数字的なものは把握できていないような状況になっています。

以上です。

4番（児玉智博君） 175万7千円ということで、これだけのお金を掛けているから175万7千円で済んでいるのかなというような気もしますが、実際この被害額というのは何に対する被害額ですか。

林政係長（坂田尚昭君） こちらの被害額については農業共済さんのほうで取りまとめている水稻の被害になっておりますので、その水稻分の被害額というかたちで算出をしております。

4番（児玉智博君） 例えば電気柵を設置してちゃんと効いていれば水稻が植わっている田んぼの中まで入ってかき混ぜたりしないと思うのです。ただその手前でぼんぼん草なんかが生えているところはよく掘り返されて根を食べたりあるいはミミズを捕まえるためにそこら辺を掘りたくると思うのです。そうした場合もやはり復旧しないといけないからそこは被害だと思えるのですけれども、そういう被害面積にはこの186アールというのは含まれていないですか。

林政係長（坂田尚昭君） 畦畔のほうの被害に関しては面積のほうには入っておりません。あくまで被害額とか面積というのは農作物に関するデータになりますので、そういう畦畔のほうの被害面積のほうには算入はされておられません。

以上です。

4番（児玉智博君） そういった統計をとる必要性というのは町はどう考えているのでしょうか。というのが農地に限らず結構これも建設課のほうになるかと思うのですけれども、ファームロード沿いの法面なんか掘られていてたまに車道に結構大きな石が転がっていたりとか、あるいはこんなにイノシシが掘るなら道路の側溝が詰まってしまうのではないかなというような状況もありますので、有害鳥獣被害が本当にどれぐらい深刻な問題なのかというのが分からないとなかなか今言われたこの駆除費用というのは大体もうどこもあんまり変わらないというふうに言われましたけれど、578頭のイノシシが捕獲されたと言いますけれども本当にこの578頭ぐらいでいいのか。やっぱり1千頭ぐらい年間捕らないといけないのではないかなというような気もするのですけれども、そこはやっぱり水稻の被害額だけではなくてもっとそういう金額に出せない被害がどれぐらい発生しているのかという把握の必要性があるのではないかなと思うのですが、その辺はどう考えられますか。

林政係長（坂田尚昭君） おっしゃるとおりほかの作物に関するお話も当然聞きますのでその部分というのでも出す必要あるかと思うのですが、いかんせん情報をどこで収集するのか誰が収集するのかという問題も同時に付いてくる問題かと思えます。水稻共済のほうのデータを使っている

のはそこで面積と被害額等を算出する方法があるのですが、ほかの作物については被害面積とかそういう金額とか集計するところというのが今保険とかも収入保険というものに切り替わってそういうので出せてないところもありますので、報告があったところ一筆一筆見に行って測量すれば当然把握というのもできると思うのですがその部分の時間とマンパワーの兼ね合いもありますし、先ほどちょっと話のあった畦畔とかの話になりますとなかなかそこについては更にまた難しいかたちになるかと思えます。私の家の話になるのですが農業生産をしていないような畑とかそういう部分でも当然畦畔の被害とか出ていますので、その部分まで把握をするのか人員をどうするのかという問題も一緒に考える必要があるかと思えます。その部分が解決するようであれば把握することというのはできるかとは思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、107ページから108ページ。林業費。

4番（児玉智博君） くまもと間伐材活用推進事業補助金ということで1千400万円出ておりますけれども、令和5年の年度では間伐と皆伐と大体どちらのほうが多いのでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

間伐と皆伐についてですけれども、この事業に使用している実績でいきますと間伐のほうが面的には多くなるのかなというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 大体何ヘクタールずつ行われていますか。

林政係長（坂田尚昭君） 事業の実績にはなるのですが皆伐のほうが19.6ヘクタール、間伐については62.7ヘクタールというような数字で上がってきております。

以上です。

4番（児玉智博君） 事業の実績ということでしたけど皆伐19.6ヘクタールというのは、それは再造林された面積とかそういうことですか。何の事業の実績で言われましたか。

林政係長（坂田尚昭君） 今申し上げた主伐の実績は主伐促進事業という事業になります。そちらで主伐の再造林を行われた面積というかたちをとっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 結構、切られたまま再造林されなくて端材とか葉っぱなんかそのまま放置されたような状況の林道とかそういうところを走ってみると目に付くわけですが。ただ笹が生い茂っているだけだったりそれで多分高性能機械というのかもしれないすごい自動車も上っていくような道を入れてそのままになっているようなところも見受けるわけですが、そういう皆伐のされ方をした面積というのを町は把握していますか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

基本的に主伐後再造林、木材生産されているという認識ですが基本的に森林経営計画そういうところでされているはずですが、そういうのがないような場所要するに無届けでされているようなところについてはこちらちょっと状況を把握する手段がないので面積的なところですかそういう部分についてはこちらちょっと把握が今できてないような状況になっています。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは私から全般的に林業について質問します。今、間伐補助金はそれなりにいいとして、主伐した場合が後の植付けした後、シカの被害に遭ったりイノシシの被害に遭ったり。それから高齢化になって夏になれば下刈りの人手不足というようなことで、あと植林する人も手がいないというようなことで。ましてや夏伐採したら苗木の確保が2年後しかできないので非常に今苗木が足りないとかいう問題が出てきております。ですから下刈りと苗の補助とか業者が町内にいないから今森林組合がポット苗の栽培も数年前からやっておりますけれども。ポット苗になりますと非常に苗が小さい。だから私は去年も言いましたけれども苗が小さいから下刈りが遅れるとその苗を刈払機で切ってしまう。そういうような悪循環を1回補助金を出して下刈りをしたらまた切ってしまうからまた植林をしないといけない。そのときの費用は誰が持つかということと山主が持たないといけない。せっかく補助金を使って植付けをやっているのに下刈りをしたばかりに下刈りが遅れることによって苗まで切ってしまうというような悪循環になっておりますので、下刈りを早くするためには下刈りをする労務者の賃金を上げて遅くても8月の盆前ぐらいには全部植えた2、3年生ぐらいまでは中切りをするというようなことをやっていかないと、せっかく補助金を出しても補助金の無駄遣いになって今現在きております。ですからしっかりそこ辺りも森林組合と話して中切り、下刈りをする補助金も今出ておりますけれども、今年度から数年前か自分でやる下刈りも補助金が出ておりますけれども、そういうところを人手が足りないからどうしても賃金を上げる必要がある。だからもうほとんどが高齢者です。ですから若いときは1日下刈りをやっていたのがもう高齢者だから半日しかしない。だから面積もクリアしていかないというのが今の林業の実情です。そしてましてやネットを張らないとシカ、イノシシがスギ、ヒノキを食べなくても食べ物はたくさんありますけれども、どうしてもスギの頭をかじったりヒノキの横をかじったりそういう被害が出ております。人吉に行ったらもう数十年前からちゃんとしたネットを張ってやっておりますから、今森林組合がネットを少しずつ張っておりますけれども恐らく山全体張らないと植付けしても何もならないというような状況ですから、しっかりそういう町の補助金、国の補助金を利用して小国町の全体の80%ぐらい占める山林ですのでしっかりそこら辺の補助金を獲得しながらやってもらいたいというふうに思っております。私も伐採したら植えるのは植えたけれどもあとの芽植えて数百万円掛かるというような状況になっております。これは私だけの問題ではなくて林家の方、山主の方、面積かわらず困っている問題で

はないかなと思います。特に全伐するときは1か所に1ヘクタールあって隣に一反ぐらいあるときにはもう一緒にそれをひっくるめた伐採のやり方。1反2反の人が伐採しないで間伐でおけばいいのですけれども、そこもあと2、3年後に伐採しますというところの1、2反ぐらいの山の柵を張るのもまた二重になりますので、やっぱり伐採をするときにはそこ一帯を全体をまとめてするとかいう考えを持っていかないともう今までのように個人で「お金がいるから伐採しましょう」とかいうやり方ではなくて、そこを大きい1ヘクタールとか2ヘクタール伐採したら隣接している1反2反とか小さい面積の人も「辞令を渡していないけれども、一緒にやってください」というような推進の仕方。そういうことをやっていかないと無駄銭がたくさんいりますので、しっかりそこ辺り森林組合と話し合われてやってもらいたいというふうに思います。

産業課長（穴井 徹君） 今言われましたように施業の集約化をすることによって経費の削減等にもつながりますので、そこら辺を合わせて行っていきたいと思います。事業についても1回始めたから見直しをすることなく継続するようなことはしておりません。毎年森林組合等と予算協議の段階で本年度の実績であったりどういった効果が上がっているかということ聞き取りしながら予算のヒアリング等を行っておりますので、そういった事業内容についても詰めてまた話していきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） それからもう一つは、108ページの小国材使用建築物支援事業補助金556万円ありますけれども、私が今言ったようにこの事業はもちろん私が提案して北里町長のときに作りましたけれども、そのときは非常にスギの単価が安かった時代でございました。ですから小国町がこういう小国材を使って建築材として使うためにはこういう事業がよかろうというようなことでやりましたけれども、今はもうスギは根本から裏まで全部お金になります。というのもバイオマス発電にいきますので曲がった木もチップ材あるいはバークなんかで全部立米単価が7千円か8千円ぐらいでバイオマスにいつておりますので、そういう材が足りないというようなことで根本からよく言えばスギの葉っぱもヒノキの葉っぱも粉碎すればお金になるわけです。ですからこういう補助金を長々と出すのではなくて育てることにもう少しお金を使ってもらいたいというふうに私は思います。前年も言いましたけれども材が今1万3千円ぐらいしているかな。以前は曲がった木とか裏木とかは山に捨てていましたけれども、ほとんど裏木まできれいに取りますのでこういうことではなくて育てること守ることにお金を使ってもらいたい。これ小国単独でやっていますので県とかそういう事業でありますのでしっかりそこ辺りの補助金の使い道も考えてやってもらいたい。今一番困っていることは何かということにお金を出してもらいたいと私は思っております。

町長（渡邊誠次君） 予算を考えるときに参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） その少し上段にあります林業・木材産業振興施設等整備事業補助金ということで小国町森林組合に5千311万円。原木選別処理の効率化ということで選別機を新設する経費への補助というふうになっております。これは補助率は何%なのでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

補助率については半分の50%以内というかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） これは選別機本体の価格に対する50%ということですか。

林政係長（坂田尚昭君） はい、選別機本体の50%という認識で間違いありません。

4番（児玉智博君） 若宮の木材市場の道路挟んで事務所側に新設されたもので、それ以前が事務所がある反対側のところにあつたのを使っていたと思います。以前のは大体何年前に導入されていて、そのときも町が補助しているのですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

不確かではありますけれども平成4年というふうに認識しております。そのときも町のお金でそちらの事業の導入に対して補助を確かしてあつたというふうに記憶をしております。手元に資料がないので記憶での御回答になりますが、そういうふうな認識でおります。

以上です。

4番（児玉智博君） これは木材選別機を入れるときは必ず町が半分も出さないといけないのですか。

林政係長（坂田尚昭君） この導入費に関しては国費で50%ですので、町は50%も出してはいません。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、109ページ、110ページ。

議長（熊谷博行君） 109ページも少しかかるのですが。まず林道愛護費を説明してください。

それと除草作業等委託料。これ森林組合に出しているのだらうと思いますが、路線名はちょっと忘れましてので何路線かを教えてください。

農林土木係長（大藏将充君） はい、お答えします。

まず、小国町管理の林道が44路線あります。作業道が6路線ありまして合計50路線あります。林道愛護費につきましては、19路線のうち18路線を令和5年度地元の方とか受益の方で草を切っていただいてメーター20円の単価で愛護費を出しております。

業務委託につきましては、林道22路線と作業道6路線の計28路線を業務委託として見積りを4社からとりましてその中で一番安価だった森林組合さんのほうにお願いしております。

以上になります。

議長（熊谷博行君） 分かりました。

それと次の林道田ノ尻線舗装工事。どこか田原のほうだったと思いますが。ここをずっと舗装して僕はとてもいいことだと思います。林道だろうと作業道だろうとですね。そうすれば排水もよくできますので。ほかに林道で舗装開設工事を行おうかなとかいう申請があるのか。申請があるからするのか。その辺をそういうのに長けている人は申請するけど分からない人は申請しないではなくて皆んなに出すとか。その辺をちょっと教えてください。

農林土木係長（大藏将充君） はい、お答えします。

一応林道の舗装工事につきましては、地元の方たちからの要望だったり工事申請書のほうを提出していただいた上で町のほうが事業を探して工事をするようなかたちになります。単県の事業だったり国庫補助等いろいろ要件はあるのですけれども、以前は単県等も使いながら要望があった箇所はしてきたようなかたちになります。現時点で舗装の要望が上がっている路線というのはあと1路線ぐらいだったと思います。舗装してしまえば後からの維持管理費等も掛からなくなってきますのでいいんですけれども、なかなか県からの補助金も今結構厳しい状況でありますので国庫補助の対象となる路線等があれば地元の要望があれば積極的にやっていきたいなというところではあります。

以上です。

議長（熊谷博行君） 林道も行き止まり林道もあれば主要幹線道路につながっている林道もあります。行き止まり林道を舗装する必要はないと思います。ファームロードとファームロードの間がつながっているとかがそういう抜けられるような道路は建設課のほうでパトロール等で見ていただき、今後は要望がなくても考えていく。昔は軽油税とか使っていた時代もございました。その辺の申請を待つのではなくて町からも申請をしていくというようなかたちに。地元からの要望が上がってきたようなかたちに持っていければいいのではないかと考えていますのでよろしく願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） 議長から大変要望に関していい意見をいただいて。今、係長のほうも言ったとおり昔は連絡道。町道と町道の間を結ぶ国道と接続するとかそういうのに関しては国庫補助が十分ありました。非常に今、国道、農道、林道に関しての舗装事業というのはそういうもう一つの林政だけではなく農政だけではなくもう全体的を考えた国道へのアプローチということで所管がいろいろありまして、国道を舗装するときに林道も一緒にできるような事業もありますので、しっかりと今、特に連絡道は強化しながら本当にうちが率先して見回りをしながら地元の要望を待つのではなく予算のこともありますので、あんまり多くは言えませんがしっかりとその辺は必要あれば舗装していきたいと思っています。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） まず特用林産資材価格高騰対策緊急支援事業補助金ということで種駒の購入経費を補助したということですが、大体どれぐらいその値上がりをしていて大体その高騰分の何%が補填されたのでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） こちらについては1駒当たり5円程度の値上がりをしているということです。その10%ということで0.5円というあたりでの補助をさせてもらっています。

以上です。

4番（児玉智博君） そのシイタケ自体の値段ですね。生と乾燥もあると思いますけれどもその売値自体はどうだったのですか。

林政係長（坂田尚昭君） 手元にあるのが対前年比の数値になるのですが、令和4年度と令和5年度がほぼ横ばいとなっています。ですのでその前になると当然ちょっと数字が変わってくるかなと思うのですが、4年5年の比較ではほぼ横ばいというようなかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） それでは、その上の段の林業・木材産業振興施設等整備事業補助金ということで1千82万9千円出ています。「新型コロナウイルス感染症の影響により木材生産量が増加しており、安定した木材供給体制の構築を図るため、選別機を新設する経費への補助」ということで、これは上段の部分とどのように違うのですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

上段のほう熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業補助金のほうですけど、そちらは単純な生産量の増加という部分に関しての増産を目指すための補助というかたちになります。こちらの小国町でしているほうは新型コロナの財源を充てておりますけれども、そういうふうなかたちで機械化要するに人手をかけなくするような部分というのが出てきます。これまで古い機械で作業をしていたときには人手に頼る部分というのがどうしても多かったところがあります。人が関わるということになるとどうしても人がそこにとどまりますのでコロナの原因になる密。そういうような状況を解消するためにこちらのほうのお金を充てさせてもらっているというようなかたちになります。もちろん機械化することで人手を省く。増産にもつながるというようなかたちも合わせて見ているようなかたちになります。

以上です。

4番（児玉智博君） 機械そのものの値段は大体幾らのものを入れて半額が5千300万円ということは大体1億6千万円ぐらいの機械を入れていて、そのコロナ交付金で更に1千万円補助したということですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

機械整備ということで導入額が1億2千万円ぐらいになっております。その税抜の約半分で

すので5千300万円が国庫から、1億1千万円税抜の約10%ですので1億円ぐらいの額の10%ということで1千82万円というかたちでの補助になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 特用林産のほうでシイタケ農家の人たちは結局コロナになったからといってシイタケの値段も上がらない。それに掛かる経費の種駒も上がる。乾燥させれば重油だったり灯油を使う人もいるかもしれないですけど経費はどんどん上がっていているわけです。ところが木材選別機については要は森林組合は前より儲かったわけでしょう。木材の値段がどんどん上がっていきもんだから切り出される量も増えていって、そしたらまた手数料でどんどん儲かっているのに。結局もう半分そもそもこれコロナではなくても国が経費を出してくれて。これコロナウイルスの影響により木材生産量が増加しているというよりも、結局平成4年に入れてからもう古くなっていつ止まるか分からないから要は老朽化で入替えたというのが実情だと思うのです。それをこのコロナ交付金と様々な施策に使える交付金。この種駒だけではなくても。先ほど畜産農家への飼料補助とか肥料の補助そういうのに使えるのに、ここにこの1千万円も使うというのはどういう判断で充てられたのですか。

町長（渡邊誠次君） 予算審議みたいな話になっていますけれども決算ということでお答えの中では、その当時というところではありますけれども私も入らせていただいて一番はこの林業の部分の選木機を入れ替えるということで、これからの数十年間はこの機械を使っていくということで林業関係者が恩恵を被るのであろうと。その中でこの選木機は先ほど担当が言ったようにコロナウイルスの感染化でありましたのでその部分では対策として有益であるといったところから、この1千万円というかたちでありますけれどもこの機械の10%程度ということで町のほうで補助するというのを決めさせていただきました。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは今、特用林産の話が出ましたけれども実際干しシイタケは一番価格が暴落したのは東北の震災があった10年ぐらい前が非常に風評被害で安くなりましたけれども、去年の暮れから今年にかけては今平均が5千800円でしたけれども震災の後風評被害のときには3千2、300円。今は5千800円ぐらいに上がっております。何で上がったかというのはあまりにもシイタケ生産者が儲からないから生産者が減ったために単価が上がっております。先ほど私が冒頭言いました米にしてみてもしかりです。今非常に農業関係、林業関係、後継者がいない。林業についても林業労務者がいないから、こういうような機械の導入にも森林組合が事業者として機械を入れたいという要望があって入れていると思います。小国町全体を考えたときスギ山、クヌギ山、比率はどのくらいあるか分かりませんが、クヌギ山はシイタケ生産者がいなくなれば山は荒れ放題になります。クヌギ山になると20年から25年に1度は人が山に行って伐採しますので伐採する前には下刈りもしますから山の維持管理はできますけれども、もう生

産者が儲からないからやめていくと小国の山は荒れ放題になりますから、私はこの種駒代50銭でしたけれども当時は3円40銭、3円20銭ぐらいだったです。今5円ぐらい上がっております。もうシイタケ駒業界が値上げを毎年のようにしてまいりましたので今5円です。ですからシイタケを作りたいと言っても原木は山が多いから下がってきても駒代が非常に高くなった。特に生シイタケを作るところは寿命が短いです。普通乾燥シイタケを取るところは1回駒を打ってほだ場に入れたら7、8年もつものもある。生シイタケを作ると3年ぐらいで駄目になる。だから駒を打つ量も何十万と打つわけですから。私はこの小国の山、自然を考えたときに種駒の補助というのはしっかり町で考えてやってもらいたいというふうに思います。シイタケ生産者を守るのではなくて町の環境を守るためにも是非この補助金を1円か2円ぐらいは上げて支援をしてやってもらいたい。そうすることによって非常に山の手入れもできます。一番いいのはこの前私も京都から日本海のほうにちょっと旅行に行きましたけれども兵庫県の養父市。美方、村岡、養父そこ辺りの山林はもう草地がないから山にずっと牧柵を張って牛を年間放牧してありますので、クヌギ山の手入れが草1本できてないぐらい牛が手入れをしています。ですから小国町も今は畜産が非常に繁殖農家も悪い。繁殖農家が悪いというのは肥育の枝肉が安い。もう10数年前、サシが入ったA5の肉が2千300円ぐらいしていたのが今でも2千300円から400円。400キロあっても年2千500円で100万円しかとれない。そしてましてや素牛が50万円。餌代が1頭1日1千円、月3万円掛かる。それに維持費が60万円。110万円で売っても赤字になるような状況です。ですからクヌギ山全体の小国の環境を守るためにも皆んなが良ければクヌギ山に放牧してそしてコストの要らないような飼い方をすれば、シイタケ生産者もよくなるし畜産農家もよくなるというふうに私は思います。それはもう今から町長の考え一つで町が変わるわけですから。ましてや町長だけの問題ではない。議会もそこら辺をしっかり考えて町の在り方というのを考えていかなければならないときにきているというふうに私は思っておりますので、この特用林産についてはもう少し力を入れて町の出費も大変と思いますけれどもやってもらいたいという思いがしておりますので、これ決算議会ですので来年の予算に向かって是非考えてもらいたいと思います。

町長（渡邊誠次君） ありがとうございます。一番最初に委員長言われていましたようにやっぱり需要と供給のバランスが非常に大事であって、シイタケが倍の値段で売れるようになったら今のようなお話はないのかもしれませんが、そこは町のほうもしっかり考えていかないといけないなど。ただ特用林産だけではなくて今日は米の話も出ましたし野菜の話も当然ありますけれども、そういったところは職業の中で農家の方たちが考える部分それから国が考える部分、町が考える部分それぞれ役割分担があると思いますので、その部分ではしっかりお考え等させていただきたいと思いますし、一番大事なところは実は財源の問題があります。財源の問題で先ほどの特用林産の部分でも新型コロナウイルスの交付金、先ほどの選木機もそうですけれどもそのタイ

ミングというのもありますのでその部分では全国的に困っている部分。その部分では必ず国のほうが補助金を出す交付金を出すというようなこともありますので、その部分ではしっかりと考えさせていただいて予算の部分で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ここで暫時休憩いたします。次の会議を1時から再開いたします。

（午後0時01分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に続きまして午後の部の会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（高村祝次君） 110ページまでありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようですので、111ページから112ページ。観光費。

4番（児玉智博君） 112ページの使用料及び賃借料の土地借上料について聞きます。監査委員にも聞いたのですが、今日確認したいのが鏡ヶ池駐車場ともう一つが六花園の公園の一部の借り上げている場所です。鏡ヶ池駐車場に関して言えば昭和62年からの契約であるということで聞いておりますが、必ずしも鏡ヶ池公園の駐車場をあそこに借りる必要があるのかという点と、どうして昭和62年から現在まで借り続けているのかというのを聞きたいと思います。役場庁舎の駐車場であったりとかあるいは小国町図書室の駐車場も車が出入りするところの奥のほうに行けば階段もあってそのまま歩いて鏡ヶ池まで行くのに現在の駐車場と大して変わらないぐらいの距離で行けると思いますが、あるいはその六花園の駐車場。あそこは町有地に駐車場が設けられていると思います。あるいは土日であれば柳屋跡の通常職員が停めている駐車場もあるわけですが、年間借上で払われているお金が42万円ということで本会議でも言いましたが昭和62年から毎年の42万円が支出されていたのであれば1千554万円支出を令和5年までされていて、今後これも同じぐらい62年というとまだ40年弱ですけれどもまた40年経てばこれが3千万円以上の支出を町が地主さんにその頃は代替わりしてるかもしれませんが払い続けるということになると思うのです。昭和62年当時というと商店街も今よりもにぎわっていて借地してまでそこを駐車場にする合理的な理由もあったと思うのですが、約40年経って様変わりしております。最近まではすぐ近くの床屋さんがありましたので床屋には駐車場がないようですのでその利用者が使っているのかなと思ってたのですが床屋もなくなったという中で今後もこの駐車場必要なのでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 御質問ありがとうございます。鏡ヶ池駐車場、こちらについては一応名目上鏡ヶ池等駐車場というかたちで管理をさせていただいております。ですので一概に鏡ヶ池にお越しのお客様のみならずいろんな用途で活用いただければというふうには考えておりますが、今おっしゃられるとおり今どのようなかたちで利用されているのかという状況につきまし

ては常に見てどのような利用をされているのかというのを確認しているわけではないので、そこは今後状況を確認しながら使用状況については今後必要なかどうかを検討していきたいと思っています。ただ1点言われるとおり六花園も近くに駐車場としてございますけれども今新たに一番街のほうでも地域を活性化させようという動きが地域で出ておりますので、そちらの状況等も含めて全体的を見て考えていきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 地域を活性化させようと思うのであればあんまりこういう駐車場というのはないほうがいいのかと思うのです。歩いてもらったほうがいいのかと思いますので、今さっき通ったのですけれども1台だけ止まって車の中に男の人が1人乗っていたので地図でも見ていたのかなと思うのですが、通るたびに思うのですけれどもあんまり利用もされていないのかなど。歯医者さんも向かいにあるけれども駐車場もあるし、その近くに夜開いている居酒屋もあればハンバーガーが有名なお店もありますけれどもそれぞれ駐車場があるし。そば屋さんがちょっと行った先にあるけれどもそこも借りて駐車場を確保しているようですので、その辺の必要性というのは実際の今の利用状況をまず調査して、ふだんどういう人たちがどれぐらいの頻度で止めているのかという調査をしていただければと思います。

それともう1点が六花園の敷地の賃借です。ここは川沿いに3筆あってこっちのそれこそ鏡ヶ池駐車場の向かい側から入って行った突き当たり。さっき言った駐車場のスペースになっているところが1692番4です。その隣が1692-2、1692-1ということで3筆が今現状公園というかたちになっているのですが、ちょうど真ん中の1692-2を借地しているかたちになります。この三つの筆がそれぞれちょうど均等に三つに分かれているかといえばそうではなくて1692の4が一番東側の1692-1にちょっとひっついてます。多分これは法面になっている部分なのかなど。これは平面図なのではっきり分からないのですが、ひっついていてちょうど北側に水路が流れているのですがそっちにひつつくように1692番地の2という借りているようなかたちです。確かに土地を借地して自治体が公園を整備するという借地公園制度というのが確かにあるわけです。この制度どういうのかといえばやっぱり人口が増加しているところでなかなか子供が遊ぶ場がない、レクリエーションの場がないというそういうところを実際人口が増加しているところに何とか公園を造って緑地を造ってつくっていかうというので借地公園制度というのがあるようなのです。そこをしてみると大体無償借地公園制度とも言われていて借地する場合は無償で自治体が借り受けるようになっているのです。貸主のメリットとしては固定資産税とか都市計画税とかあるいは相続の基準額を控除されたりとかいう税制面での優遇があるわけです。そのほかに遊んでいる土地を公園にしてもらえば管理を地主がする必要がなくなるということで地主の人にもそれに魅力を感じて貸しますと。大体期間が10年20年とかそういう期間を定めて自治体が借り受けるというようなやり方をする制度というのは実際にあって、横浜

市とか大都市部でも実際に行われている。小国町の場合はそこまでして町が土地を借り上げてまで公園を造らないとレクリエーションの場がないかといえそうではないし。緑地なんて言わなくてもちょっと目を向ければスギの木だらけで緑地なんていうのも十分あるわけです。そういう中でここは年間が24万円、平成15年から借り続けているということなんですが。実際にそこまでして六花園を公園にしておく意味というのがあるのか。それは公有地だけの部分を公園にするというのはわかります。けどあえてその真ん中の部分を借りて公園にしておかないとならない理由というのは何なのでしょう。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

今おっしゃられたとおり両サイドには町有地、真ん中が私有地というかたちになっておりますが、現地のお借りしている土地のところはフラットになって一番人が集まって活動できるような利用状況になっております。今現状がですね。そのような中で両サイドだけ町有地というかたちの中をとってしまうと中は私有地になって誰も入れない状態になってしまいますので、その公園一帯と考えたときにはどうしても真ん中を借用する必要があるというふうに考えております。利用頻度というところに関しては昨年はマルシェが1回その場で1番街の方だったと思いますがその六花園を活用してマルシェを実施したり、あとはあそこは一応法面のところ河川に降りられる階段もございますし六花園からケヤキ水源のほうに行ける通路もございますので一つの歩道としても活用がされている状態です。ですので河川公園という位置づけでも該当するかなと思いますので、そういった方がピクニック要はお子様連れの方が河川で遊んで上でシートを広げて御飯を食べたりという状況も私のほうは何回か見ておりますのでそういったかたちでの利用というのは今現状でもあっているというかたちです。

以上です。

4番（児玉智博君） あれば使う人は出てくると思うのです。ただ問題はそこがなかったらほかにピクニックするところがないかといえそうではないと思うのです。河川公園で言えば北里川の芝生が張ってあって記念館の近くにも河川公園のような感じの公園はありますし、よそから来る人であればこれは民間かもしれないけれども遊水峡とかそういうところもあるので行政が土地を借り上げてまでする必要というものが果たしてあるのかというのがあるのです。恐らく六花園自体が整備されたのが平成15年だからその頃からの借地をしているのだと思うのですが、私が中学生の頃は大体96、7、8年なので平成でいけば10年ぐらいです。5年前までは多分なかったと思うのですが。ではあそこがなくて困りましたかという何と何と困った記憶というのがないわけです。マルシェを行ったと言うけれどもそこがないと小国でマルシェが開けないかといえそうではないと思うわけです。さらに言えば町有地の青空市場。あそこ屋根も付いていますがああいうところあるものを活用すればいろんなことができると思うのです。

もう1点。借地公園制度というのは説明しました。24万円をずっと支払ってまであそこを維

持する理由というのは何なんですか。借地に24万円掛けて維持していく。合理的と言えるのですか。例えば公園でいえばケヤキ広場の公園。これはもう福祉課の所管になるかもしれませんが、あそこのほうがよっぽどにぎわっていますよ。放課後になれば子供たちが集まって遊ぶ休みの日なんかは親子連れで遊具を使って遊んでいます。あそこの維持管理費用がどれぐらいかと思って確認してみたら遊具の点検とあそこは水飲み場があるので水道代足しても3万円とちょっとぐらいだと。3×8、24で遊具も何もない。けれどもあそこを維持していくためには24万円払わないといけないから遊具公園の8割の維持管理費用が少なくともその借地料だけで掛かっているというのはこれ合理的ではないと思います。ここは借地公園制度に基づいて無償で貸付けてもらって固定資産税やあるいはまた相続が発生した場合のそういうのをメリットにして、貸してもらっている限りは別に草を刈る必要もない、一応町が管理しますよというところでお話を持っていくべきではないかと思いますけれどもどうでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） あちらの土地につきましては過去に一度売買のお話とかもさせていただいている土地にはなります。ただその当時は売買はしないという回答をいただいたりしてまして、その後契約、要は借地というかたちが現状も続いている状態です。相手様、土地の所有者の方もいらっしゃいますのでそこはそういう制度もありながらというところでお話をさせていただきたいとは思いますが、過去数十年にわたって賃借料をお支払いしているという現状もありますのでそこは慎重に進めていきたいと思えます。

4番（児玉智博君） 去年の平成5年の10月ぐらいで相続による登記がなされていて、所有者は福岡の中央区かだったと思えますけど多分名前から察するに女性が相続されていますので所有者は変わっているわけです。この契約の期間が今は3人の人と多分まだ相続協議の途中で法定相続人が3人いたから3人それぞれの印鑑をもらったのだと思うのですが多分その中の1人ではないかなと思います。この福岡の人。その人と次の更新のときに無償で貸付けてもらうか。無償で貸し付けないというならもう別に遮二無二借りなくても。買うのもどうかとちょっと思うのですが売ってくれるというなら買って町有地にしてしまってもいいと思えますけど。何しろあそこに本当に公園がいるのかと。もうちょっと違うことにお金を使ったほうがいいのではないかなと思うのですがどうですか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから少し御答弁をさせていただきたいと思えますけれども。様々土地の借り上げは観光の部分だけではなくてございますので、その部分では皆様方から言われるようにまた契約の部分を見直しをさせていただきたいなというふうに思っております。ただ地価が下がっても今の状況的に契約というのは安く済むかどうか分かりませんのでこの部分ではひょっとしたら高い部分も出てくるのかもしれない。また売買ができる部分に関しては売買が必要であればさせていただきたいというふうに思えますので、その部分では議員さんが言われるようにしっかり交渉しながら町の部分でまずは必要ということで今借り上げをしているわけですので、そ

の部分でしっかりと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 必要というか借りた当時は必要だからそういう契約を結んだのだと思うのですが、その後が本当に必要かどうかという検討を本当にされているのかというふうに思うのです。前の担当者が契約していたから次の担当者も契約する。そういうのでずっときていてこれだけの町が借り上げている部分というのがあるので、本当に契約の前にこの契約は更新しないといけないのか、しなくてもいいのかという判断が毎回なされるべきだということを申し上げて終わります。

町長（渡邊誠次君） はい。児玉議員言われるように必要か必要ではないかの判断は私たちのほうでさせていただいて、また皆様のほうに上程をさせていただきます。その部分では予算のときに皆様方にまた御審議いただきまして可決、否決をしていただければなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長（高村祝次君） それでは、113ページから114ページ。中ほどに地域エネルギー費がありますけれどもこれは総務課の部分ですので。北里柴三郎顕彰費からです。上段114ページありませんか。

委員長（高村祝次君） なかったら、115ページから116ページ。

4番（児玉智博君） 一番下ですけど、夢チャレンジ推進事業業務委託料ということで、ドラマの作成のために掛かった費用だという説明でありました。これが調書のNo.6を見てもと夢チャレンジ推進事業業務委託料ということでこっちの調書1千135万8千809円なんですけど、こっちの決算書のほうが2千785万8千809円。何でこう違うのか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） 柴三郎プロジェクト係長の北里です。よろしくお願いいたします。

夢チャレンジ推進事業業務委託に関してですけれども本事業はTKUへ委託しているテレビドラマの制作及び一般財団法人学びやの里へ北里柴三郎顕彰事業ということで決算書上は細節の部分で夢チャレンジ推進事業というかたちで一本で載せさせていただいているのですけれども、事業調書のほうでは委託ごとの契約によってちょっと分けさせていただいておりますのでその二つが夢チャレンジ推進事業の分になります。

以上です。

4番（児玉智博君） これが要するに二つを足したらこっちの決算書の額になるということで理解しました。

それでこっちのテレビ熊本の委託料のほうなのですが、実際このドラマを製作するのに掛かった費用は幾らでこの補助率、国特定財源50%それと県補助金ですかねと一般財源町の財源50%で1千650万円補助しているわけですけど、ドラマの制作費に対する補助率というのほど

れぐらいになるのですか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） TKUドラマの委託に関わります実際の総事業費なんですけれどもテレビ熊本のほうから聞いている額は総事業費で5千万円ほどというふうに伺っております。そのうち町と契約した部分においてはこちらに掲載しております1千650万円ということになります。

以上です。

4番（児玉智博君） 2時間ドラマを作るのに総額5千万円も掛かるのかということでもちょっと驚くところではあるのですが。実際に5千万円のうちの1千650万円ということで出資と考えるなら4分の1以上町が出資したかたちになるわけですが、仕上がったドラマに対する権利は町はあるのですか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） 出来上がったドラマに関してですけれどもテレビ熊本のほうから教えていただいている内容としましては、テレビドラマを私たちのほうが営利目的で使うようなかたちをとらない限りは周知の活動の一部として使用を認めていただいているようなそんな状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） では営利でなければ使えるのであれば2時間分のデータをもっているのですか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） 使う際はテレビ熊本のほうに一度お伺いを立てて、どういった項目でどういうかたちで放送するのか使用するのかというのを聞く必要がありますので、データとしては今私たちの手元のほうにはございません。今後、使用目的等出てきたときはテレビ熊本のほうにお伺いを立ててデータをいただくようなお借りするようなかたちになるかと思えます。

以上です。

4番（児玉智博君） 4分の1も出資ではなくて補助だからあれですけど。仮に出資するのであれば5千万円に対する1千600万円にしてみれば何かなあというような気がするのですが。営利目的の上映というところというのが駄目なのですか。シアタールームありますよね。あそこで上映するのは入場料をとる以上はそれはもう営利目的になってしまうのでしょうか。またあるいは学校なんかで児童生徒が見るために体育館なんかで上映しますとかいう教育に使うのも一々テレビ熊本にお伺いを立てないといけないのですか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） 営利目的の部分におきましては以前北里柴三郎記念館のシアターホールにて上映させていただけないかの話はさせていただきました。ただそこは今回の案件でいきますと営利に当たるということで私たちのほうは先ほど議員さんがおっしゃったように学校関係とか教育関係のほうは使っていただいて大丈夫というのは意見いただいております。

で、今後またそういった部分で活用できればというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） なかなか厳しいなというような気がしますけど実際、町としてはもうそこまでして一々ああだこうだと言われるのも面倒くさいからそういう話をする予定はないのですか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） 私たちとしましてもできる限り町民を含めて町外のいろんな方に見ていただきたいというふうには思っております。この放送のほうが今年の1月に放送された分なんですけれども先日テレビ熊本さんのほうにお伺いしたときに7月3日の新札発行の前後で再度再放送したいというような話を伺っておりましたのでそこまでは私たち発信での放送は控えようと思っておりましたが、今後テレビ熊本さんのほうで再放送等なければ今後利活用方法はあるのではないかなというふうに思っておりますので検討していきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） それでは、ほかの部分シアタールーム関係で確認させてください。実際ここがオープンから現在まで新札発行前それから発行後どれぐらいの入場者があって、記念館自体の入場者としては大体どれぐらい増えているような状況ですか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） 御質問ありがとうございます。記念館の令和5年度4月から3月に関わる入館者数の実績ですけれども3万1千490名。令和4年度の前年度比であらわしますと176%というふうになっております。また決算とは違いますが今年の4月から8月までの5か月間におきましては既に3万7千人の入館者があっているような状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） では入場料収入としては幾らぐらいになっていますか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） はい、お答えします。

北里柴三郎記念館の入館料におきましては、令和5年度4月から3月分の実績になりますが1千631万4千530円というふうになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） はい、分かりました。1千631万円ということでこれは実際、入場料自体もシアタールームができる前と改定なんかもされているので単純には比較はできないかもしれませんが、令和4年と比べて何%増になるのですか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） 入館料におきましては令和5年度におきます4月から3月までの先ほどの1千631万円に対して前年度が692万5千円になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 分かりました。そのように入館料収入は1千万円ぐらい増えているような状

況だということが分かりました。

その入館料収入というのは全て指定管理者である財団法人学びやの里に入っているというふうに理解しております。そうした中、北里柴三郎記念館防犯システム構築業務委託ということでテレ・ハウスというところに防犯システム構築業務の委託をしております。監視カメラ等々設置している分だと思うのですが319万円です。これは要は管理のうちなので本来であれば指定管理者が自らの費用でやるべきだと思うのですが、指定管理契約上はどういうふうになっているのですか。どこまでの範囲の費用を町が負担しないとならないのでしょうか。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） お答えいたします。

今回、国の地方創生拠点整備事業のほうと地方創生推進交付金のほうを使用させていただきましてシアターホール建設に着手しているところですが、ハード面におきましてもソフト面におきましても北里柴三郎記念館シアターホールが実際に運営スタートできる状態まで持っていくというところまでで事業計画にも載せておりますので、それに関わる付属品一式今回の補助事業関連でそろえさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） ではこの防犯システムも添えて施設がスタートしましたと。もうスタートしたので例えばこの防犯システムを継続して使用するための経費等々は当然1千631万円以上の売上げが多分今年度なんかも見込めると思いますので、その中から財団が負担していくというふうになっているのですよね。

柴三郎プロジェクト係長（北里宏葵君） はい。議員のおっしゃるとおりになります。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、117ページから118ページ。今から土木総務費に入ります。118ページまでありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、119ページから120ページ。

議長（熊谷博行君） 120ページ。道路維持費の中の町道沿線立木安全対策事業補助金。これも森林組合に投じている事業だと思います。ここがとても問題が多くて何件も電話がかかってきております。「小国の森林組合が高い」。これだけです。僕もそこを見たわけではないのですが、ある方が津江の森林組合に見積もってもらったら小国の森林組合の3分の1で切ってくれるということだったということで、でも業務委託を森林組合にやっていたら津江の森林組合にお金を払うということとはできないと思います。この辺のシステム等の説明をもう1回していただきたいのですが。山主が半分払うとか。幾らまでの助成があるということをもう1回正確に説明してください。

公共建設係長（秋吉康成君） 町道沿線事業について御説明します。事業の要件としましては倒木等により町道に支障を来す恐れのある立木。町道敷地から水平距離で約25メートルであることということ。ただし樹種は問わない。この事業の申請者は林業事業体であること。伐採後の土地に樹種に関係なく植林しない確約を立木所有者が誓約していることが事業の要件となります。補助金の交付条件としましては、町が補助する金額の対象経費の2分の1以内で限度額が30万円ということであります。ですので補助の条件としましては60万円、半分が町、半分が森林所有者それを超えた分は森林所有者が負担ということになります。

以上です。

議長（熊谷博行君） 去年もこれだけのお金を使っていますのでスムーズに行かれたところもあると思いますが、行かれないところもあるのではないですか。

公共建設係長（秋吉康成君） 森林組合のほうからもそういったことをお伺いしておりまして、事業の要件であります伐採後の土地に樹種に関係なく植林しない確約がとれないところが後から何名か分かりまして、実際この沿線事業の補助として実施をしようとしていたところがあとで取りやめたということは2、3件聞いております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 私が聞いたのは小国の森林組合が120万円掛かるそうです。某森林組合は3分の1、40万円だったそうです。小国の森林組合は要するに120万円の60万円で60万円の半分。要するに80万円くらい地元が負担をしないとイケないというような説明だったそうです。説明が意味も分からない。ただ高いだけというのを言ってきたからそういうのは今まで何件もあるのですが。なかなか山主と困っている人と申請数が合わない。前は総務課の分もあったと思うのですが探しきれなかったから質問しなかったのですが。ここはできるだけ山主からもお金を取らない。地元からも取らないような策を考えていかないと「光ファイバー切りました」そのときにまたいらぬお金が掛かるとお思いますので、できるだけ柔軟な対応をしていただきたいとお思います。よろしく願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。先ほどの総務の部分は隣地安全ということで御自宅の裏とかそういうところに危険を及ぼす立木の伐採ということで私も審議会に入っているのですが、それはあくまでも個人の家を守るためそういうかたちですが。今、議長がおっしゃられたとおり町道沿線というのは非常にナーバスなところもあって全部が通る公共施設でもありますのでしっかりと所有者だけに負担を負わせるようなやり方。これもどうかなというところもあるし今委員長からもちょこちょこ電話があるのですが非常に今もう後ほど出てきますけど道路愛護とかいろんなどころでも小さい1メートルぐらいの草刈りは誰でもできるのですけど。もう4メートル5メートル上から差しかかってくる。これを隣地の沿線木として切るのか。それとも維持として切るのか。非常に悩ましいところがたくさんあります。だからそういうところもまた検討の余

地が今から一番大きな課題だと思っていますので考えていきたいと思っています。

以上でございます。

副委員長（松本明雄君） 今の話をまた続けますが今建設課長が言われたとおり総務課のほうにも僕から質問しました。なるべく木が大きくなる前に道路の沿線もそうですけどその所有者の方にチラシでも持って行って早く切ってもらおうほうを考えないと。この前はお願いしてケヤキ水源のケヤキの木。あれは河川でしたので業者に切っていただいて非常に助かりました。地権者の人も非常に喜んでおりましたのでそういういろんなパターンがありますので、今後はやっぱりクレーンを使うような伐採はなるべく早めに切るようにお願いしたいと思います。

それと道路愛護費です。その話も今さっきからずっと出ていましたし今度一般質問される方もいます。前は議員の方が質問されたと思うのですが、メーター20円もらっても皆さん切れないと。だからもう今から僕もいろんなテレビ、雑誌で見えていますけど機械があるところはリースでもして切っていただくとか、建設課のほうも人ではなく機械とかいろんな方法を先に考えていただきたいと思います。ユンボにアタッチメントを持っている方もいらっしゃいますのでそういう話はあると思いますが、予算が掛かることですので今後また検討課題だと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長（高村祝次君） 関連ですけれども私からちょっと今までやった事例を報告いたします。実は弓田から二俣の間で数年前から森林組合に「道路沿線で立木を切ってください」ということで頼んでいたけど、さっき議長が言われるように森林組合の見積りが高くて全然話が進まない。ですから山主のほうに直接話をして田原部落から金額を立ててそのときは20万円山主に「手出しも何も要りませんから20万円で切らせてください」ということで切ってもらいました。山主のほうは20万円で手出しも何も要らないということで森林組合に頼んで切らせたところが、補助金をすると逆に今度は田原のほうにお金が入ってきたわけです。実際見積りと工事をしたら単価が全然違うわけです。実際やったら安くなったから結局部落のほうにお金が入った。そういう事例がありますのでもう道路沿線2メートル3メートル個人の山があるなら「町が買い上げます」「そして山主の負担は要りません」と言えば山主も負担しなくていいなら協力はしてくれると思いますけれども。頭から森林組合の見積りをぼんと出すとこの残りは山主が出さないといけなのか。そうするとなかなかその話が前に進みませんので、今から話をいろんな場所によって変えていく必要は私は道路沿線についてはあると思います。ですからそのときスギ山だけは切りました。その先の雑木は弓田の部落に「田原が切ります」と、ちょうど話を付けておりましたけれども、クレーン車などを雇うときに雪が降って来れなかったのでいまだに切らなくて今になっておりますけれども。もう自分たちでできる場所は雑木やら町がそういう地権者と話を付けたりすればやることができますので、町の出費を抑えるためにもやっぱり地元の切山やら原木シイタケしている人たちがいるところはチェーンソーを持っているし、ただクレーン車だけ雇えばいいなら

安く上がりますのでやり方を考えて今後は検討してもらいたいと思います。これは長年、田原の方々が雪降りはどうしても雪が溶けないと困るというのが一遍に解消して皆んな部落の人は喜んでような状況ですので、是非そういう事例を考えながらやってもらいたいというふうに思います。また一般質問のときに私がまだいろいろ道路法面のときはしますのでよろしくお願いします。

以上です。

4番（児玉智博君） 熊谷議長の質疑を聞いていると4分の1というのが県外の森林組合等の比較でそういう見積りで差が出ているということでした。120万円小国町森林組合の見積りが出てきたということでしたけれども、単純に考えれば120万円でするなら町が出さなければならない補助額は上限の30万円ということになると思います。しかし40万円であればその費用の2分の1ですから20万円でするお金が済むわけです。そうであるなら補助金の効率性とかの観点で言えば津江の森林組合を使ってもらってそこに出したほうが小国町の出さなければならない補助金額というのは下がるし、あるいはその予算に対してできる作業量も増えていくとも思うのですが、その辺は町として検討はされないのですか。

建設課長（小野昌伸君） そういう事実。実際長年、固定観念があってこの町に森林組合がなければいろんな業者、土建業等々にも見積りを取る可能性もあったかと思いますが、すみませんそこはもうしっかりと森林組合オンリーでずっと固定観念でいっていらしたので今日そういう話を聞いたので、土建業とか木こり専門にやっているところもたくさんありますので空師とか特殊伐採をするところありますので、そういうところも視野に入れながらおっしゃるとおり補助金、少ないお金でたくさん切れたほうがいいのでしっかりと考えていきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

8番（熊谷和昭君） 8番、熊谷です。

除雪作業等委託料というのがありますがけれども、これ多分送迎バスの路線だけになってきていると思うのですがけれども。はげの湯、岳の湯もう標高が高いところ800メートルぐらいになってくると正月の期間に結構雪が毎年降ります。地元の人たちというのはほとんどがもうスタッドレスです。ですと何の問題もないんですけどもただ観光客というのは入って来た時点でそれから雪が降りだして帰れないという方が結構あります。それが1、2時間で溶けるくらいでしたらいいのですがけれども車を実際置いて帰った人もやっぱりいるのです。ですのでやっぱり観光地ですのでその辺は正月の間も除雪作業申し訳ないですけどもお願いしたいと思います。これ予算の話になるとは思いますけれどもよろしくお願いします。

公共建設係長（秋吉康成君） 除雪の委託としまして公共バス路線とスクールバス路線を委託しておりまして、休み期間等に降ったときとかも巡視とかをしていただいで除雪をしていただくよう

にはしております。また電話等でそういったところで溶けてないとか移動させていないところについては、業者に随時連絡をしながら移動してもらうようにはお話をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、121ページから122ページの上段まで。消防費は違います。住宅管理費。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 147ページ、148ページ。農林水産業施設災害復旧費。中段から下です。

4番（児玉智博君） 災害復旧工事で農災の場合、農家の方から申請が出てきて災害復旧工事をするとするのですが、その後災害復旧をした田んぼなんかは耕作をされているかとかいうような確認は何年間かしたりされるのでしょうか。

農林土木係長（大藏將充君） お答えします。

事業後の農地の利用状況については、実際確認まではしておりません。ただ災害復旧事業に申し込むときに水田であれば畦畔がないと水田としては見られない状態であったり結構厳しくなっているの、しっかり農地として田んぼとして畑としてちゃんと管理されているところではか災害にもかからないような状況になっていますので、その後においてもしっかり農地として維持していただいているところは工事後も維持していただいているのではないかなという感じです。

以上です。

4番（児玉智博君） その事業に採択される要件として現状というのはあると思うのですが、今後どう維持していくかということですね。結局もう今米を作る担い手の人がなかなかいなくて植付けから刈取りまで全て頼んでいますという人がたくさんいると思うのです。担い手の人が高齢化していったその次かわりに誰かやってくれないかと探す時になかなか作ってくれる人も見つからないという厳しい状況も起きたりすると思うのですが、その年はできていたけれども作る人がもういなくなって一遍に荒れてしまうなんていうのは私も目にしていますのでそういうこともありうるのかなと思ったのですが。それが公費を使って災害復旧工事を行ったところでもやっぱりそういうふうになってしまうと非常にもったいないというか残念な気もするのですが、それはそうしようと思って荒らされるわけでもないのになかなか難しい問題ではあると思うのですが、ただその後どれぐらいきちんと管理されていっているかとかいうようなのは建設課だけでは無理なら産業課なんかも一緒になって見守っていく必要があるのではないかなと思うのですがどうでしょう。

建設課長（小野昌伸君） はい、お答えいたします。

今、児玉議員が言うとおりの公費を使う、国費を使う、激甚であれば高率補助になりますので国のほうの負担98%、残りを負担金で補っています。基本的には今、大藏係長が言ったとおりの公共災の場合もそうです。河川災の背後地の田んぼが荒れておけば公共災としてはとれない。やっぱりそこを国も重点的に置いているのはやっぱりそういう理由があるからだと思っています。作りもしない田んぼに公費を充て込むのかということも大きな問題になっていると思うので。一番は農災の場合は公共災と違って申請で来年も頑張ろうと思って災害復旧をします。もともと令和2年にいい事例があったのですが、もう崩れているからこっちから押しかけて「農災しますか」とか言いません。向こうから「何で出して来ないのかな」と思っていくと後継者がいないからもう負担金払うのがもったいない。こういうふうな連鎖がつながっていつているのでその当時査定に「私はこの田んぼを復旧してほしい」と言ったときは次の年もその次の年もやる気があったのですが病気、怪我でできなくなったりとかそういう人もたくさん出てきているので一概に言えませんけど、うちの場合せめて言えるのは負担金。少なからず負担金をとって申請事業ということで。確かに今後先を見つめていくというの必要かもしれませんが、ちょっとハードな面ではそこまでは対応していません。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかに150ページまでありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から開会いたします。

（午後1時59分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に続き会議に入ります。

（午後2時08分）

委員長（高村祝次君） 歳出のほうが終了いたしました。質疑漏れはございませんか。

ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 質疑漏れがなければ、歳入に入ります。

15ページ、16ページから。15ページの森林環境譲与税のところからです。森林環境譲与税。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、17ページ、18ページ。

4番（児玉智博君） さっきも少し聞きましたけど農地災害復旧費分担金についてですが、これは何件分になりますか。

農林土木係長（大藏將充君） お答えします。

分担金につきましては、件数でいきますと18件分になります。

以上です。

委員長（高村祝次君） 17ページから18ページの分担金及び負担金で20ページまでいきます。

4番（児玉智博君） ではこの農業の施設の災害復旧分担金ですけど、これが何件で全て水路ということでしょうか。

農林土木係長（大藏將充君） お答えします。

件数は10件になります。対象施設としましては、水路と道路、農道のほうもあります。

以上です。

4番（児玉智博君） 内訳を教えてください。

農林土木係長（大藏將充君） 内訳は後ほど答えさせていただきます。すみません。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） その下段に地山事業の分担金というふうにあります、これは何件でしょうか。またその令和5年度までに申請があった治山工事のうちまだ着工できていないのが何件か残ってればその件数もお願いします。

農林土木係長（大藏將充君） お答えします。

単県治山事業分担金につきましては、2件からの分担金になります。今現在で申請が上がってまだ県の補助が付かなくて工事ができない箇所が2件あります。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは、19ページ、20ページの農林水産使用料。

21ページから22ページ。

4番（児玉智博君） 公営住宅使用料について聞きます。これは現年度分で入っている分についてが何戸分の収入になっているのかお答えいただきたいのと。本当は入れば収入になるのだけ空き家の状況になっているものが何件あるか教えてください。

公共建設係長（秋吉康成君） 公営住宅使用料の現年度分なんですけれども、調定件数としましては十二月合わせまして3千289件の調定を上げております。そのうち収入した件数については3千44件でございます。

空き家の数なんですけれども、入居待ちの空き家は3月末時点でちょっと正確な数は今覚えていないのですけれども6、7軒ほどあったと思います。今そちらについては抽せん会の準備等々をしております。

以上です。

4番（児玉智博君） 記憶によれば6～7軒が3月にあって現在抽せん会のために準備をしているということで6、7軒が半年以上入っていないという状況ということですね。これは民間で貸家、アパートなんかを営んでいる人であれば不動産屋に「早く入れてくれないか」とせっつく

問題だと思うのです。公営住宅であればそこを埋めないで給料が出ないなんていうことは絶対にないから危機感もその分どうしても出てこないというのはやむを得ないのかもしれないですが、この公営住宅であろうが例えば柏田住宅でいえば一つの棟に16軒分あるかと思うのですけどたとえそこが1人しか入ってなくてもその建物全体としてはちゃんと維持管理していかないといけないのでそれは1軒だけの収入でやっていったほうがいいのか。それはもう16軒埋まっていて維持管理していったほうがいいのかといえばそれはもう絶対後者ですよ。ですのでこれはなるべく空いたら抽せんをかけて埋めていくというふうなサイクルをしていかないと。これ一般会計でやっているからなかなかあれなのかもしれないけれど。本来であれば公営住宅なんかも企業会計でやっていくべきなのではないかというぐらい私は思います。そこで6軒から7軒も半年間開いた状態になっているのはなぜなのでしょう。抽せん会というのは何軒以上空き家でなければ開けないようなルールでもあるのですか。

公共建設係長（秋吉康成君） 3月末時点で6、7軒でこの前抽せんをしまして4軒抽せんをしておりますので残り3軒ではございますけれども、そちらのほうは今抽せんのほうの申込受付とかをして締切りを決めて今度また新たに抽せんを実施しようと思っております。

建設課長（小野昌伸君） 今おっしゃったとおり非常に空いたらすぐ抽せん、空いたらすぐ抽せん、整備が終わればそれが通年のやり方だと思っております。なかなかその点に関しての苦情もたくさん来ますので今係長が言ったのはあくまでも3月時点のものでこの前抽せんがありました。柏田で言えば4階部分は人気がございますので最初から空いていて整備ができていたのですがなかなか借手がない。引っ越しとか高齢化すると4階まで大変ということで。4階はどうしますかということで4階の抽せんを開いたときにこの前の事例ですが辞退者が続出。1階の空いているところには1棟につき10人で争うとか。下の階は人気があるのですが上部に関しては人気がないので、またその辺もしっかり考えていかないといけないなというところあります。しかしなるべく早く整備が終わったら1軒空いたらすぐに段取りをするというところには今後気をつけていこうではないかということで課内では話しているので、今後はなるべく空いたら入札、空いたら入札というかたちでとっていきたいと思います。決まりはありません。空いたらすぐにすべきが普通だと思っておりますので申し訳ありません。お許しください。

4番（児玉智博君） では今現在は空き家3軒なんですね。倉原の平屋のほうの住宅も確か今多分1軒空いているのではないですかね。関田住宅も空きがありますね。柏田住宅のその4階部分も空いているというふうにおっしゃった。残りの3軒であれば全部言えると思いますけど、どこが空いているのですか。

公共建設係長（秋吉康成君） 確かにおっしゃられるとおり倉原で1戸、関田で1戸、柏田で1戸空いております。倉原については高校側の平屋のほうが空いておりますし、関田については2号棟、柏田については8号棟が空いています。またそこは先ほどお伝えしたとおり早急に準備して

抽せんをしたいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 体の不自由な方なんかも待ってらっしゃるので。でもそこは身障者向けの住宅何かではないと入れないと思いますけれども、どんどん入れていってほしいのと、もう1点が結局3千289件の調定に対して3千44件という数字を今言われました。失業とかいろんな事情で経済的な事情で払えないという人はもうやむを得ないと思います。公営住宅でもあるから低所得者のための施設であるというので。だから滞納を理由に追い出すようなことは当然やっではないと思います。ところが実際にそこに住んでないけれども退去しなくて、結局周りの人から苦情なんかも出ているようなところもあるやに聞いているのです。そういう人たちへの対応というのはどういうふうにされているのですか。もう住んでなくて物置のような状況になっている。なおかつ使用料も払わないというような言わばこう悪質な人に対する対応はどうされていますか。

公共建設係長（秋吉康成君） 悪質というかそういった物置きがわりに使っているところについては随時担当職員と2人で訪問し、まずもって公営住宅の目的である低所得者のための住宅であり住んでいただくのが大原則というところをお伝えした上で、物置きではないというところもお伝えした上で今後住み続けるかどうかを確認しながら住み続ける意思がない人については早急に明渡しをしていただく。明渡しの日時等々を決めながら綿密に連絡をとりながら退去を急がせているような状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） 実際この令和5年に関してそういう部分で解決すれば一旦空き家になると思うのですが、空き家までになって次入れる準備に進めたところは何軒ありますか。

公共建設係長（秋吉康成君） 令和5年度については正直ありません。令和6年度について今1軒動き出しております。9月末でお約束をいただいているところがあります。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

副委員長（松本明雄君） 松本です。

本日は一般質問で聞くはずだったので同僚議員が多くを聞いたのでその部分についてちょっと聞きたいことがあります。もう前から児玉議員は保証人を1人にしてくれとかそういう感じで言われましたので今1人になっておりますが、そういう住んでなくて空いているところがある。そういうところがあれば保証人さんのところに行って早く荷物を出して一つでも空けていただきたいと思います。でないと待っている方が相当いらっしゃいますのでもう建てるよりそういうところをやっぱり空ける工夫をしていただきたい。もう何年も入っているところあるでしょう。柏田で。だからそういうところは保証人さんところに行ってちゃんと説明して退去していただかないと、今、児玉議員が言ったみたいに近所の方は「あそこは空いているのに、何で入らないの」

と僕たちにも電話がかかってきますので、建設課にも何回か行きましたけどその辺りも早め早め
によりしくお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは、22ページの農地等証明手数料がありますけれども質問ござい
ませんか。23万5千500円。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 続いて23ページ、24ページの土木手数料から下のほうの災害復旧費国
庫負担金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、25ページ、26ページ。国庫支出金の地方創生推進
交付金。それから、社会資本整備総合交付金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら飛んで、29ページ、30ページの県支出金の夢チャレ
ンジ推進補助金。ございませんか。29ページから30ページの県支出金、農林水産業費県補助
金。31ページまでいきます。32ページまで。災害復旧費県補助金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、33ページ、34ページの県委託金、商工費委託金、
土木費委託金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、35ページ、36ページ。農林水産業費寄附金、林業
振興費寄附金。商工費寄附金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、38ページ、諸収入、農業者年金業務委託料。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、39ページ、40ページが諸収入の柏田第1期浄化槽
負担金から建物災害共済金、全国農業新聞情報活動交付金、小国堆肥売上、くまもと間伐材利活
用推進事業補助金返還金、持続可能な観光地域づくり補助金返還金。39、40ページまで。

歳入について漏れはございませんか。

農林土木係長（大藏将充君） 先ほど20ページの農業用施設災害復旧費分担金について、児玉議
員のほうから質疑があった件を報告させていただきます。10件のうち水路が7件で道路が3件
になります。

以上です。

委員長（高村祝次君） 歳入の質疑漏れはございませんか。

所管の歳入歳出、全てのページが終わりましたので、ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、令和5年度の一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

幾つかその理由を述べたいと思いますが、まず、この第1点目は、物価高騰やコロナ交付金、国からの臨時特例交付金に対するその用途です。コロナ禍、物価高騰を思い起こしていただきますと皆さん「ああそうだったな」と思われるかと思いますが、とにかく町民の人は「南小国町はまた補助が出たてよ。南小国町はいいなあ。」、「小国町は出ないの」と何回も私言われました。コロナ交付金のくる額自体はそれは人口は小国のほうが多いですから、額としても当然交付額というのは多いと思うわけです。そういう中で林業費を見ても木材の小国町森林組合が使う選別機に対し国からの半額助成が5千311万円出ている中で、大事な大切な町民の暮らしを守るための交付金から更に10%の上乗せ補助というのが行われたわけです。私は本来こういう交付金は町民を直接補助することに使われるべきだったのではないかと思います。それがなされていないので町民の中からも相当な「何で小国は町民のためにお金を使ってくれないんだ」と。

「南小国町を見習ってほしい」とそういう声が上がったのではなかろうかというふうに思います。また令和5年度、小国町は起債残額というのが令和4年度末時点よりも令和5年度末時点のほうが一般会計で言いますと約2千万円増えております。今後自民党の総裁選挙なんかあるいはそのほかの政党の立場なんか見ても、今後金利を上げていくというので大体自民党の総裁候補も一番支持を集めているのは今現在小泉進次郎さんということですが小泉進次郎さんも金利を上げていくというふうに言っていますし、野党もこの金利引上げに明確に反対しているのは恐らくいわ新選組だけです。ほか野党も金利を上げるというのに大体意見が一致しているのです。今後金利は上がっていきます。間違いないです。ただそれがどのぐらいまで上がっていくかというのは私なんかにはとても想像できないのですが、その金利が上がっていく中で借金を小国町は増やしているというのは。大体はどこも財政の立て直しというのはどこの自治体も言っていることですが、小国町はその点はちょっと違うのかなというような気がしています。何でかと。それは町債を発行すれば返すよりも借りるほうが多ければ増えていきます。どういうことで借金を増やしたかといいますとこの産業課所管の予算で言いますと、北里柴三郎記念館周辺整備事業などで一般補助施設整備等事業債というのでこういうところで増やしているわけです。借金をしてまでこれだけの規模の施設を造らないといけないのか。施設を造ればそれなりに客も入るようにしなければならないので駐車場もたくさん準備する。今年のお盆期間中8月12日は1日だけでも

1千人以上の入場者があった。5日間で5千人を超す入場者があった。それは新札が出て1か月しか経っていない中での大型連休というかお盆期間であれば来ると思うのです。ところがそれを過ぎたから駐車場を全部道路を剥いで畑にするとかそんなことはできませんので、やっぱり一遍造ってしまった施設というのはずっとその施設の建物がある限り造っていかねばならない。長期的に考えてこれだけの規模を。小国町のような人口6千人台で人口も減ってきている。そういう中で立派な施設を本当に造らなければならなかったのか。未だに私はお盆期間の話だけを聞けば「5千人来たんだ。よかったな。」と思うのですけど、将来的な負担というのを考えればここで借金を増やしてやる必要があったのかということ「そうではなかったのではないですか」ということを私としては言い続けなければならぬかというふうに思います。

以上、述べまして反対の討論といたします。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和5年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（高村祝次君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

次に、認定第5号、認定第6号、認定第7号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、9日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付をお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） 追加の説明等々ありません。御審議よろしくをお願いいたします。

委員長（高村祝次君） これより認定第5号、認定第6号、認定第7号について質疑に入ります。

なお、特別会計は歳入歳出、一括して質疑を行います。

まず、簡易水道特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 次に、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、次に水道事業会計利益の処分及び決算についての質疑

に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、認定第5号、令和5年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 続いて、認定第6号、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 続いて、認定第7号、令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思います。

委員長(高村祝次君) 認定第5号 令和5年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第5号は認定すべきとされました。

認定第6号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第6号は認定すべきとされました。

認定第7号 令和5年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第7号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました決算認定は全部終了いたしました。

よって、本日の令和6年第2回産業常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 異議なしと認めます。

以上で、令和6年第2回産業常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後2時43分)

小国町議会会議録
令和6年第3回定例会

令和6年9月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 長 広行

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119